

特別研究

連続講座報告書

住民生活における安全・安心政策研究

平成19年3月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

刊行にあたって

安全に安心して暮らすことのできる社会の実現はすべての住民の願いであり、そのような社会を実現させることは自治体のもっとも基本的な役割であり、大きな使命です。

しかし、現在、住民生活を大きく脅かす災害や事故、犯罪が相次いで発生し、そのため住民の間に地域の安全に対する危機感が高まっています。このような状況のもと、いかにして地域住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現していくかが自治体にとって緊急の課題となっています。

住民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現に向けて、市町村が果たす役割について考えるため、今年度、当センターでは、「住民生活における安全・安心政策研究—連続講座」を開催しました。「住宅の安全」「子どもの安全」「学校の安全」などをテーマにゲストスピーカーをお迎えし、問題の所在や今後の方向性についてご講演いただくとともに、それぞれのゲストスピーカーの講演終了後、講師と参加者による意見交換会を実施しました。このことにより、講演を受身で聴講するだけよりも、はるかに理解度が高まったものと期待しております。

本書は、この講座における講演の要旨と参加者による研究レポートと視察報告、安全・安心施策に関する府内各市町村へのアンケートをとりまとめたものです。本書が、今後の安全・安心政策を考える上での参考になれば幸いに存じます。

最後になりましたが、ご多忙の中、ご講演いただきました講師の方々にあらためてお礼申し上げますとともに、この講座の指導助言者として、各回の意見交換や論点整理などコーディネートをお務めいただきました小宮信夫先生（立正大学文学部教授）に厚くお礼申し上げます。

平成19年 3 月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
所長 齊 藤 慎

住民生活における安全・安心政策研究 講演録目次

第1部 連続講座講演録

第1回講座（平成18年5月23日実施）基調講義として公開 3

テーマ：「犯罪につよいまちをどう構築するか」

～子どもを犯罪から守るために～

講師：小宮 信夫（立正大学文学部教授）

第2回講座（平成18年6月26日実施） 21

テーマ：「住宅の安全－環境設計による犯罪防止－」

講師：瀬渡 章子（奈良女子大学生活環境学部教授）

第3回講座（平成18年7月5日実施） 41

テーマ：「子どもの安全」

講師：横矢 真理（NPO法人子どもの危険回避研究所所長）

第4回講座（平成18年7月25日実施） 65

テーマ：「学校の安全をいかに守るか」

－学校安全法、学校安全条例の提言－

講師：喜多 明人（早稲田大学文学部教授）

第5回講座（平成18年12月1日実施）公開セミナー

事例報告① 109

テーマ：「春日井市における安全なまちづくりの取り組み」

講師：吉岡 利高（春日井市総務部市民安全課）

事例報告② 119

テーマ：「マスコミからみた安全・安心まちづくり」

～成功の秘訣・失敗の理由～

講師：黒川 敬（NHK「難問解決！ご近所の底力」ディレクター）

第2部 視察報告

赤坂子ども中高生プラザ（なんで～も）	139
三鷹市生活環境部安全安心課	145

第3部 安全・安全施策に関する府内市町村アンケート

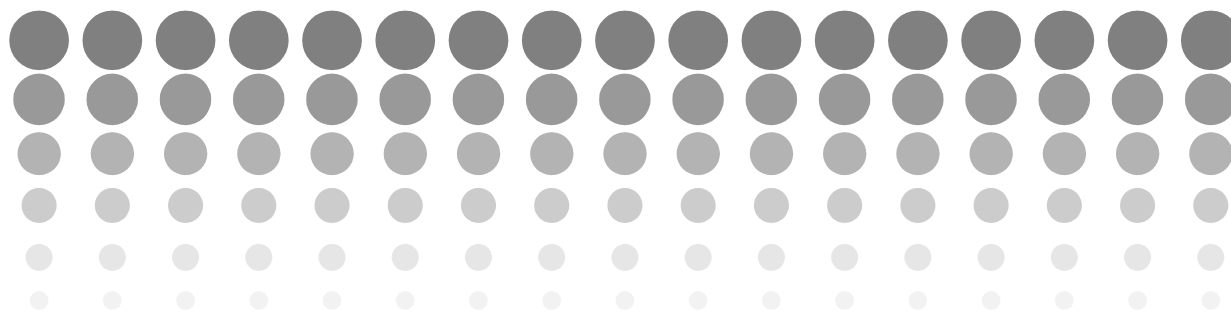
アンケート調査結果報告	153
アンケート票	180

第4部 大阪府内における安全・安心施策の事例紹介

子ども条例と子ども安全・安心のまちづくり（池田市）	191
「地域安全マップ」から「地域ぐるみの安全マップ」（寝屋川市）	201

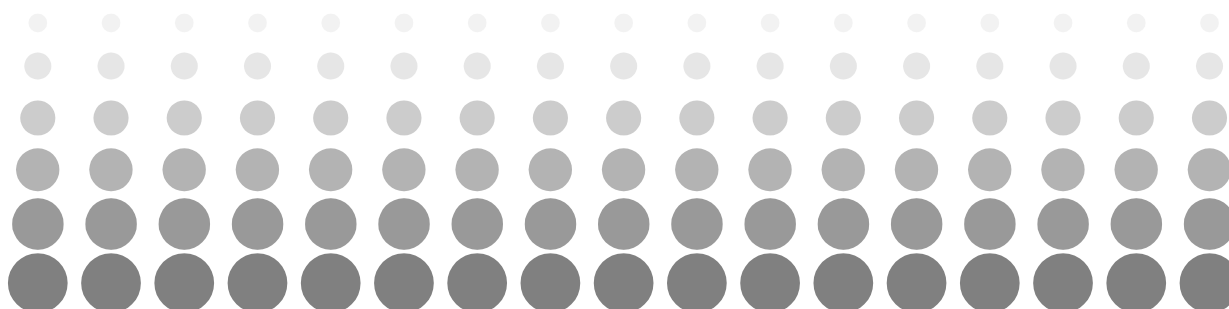
第5部 受講者レポート

211



第 1 部 連続講座

住民生活における安全・安心政策研究 講 演 録



第1回講座（平成18年5月23日実施）



テーマ：「犯罪につよいまちをどう構築するか
－子どもを犯罪からまもるために－」

講 師：小宮 信夫（立正大学文学部教授）

「犯罪に強いまちをどう構築するか —子どもを犯罪から守るために—」

立正大学文学部教授

小宮 信夫

はじめに

私が自治体の方の前で話すなどということは、4～5年前には考えられなかったことです。皆さんも、仕事として、職務として、こういった安全・安心政策などをやるようになるとは夢にも思われなかったと思います。ところが、そういう状況ではなくなって、逆に今はどこでもやらなくてはならない。今、ちょうど始まったばかりですので、もしかしたら皆さんの中にも、今まで考えたこともなかったし、そういうセクションもなかった、ところが、いきなり「おまえやれ」と言われて、何をやっていいのかさっぱり分からないのでとりあえず来たという方もいらっしゃるかもしれませんが、それはだれでも一度は経験していることですから、気にする必要は全くありません。

最初は、誰もが悩む手探り状態なのです。しかし、「できること」「やるべき」ことはたくさんあります。そのヒントを今日は少しお話ししたいと思います。

1. 欧米の犯罪対策の成功要因

「原因論から機会論へ」という発想の転換

「犯罪原因論」から「犯罪機会論」へ。これが自治体がいろいろな対策を講じるうえでの基本的な考え方の枠組みになるものです。

70年代までは、欧米でも「犯罪原因論」が主流でした。これは犯罪者という人間に注目して、その異常な人格や劣悪な境遇（家庭環境とか学校環境）といったものに原因を求め、その原因を取り除くことによって犯罪を防ごうという考え方です。残念ながら、日本では今もまだこの犯罪原因論のほうが強くて、事件が起こると、一体犯人はどんな人間なのだろうと一生懸命犯人像を追究しています。この犯罪原因論の呪縛が解かれることは難しいのです。

この犯罪原因論に立つと、結局は事件が起きてから動けばいいでしょうという話になるのです。なぜならば、事件が起きていない段階では、犯罪は起きていませんから犯罪者はいないのです。だから原因の探りようがない。犯罪が起こって初めてそこに犯罪者が現れるわけです。ですから、犯罪が起きてから犯罪者を捕まえていろいろと調べてみて、あれが悪いのだ、これが悪いのだと犯罪の原因らしきものを発見して、それを取り除くようにしてやるという形が基本的な犯罪対策になるわけです。

この人間は人格が問題だというのであれば、矯正ということで人格を変えてやる人格改造をやればいいですし、あるいは劣悪な境遇にこそ問題があったのだということが分かれば、周りの家庭や学校、地域など、そういう劣悪な環境から本人を守ってやればいいのだという発想になります。今

でも日本では法務省の中に矯正局、あるいは保護局がありますが、これは犯罪原因論の基本的な枠組みに立ったセクションです。

かつて欧米でも、ここにもものすごい税金を投入しました。いろいろな専門家も雇用しました。しかし、やれどもやれども、70年代まで一向に犯罪は減らなかったのです。そうすると、アメリカにしろ、ヨーロッパにしろ、非常に権利意識の強い国民ですから、ちゃんと税金をうまく使っているのか、無駄遣いしているのではないか、犯罪者の心を治すと言っているけれども本当に治せるのかという納税者の突き上げがあったのです。

それに対して当局は、要するにアカウンタビリティ（説明責任）ということで、こういうプログラムは効果があるということを示さなければならないので、いろいろな実験的なプログラムをやるようになりました。それによって、これとこれは効果があるからお金をつけてくれということを本当は言おうと思っていたのです。ところが、いろいろな実験をやったのですが、それがことごとくうまくいかない。結局は何も効果がないということが分かってしまって、全く説得力を失ってしまったのです。犯罪原因論には大きな限界がある、心は治せると言っていたけれども治せないのではないか、そもそも犯罪を引き起こすような心なんてものは分かるのか、分からないのではないかとこの話になってきて、矯正とか保護、これらは要するに刑罰からスタートするものですが、そういったものには犯罪防止は期待できないということになってしまいました。

そこに登場してきたのが「犯罪機会論」です。これは犯罪の原因には注目しません。刑罰には期待しないわけです。刑罰は犯罪者に向かっていているわけですが、そういった犯罪者に向かうようなものの、犯罪者というものを中心に置くことに関しては非常に懐疑的です。そもそも犯罪原因論は、犯罪が起きてからいろいろな専門家が関わったとしても、それには大きな限界がある、そもそも起こさせないのが一番良いのではないかという考え方に立つものです。犯罪が起きてから動き始めるのでは限界がある、刑罰には犯罪防止効果は期待できなくなれば、刑罰を使わない良い方法、起こさせない方法、予防ということで、防犯のほうに大きく関心が移ってきた、その理論的な枠組みを提供したのが犯罪機会論です。

犯罪機会論は予防ということですから、要するにまだ犯罪が起きていません。犯罪が起きていないので犯罪者も存在しません。ですから、犯罪者にはそもそも論理的には注目できないのです。では、何に注目したかということ、場所に注目したわけです。犯罪の機会の多い場所で犯罪が起これやすくなる。逆に、犯罪の機会が少ないところでは犯罪が起これにくい。場所を管理することによって犯罪を防ぐことができるのではないか。あらかじめこの人間は犯罪を起こしそうかどうかなどということは分からないけれども、犯罪の機会が多い場所ならば分かるかもしれない。それを少なくすることによって、見た目で見分けない、潜在的な犯罪原因を持っている人間であっても、犯罪の機会さえ与えなければ犯罪を起こさないのではないか。つまり、「機会なければ犯罪なし」という考えで、いろいろなことが行われてきたわけです。

犯罪者観に関しては、犯罪者と非犯罪者との差異はほとんどなく、犯罪性が低い者でも犯罪の機会があれば犯罪を実行してしまうかもしれないし、逆に犯罪性が高いものでも犯罪機会がなければ犯罪を実行しないということです。この人間が犯罪者かそうではないか見分けるのはほとんど無理だというのが、犯罪機会論の出発点です。しかし、かつての犯罪原因論はそうではないのです。こ

の人間は犯罪をする、明らかに普通の人間と犯罪者は違うのだというのが犯罪原因論の出発点なのです。

後で少し触れるかもしれませんが、日本ではこれが混同されていて、犯罪予防の分野でも犯罪原因論は非常に影響力を持っているのです。それでいろいろな問題が引き起こされています。いちばん典型的な例は「不審者」という言葉です。予防ですから、まだ犯罪は起きていません。したがって、犯罪者はいません。それで犯罪者という言葉は使えない。そこで苦し紛れに考え出した言葉が「不審者」という言葉です。ですから、厳密に定義するのであれば、これから犯罪をしそうだという人間が不審者なのです。ところが、そういう正しい定義の仕方を使っているところはほとんどありません。普通は犯罪者とイコールで使っています。イコールならば犯罪者と言えばいいのですが、なぜか不審者という言葉を使いたがる。それはそもそもの出発点が予防のほうに向いていたからです。

今はどこでもやっている不審者情報メールというのがあります。「おととい、どこどこ何丁目で空き巣1件発見、不審者情報」、あるいは「学校に侵入されて、今、子どもたちが襲われています。刃物を持っていて子どもが一人刺されました。不審者が侵入しました」というようなものですが、これは不審者ではなくてもう犯罪者です。このように、不審者という言葉がきちんと定義がされないまま使われていることで、不審者と犯罪者の違いがよく分からなくなっているのです。

警察用語に「不審者」という言葉は一応あるのですが、どういうときに不審者と使うかというと、ほとんどの場合はもうすでに犯罪を実行した犯罪者に対してです。ところが、犯罪者と特定できない場合、つまり犯罪が起こると、「こういった容姿、こういった服装、こういった車の人間が犯罪をしました」という情報が緊急配備で流れるわけです。それを受け取った警察官が、あの人間はもしかしたらさっきの情報のあの人間かもしれないなというときに使う言葉が「不審者」という言葉なのです。だから、言ってみれば犯罪者だけでも、その人間と特定できていない場合のみが不審者なのです。でも、ちまたで使われている不審者という言葉は、そんなふうに使われているわけではないのです。本当はこれから犯罪をしようと思っている人間を不審者と言うべきなのですが、それはもう論理的に分かるはずがないので、結局は犯罪者とイコールとして使われています。今、小学生でも不審者という言葉は知っていますが、訳の分からないまま使っている、これが犯罪原因論の弊害なのです。

2. 犯罪に強い三つの要素

犯罪機会を減らす方法

そうやって犯罪機会論が欧米で台頭してきたわけですが、ではどうすれば犯罪の機会が減らせるかというのが、次の犯罪に強い三つの要素です。抵抗性、領域性、監視性、この三つの要素を高めれば高めるほど、犯罪の機会はどんどん減っていくということです。

(1) 抵抗性

抵抗性とは、犯罪者が目の前に来たときに、どうやってその犯罪者の力を押し返すかということです。例えば、家であれば1ドア2ロックにしたほうが抵抗性が高まるし、タクシー強盗を防ぐた

めには運転手の頭の後ろにカバーをつけておいたほうが頭を殴られないで済む、これは抵抗性です。ヨーロッパやアメリカに行くと、銀行、駅、郵便局のカウンターの人には触れられません。非常に強い透明な遮蔽板が設置されていて、カウンターの人には手が届かない。こういうものが抵抗性です。自転車にかぎをつけるのも抵抗性ですし、子どもに防犯ブザーを持たせる、護身術を教える、犯罪者が目の前に来たらどうしようかというのはすべて抵抗性です。

日本は犯罪原因論が主流なので、この抵抗性についてはいろいろな取り組みがアイデアとして出てきます。なぜならば、犯罪原因論は犯罪者という人間に注目していますから、いつも自分の前に犯罪者がいるという前提で対策を考えるのです。くどいようですが、不審者という言葉もそうです。犯罪者が目の前に来ているというところから出発するわけです。例えば、警察が作った空き巣対策のチラシには、大体泥棒の絵がかいてあります。唐草模様のふろしきをしょって、手ぬぐいをほっかぶりしている、ワンパターンの泥棒を書きますが、今どきそんな泥棒はいません。いせんけれども、どうしても犯罪原因論ではそういう特定の犯罪者のイメージを持ちたがります。

数か月前に、ある新聞社が私のところに取材に来て、防犯対策の話はずっとして、空き巣対策中心でしたが、「新聞に載せるイラストをかきましたので見てください」と言われて見せられたのが、やはり唐草模様のふろしきをしょって、手ぬぐいをほっかぶりしている泥棒の絵でした。「これはだめですよ。こんな泥棒は今どきいませんから」「どういう泥棒をかいたらいいのですか」「今どきだったらネクタイをしていて背広を着ている、そんな泥棒ですよ」「そういうイラストをかこうと思えばかけますが、でもそんなイラストをかいたら泥棒かどうか、読者の方は分からないのではないですか」「分からないから泥棒が成功するのです」と、なかなか納得してもらえませんでした。でも、結局、非常に珍しいイラストですが、新聞にはネクタイと背広姿の泥棒が出たはずです。

そういう形で特定の人間を犯罪者としてイメージして、その人間が前に来たらどうしようかというところから出発するのが抵抗性です。しかし、これは犯罪者が目の前に来ているから、かなり危険な状況です。特に子どもの安全についていえば非常に危険な状況です。防犯ブザー一つ取っても、それで本当に子どもを守れるのか、大きな限界があるはずです。例えば、本当に鳴らせるかどうか。あるセキュリティ企業が、女性に防犯ブザーを持たせて実験をやってみました。あらかじめ女性に渡しておいて、数週間してから突然女性を襲ってみると、ほとんどの女性が防犯ブザーを鳴らせなかったそうです。ですから、子どもが本当に鳴らせるかどうか分からない。防犯ブザーは、東京の杉並で防犯ブザーを鳴らしたために助かったという事例があったことで、広がったのですが、実は、そのときに鳴らしたのは本人ではなく、友達だったのです。ですから、本人が鳴らせるかどうか分からない。

例えば栃木の事件のときに、あの子は防犯ブザーを持っていました。しかし、果たして鳴らせたかどうか分からない。仮に鳴らせたとしても、山の中では誰も聞いてくれないでしょう。山の中だけでなく、都心部でもそういう場所はたくさんあります。幹線道路のすぐそば、線路のすぐそば、工事現場のすぐそばでは聞こえないでしょう。また、子どもにはその意識が低いですから、おもちゃ代わりにしてあちこちでブーブー鳴らしていますよね。そうすると、またいたずらをしているのかと思って、本当に鳴らしたとしても誰も出てきてくれないかもしれません。それから、防犯ブザーを鳴らすとかえってそれによって犯罪者を怒らせるといいますか、パニックにさせてしまう可能性

もあります。

小さい子を狙う犯罪者というのは、大体自分と同世代の女性が嫌なのです。ばかにされたりするかもしれないので同世代の女性は恐い、小さい子であれば完全に支配できる、そう思って小さい子を狙うわけです。でも、小さい子も時には反撃します。宮崎勤事件のとき、宮崎勤は生まれつき障害を持っていて手を上に向けられない、彼はそれをひたすら隠していましたが、車に乗せてお菓子などをあげているときにできないことが分かってしまった。それで女の子に「おじさん、そんなこともできないの」と言われた。それでかちんと来たわけです。奈良の連れ去り殺害事件もそうでした。騒がれたので、初めてそこで殺意が浮かんでしまう。長崎の事件もそうです。屋上まで連れていっていたずらしようと思ったけれども、反撃されて慌ててしまった犯罪者が屋上から突き落としてしまった。そのように暴れたり、騒がれたり、そして防犯ブザーを鳴らされると、かえって焦ってしまって、それで殺害におよんでしまうということもありえるわけです。

それなのに、この抵抗性に日本はとても偏りすぎています。特に防犯ブザーです。とんでもないことをやっているところもあります。例えば、東京のある自治体では、防犯ブザーにGPS機能をつけたシステムを作りました。防犯ブザーをまず持っています。犯罪者が襲ってきます。防犯ブザーを鳴らします。鳴らすとその信号が役所に行きます。GPS機能がついていますから、役所では、今どこで誰が防犯ブザーを鳴らしているのか分かるのです。そうすると、あらかじめ登録されている住民協力員に「今、どこでだれが襲われているから助けにってください」と役所のほうから指令がいて、地域住民がそこに駆けつけるというシステムです。

一見素晴らしいように見えますから、マスコミが繰返し繰返し取り上げて、いろいろな自治体が視察に行っているようですが、これは致命的な欠陥があるシステムです。なぜならば、まず子どもが防犯ブザーを鳴らします。その信号がGPS機能として役所に行く。しかし、鳴っている防犯ブザーを子どもに持たせたままで連れ去る犯罪者がいるはずがないのです。鳴っている防犯ブザーを犯罪者が自分のポケットに入れて、子どもを連れていくはずがないのです。鳴らしたら、その防犯ブザーを取り上げてどこかへ放り投げるか、車に乗っていたら車の窓を開けてどこかへ放り投げます。放り投げたら、その放り投げて落ちたところでGPS機能は動いていますから、助けにいく人はみんなそこに集まってしまう。その間に犯罪者と子どもはどこか違うところに行ってしまう、逆に捜査・発見をかく乱できるということに結びついてしまいます。

もちろん防犯ブザーも持たないより持ったほうがいいですし、GPS機能もあったほうがいいわけですが、両方つけることによってお互いの機能を殺し合っているのです。そんな当たり前のことに気がつかずに、そのまねをしようとする第2、第3の自治体が、今現れ始めています。事件が起これなければいいのですが、起きたらこれは大問題です。このように、抵抗性をあまりにも過信しすぎると、とんでもない方向に行ってしまうわけです。

(2) 領域性・監視性

そこで求められるのが、領域性、監視性です。これはもう少し広い範囲で、最終的な標的の抵抗性まで至らぬところで犯罪者の犯罪をあきらめさせるというものです。これは場所に関するものであり、犯罪機会論の中心的な課題は、この場所の領域性と監視性です。

領域性とは、そもそも犯罪者を自分たちの場所の中に入れないということです。つまり、抵抗性を使うよりもはるかかなたで犯罪者の力を押し返すわけです。そして、仮に自分たちの領域の中に入ってこられたとしても、その犯罪者の行動をきちんと把握できる、これが監視性です。把握できていればそう簡単に最終的なターゲットまでは近づいてこられません。つまり、領域性と監視性が強ければ、抵抗性は本当は要らないのです。逆に、領域性と監視性が低いと、いくら抵抗性を高めても限界があるわけです。

先程の防犯ブザーがよい例です。それから、よく狙われる団地というのがあります。空き巣に10軒のうち6～7軒入られてしまう。あるいは、同じ家でも2回、3回入られてしまう。そういうところではかぎも1ドア2ロックにしたりして一生懸命に防犯対策を施していますが、泥棒が一度目をつけたら、入れない家などありません。それは地域全体が弱いのです。いったん狙われてしまうといくら抵抗性を高めてもことごとくやられてしまいます。

逆に、日本でいちばん犯罪発生率が低いのは秋田県ですが、秋田県では空けっぱなしで、自分の家にかぎをかけない地域もあります。でも、空き巣に入られない。それが領域性と監視性の力の強さです。東京や大阪は一生懸命に抵抗性を高める努力をしていますが、領域性、監視性が弱いので空き巣も多発する、こういう話になってくるわけです。

3. 外柔内剛 (velvet glove and iron fist)

＝パートナーシップ、コミュニティ、エンパワーメント

欧米では、領域性、監視性をいかに高めるかということで、いろいろな対策を講じています。イギリスの法律にしろ、アメリカのやり方にしろ、いずれも地域の領域性、監視性を、ハードとソフトの両面から強くしようというやり方です。もしご関心があれば、今日、私の本（『犯罪は『この場所』で起こる』光文社）のチラシも配っていただいていますので、ご覧いただければと思います。この本の中に、イギリスの法律やアメリカの取り組みが詳しく説明されています。

（1）イギリスの法律

1点だけ面白いといえますか、非常に注目すべきなのは、イギリスの犯罪及び秩序違反法の17条で、「犯罪への影響と犯罪防止の必要性に配慮して各種施策を実施する」ということが地方自治体に義務づけられていることです。この17条は、ありとあらゆる地方自治体の業務についての義務づけ規程なのです。これは大変なことです。画期的な規程です。

例えばイギリスのある自治体で公園を造りました。ところが、公園を造るとき、いろいろな設計者等がいろいろな会議を持った中で、犯罪という話題が一切出なかった。全く犯罪防止に考慮しないで公園が造られたわけです。ところが、ある日その公園で犯罪が発生しました。その地方自治体の公園完成までの議事録を被害者が見て、「犯罪」という言葉が一度も出てこないとなれば、被害者はその地方自治体を訴えることができ、地方自治体は莫大なる賠償金を払わなければならないというところまで、イギリスのこの法律は要求しています。

「犯罪機会論」というのは、まだ犯罪が起きていませんから犯罪者には注目できないので場所に注目する。では、場所に注目した場合は、一体だれが場所を管理しているのかという話になってき

ます。場所の一次的な管理者は地方自治体ということで、欧米では地方自治体が犯罪対策の第一次責任者になっているわけです。警察ではありません。警察は捕まえることに関しては第一次責任者ですが、起こさせない、予防については警察ではなくて、地方自治体が第一次責任者です。アメリカでもイギリスでもそうなのです。

私の本でもいろいろと詳しく紹介していますが、イギリスでは、あちこちに監視カメラがついています。その監視カメラを設置・運営しているのは、地方自治体です。ロンドンに行きますとあちこちに監視カメラがついていて、唯一、オックスフォードストリートという繁華街のカメラだけは警察が管理・運営していますが、それ以外のカメラはすべて地方自治体が管理・運営をしています。モニタールームで一生懸命モニターを見ている職員は地方自治体の職員であって、警察官ではありません。これが欧米の当たり前の姿になっています。

(2) 日本の地域安全マップづくり

特に平成に入ってから犯罪が増えて、私のような研究者に対するニーズも高まってきて、そのたびにこの犯罪機会論を主張しているのですが、なかなかこれが分かってもらえないですし、なるほどそうなのねと、分かったとしてもそれで終わってしまって具体的な対策につながっていかないということをずっと見てきて、もう少し手法として誰でも実践できる、特に子どもでも実践できるものはないかと思って考えついたのが「地域安全マップ」というものです。ですから、これは欧米ではやっていません。私のオリジナルですから、日本だけでやっていることです。

地域安全マップは、領域性と監視性の視点から自分たちの地域を再点検して、領域性や監視性が低いところは注意し、大人であれば領域性、監視性を高めるように何らかの改善策を施しましょうというのがその目的です。地域安全マップを考え出したころは、この領域性、監視性という言葉が多用していましたが、これもやはりなかなか難しい。特に子どもにはちょっとこの言葉は難しいので、困ったなと思って、領域性は「入りやすいか、入りにくい」という言葉を使うようになりました。監視性は「見えやすいか、見えにくい」。犯罪の起こりにくい、犯罪の機会が少ないところは入りにくくて、しかも見えやすいところ。逆に犯罪の機会が多い、犯罪が起こりやすい場所は、入りやすく、見えにくいところ。この概念であれば、子どもでも十分解かります。未就学児でもこの二つの概念であれば分かるのです。そうやってまずその二つのキーワードをしっかりと覚えることが犯罪機会論を理解して実践する出発点になるという形で、このマップづくりを提案しています。

今日は、その犯罪機会論と地域安全マップのビデオを持ってきましたので、今からそれをごらんいただいて、残りの時間はもう少しマップづくりの注意点についてお話ししたいと思います。

[ビデオ放映]

(3) マップづくりの注意点

今、見ていただいた中にも2回「空き家」という表示の写真があったと思いますが、空き家といえば中津川の事件現場ですね。あの廃屋、当然マップづくりをすればああいうところも対象になり

ます。

それから、同じくビデオの中にはマンションの写真や記述がありましたが、マンションといえば川崎の事件ですね。あそこも当然、安全マップの対象になります。例えば川崎の事件の後、新聞報道によると、川崎市の教育委員会は、マンションは安全対策、子どもの安全点検の全く対象外であったというコメントをしています。日本はそれで済んでしまうのです。先程言いましたが、これがイギリスだったら川崎市は莫大なる賠償金をあの被害者に払わなければならないことになるわけです。しかし、日本は「していませんでした」「ああそうですか」で終わってしまう。ここがまだ場所に関心が行っていないところで、ある意味で助かっているといえは助かっているわけです。

ビデオの最後に、文部科学省の緊急通知という話がちょっと出ていました。今日も教育委員会の方もかなりいらっしゃるようですが、あれが初めて登下校に絞った形での文科省の通達でした。文科省のああいう通達では珍しく、非常に事細かにこのマップづくりのやり方も書いてあります。なぜそうしなければならなかったかという、実は安全マップと称して、間違ったマップがかなり出回ってしまっているからです。これは文科省も十分認識しています。認識しているので、あそこまで事細かに正しい作り方を書かざるをえなかったということがあります。

一番多い間違いは「不審者マップ」というものです。変な人がいました、怪しい人がいましたという地図です。実際これがかなり多いのです。調べていくと、大体はホームレス、外国人、知的障害者という三つのパターンです。ある県では、最初に公園にホームレスが3人いたとか、4人いたとかという地図を作ってしまった、これが人権擁護団体に見つかってクレームが来て、謝りながら全部それを削除して修正した地図になりました。外国人については、別の県で地域の掲示板に「中国人がいたら通報してください」という掲示を貼ってしまった、これがまた見つかってマスコミにたたかれて、謝罪して全部取り外したということがありました。また、知的障害者では、これはまだマスコミに発覚していませんが、ある県では精神病院のすぐそばに「変なおじさんに注意しましょう」などといったマップを作っているのです。私のところにも知的障害者の団体から頻繁に相談が来ます。特に広島、栃木の事件のあと、知的障害者が不審者扱いされた通報が激増して、何とかしてくださいと、今は散歩もできないという非常にかわいそうな状況になっています。最初にお話ししましたが、不審者というのは犯罪原因論的に人間に注目する考え方です。全く防犯効果がない。あらかじめ見て、その人がこれから犯罪をしそうなのかどうなのかは分かるはずがないのです。「不審者マップ」は、効果がないだけではなく、そういういろいろな差別や偏見を生んでしまう有害なマップです。作らないほうがいいマップなのです。

それから、そこまでいなくても、子どもに対して不審者に注意しましょうと教えると、周りの大人が全部不審者に見えてくる。犯罪者に見えてくる。安全な場所でちょっと道を聞いただけでも無視して去ってしまうとか、今そんな雰囲気があちこちで起こっています。自分の家のペットの犬がいなくなってしまったおばあちゃんが一生懸命車で捜していて、下校中の子どもに「犬、捜しているのだけれども見なかった？」と聞いただけで通報されてパトカーが飛んできたという地域もあります。

ほかにも似たような話があります。滋賀県警の警察官が福井に行って、そこで一生懸命捜査をしていたら、地元ではないものですから、今どこにいるのか分からなくなって子どもに聞いたらしい

のです。子どもが変な知らない人から住所を聞かれたと親に言って、親が慌てて学校に連絡して、学校は保護者全員に不審者が出没しているという通知を配って、よく調べてみたら滋賀県の警察官だった。今はあちこちで無数にそんな話を聞きます。

そんなことでいいのでしょうか。私はそういう傾向には非常に疑問を持ちます。教育の基本中の基本は人を信じなさいということで、そこから出発するのが教育だと思っています。そうしなければ社会そのものが崩壊してしまいます。社会が成り立つのは人を信じているからで、それが大前提、大条件です。これから社会を担うはずの子どもたちに人を信じるなど教えていたのでは、もう社会そのものが消えてなくなってしまうに違いありません。ですから、どんなに危険な状況になろうが、まずは人を信じなさいというところから出発しなければならないと思っています。

人に注目するのではなく場所に注目さえすれば、そういった矛盾は回避できます。つまり、危険な場所にいる大人、入りやすく、見えにくいところにいる大人、これはもう注意していいです。道を聞いてきても無視して歩き去ってもいいでしょう。ところが、安全な場所にいる大人、入りにくい、見えやすいところにいる大人とは積極的に交わる。あいさつもする。困っている大人がいたらむしろ子どものほうから近づいていって助けてあげる。場所によって住み分けをなさい。人そのものを信じる、信じないという次元の問題ではないということから出発しなければ、とんでもない子どもたちを育ててしまうと私は思います。ですから、不審者マップは作ってはならない地図なのです。

もう一つよく失敗するのが、「犯罪発生マップ」です。「ここで起きました」「あそこで起きました」。これはもう警察が作っています。犯罪者を捕まえるのが彼らの本業ですから、警察は犯罪原因論でいいのです。人間に注目したやり方、犯罪者がどこにいたのか、そこから出発するのが犯罪発生マップです。しかし、子どもやあるいは地域の住民の仕事は、犯罪者を捕まえることではありません。自分が被害に遭わないこと、これが住民や子どもの仕事です。ですから、起きたところを知らなくたっていいのです。次はどこなのか、どこを注意すれば自分は被害に遭わないのか、そういう未来志向の地図を作るべきです。そのためには起きたところは知らなくても、入りやすい、見えにくいという基準で探していくということが必要になるわけです。

学校で作ると、またとんでもない問題を今引き起こしてしまっていて、被害体験の詳細を子どもに聞いてしまうのです。犯罪発生場所を探すために、どこでどういう被害に遭ったか。これが今あちこちで大問題になっています。被害体験、これは子どもにとって大きなトラウマです。あの池田小学校でも去年初めてマップづくりができたぐらいです。それほどトラウマには慎重に対応しなければなりません。去年、私は寝屋川市の小学校にも行ったのですが、さすがに中央小学校ではできませんでした。別の小学校、和光小学校に行って、そこでマップづくりをしました。中央小学校ではまだ時期尚早です。トラウマがまだ残っています。ところが、そんなことはお構いなしにやっている学校もあるのです。

埼玉県のある自治体では、どこでどういうふうに被害に遭ったか全部書いてくださいといった被害体験アンケート調査を全部の小中学校でやってしまいました。それに頭にきた被害児童の親が今、人権侵害だということで埼玉県の弁護士会に訴えて、人権侵犯救済の申立てをしています。

でも、大阪ではそういうことはないと思います。私が大阪に来ていろいろな人にそういう話をす

ると、「いや、大阪は人権感覚が非常に鋭いものがあるから、そんなことをするはずがないですよ。それは関東のことであって、関西ではありえません」と言われるので大丈夫だと思いますが、その辺も注意をお願いいたします。

このように、注意事項はたくさんあるのです。それを守ってさえすれば、いろいろといい効果があります。私が行って指導しているところもちろんありますが、私が行かなくてもきちんとそういうことを学んでもらった先生が子どもたちを指導して、素晴らしい地図を作っているところはたくさんあります。立派な地図をたくさん作っているところもあります。ちょっと先生方に勉強してもらえれば、だれでも指導できる、そんなに難しい話ではないのです。そのためのマニュアルを作っていますので、これも参考にしていただければと思います。

（４）犯罪機会論から見た犯罪事例

私は今日、繰返し繰返し、「入りやすい、見えにくい」ということを言っていますが、本当に入りやすい、見えにくいところで事件が起きているのか、その説明を少ししたいと思います。

① Aの写真は、奈良の事件の連れ去り現場です。これは入りやすくて見えにくいところです。これは幹線道路ですから、車を使った犯罪者からすれば入りやすい。両側に植え込みがあります。これは入りにくい安全対策にもなる道路です。ガードレールも同じです。こういう植え込みやガードレールがあれば、車を使った犯罪者は歩道には入りにくいのです。だから安全になります。しかし、あの犯人はこのちょうど植え込みがきれたところ



写真A

に車を止めて、そこで声をかけています。植え込みがなければそこは入りやすい場所になるわけです。それから、両側に子どもより背が高い緑色の防護さくがあって、子どもの姿は見えません。また、この道の両側には一軒家がないのです。両側は全部マンションです。マンションの1階は駐車場。ですから、マンションの住人からは道路が見えない。子どもの歩いている姿は見えない。これは入りやすい、見えにくい、そういう場所でした。

有名になった話ですので皆さんご存じかもしれませんが、犯人は、その日は午前中に八尾市に行っているのです。八尾市でうまくいかなかったので奈良に戻ってきて、奈良で連れ去り殺害、彼に言わせれば成功したわけです。八尾市は子どもによる正しいマップづくりをしている自治体です。奈良市ではどんな地図を作っているかといいますと、不審者マップを作っていた。しかも、大人に作らせて、子どもは作っていない。

② B、C、Dは栃木の現場周辺の写真です。あの女の子が歩いたとされているのがBです。これは通学路ではないのですが、学校への近道でありここを日常的に歩いていたのではないかといわれています。この道は造成地で、開発の途中でやめたところです。ですから、全く民家はあり

ません。だから、入れないようにすることはできるのですが、なぜかロープもなければ、柵も全くないだれでも簡単に入っていける場所です。ここを歩いていくと周りは雑木林で全く見えない、見えにくいところですよ。

Bのところをずっと歩いていくとCの写真のところになります。造成地ですから、こういう形で造成されていますが、ここは不法投棄の展覧会場です。車、パソコンは捨てられている、冷蔵庫は捨てられている、おもちゃは捨てられている、タイヤは捨てられている、ここはすごいところです。でも、ここをあの子は日常的に歩いていたのです。

そこをずっと歩いていくと、高速道路のガード下がDの写真です。ここをずっと歩いていくと向こう側にあの子の家があります。ここにはちゃんと落書きがありました。大阪では落書きは当たり前の風景ですが、この今市の山の中で落書きを発見することはまず不可能です。でも、この事件現場だけには、ちゃんと落書きがあるのです。ここには割れ窓理論が指摘するような場面が展開しています。

③Eの写真は広島的事件現場周辺です。広島のア芸区は古い町並みで路地がたくさんあります。路地は時には近道、抜け道になったりします。近道、抜け道というのは、歩きの犯罪者にとっては非常に入りやすいのです。入りやすくて逃げやすい。ですから、子どもに対する暴行事件とか、あるいは強制わいせつがらみの事件は、そういった近道、抜け道で多いのです。

このあたりの家は塀が高く、家の中から道路が見えないのです。そういうところがずっと続いています。見えにくいところです。ただ、落書きはない。ごみも散らかっていない。きれいな町だなと思っていったら最後の最後、あの子が段ボール箱に入れられて捨てられていた。その遺棄現場がEの写真です。

テレビではここは映していませんでしたが、この上のほうが空き地です。空き地のすぐ下といひますか、空き地の下側に落書きがある、こういう場面です。その空き地も、コンクリートの壁のほう



写真B



写真C



写真D



写真E

まで行くとごみだらけです。非常に異様な雰囲気が漂っているところです。

④それからFの写真、これはお母さんが幼稚園児を車に乗せて刺し殺したという滋賀県の長浜の事件の現場です。この事件も非常に不思議な事件ですが、あのお母さんは、自分の車に幼稚園児を乗せて刺し殺しているわけですから、絶対に自分が犯人だと分

かってしまうはずですよ。絶対に分かってしまうのであればどこで刺してもいいのにもかかわらず、ちゃんと場所を選んでいるのです。車に乗せて幼稚園の前を通り過ぎているのです。

ほかのお母さん方は、それを見てどこへ行くのだろうとみんな不思議に思っていたのです。

幼稚園の前を通り過ぎて10分間、車を走らせて止めた場所がFの写真です。幹線道路から1本入った農道です。同じ農道でも、奥のほうではなく、幹線道路から1本入った農道です。先程のビデオにもあったように、幹線道路、あるいは幹線道路を1本入ったところ、入りやすいところ、ここが犯罪者からすると狙い目のところなのです。しかも、こういう農道は全く周りから視線が感じられない。死角はありません。しかし、視線そのものが存在しない、そういう場所です。大阪にもこんな場所があるかどうか、郊外に行けばあるかもしれませんが、地方に行くとこんな感じのところが多いですね。でも、子どもたちは見晴らしががいいので、危なくないと安心しきって、普通にここを歩いています。見晴らしのいいところは安全だと教わっていますから。しかし、犯罪者からすると、全く人の視線が感じられませんから、ここもやはり見えにくい場所なのです。



写真F

⑤それからGの写真です。これは川崎の少年が投げ落とされたマンションの写真です。ここも入りやすく見えにくいところです。まず、入りやすいかどうかというのはオートロックがない。それから、この投げ落とした現場に行くのに3か所から入れます。入り口が3か所あります。どこからでもここの犯行現場までたどり着けます。実はこのマンションには管理人さんがいます。管理人さんはいるのですが、入り口にはいないのです。マンションの端っこのほうに部屋があって、管理人さんはそこにいます。ですから、入り口から入っていく姿は管理人室からは見えません。何のために管理人さんがいるのか分からないのですが、端っこの部屋にいるだけで、入り口はその管理人室からは全く見えないので、簡単に入れます。



写真G

そして、見てお分かりのように3階ごとに階段があるということで、エレベーターは3階ごとに止まるのです。3フロアの人が同じ一つのエレベーターホールで出入りするということです。エレベーターは、1台を共有する人数が少なければ少ないほどいいのです。なぜならば、エレベーターの利用者が不特定多数になればなるほど、一体誰が住人なのか、誰が外部の人間なのか、見極めが

つかなくなるからです。人数が少なければ、いつも乗り合わせている人は顔見知りですから、顔の知らない人が乗ってくれば、外部の人間ではないかと警戒できるわけです。ところが、このマンションは3フロアで一つのエレベーターホールを使っているということで、かなりの大人数が出入りする、犯罪者からすると紛れ込みやすい、入りやすい。つまり、このマンションは敷地自体、建物自体にも入りやすいですし、エレベーターにも入りやすいということです。

そして、最上階まで行きました。最上階が一番見えにくいところですよ。長崎の事件は、先程お話ししたように屋上で突き落とされました。見えにくいところですよ。次に見えにくいのはこの最上階です。

ニューヨーク市の調査では、マンションの廊下での犯罪発生率は、上の階に行けば行くほど高くなるという結果が出ています。ですから、一番危ないのは最上階です。見えにくいところですよ。しかも、このマンションはプライバシー重視のため、玄関ドアが廊下に面していません。1回曲がって、またもう1回曲がって、2回曲がらないと自分の家の玄関扉にたどり着けないような構造なのです。つまり、玄関扉を開けても廊下は見えない。それによってプライバシーが守られているのです。でも、逆にいえば廊下が全く見えにくい状況になっているということです。

同じくニューヨーク市の調査では、玄関先から見えないエレベーターホールでの犯罪発生率は、玄関先から見えるエレベーターホールの2倍だという調査結果があります。このように、アメリカやヨーロッパでは、犯罪機会論的ないろいろな調査も進んでいます。それで、どういうところで犯罪が起こりやすいのか。その結論が、入りやすくて見えにくいところだということになるわけですが、まさしくこのマンションも、最上階で、玄関扉が廊下に面していないという意味で、見えにくいところでした。

⑥Hの写真、これは宮崎勤事件の4番目の事件の現場です。宮崎勤は4人の子どもたちを殺害しましたが、最初の三つの埼玉県での事件は、たまたま自分が休んでいたところに現れた女の子が被害者になっています。この4番目の事件だけは、彼は最初から連れ去って殺害しようと思ってわざわざ選んだ場所です。いずれにしても、この四つの事件とも、入りやすくて、見えにくい場所でした。

彼は日常的にドライブをしていて、疲れたら車を止めて休むのです。でも、彼は非常に人目を気にしていますから、例えば農道のど真ん中に車を止めて休む。農道は先程言いましたように入りやすくて見えにくいところですから、車を止めてジュースか何



写真H

か飲むのです。でも、そこを農家のおばさんが通っただけで、これはまずいということで、もう一回車を発進させて別のところに移動したという供述も残っているぐらいに、非常に周りの状況を気にするのです。ですから、彼が休憩する場所がまさしく入りやすくて、見えにくい場所です。

この4番目の事件の現場は、最初から選んだ場所ですから、入りやすい、見えにくいというのが極限まで満たされています。彼はまず、団地のわきの道路に車を止めます。彼はこう言っています。

「逃げやすいところに車を止めました」。確かにそこに行ってみると、一度に6か所に逃げていける。そういうところに彼は車を止めています。そこから階段を上って行って団地の中の公園に行きます。彼はその公園に座って物色するわけですが、その公園は安全な公園です。なぜならば両側のベランダからその公園が見下ろせる。日本では非常に珍しい公園なのです。両側のマンションから見下ろせる。両側のベランダが公園に面している珍しい団地です。その公園は見えやすい公園、安全な公園です。ですから、彼はそこでは何もできませんでした。

ところが、そのマンションの1階に行ってみると、このHのような状況だったのです。両側からここに入ってこられる。入りやすいところ。いったん入ってみると、昼間からこういう状況です。蛍光灯はついていますが昼間から薄暗く、見えにくい状況です。ここで彼は、この柱の陰に隠れて女の子の様子を見ていました。実はこのガラスのところが保育園の玄関なのです。ここで保育士さんと女の子が話しているのを、この柱の陰から見えていました。そして、保育士さんが中に入って女の子が一人になった段階で彼は近づいていって、「写真、撮らせてくれない。今度向こうで写真撮ろうよ」と言って連れ出しているのです。

また、このマンションの外に出るといろいろな住人に会ったりするかもしれないので、四つの事件ともそうですが、彼は絶対に子どもと並んで歩いたりしません。手をつないだり、横に並んで歩いたりしません。いつも7～8メートル前を歩くのです。でも、女の子はちゃんと言いくるめられていますから、7～8メートル後ろを歩いていって、車に乗ってしまうのです。つまり、彼に言わせれば、この入りやすくて、見えにくい保育園の玄関先で犯罪が成功しているのです。

あの事件では、「一体彼はなぜ4人もの子どもの命を奪ったのか」と、犯罪原因論的に一生懸命に心を解明しようとしてきました。17年間かかって心を解明しようとしてきて、その結果分かったことは、何も分からないということが分かったにすぎません。そして、17年間たっても、この保育園の玄関は相変わらずこの状況にあります。何の改善策も施されていません。17年間の社会的エネルギーが、心の解明にむかっていたのですが、ちょっとでもそのエネルギーを場所に振り向けてもらえればいろいろな対応策ができるはずなのです。なぜ変えられるものから手をつけないのか。変えられないものを一生懸命変えようとする、そのエネルギーの少しでもいいから変えられるところに振り分けてもらえればいろいろなことができて、その結果、犯罪の機会を一つ、二つつぶしていくことができるのです。犯罪の機会を一つ、二つつぶせば、被害に遭う確率が1%、2%減ってくる。犯罪機会論とはそういうことです。できるところから始めましょう、それによって一つでも二つでも犯罪を減らしましょう、これが犯罪機会論の発想です。

（５）自治体の安全・安心政策

その出発点になるのが、地域安全マップです。一番分かりやすく、とっつきやすい形でやっています。ですから、最初の話に戻りますが、この犯罪機会論は場所に注目する。場所に対して一番責任を持っているのは誰なのか、それは地方自治体です。地方自治体の場合、補助金を出す方法、いろいろな取り組みを自分たちの事業として展開する方法など、いろいろな方法があると思いますが、警察と同じ視点でやらないようにしてください。警察はあくまでも犯罪原因論ですから、例えば地域安全マップを作りましょうということで警察に指導してもらおうとしたところは、逆に

ほとんどが失敗しています。つまり、警察は犯罪原因論ですから、警察官が来て子どもと一緒にマップづくりをしましょうという、大体「ここでこの前、ひったくりがあった」とか、「ここでこの前、空き巣があったのだよ」という形で犯罪発生マップになってしまうのです。

日本の警察自体に、まだ予防についてのノウハウが蓄積していないのです。前の佐藤長官のときに初めて抑止重視という方向に転換したばかりです。それまでは「検挙に勝る防犯なし」、起きてから動けばいいというスタンスでしたから、まだ予防についてはノウハウがありません。ですから、そういうノウハウがないところに頼んでもうまくいくとは限りません。もちろん個人差がありますから、ちゃんと勉強しているところに頼めばきちんとした指導ができますが、そう当てにはできない。やはり場所を管理している自治体の方が自分で勉強して、自分を中心になってイニシアティブ（主導権）を執ってやらざるをえないのです。ほかに誰もする人はいません。

その場合、特に重要なのが地域のリソース（人的資源）を活用するということです。例えば地域安全マップを作りましょうと学校の先生が言っても、子どもたちを外に出すわけですから、これはやはり地域の協力がなければなかなかうまくいかない。地域の協力を仰ぐことです。そんなものは必要ないよ、うちの地域は安全だよとか言っているのであれば協力してもらえないでしょうし、あるいは子どもたち各グループに指導員をつけたいという場合でも、指導者がいない、先生方はもう手一杯だ、教育委員会の先生だってそんなに数がいるわけではない。そういうときに地域に防犯リーダーがいれば、手伝ってもらうこともできます。でも、防犯リーダーも、「いきなり来い」といわれても、何が何だかさっぱり分からないでしょうから、きちんとノウハウを教えていくことが必要なのです。

パトロールでも同じです。今あちこちでパトロールをやりましょうと住民にやらせるまではいいのですが、住民はさっぱりやり方が分からない。やり方をきちんと教えないと、結局は犯罪原因論的なパトロール、不審者探しのパトロールになってしまうのです。不審者がいるか、いないか。要するに不審者探しのパトロールということなので、「危ないよ、犯罪者と遭遇したらどうするのよ」、「ボランティアの保険はどうしてくれるのだ」などという話になるわけです。でも、私から言わせれば、パトロール中に犯罪者と遭遇することなど、99.9%ありえません。犯罪原因論に影響されていると、パトロールしていればすぐに犯罪者が現れるのではないかと思ってしまうわけですが、そんなことはまずありえません。そもそも犯罪者を探すための警察のパトロールとは違うのです。犯罪の機会をつぶしていくのが住民側のパトロールですから、そこもきちんと指導しないと余計な混乱や対立が起こってしまいます。

犯罪原因論的なパトロール、不審者探しのパトロールが行き着く先には、大体三つのパターンがあります。まず、不審者探しをしていて、結局パトロールをやっている最中に犯罪者はそんなに現れませんから、何だうちの地域は安全ではないか、これではもうやる必要はないよ、もうやめてしまおうと思ってどんどんしぼんでいくパターンです。2番目のパターンは、不審者を探しても、不審者は現れませんからあまりにも単純なのでつまらないのです。それで結局、ぺちゃくちゃとおしゃべりをしながらの、単なる散歩になってしまうというパターンです。それから、3番目のパターンは、継続するためには何か成果が欲しいものですから、不審者でない人を不審者扱いして、「不審者を発見しました」というパターンです。これは、むしろ有害なパトロールということです。

それに対していいパトロールは、入りやすく見えにくい場所を探す、犯罪機会論的なパトロールです。探したらどうやってそこを入りにくくしよう、見えやすくできるのだろうという形で考えます。そこまで専門的な判断ができなくても、行き交う人に次から次へあいさつをしていく、あるいはごみ拾いをしていくというのもいいパトロールです。これが実は犯罪の機会をつぶしていく、いちばんいいパトロールです。

パトロールをしながらあいさつをするというのも、今日最初にお話ししたように、人を見ただけでその人が犯罪者かどうか分からないので、パトロールをする人は相手がだれだろうと、とにかく行き交う人に片っ端からあいさつしていけばいいのです。受け取った人は、これから犯罪を起こそうと思っているか、思っていないか、本人がいちばんよく分かっていますから、これから犯罪をしようと思っている人があいさつをされたら、これはまずいと思ってその地域には二度と来ないでしょうし、普通の人間があいさつをされたら、「一生懸命パトロールをやっている人がいるのだな」、「いつも頼り切っていて申し訳ないな、今度チャンスがあったら自分も参加しようかな」とか、あるいは「自分は忙しくて参加できないから、せめて寄付でもしてお金で勘弁してもらおうかな」など、いずれにしてもその地域への関心を引きつけます。それが犯罪機会論的なパトロールなのです。

でも、その辺も残念ながら住民の方はまだそのノウハウが分からないままやっていて、そこに大きな無理と無駄が存在しているということです。きちんとノウハウを与えて、無理と無駄をなくして効果的な地域の防犯力を高めて、しかも子どもたちの育成と社会を担う力を与えていく。そのノウハウを子どもと住民に与えていく。これは地方自治体の役割です。もちろんハード面で直すことも必要ですが、ハード面を直すにはお金もかかります。時間もかかります。すぐにできることは住民に意識を高めてもらって、しかも街を見る目、犯罪機会論を理解して実践させる。これだったら自治体はすぐにでもできることですから、そこから入っていくのがいちばん現実的で効果的な方法だと思っています。

第2回講座（平成18年6月26日実施）



テーマ：「住宅の安全

－環境設計による犯罪防止－」

講 師：瀬渡 章子（奈良女子大学生生活環境学部教授）

「住宅の安全 —環境設計による犯罪防止—」

奈良女子大学生生活環境学部教授

瀬 渡 章 子

はじめに

私は衣食住の生活分野を研究対象としておりますので、犯罪学がご専門の小宮先生の前で防犯の話をさせていただくのは少し気恥ずかしい思いです。

私が学生の時に所属した奈良女子大学の研究室に、湯川利和先生（1934～1998）がおられて、一緒に高層住宅の研究を始めたのが1970年代の後半です。その頃の日本は、都市に人口が集中し、住まいもますます高層化する時代でした。

最近、都心では50数階の超高層住宅も出てきていますが、高度経済成長期以前の集合住宅は、ほとんどが5階建以下の建物でした。それがだんだんエレベーター付きの高層住宅になり、居住環境が大きく変化していったのです。それに伴って、例えば子どもの発達が遅れるのではないか、精神衛生上、ストレスが溜まるのではないかなど、高層居住の問題がいろいろな側面から取り上げられるようになっていきました。欧米では早くからそのような問題が指摘されていたのですが、その一つに犯罪の問題がありました。

「日本でも、今後、都市化が進み、高層居住問題の中でも防犯が重要なテーマになるだろう」ということで始められたのが、高層住宅の防犯研究です。当時、私はまだ学生でしたが、教えを請いながら、いろいろな団地に行ってお住まいの方を対象にアンケート調査を行いました。

当時は、現在のように犯罪がそれほど深刻な状況ではありませんでしたので、こういう研究をしていますと話すと、周囲の方から「マイナーな研究をしていますね」と言われたものです。しかし、今日のように犯罪が増加してくると、身近な環境の中にも犯罪の機会を与える側面が多くあることが、はっきり分かってきたのではないかと思います。

本日は最初に、どのような犯罪がどの程度起こっているのかというお話をさせていただいて、その後、物理的な環境をコントロールしていくことで犯罪は防ぐこともできるという話。それから、もう一つは、防犯環境設計という考え方における4つの原則について、一つ一つ例を挙げながらお話しをさせていただきたいと思います。また、最近の防犯対策にも触れたいと思います。

1. 近年の犯罪事情

（1）刑法犯認知件数の推移

まず、過去50年間の刑法犯の認知件数をグラフに表してみました。日本は終戦直後に犯罪が多い時期もありましたが、その後減少して1973（昭和48）年がいちばん少なくなります。1964年に東京オリンピックがあり、1970年には大阪万博が開かれるなど、この頃は経済成長期でした。景気がよ

くなるというのは犯罪件数を押し下げる力もあるのだろうと思います。しかし、一方では、都市への人口集中の時期でしたから、犯罪が増加してもいいわけですが、日本ではその頃でも犯罪件数は少なかったのです。

その後30年ぐらい、一貫して犯罪が増える時代が続いてまいりました。しかし、私たち一般市民の感覚としては、昔の平穏な時代がずっと続いていると錯覚していたように思います。8年ぐらい前から急速に犯罪が増加し始めて、

このグラフにあるように急速に右肩上がりになり、2002年にピークを迎えました。その少し前から、警察、行政、民間、国を挙げて、防犯対策に取り組まなくてはならないということで危機意識が高まり、多方面で防犯対策がたてられてきましたので、この3年ぐらい連続して犯罪が減少してきています。しかし、10年前の状況に比べると、犯罪件数はまだまだ多いのが実情です。



(2) 犯罪増加の背景

この30年間に犯罪が増加してきた背景として、いろいろなことがいわれていますが、その中で私は自分の専門分野から、都市の物理的な環境、たとえば死角の空間や、高密度な住まいの環境などに注目をしています。また、伝統的な地域コミュニティが変化したといいますか、隣近所との関係が希薄なものになってきました。最近では回覧板なども回さなくなっていますし、隣の人をよく知らないという状況が出てきています。こんな状況も犯罪の増加と無関係ではないと思われます。

以前、こんな笑い話がありました。あるマンションで実際にあった話です。夜遅く女性が帰宅してきてマンションのエレベーターに乗るのですが、後ろから来た男性も同じエレベーターに乗りました。深夜ですから見知らぬ男性と一緒に乗るのは女性にとっては緊張感が高まるものです。女性が降りた階で男性も降りた。そして、女性が廊下を歩いていくと、やはりその男性も後ろからついてくる。女性はとても怖くなって、自分の家の前に着くと、身構えてぱっと後ろを振り返る。すると、「ただいまー」という声が聞こえてきた。怪しい男は、実は隣の家のご主人だったのですね。

このように、私たちは隣近所の人と顔を合わせる機会が少なくなっています。このことは、アパート・マンションという住宅形式が一般化してきたことと無関係ではないと思われます。戦後の集合住宅の増加は、都市の不燃化と土地効率利用の追求の産物ともいえますが、プライバシーを優先する風潮と合わさって、閉鎖的な住環境が生み出されてきました。

(3) 住まいの形態と犯罪

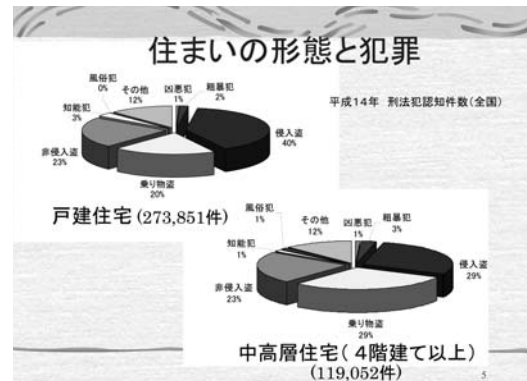
最近でこそ様々な犯罪データを公開していただけるようになりましたが、数十年前は、著名な犯罪学者に対しても、詳細な犯罪資料の提供は難しかったと聞いています。ましてや専門外の者が犯罪データに近寄ることができませんでした。そこで私たちは、実際に住んでおられる方たちがどのような犯罪被害に遭っているかを調査することから始めざるを得ませんでした。居住者の申告によると、当時は、住宅侵入はほとんどなく、大体は、自転車やバイクなどの乗り物盗の被害であり、その他には、性犯罪がありました。エレベーター内で女性が痴漢にあたり、幼い子が避難階段に連

れ込まれていたずらをされたり、あるいは屋上に連れていかれたりという被害です。

高層住宅の屋上は、現在ではほとんど開放されていませんが、そもそも屋上は貴重なオープンスペースとして計画されてきた経緯があります。団地によっては屋上が物干し場になっている所もありました。当時、2DKの住戸のベランダは、すごく狭かったのです。単身者や夫婦2人暮らしにとっては2DKの広さも快適だと思うのですが、一般ファミリー向けの住宅としては狭いものです。そこで、共用スペースを充実させること、とくに高層階に住む人は屋外に出て行きにくいために屋外空間の代替として、屋上が重視されたのです。屋上に行くとシーツや下着など洗濯物が干してあり、そのような場所では下着泥棒のような犯罪が起きたり、少年たちが屋上に集まってきてシンナー遊びをしたりすることも起こりました。

図は、戸建住宅と中高層住宅の犯罪を比較したものです。平成14年のデータで、犯罪がピークだったときのものです。以前は、空き巣などの侵入盗は集合住宅では少なく、戸建住宅に多かったのです。しかしグラフからわかるように、4階建て以上の集合住宅であっても侵入は多くなっていて、その割合は戸建住宅に近くなっています。

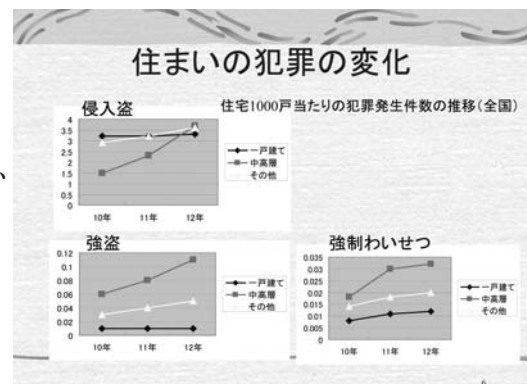
これはどうしてなのか。皆さんはピッキングという言葉を知っていますか。特殊な工具を使って不正に錠を開ける手口です。この時期、ピッキングによる被害が急増しました。その対策として、最近の住宅は、ピッキングに強い錠前に取り替えられたり、新築住宅では一戸建てでも、マンションも、ワンドア・ツーロックといって、ドアや窓などの開口部は、2箇所以上施錠をすることが常識となり、ピッキング被害は減ってきました。しかし、犯罪は相対的に弱い箇所を狙われるようで、最近はガラス破りなどの手口が増えています。



（4）住まいの犯罪の変化

次に、犯罪の発生率の変化を見てみましょう。この図は住宅1000戸当たりの発生件数、すなわち発生率を示しています。平成10～12年にかけて犯罪が急増しました。特に侵入盗は、それまでは一戸建てに多くてマンションは少なかったのですが、平成12年は瞬間的にアパート・マンションが一戸建てを抜きました。これは恐らくピッキングによるものと思われます。マンションは同一メーカーの同型の錠を使っていますので、短時間のうちに軒並み破られてしまうことになります。

集合住宅が狙われやすい要因として以下の点があげられます。外部から集合住宅の廊下や住戸玄関が人目につきにくい場合が多いこと。戸数が多いと不審者と居住者の判別が付きにくいこと、また、居住者が昼間は留守がちであることなどです。以前から、集合住宅で問題になってきたのは、侵入盗ではなく、エレベーター、避難階段、屋上等で起きる性犯罪でした。その発生原因も今述べた侵入盗とほぼ同じと考えられます。すなわち、本質的に集合住宅が抱えて



いる弱点が、侵入盗と性犯罪の双方を容易にしているということです。これまでアパート・マンションは鍵一つで安全だと考えられてきましたから、侵入盗に対してそれほど注意を向けられてこなかったのですが、侵入盗が増加して以降、集合住宅の防犯対策が総合的に展開されるようになってきました。

2. 環境設計による犯罪防止

(1) 近代の都市計画理論

集合住宅、特に高層住宅が世界的に普及した背景には、1900年代初期に提唱されたニュータウンのアイデアがあります。世界的に著名なフランスの建築家兼都市計画家のル・コルビュジエは、産業革命以後、パリなどの大都市に人口が集中して発生した都市問題に対する解決策として、広々としたオープンスペースの中に高層建築を建てることによって、衛生的で効率よい都市環境をつくり出せるのではないかと考えたのです。その考えは、「公園に建つ都市」として世界中に広まりました。

(2) 米国の高層住宅団地はなぜ荒廃したか

しかし、このような高層住宅主体のニュータウンの問題点が、ある事件によって露呈することになりました。アメリカのミズーリ州セントルイス市にあるブルーイト・アイゴー団地は、11階建て、約3000戸の公営住宅団地です。ル・コルビュジエの影響を受けて、住宅は広いオープンスペースの中に建てられています。また建物は、誰でも自由に入れるような開放的な構造になっています。

この団地は、1995年に建設されましたが、すべてが完成してから10年経つか経たないうちに、すべて爆破して撤去されました。犯罪が多発したためです。避難階段やエレベーターなど、死角になる場所で殺人事件や暴行事件などが発生し、また、昼間でも麻薬の売人が徘徊するという、最悪な環境になっていったのです。環境の悪化によって入居者は退去していき、最終的に空き家の割合が7割になったそうです。少しの空き家であれば問題ないのかもしれませんが、退去者が増えると家賃収入が減って、建物の維持管理に支障が出ます。たとえば電気料金を節約するために、廊下の照明を2個に1個は消したり、ここは人があまり行かない場所だから消してもよいだろうということになったりして、だんだん薄暗い環境になっていきます。また、入居者が減ると、環境を見守る目が減って、さらに環境が悪化するというように悪循環に陥ります。住宅の管理者は、最初は人気のない場所によそ者が立ち入らないように侵入防止柵を施したりしていたようですが、手に負えなくなってとうとう団地全体を爆破撤去することになったのです。

(3) 伝統的な街並みの見直し

ヨーロッパやアメリカでは、60～70年代に、特に低所得層向けの住宅を大量建設する手段として高層住宅が多く建てられました。日本と違って土地に余裕があるせいか、コルビュジエ流の大規模高層住宅団地がつくられました。

この写真はオランダの事例で、首都アムステルダム南にある団地です。左側の団地は、以前、この団地の住棟に飛行機が激突する事故があり、日本でもその様子がテレビで報じられました。住棟は、非常に長く、途中で120度に折れ曲がった形状をしています。規模が大きく、住棟内部は廊下

が一続きになっているので、恐らく廊下を歩いている人どうしが顔見知りになることはなかなかないでしょうし、外部の者が入ってきても区別がつかない。すなわち空間の匿名性が著しく高い住宅です。

この大規模高層団地では、犯罪が多発し、80年代には、長い廊下を区切るなどの改善が行われました。また屋外の広いオープンスペースでは、歩道と車道が立体交差していると死角が生じて危険なので、立体交差は解消して、歩道の安全性を高める改善も行われたようです。

右側の写真の団地は、左の団地とはまったく異なる配置をしています。もともとヨーロッパにしても、日本にしてもそうなのですが、伝統的なまちは、公園のように広い区画の中に建物が離れて建つのではなくて、通りに面して軒が連なる配置になっています。建物の中から表通りの様子がうかがえる、屋外で起こっているいろいろな事柄に目を向けることができる造りになっているのです。

以上のように、高層住宅批判から生まれた教訓は、大き過ぎる規模はダメだということでした。かなり昔、お菓子のテレビコマーシャルで、「大きいことはいいことだ」を連発していたことがありますが、そうではなくて、「スモール・イズ・ビューティフル」であり、ヒューマンスケールを大事にして、適度に分節された住宅地の形成へと、70年代以降、住環境の構築理論にパラダイム転換が起きたのです。



(4) CPTED（セプテッド）とは

環境が犯罪に与える影響を重視し、物理的な環境を整備したり、上手に管理したりしていくことで防犯性を高めていく、という考え方が注目されるようになってきました。これを環境設計による犯罪防止（Crime Prevention Through Environmental Design）、英語の頭文字をとってCPTED（セプテッド）と呼んでいます。

先行業績として、都市計画や建築の分野では、ジェーン・ジェイコブスという人が『アメリカ大都市の死と生』という本を書いています。今もずっと読み継がれている本で、鹿島出版会から建築家黒川紀章氏の翻訳で出ています。もう一つ、今は絶版になっていますが、オスカー・ニューマンという建築家が書いた『まもりやすい住空間』があります。古典ともいえる本で、高層住宅が犯罪に見舞われやすいことを初めて実証した画期的なものです。この本の翻訳者が、私が学生時代から指導をいただいていた湯川利和先生です。

3. 防犯環境設計（CPTED）の基本4原則

防犯環境設計にはいくつかの原則があります。提唱者によってその内容が少しずつ異なりますが、ここでは4つの原則についてお話ししたいと思います。国土交通省は共同住宅の防犯環境設計の指針を発表していますが、そこではこの4つの基本原則がベースになっています。

(1) 被害対象の強化・回避

最初の原則は、犯罪の対象となるものを強める、あるいは取り除くという考え方です。先程紹介

したワンドア・ツーロックは、被害対象の強化にあたります。また、被害対象の回避というのは、被害に遭う可能性の高いものをむやみに危険にさらしておかない対策です。

日本にきている外国人は、日本は非常に油断が多いと言います。以前、中国からの留学生は、店先に歩行者の手が届く位置まで商品が陳列されている状態を見て、日本は非常に平和だと言っていました。商品を買いたいと思って「すみません」と奥に向かって声をかけても店の人が出てこなかったりする。今はそういう時代ではなくなったかもしれませんが、奈良はまだのんびりしているところもありますので、高齢の方が店番をされていて、すぐに表に出てこなかったり、いかにも盗って下さいといわんばかりにお店の外まで商品が陳列されていることに、留学生はとてびっくりしていました。

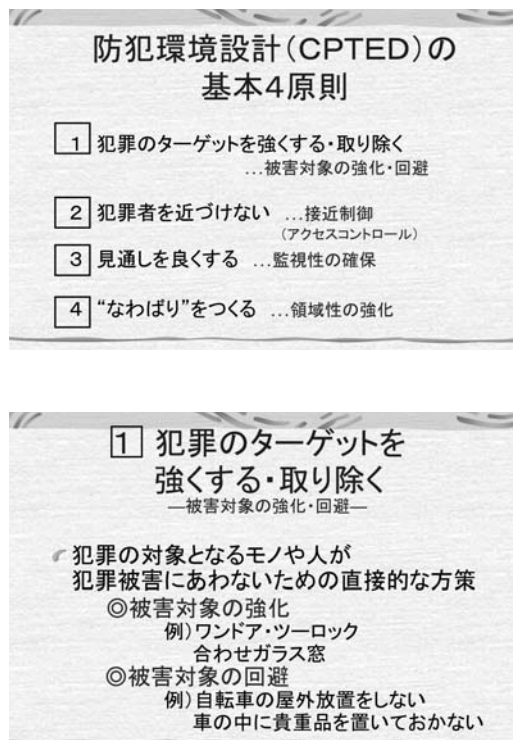
(2) 接近制御 (アクセス・コントロール)

二つ目は犯罪者を近づけない対策です。これをアクセス・コントロール (接近制御) といい、建築設計的には大きく二つの方法があります。一つは、実際の障壁といって、門を造って扉をつけるとか、マンションならオートロックをつけて、入居者以外の人が勝手に入ってこないようにする方法です。

もう一つの方法は、象徴的な障壁を設けることです。シンボリック・バリアといいます。実際に入ろうと思えば入れないことはないのですが、これは心理的な効果を狙った方法なのです。例えば門 (ゲート) をつける。しかし、門の扉はあっても別に施錠するわけではなく、神社の鳥居のようなものですね。結界、領域、縄張りのように、境界を明示するものとして設ける。実際に乗り越えられない高さのフェンスではなく、低い植え込みを設ける。それ以外には少し段差をつけるとか、歩行面のテクスチャーといいますか、床の仕上げ材を変えて、レンガブロックなどで舗装する。アスファルト舗装ではなくて、ここが住まいの入り口であることが分かるような仕上げに変える。こういうものは、よほど意識しないと気が付かないものです。このような象徴的バリアは、確信犯のような人が来れば侵入されてしまうと言われればそうかもしれません。しかし、ここから内側は自分たちの住まいだから入ってこないでほしい、ということを暗黙の了解として外に向けて発信する役割をしているのです。

左端の写真は、マンションの共同庭への入り口を示しています。門があっても扉は施錠されていないのですが、外部の人には何となく入りにくいと感じさせる雰囲気を出しています。背の高いフェンスで囲ってしまうことは、景観、環境、雰囲気などの面で、あまり好ましくありません。それに代わるものとして、もう少しソフトなもので、人が侵入しにくい方法がないのかということを考えたときに、象徴的なバリアも有効ではないかと考えています。

住宅の周囲にバリアを設ける場合、コンクリートブロック塀のように視線を通さないものは、空



き巣犯がいったん塀の内側に侵入してしまうと、外からの見通しがききません。そのため窓を壊したりする作業にたっぷり時間がとれることになるので好ましくありません。また、フェンスなどのバリアのそばに侵入の足がかりになるものを置かないことも大切です。

(3) 監視性確保

三つ目は、監視性の確保すなわち見通しをよくするということです。これには入居者が見守るというレベルから、専門の警備員が監視する、あるいは監視カメラ等による機械監視など、いくつかのレベルがあると思いますが、住宅設計上は自然的監視が重要です。居住者が立ち話をしながら、あるいはリビングや台所など住宅の中に居ても自宅周囲の様子が窺えるような設計の工夫が望まれます。

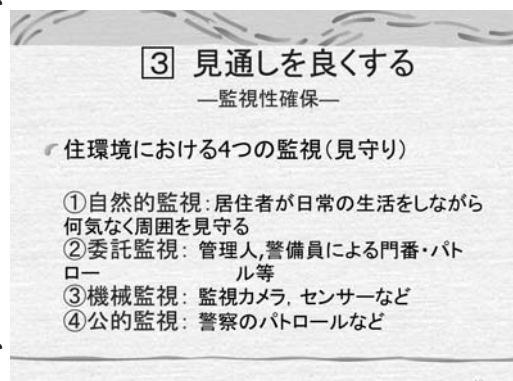
最近では、死角になるところには監視カメラをつければそれで事足りるという風潮が強いように思うのです。しかし、そうではなくて、事前に死角を避ける様々な工夫や配慮があってしかるべきだろうと思います。

自然的監視の好例として、伝統的な町家があります。奈良、京都には古い町家が比較的多く残っています。町家は、格子を通して家の中から表の通りの様子がよく見えるようになっていますが、反対に家の外から中が見えにくい構造になっています。このような伝統的な手法、先人の知恵には学ぶところが多いように思います。現在でも夏になると、日よけのために窓に葦や簾を吊るしますが、これらのものは風や光を通すとともに視線をコントロールすることもできます。レースのカーテンも同様の役目をします。このように、外から見られるからといって一方的に窓を閉めてしまいか、全く見えないようにしてしまうということではなくて、一見矛盾するように見えることでも、設備や設計やちょっとした工夫によって、両方のニーズを満たすことができるということです。

建築設計をやる人がやらなくてはいけないことは、このような相反する矛盾をどう解決するのかということだと思います。最近の防犯設計では、設備関係の方は非常に頑張っておられるのですが、どうも建築設計をやる人があまり表に出てきていないような気がして、ちょっと気になっています。

エレベーターの防犯小窓は、監視性確保の一例です。70年代にエレベーターで殺人事件が起きてから設置されるようになってきたものです。

最近では防犯カメラの設置が必須の対策になってきています。その場合、カメラで監視していることが周囲にわかるようにするために、防犯カメラの映像を、エレベーターホールに設置されたモニターテレビに映しているところがあります。これには、利用者がこれから乗ろうとしている



エレベーターが安全であることを確認する役割があります。また、エレベーターの安全を見守る人の目をできるだけ多くすることも、モニターテレビを設置する目的になっています。

超高層住宅など大規模な団地や建物には、防災管理センターが設置されていて、職員の人モニターを見ることができます。しかし実際にご覧になっていることは少ないと思います。たくさんのエレベーターを同時に監視していて、画面が数秒ごとに自動的に切り替わっていきますから、犯罪が起こったとしても見落としが生じることもあるでしょう。また常時モニターを監視するだけのために雇用されている人はいないと思いますので、他の仕事をしながらたまにチラッと見ているのが現状だと思われます。犯罪が頻繁に起きるのであれば別ですが、幸いにもそういう状況ではありませんので、監視するだけの仕事は非常に退屈なものです。防犯カメラは録画されているので、何か事件が起きたときに犯人逮捕につなげることができて、再犯防止には役立つかもしれませんが、その場の犯罪抑止を期待できないことは、これまでの事件を通して言えるのではないかと思います。

この写真は、埼玉県にある55階建ての超高層住宅です。建物の中央部は吹き抜けになっていて、その周囲を住宅と廊下を取り巻いています。正面に見えるのがエレベーターで、シースルーになっています。この建物は当時の住宅としては日本一の高さでしたから、計画にあたっても様々な観点から検討が重ねられました。防犯の面でも考慮されて、シースルーのエレベーターが導入されました。この写真は廊下から写したのですが、他の階の廊下の状況もよく見通せます。エレベーターが上下する様子も何となく分かり、エレベーターに乗っている人も周囲の様子が分かるというように、見通しの配慮もされてはいるのですが、あまりにも規模が大きすぎて、スケールアウトな印象は否めません。警備も非常に厳重です。入り口はオートロックで、警備の人もあるので、外部から容易に侵入しにくいと思われます。



ところが、この吹き抜け空間では既に投身自殺者が何人か出ています。自殺志願者が高層住宅をめがけて侵入してくることは以前から時々問題になっていて、東京には自殺の名所にまでなった高層団地があります。投身自殺そのものは犯罪ではないのですが、外部から人が容易に侵入できるという点では、高層住宅は犯罪と共通する空間特性を持っているということです。高層、特に超高層は、現在、首都圏でも関西圏でも結構売れ行きがよくて、建設ラッシュが続いていますが、いろいろな面で注意する必要があるということです。

この写真は、大阪市内の15階建てと36階建てから成る超高層団地です。特に夜間は公園のように広い屋外空間は不安だということで、入居開始後、しばらくしてから、防犯カメラが設置されました。屋外に10か所くらいポールが立っていて、そこに防犯カメラとセンサーライトが設置されています。これくらい多くの設備があると結構安全そうに見えますが、そうでもないようです。

夕方、高齢の女性が帰宅途中に、後ろから来た自転車の



少年に、引ったくりにあうという事件が起きました。36階建てと15階建ての超高層住宅の間を通り抜けようとしたときに、被害に遭ったのです。超高層住宅の1階というのは、住宅は入っていないことが多く、施設や、集会所や、お店だったりするので、夜間は人目がなくなります。事件後に防犯カメラのビデオテープが警察に提出されたのですが、犯人を割り出すことはできなかったということです。これだけ多くのカメラがあってビデオ録画されていても、万全ではないのですね。

この左の写真は、福島県の住宅地にある公園です。神戸市須磨区のニュータウンで起きたいわゆる酒鬼薔薇事件をきっかけに、ニュータウンの歩行者専用路や公園などの植栽の剪定や管理には、かなり気が配られるようになりました。写真の公園は、事件以前に計画されたものですが、周囲に住宅を配置して、周りから監視を受けやすい公園として造られています。

右の写真は、奈良市のニュータウンですが、公園の木を伐採するといっても根こそぎ倒すのではなくて、目の高さ程度に下枝を切るということが行われています。

余談ですが、私のいる奈良女子大学のキャンパスでは、幸いにも樹木の一番低い枝の高さは目の高さ程度に揃っています。これは誰かが刈っているのではなくて、実は鹿が来て勝手に食べてくれるのです。鹿害として、ちょっと困ったこともあるのですが、鹿が二本足で立ち上がって、背の届く高さまで葉っぱなどを食べると、だいたい人の目の高さぐらいまで枝や葉がなくなります。奈良公園の木も大体そんな調子ですっきりするわけです。きれいに揃った線を、「ディア・ライン」と言う人もいますが、見通しがよいのは鹿のお陰なのです。奈良公園の芝生もそうです。芝刈りをしなくても鹿が食べてくれます。また鹿は「肥料」も撒いてくれるので、奈良公園の芝は特別に手入れしなくてもエコシステムで自然に美しく維持されています。しかし、一般の住宅地はそうはいきません。今、自治体はどこも予算不足のために樹木の管理が行き届かず、特に樹木が繁茂する夏には、防犯灯が点灯していても、その周りを樹木がすっかり覆ってしまっていて、真下しか照らしていない光景をよく見かけますが、改善が必要です。

次の写真は、住宅地の歩道です。左側の写真は戸建住宅地で、見通しのよい生垣が採用されています。低い生垣にすることによって、住宅侵入の防止にもつながりますし、また道路を歩く人も住宅の窓などから見守られることになり、安全が高まります。

ニュータウンには、交通事故の心配なく安心して歩けるように、歩行者専用路を設けることが広く行われています。ところが、歩行者専用路は、公園の中央部や学校のグラウンドの横などを通ることも多く、夜間は人気がなくなるので通行が不安で危険な場所となります。神戸の酒鬼薔薇事件では、樹木が茂って住宅からも見通しの悪い歩行者専用路で、小学生女兒が被害に遭いました。

このような歩行者専用路のあり方に疑問が投げかけられて、写真の右側に見られるように東京の多摩ニュータウンの集合住宅地では、歩行者専用路に向けて、集合住宅が配置されました。しかし、



こういう試みはまだ多くはありません。

(4) 領域性の強化

四つ目の原則は、縄張りをつくるということです。「ここはおれの縄張りだ」という言い方をしますが、ここでの縄張りもそれとまったく同じ使い方です。縄張りが張られている空間というのは、犯罪者が接近しにくい、犯罪者が入ってきてもすぐに分かる識別しやすい空間です。また住み手から見て、そこは自分のテリトリーだと感じて、より注意を向ける空間でもあります。

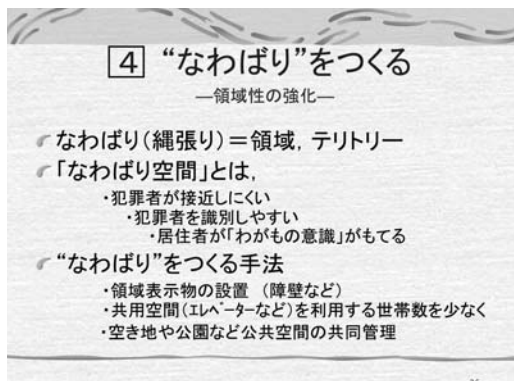
事例をあげましょう。この写真の左部分は、一般の市街地で、たいへん下町的な所です。家の前に専用庭はないのですが、住み手はちょっとしたスペースにプランターを置いて熱心に花を育てています。右側は集合住宅の共用廊下なのですが、ここでも同じようにプランターを置いて花を育てています。ここでは計画当初からプランターを置ける造りになっていて、花に水をやってもちゃんと排水できるように考えられています。そういう花台を最初から用意されています。

このように花や植木を育てる場所を表に出していくことは、家の前の空間の領域性を強めることになります。また、花などの世話を通して近所の人との立話の機会も生まれ、防犯にも役立ちます。

それから、縄張りを作るときに重要なこととして、大きなまとまりではなくて小さなまとまりを作っていくことがあると思いますが、それがこの模式図に表れています。

この二つの建物には全く同数の住戸が入っているのですが、上の建物は中央に廊下が通っているのに対して、下の建物は縦の階段ごとに3つのグループに分かれています。このように、大きなひとつのまとまりよりは、小さなグループに分かれる方が、それぞれのグループは互いに顔見知りになりやすい、すなわち領域性が高まりやすいことを示しています。

右上の写真は、集合住宅の建物の入り口に、領域性を主張する仕掛けのある事例です。入り口に門柱があって、表札を掛けることができます。それから、床の仕上げにタイルブロックを使っています。右下の写真も、階段室型集合住宅の入り口付近のものです。おそらくたまたま設置された手すりのような柵が、子どもが鉄棒のように使って遊ぶ場所になっています。お母さんはそこにちょっともたれて井戸端会議ができる。そうすると、自然とよそ者が入りにくい環境になります。このように、住宅の周りに人が集まってくるような仕掛けをすることによ



て、領域性をより主張できるのです。これは領域だけではなくて、先に述べた接近制御、よそ者を近づけないという基本原則にも通じます。それから、監視性を強めるということも同時に満たすことになります。

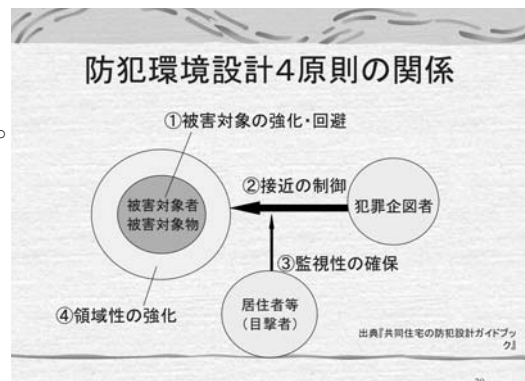
領域性を強めることで環境改善を行った例があります。写真はニューヨークの長屋建て公営住宅ですが、もともと屋外空間は左側の写真のように飾り気も何もない、殺風景な環境でした。それを、領域性の観点から改善されたのが右側の写真です。改善後は、屋外空間で起きていた犯罪や様々な事件が減少していったそうです。

では、どのように改善されたのでしょうか。ここで重要なことは、居住者自らが環境の改善に参加したことです。まず建物は、もともと単色で兵舎のような画一的な外観をしていたのを、橙色、薄い橙色、こげ茶色など住戸ごとに塗り分けられました。それから、各戸の玄関の前には専用部分が設けられていなかったのを、花壇を造り、柵で囲って専用庭を設けて、個人のテリトリーを広げたのです。それから、共用部分には休息できるベンチを設けて、芝生を植えた。それらを居住者自身が行ったのです。このようにして、居住者が参加していくことで環境への関心を強め、防犯性の改善に成功しました。



(5) 防犯環境設計 4 原則の関係

これまで述べてきた防犯環境設計の4つの原則は、それぞれが独立しているのではなく、相互に関係しています。ですので、これらの一つ一つについて個別の対策を考えていくのではなく、総合的に考えて、防犯性の改善につなげることが大切です。



(6) 市民の防犯意識の重要性

領域の概念を含む考え方に、「割れ窓理論」があります。皆さんの中には、既にご存じの方もおられるかもしれません。現在は各地で防犯活動が熱心に行われるようになってきていて、市民の方もよく勉強しておられますので、随分浸透しているように思います。この「割れ窓理論」というのは、80年代にアメリカで提唱された理論です。小宮先生はまさにこのタイトルの本を翻訳されています。要は建物の窓が割れたままの状態が放置されると、建物の管理者が不在で、そこに入り込んで建物を不法に占拠できることを暗示していることになり、市民の無関心がさらに進むと、まち全体が崩壊してしまうことを警告しているものです。

例えば落書きを放置しておくと、その場所は落書きをしてもいいのだとみなされる。そして、そこにはごみを捨ててもいいのだということになって、だんだん荒廃していきます。ですから、そのような環境のほころびを早く修復する、荒廃の芽を早く摘み取ることが大切になってきます。ニューヨークは80年代には犯罪が増加し、荒廃した地域も多かったですが、この理論が適用されて、

90年代以降、非常に治安がよくなったということです。

私は80年代はじめにニューヨークに行き、あちこち見て回る機会がありました。ある地区は、戦争の跡地を思わせるように一面が黒灰色の焼け野原で、かなり広い範囲にわたって廃墟同然でした。なぜこうなったのかというと、地域が荒廃して不動産価値が下がると、所有者は仕方なく建物に放火して、掛けていた保険金を回収するのだということです。

数年前、久しぶりにニューヨークに行く機会がありました。80年代、地下鉄は落書きだらけの車体がそのまま走っていて、治安が悪いので絶対に乗ってはいけないといわれていたものですが、今回は、夜10時頃でも車内の照明は明るく、利用者も多く、安全な感じのする乗り物に変わっており、かなり安全になったのだなと思いました。

犬も歩けば棒に当たるとい言葉がありますが、ニューヨークでは犬も歩けば警察官に当たるといえるぐらい、たくさんのパトカーと警察官が目につきました。ニューヨークの治安が向上した背景には、警察力の増強とともに、軽微な犯罪も見逃さずに厳しく対処するという考え方を含んだ「割れ窓理論」があったのです。

以上、ハード面における様々な環境の改善を取りあげてきましたが、ソフト面の活動も重要なこととはいうまでもありません。空き巣犯が犯行をあきらめた理由について調査した結果がありますが、理由の1位に「近所の人からジロジロ見られたり、声を掛けられた」というのがあります。住宅への侵入対策として物理的な対策も重要ですが、近隣への見守りや声かけも必要であることをこのデータは示しています。

4. 近年の防犯対策

(1) 公共の取り組み

次に、近年の住まいをめぐる防犯対策についてお話をさせていただきたいと思います。もちろん、以前から防犯対策は進められてきていますが、90年代に入って犯罪が徐々に増え、平成12（2000）年に警察庁が「安全・安心まちづくり推進要綱」を作成したのをきっかけに、国が防犯に一層力を入れるようになりました。

この要綱の発表と同時に、犯罪が急増した共同住宅に関して防犯上の留意事項というものが発表されています。この留意事項をもとに、翌年、国土交通省との協力によって、「防犯に考慮した共同住宅に係る設計指針」がまとめられました。現在はこの指針に基づいて共同住宅の安全対策が進められてきています。今年春に、それが一部改正され、一層の防犯対策が進められようとしています。

平成15年には、全閣僚が構成員となる犯罪対策閣僚会議が発足しました。＜犯罪に強い「世界一安全な国日本」の復活を目指して＞を合言葉に国をあげて防犯対策に取り組まれています。犯罪対策閣僚会議は、昨年6月に「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を策定し、これにもとづいて子どもの安全、学校の安全、地域の安全のために総合的な取り組みが展開されています。

また、共同住宅、戸建て住宅にかかわらず住宅の防犯性能を高める必要から、平成17年には「住宅の品質確保の促進に関する法律」（品確法）という法律が改正され、その中の住宅性能表示制度において、防犯が10番目の性能項目として追加されることになりました。住宅性能表示制度というのは、私たちがマンションや戸建て住宅を買うときに、住宅の質がちゃんとしたものであるかどうか

を第三者機関が評価する制度です。

ここ数年、住宅をめぐるのは、耐震偽装やリフォーム詐欺、それからアスベストなど、様々な問題が発生しました。住宅性能表示制度では、耐震性、耐久性、温熱環境などの住宅の性能をチェックする項目がこれまで9つあったのですが、10番目に防犯が加わりました。しかし、防犯性能をトータルに客観的に評価することは難しいので、この制度では、住宅の開口部に限って防犯性能の高い建物部品の使用の有無を問うという、非常に限定された項目として入ってきているのが特徴です。

平成16年に、いくつかの省庁と民間機関を含む官民合同会議によって「防犯性能の高い建物部品目録」というものが公表されました。玄関扉、窓、シャッターなどを一つ一つ試験が行われ、まずは約2300品目が公表されました。防犯性の高さは、今のところは公表されている建物部品を使っているかどうかということで客観的に判断されており、防犯対策はここまで進んでいるということです。

それ以外の対策として、各自治体が、ピッキングに強い錠前への交換や、エレベーターの防犯カメラ設置に補助を出す例もあります。また、都道府県では生活安全条例の制定が進められており、現在、全国の都道府県の半数以上がこの条例を定めています。その中に、共同住宅の設計指針、あるいは子どもの安全に関する指針を盛り込む事例も多くみられます。

共同住宅に関してですが、防犯優良マンションを今後全国的に展開していくための基準として、今年4月に「防犯優良マンション標準認定基準」が定められました。この制度の運用についてはまだ具体化されていませんが、今後さらに防犯性能の高い共同住宅の普及促進がはかれるものと期待されます。

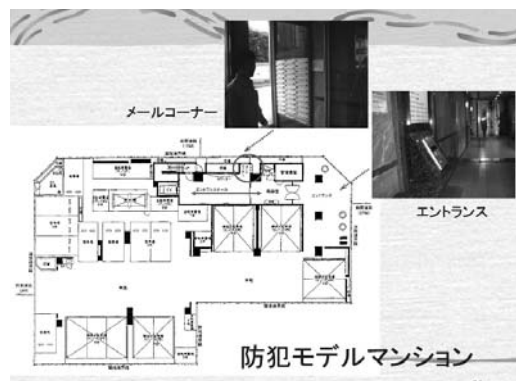
（２）民間の取り組み

民間ではどのような取り組みが行われているのでしょうか。住宅メーカーでは、「防犯住宅」といって防犯性の高い戸建住宅の開発が進められているなど、様々な動きがあります。そのいくつかを紹介したいと思います。

防犯モデルマンション

「防犯モデルマンション登録制度」といわれているものがあります。広島県で最初に制度ができました。防犯性の高いマンションの審査基準が作成され、その基準にもとづいて専門家による図面審査と竣工後の現地審査が行われて、認定されれば登録証が発行されるものです。この制度は、マンション業者の立場からすると、防犯モデルマンションというお墨付きがあれば宣伝効果があがりますし、マンション購入予定者にとっても第三者機関の認定があるので安心です。

写真は防犯モデルマンションの事例です。エントランスからエレベーターホールが非常に見通しやすくなっています。管理人室の窓からエレベーターの扉も見え、エレ



ベーターホールもよく見えるというように、監視性についてよく配慮されています。

一般に、メールコーナーは奥まった見通しの悪い場所にあることが多いのですが、このメールコーナーは屋外の歩道からもガラスの壁を隔ててよく見えるようになっています。もちろん防犯カメラも設置されています。大阪府にも防犯モデルマンション登録制度がありますが、このような制度は全国で11都道府県で運用されています。

次に、一般マンションの防犯対策についてです。建設の時点で特別に防犯に配慮されていないマンションにおいても、様々な防犯改修が自主的に行われるようになってきています。これまで外部から自由に入れるようになっていた箇所に門扉を設置したり、死角になる場所に防犯カメラを設置したり、バルコニーに侵入できる足がかりがある場所には忍び返しのようなものをつけたり、自転車置き場には自転車を鎖で結わえることのできるバーラックを取り付けたりしています。しかし、バーラックをつけても使う人が面倒に思って使わない、また自転車置き場が狭くてそのような施設はしにくいという状況もありますので、もう少し実効性のある対策が考えられる必要があります。

防犯モデル団地

主に戸建住宅を対象として防犯に配慮した住宅地を「防犯モデル団地」として認定する制度を設けている地域もあります。福島県では、平成3年に福島県警察本部が有識者の参加を得てまとめた「犯罪のない街づくりのための提言」を発表していますが、これにもとづいて防犯性能の高い住宅地の認定を受けた「防犯モデル団地」があります。住宅地は建築協定が結ばれていて、塀の高さの制限や生垣の採用などにより、見通しのよい住宅地が形成されています。

セキュリティタウン

最近セキュリティタウンが話題に上るようになりました。セキュリティタウンとは、個々の住宅の安全性を高めると同時に、住宅地全体の安全性を高める配慮がされた住宅地のことです。

これは大阪府の岬町の例です。マスコミでもよく取り上げられているので、皆さんもご存知かもしれません。大手の住宅メーカーが開発している計画戸数約600戸の住宅地です。住宅それ自体は一般的なもので、敷地も約50坪で庶民的な広さです。防犯対策として開口部のダブルロックや、防犯ガラス、あるいはホームセキュリティシステムをとり入れています。住宅地全体に光ファイバー網が張り巡らされ、Webカメラが3か所に設置されています。2か所は公園、1か所はモデルルームや集会所のある場所ですが、住宅地の道路などには設置されていません。この防犯カメラの映像は誰でも自宅のパソコンから見るができます。自分の子どもが公園でどんな風に遊んでいるのか、安全なのかを、Webカメラを通して見るができます。

ここでは住宅を購入すると必ずパソコンがついてきます。パソコン普及率100%の住宅地です。もちろんパソコンを使えない人のために講習会が開催されますし、インターネットを通してコミュニティというか、居住者同士のつながりができるイベントが考えられたりもしています。また、警備



員さんが24時間常駐し、交代でパトロールしています。何かあったときに緊急通報ボタンを押すと、警察よりも早く現地に到着できるようです。

この住宅地は、外部から自由にアクセスすることが可能ですが、アメリカでは住宅地全体を塀やフェンスで囲って、外部の人が自由に入ってくるのを町ごと制限している、砦型といいますか、要塞型の環境になっている住宅地があります。このような住宅地は、ゲートッド・コミュニティと呼ばれています。

この写真は中国の集合住宅です。ふだんは敷地の入り口に警備の人が立っています。敷地は全体を塀やフェンスで囲われていて、自由に入れないような構造になっています。日本の都心部の超高層、あるいは一般のマンションもだんだんこのような状況になってきています。都心部のマンションはオートロックが二重三重に設けられているところもあり、まさにゲートッド・コミュニティそのものです。日本の戸建て住宅地においても、ゲートッド・コミュニティを意識した住宅地の開発が、少しずつ進んできているようです。



この図はアメリカのゲートッド・コミュニティの例です。住宅地全体ではありませんが、住宅の前の街路の両端に門を設けて、一方は門の扉は閉ざして、片側のみ車の出入りを許可しています。このように街路を私的領域化することによって、通過交通を防ぎ、地域の安全性を高めようとしているのです。そのことによって、街路では住民たちの立話が増え、家の前の街路で子どもを安心して遊ばせられるようになったと報告されています。



5. 防犯のまちづくり

(1) 奈良市の事件の教訓

防犯のまちづくりについてですが、最初に、2004年11月に奈良市で起きた小学生女児誘拐殺人事件に触れたいと思います。事件の内容は、マスコミ等で報道されていますのでご存じだと思いますが、下校途中の小学校1年生の女の子が連れ去られ、女の子の携帯電話からお母さんの携帯電話に「娘をもらった」というメールが届いたことから事件が発覚しました。この地域では、以前から「子ども110番の家」のユニークなデザインの旗を作るなど、熱心な活動が行われていました。特に、学校への不審者侵入対策には力を入れておられて、私はたまたま事件の少し前に、その対策について学校へ聞き取りに伺ったばかりでした。それなのに学校侵入ではなくて、下校時に連れ去り事件が起きたということは、学校にとっても本当にショックなことだったと思います。この事件は、子どもの安全対策は、学校を含む地域全体を対象に行わないといけないという課題が、より鮮明になった事件でもありました。

この小学校では、以前からどのような侵入対策がなされていたかについて、少し紹介させていた

できます。学校の前には非常に交通量の多い道路があるのですが、道路の拡幅によって校舎と歩道との間に門扉や塀などを設けるスペースの余裕もなくなり、外部からの侵入者に対してはかなり警戒されておりました。そこで防犯対策の一つとして、地域の人たちの寄付を集めて、不審者を見張るための防犯小屋が建てられました。一つは道路に面した場所に、もう一つは校舎を隔てた運動場側に建てられています。当番表が作られ、毎日地域のどなたかが防犯小屋に詰めておられます。校内には防犯カメラが数箇所設置されているので、当番の方は防犯小屋の中にあるテレビでその映像も見てもらえます。

連れ去り事件が起こった通学路の状況を説明します。現場付近の道路は、非常に交通量が多く、特に地域外からの通過交通が多くなっています。ですので、地域の道路というよりは、車を運転している人は恐らく歩いている人がどういう人なのかほとんど分からないし、周辺の環境には気にも留めずにただ通過してしまう、そういう道路です。

また、周辺は新興住宅地ですが、計画的に開発された地域ではなくて、スプロール的に小規模な開発が進められている地域で、建売住宅があったり、マンションが建設されたり、急にコンビニができたりという状況です。事件のあった道路に面していくつかのマンションが建っているのですが、マンションと道路との間はほとんどが広い駐車場になっています。そのためマンションの建物と道路との距離はますます遠くなり、景観もよくありませんし、なによりも歩行者の安全性が低下します。この場所は、学校からは遠く、小学1年生の足だと30分以上はかかりそうなところですよ。坂道があったり、山が少し残っていたり、駐車場が多く、人の目が届きにくい場所が多くみられる地域です。

このような場所はここだけでなく全国各地に見られると思うのですが、通学路をよく点検して安全対策を講じていく必要があります。

（２）防犯まちづくりの事例

防犯まちづくりの先進自治体として愛知県春日井市をあげることができます。春日井市では、防災を中心とした安全・安心の取り組みがかなり早い時期、阪神・淡路大震災の前年から開始されました。その後、防犯にも着手されて、小学校の総合学習の時間を使った生活安全マップ作りや、住民による「くらがり診断」活動など多彩な活動が積み重ねられてきています。「くらがり診断」では、毎年少しずつ診断範囲を決めて、住民が街路の照明環境を見て回って、防犯灯が不足している場合は市に設置要求していくといった活動です。また、防災、防犯、子育てに関する市民講座を長年にわたって開設されていて、地域の安全・安心の活動を支える人材の育成にも熱心に取り組まれています。現在は多くの自治体で、このような活動が進められるようになりましたが、一定の専門的な知識を備えて、地域活動をサポートできる人や、安全のまちづくりを中心的に担ってくれる方をどのように育てていくのが、これからの重要な課題だと思います。

（３）防犯まちづくりの進め方

最後に、防犯まちづくりの進め方についてです。まず防犯のまちづくりは、自治体等の上位計画に位置づけられることが重要です。近年、多くの都道府県において防犯を主目的とする生活安全条

例が制定され、住民の防犯活動も盛んに行われてきています。防犯というのは、防犯環境設計といわれる物理的な環境の整備から、防犯パトロールのような住民による活動まで、非常に幅が広がっているのですが、まちづくりに当たっては、まずはハード、ソフトの両面で現状の診断からスタートすることが重要です。

次に物理的な環境の整備が重要です。建物や場所の用途によって対策の内容は異なりますが、防犯環境設計の4原則が基本となります。とくに新築の場合には、設計の自由度が高いため、十分に配慮して設計することが必要です。既存の建物や環境の場合は、居住者や利用者の意見やライフスタイルを十分に考慮した上で防犯改修に臨むことが重要です。

さらに、ソフト面の活動として、地域の安全活動を活発にする方策について検討する必要があります。防犯意識を高め、防犯活動を継続させることは容易なことではありませんが、既存の地域活動の枠組みも活用しながら、高齢者の生活支援や子育て支援など日常生活要求も組み込みながら防犯も視野にいたれた地域活動を進めることが求められます。

第3回講座（平成18年7月5日実施）



テーマ：「子どもの安全」

講師：横矢 真理

（NPO法人子どもの危険回避研究所 所長）

「子どもの安全」

NPO法人子どもの危険回避研究所 所長
横 矢 真 理

はじめに

私は今日、東京からやってきました。私の大学2年の息子が現在、大阪におりまして、千里中央に住んでいます。それもあり、大阪へは月に1～2回は必ず来ています。

講演の要請があれば全国に伺っているのですが、やはり関西は特にお子さんの防犯については関心が深いのかなということを感じています。今は7月の夏休み前なので、夏休みまでに何とか来てくれというPTAや学校、行政、それから防犯ボランティアの方など、いろいろな方に呼ばれて伺っています。

最初に、なぜ私がこういうことをするようになったかをお話しさせていただきます。

先程、息子の話をしましたが、上が大学2年で下が高校2年になりました。下の子が生まれて少ししたときに、「どうしても子どもを死なせたくない」というと変な話ですが、子どもを失うのが怖いという気持ちが強くなりました。そうなってくると、自分の子どもだけではなくて、他の子どものことも気になります。まず、私の子どものことで何か気になることがあれば、私はオタッキーな性格なので対策を考えます。どうしてそうなるか、それにはどう対策をとったらいいかを調べるということをしていました。

1. 研究のきっかけ～抗菌防臭靴下への疑問～

最初は、中学校の時の同級生と二人で抗菌防臭靴下について研究しました。

「通勤快足」という商品が一時期売れたときに類似品がいっぱい出たのです。これは本当に効果があるのか、あるのなら、小さい子ども用に何かいい商品が開発できないかということで、15年ぐらい前に研究を始めました。当時は二人とも専業主婦で、こちらは男の子二人、あちらは三人いるということで動きが取れないので、まず靴下を買い集めてきて、それを端切れなどにして、主人の靴下の裏側に何枚も張って1回履いてもらって、それをばい菌培養したりして、効果があるのかということから調べました。

その結果、効果はあるようだが、洗濯したら効果が落ちる部分があることから、抗菌の効果が落ちるとはどういうことなのかと考え、使っている抗菌剤が流れ出ているということが分かりました。そして、その抗菌剤というのは何かということになったわけですが、調べてみると、簡単に言うと殺菌剤なのです。それで、いろいろな企業に実際にどういう薬を使っているか聞いてみたのですが、「知りません」とか、「公開していません」とか、どこも教えてくれないのです。訳の分からない殺菌剤が使われていて、商品によってはそれがどういうふうに使われているか、どう出てくるのか分

からないということが分かりました。

もっと調べてみると、抗菌防臭の歴史というのは、アウシュビッツのガス室に送られた人の遺品が腐らないようにということで、最初は水銀が使われたらしいのですが、それから毒性を下げて改良されてきたのです。ある時期、日本で使われていた薬品を探していたところ、一つ薬のデータが出てきました。それはアメリカでは男性の精子が少なくなる可能性があるということで使われなくなっていた農薬で、それが一時期日本に入ってきていて抗菌防臭靴下に使われていたということが分かりました。そこで、日本でもその薬が使われなくなると、それがアジアに売られているということが分かりました。私たちは、不安な部分が残ри、足が強そうな旦那に使う分にはいいのですが、小さい赤ちゃんや子どもには使いたくないと感じたのです。

それを原稿用紙50枚ぐらいの論文にまとめて発表し、商品科学研究所と衣服研究振興会から賞をいただきました。その賞金をもとに私たちは、最初は新商品開発という夢を膨らませながら、結果的に痛切に感じたことは、「知らないで使わされる親になりたくない。知っていて選べる親になりたい」ということでした。

お金もできましたので、その年から年1回ぐらい、その周辺で自分の関心のある部分、子どもを守るための研究ということで、いろいろな分野を研究していくことになりました。私はもともと研究者ではありませんから、防犯のことだけではなく、子どもたちがいろいろな危険に取り囲まれていて、子どもがひどい目に遭うのが耐えられないので、何とか深い傷を負わないようにしたいという願いで研究を進めました。

その翌年、これは阪神・淡路大震災の前だったのですが、防災服の研究をして、難燃素材を調べました。消防士やレスキュー隊のものなど特殊な布を集めて、それらにどういう効果があるのかと思って調べたのです。難燃素材というのは、火が落ちてもそれが燃え広がらない効果があるわけですが、あぶられてしまうと化学繊維なので溶けてしまいます。溶けたときに有毒ガスが出るということも分かりました。だから、難燃素材さえ使えば避難のためのウェアは大丈夫というわけではなく、また新たな問題が出てくるということに気付いたわけです。それで、できるだけ前向きに、地震などのときに勇気を持って逃げられるように、子どもが喜ぶようなウルトラ警備隊のような服を、自分たちの手作りで作りました。

このように、最初は「子どもを取り巻く危険」に目を向け、環境問題的な研究をしていて、そこで最初に目を向けたのが薬品、次が災害だったわけです。他にも、子どもの膝に腫瘍ができたものですから、そこから考えたところ、学校で履いている上履きの底がすごく薄いものだったので、それで体育までやるのはどうなのだろうということから上履きの研究をしました。そのように、事故とか病気とかいろいろな分野にかかわるような研究を続けて、5年ぐらい研究したところで、「もういいかげんプロになったら」と言われて、赤ちゃん関連の本のライターになりました。

2. 「子どもの危険回避研究所」の設置

その後すぐに、インターネットでママ向け、ファミリー向けのコンテンツを作る仕事の依頼が来て、So-netの立ち上げのときの最初のコンテンツのところからディレクターをやるようになりました。それが10年前のことです。そのときにとっても多くのお母さんたちとチャットやメールでやり取りを

するようになったのですが、やり取りの中で感じたのが、やはり不安を感じている人は多いのだなということです。その不安が漠然としたもので、どう対応していいか分からないので、何か焦点を見つけていこうと思いました。

もう一つ、子どもを守るための情報が足りないとおっしゃる方がすごく多かったのです。いろいろといい情報があるのに、普通のお母さん、お父さんは「情報がない」と言い切ってしまう。それはうまく届いていないということなのだなと考え、不安を持っている人に不安の正体を確かめてもらって、それに対してよい情報を伝えていく手助けができないかと思い、インターネットのホームページを作る仕事の傍ら、「子どもの危険回避研究所」というホームページを自分たちの社会活動として始めたのが7年前のことです。

最初に全国の保護者の方1000名近くのアンケートを取りました。実際に子どもがどんな危険な目に遭っているのか、どんなことに不安を感じているのかデータを採って分類しました。そのときに私は文部省に「このように子どもの安全について考えている。バックアップしていただけないか」とお願いに行ったのですが、「非常に面白いことに気が付いたね」と言われたのです。「官庁はそれぞれが縦割り行政なので、管轄が全く違う。それを輪切りにしたような形で子どもの安全という見方をした例はまだなかった。それは新鮮でいい。頑張ってるね」と応援されて終わりました。そのような形で私たちは、保護者が特にどれかの分野の専門家である必要はないのですが、全体をバランスよく見ていけるようになってほしいと、それぞれによい情報のリンク集を作りました。

最初のアンケートのときに、「実際に子どもを守るための情報が足りない」と言った人が約90%もいました。ですから、その人たちに伝わりやすいリンク集ということ、それにプラスして、私たちのところにはいろいろな情報が集まってきますので、その中で盲点になる部分、特に気を付けてほしいという部分の特集を組んでホームページに載せていくようにしたのが「子どもの危険回避研究所」です。最初のうちは自由にやっていたのですが、途中で、警察庁のお仕事をいただくときに、NPOの形にしたほうが良いという話を向こうからいただきまして、一昨年10月からNPO法人という形でお仕事をさせていただくようになりました。

3. 子どもを取り巻くいろいろな危険

私たちが講演に伺ったりするときにお配りする資料が『子どもを取り巻く危険分類図』です。最初に子どもの身の回りにどんな危険があるか考えてもらうのですが、子どもたちに、最近危ないと思ったことが何かなかったか手を挙げてもらって、それで発表してもらうところから始めていきます。実際に今日も皆さんに考えていただきたいと思います。自分の問題として考えていただくのが一番早いと思うので、皆さんが今、子どものことで不安を感じていらっしゃることを何かの紙に箇条書きにしていただけないでしょうか。

児童館職員や学校の先生向けの講演をよくやるのですが、そういうときも皆さんに書いていただいて、それを発表していただいたりします。そして情報を共有する場にするという形にしています。今回も皆様が「こんなことがあった」「こういうことを心配している」ということがありましたらお書きください。個人的な部分でも結構ですし、公的な立場としてということでも結構です。こういうところが心配だとか、何か不安に感じるところなどありませんか。

(横矢) 皆さん何か書いていらっしゃるの、どういう部分が出てくるのかを順番にお聞きしてみたいと思います。Aさん、もう書かれましたか。

(研究員A) 子どもたちだけで遊ばせるというのがすごく不安ですね。僕らの時代はそういうことが出来た時代だと思うのですが、今、自分の子どもにそれをされるとすごく不安です。

(横矢) 何年生ですか。

(研究員A) 2年生です。

(横矢) いちばん心配な時期ですね。活発になって行動範囲が広がる時期ですね。

(研究員A) 大人の教育方針に沿ったように子どもを育てるのがすごく難しいなと感じます。仕事柄でもそれがありますし、逆に子どもの親としてもそうです。

(横矢) 多くの方がやはり学校の帰り道というのが特にご心配で、何かいい工夫はないのかと探していらっしゃるようです。Bさんの市では何か決まりはあるのですか。それとも各学校に任せていますか。

(研究員B) 各学校に任せているというのが実情で、あと、低学年につきましては防犯ブザー等を持たせています。集団で下校しているところもありますし、その学校の事情で集団下校ができないところもありますので、こちらで正確な数字は把握していません。

(横矢) それを何か資料にまとめられたりはしていないのですか。

(研究員B) 教育委員会として集約という形で各学校に「どうしていますか？」という形で、逆にやってほしいという意味も込めて調査はしています。

(横矢) それは興味深いので、今度教えてください。ありがとうございます。

これらは、やはり現実に小さいお子さんがいらっしゃるお父さんが本気になる話題なのですが、企業の方やマスコミの方にも大変熱心だと思う方がいらっしゃいます。多くが小学校低学年の女の子がいるお父さんでして、仕事と家庭の父としての両方の目から子どもを守ろうということなのでしょう。ありがとうございました。

他にCさん、いかがですか？

(研究員C) 私は教育委員会の安全課に勤めており、仕事柄ですが、おっしゃっているように登下校が心配です。私の市では、今年度に入ってから声かけ事案が20件発生していまして、昨年と比べ

でも増えている。あとは虐待、親から暴力を受ける子が増えています。先週ですが、あざを作って一晩じゅうベランダにほっぽり出されてというのがありました。やはり、入ってくる情報が年々ひどくなってくるような気がしますし、件数も増えているような気がします。

もう1点が学校での事故、怪我です。こういった担当をしているからかもしれませんが、情報が入ってきます。特に思いつくのはこの3点です。

(横矢) 私も教育委員をしていますので、いろいろな学校に伺うのですが、保健室に行って先生に、どんな怪我が多いか伺っているのです。そうすると、ぶつかって転倒して頭部を打つということがとても多いのです。学校側でも関心のある校長先生とあまり意識が高くない校長先生で学校のイメージはがらっと変わってしまうので、それをサポートしていくのが教育委員なのかなと考え、うるさい小姑ではないですが、「このところが気になるのですけれど、どうでしょう」という形で関与しています。ありがとうございました。

Dさん、どうぞ。

(研究員D) 教育委員をやっているとして、地域の方に、子どもが放課後遊びに行けるような場所を作ったり、居場所を作ったりしてもらっています。

(横矢) 子どもの居場所ということはすごく大切なことだと思うのですが、放課後の児童預かり事業というのでしょうか、学童ではなく、もう少し自由に預かれるという形は、皆さんの地域ではもうやっていたらしゃるのでしょうか。

Cさんのところではそういう話はないですか。

(研究員C) はい、それはやっています。

(横矢) そうですか。それは大阪では皆さんやっていたらしゃるのでしょうか。始まっているところと、スタートが遅くなっているところと、いろいろな形で模索中ということのようですが、子どもたちをできるだけ安全に遊ばせたいという親の気持ちもすごくよく分かります。

ただ、それはそれでまた盲点があるとは感じているのです。割と自由に参加できるというのは大きなメリットです。しかし、自由に参加できるということは、割と自由に帰れるのです。今日はおけいこなので帰りますとか。そうすると低学年がまた変な時間に一人で帰ってしまうとか、それをフォローすることができないというように、新しい危険も出てくるということです。

大阪は学校選択制というのはあるのですか。それとも区域の学校に行くのでしょうか。東京都の港区などでは、学校選択制にしてみたら、教育に力を入れたり独自性を出したりといういい面もあるのですが、子どもの安全面を考えると、帰り道に無理が出てきています。

地域の方々の話を聞くと、「うちの子たちではないじゃん。そこまで見なければいけないの」という話になってしまいます。でも、「そう言わないで、うちの地域の学校に来ている子なのだから、うちの子だと思ってくれ」というような話で徐々になじんできているかなとは思っています。ただ、

わざわざ遠くを選んでくる方は、PTAなどの役員をやりたくない、地域にいと選ばれるけれど、離れていると頼まれないとか、そんな理由で遠くまで来られる方は問題になると思います。

では、Eさん、お話をしてください。

(研究員E) 子どもの友達同士の話ですが、食事をとっていない欠食児童がいるそうです。

(横矢) そうですか。欠食児童というのはごくまれで、一人そういう子がいたとかそういうことではないのでしょうか。その家庭にどのくらい介入していけるかというのが難しいですね。

(研究員C) 私はもともと現場の教員だったので、今、おっしゃったような家庭が増えてきていると思います。しかし、なかなか家庭に切り込む切り口がないというか、「家のことなんかほっといて」というのが多いので、頭が痛いです。

(横矢) うちの方では、給食代を払わない親がいて、その子たちをどう扱っていいのか。無料でやるようにしようとか、いろいろな話は出ているようですが、「食」はすごく大事な問題です。ありがとうございます。

ではFさん。

(研究員F) やはり子どもだけでは外で遊ばせないというか、常に親と一緒に遊びに行くことが多いのですが、実際に子どもたちが保育園ではどういう生活をしているのか。仕事が保育所の担当主任であり、子ども同士のけんかに保護者が入ってきて、市役所にクレームが来たということもありますし、怪我なども心配です。

後は子どもの病気です。集団生活ですから、感染症とか、やはり保護者としては健康という点での心配もありますので。

(横矢) やはり水ぼうそうや、溶連菌などすごく感染しやすいのがありますので、病気というのもやはり忘れてはいけない部分なのかなと感じています。では、Gさん。

(研究員G) 自分たちの地域安全情報を保護者の方に提供し、地域に「こんなことがありましたよ」と報告しています。その中で未然に防げたものもあります。保護者の方からの情報も、少しずつ増えてきています。

(横矢) 情報配信が、何年か前からいろいろなところで試されてはやっていますが、情報の内容をどうするのがすごく問題です。親は本当は、性犯罪など若い女の子が襲われたという事件が、どこで発生し何年生がどんな手口で引っ掛かってしまったかまで知りたいのですが、被害者のプライバシーの問題もあり、情報は出せないのです。

そうなってくると、露出狂が出たとか、その程度の話が大変なことのようメールで届いて、本

当のことは見なくなってしまうので、内容をどこまで開示するかが問題です。これからどんどん情報開示は広がっていくと思いますが、いろいろな問題があります。

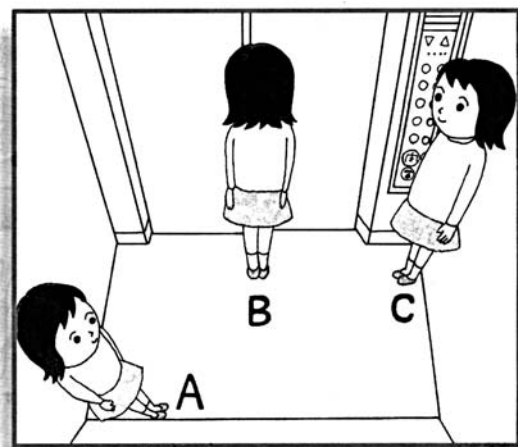
3年前ぐらいに警察の方にその話を聞いたときも、例えば性犯罪が起きた場所を情報公開したいのですが、情報公開の裏側で怖いことがもう一つあると言われたのです。ここであつたと公開したときに、犯罪者もそれを見て、「おれがやったのは通報していないな」ということが分かってしまい、逆に「あそこの家はまだいける」という判断をされるのではないかとということまで心配されていたので、なるほどと思いました。

ただ、実際にすごく役立つこともあるのです。私の家の辺りで発砲事件が起きて犯人が逃げているということがあったときに、周辺の学校の保護者に情報が配信されてその日はできるだけ早めにお迎えに行くということができたので、情報は使い方次第だと感じます。

4. エレベーターの危険

いろいろお話をいただきましたが、特に今、犯罪が多くなっています。また、最近の話ではエレベーターの事故が大きかったのですが、エレベーターというのは犯罪も起きやすいのです。

たとえば、エレベーターではどのようなことに気をつければいいのかという話をするためにエレベーターの絵を見せます。これははもともと小宮先生に監修していただいた「危険回避・被害防止トレーニングテキスト」の中の10シーンのうちの、実際に私たちのところに「危ないことがあったよ」という報告が多かった事例のひとつです。犯罪に遭わないためにはCの位置に立つということになります。エレベーターは密室になってしまうので、「何かあったときにすぐ出られるようにCの位置に立って、近くの階のボタンを押して逃げるチャンスを作りなさい」というのと、「壁に向かって立っているのを後ろから急に襲われたりしないように」という話をしながら、では、Aの位置に立っていたらどうなるのだろう、Bの位置に立っていたらどうなるのだろうということを想像させたりして、話を膨らませていくようにしています。



子どもの危険回避研究所 講演資料より

Aの位置に立っていたらどうということがまずいと思いますか。Bさん。

(研究員B) Aだとボタンがすぐに押せないのと、開いたときにすぐに逃げられない。

(横矢) はい。それと、壁に押しつけられると、90度の所なのですごく逃げにくくなります。

あと、Bの所に立っていると何が危ないと思いますか。いかがでしょうか。

(研究員B) Bは背後でどういうことが起きるか分からない。

(横矢) そうです。それと、ドアを過信してはいけないということも私たちはずっと言っていて、

自動回転ドアの事故の前にあらゆるドアの危険について特集を組んでいたのです。それが国土交通省や東京消防庁の委員になるきっかけにもなったのですが、電車のドアなどでも、子どもが真ん中にベタッとくっついておるときに突然開くかもしれない。だから過信せずに、ドアの真ん前に立つのはやめましょうと言っています。それから、開いたときに人にぶつかってしまうこともあるし、邪魔になるからこういう所には立たないようにしようと話しています。

また、エレベーターを待っている間もエレベーターの真ん前にぼーっと立たないようにねということも話ししています。

他にエレベーターだとどういう注意がありますか。

(研究員A) Cだとカメラに映らない。

(横矢) 絵ではそこまで分からないですね。それに対しては、「この辺りを映せるようにしましょうね」みたいな形にすればいいのでしょうか。

実は「事故の話もあるよ」というのがヒントなのですが、今、カメラの話をしていただいたので、今後カメラの位置についても考えます。

エレベーターでは、戸袋の所で手や洋服が引き込まれる事故がけっこう多いのです。戸袋は中がギザギザのままになっているので、大人でも引き込まれたときによく怪我をしています。ですから、「この辺りに手を置かない。それから、くっついて立たないということもすごく大事なことだよ」というお話をしています。

それから「閉まってくるところに無理に乗らない。無理に乗ったことで怪我をする」。どんなところでもドアが閉まるところに無理に入ったりしないというお話をしています。

以前、JRに取材に行きまして、「お母さんたちに言いたいことは何ですか」と伺ったのです。そうしたら、「閉じかかっているドアにベビーカーを突っ込んで開けるのはやめてほしい。これには本当に困っているのです」と言われてびっくりしました。そのくらいドアに対して「大丈夫」という安心感が強すぎる。想像もしませんでした。最近のお母さんはそうやっているということでした。ドアということを全然分かっていないのです。

今回のエレベーター事故も、港区在住の私には非常に身近で、対応の話なども聞いています。本当にエレベーター自体が悪かったのですが、それにプラスして、自転車はやはりエレベーターに乗せてはいけないものだと思います。まだ自転車を降りてエレベーターに乗っていれば判断がついたでしょうが、乗ったままだったということと、後ろ向きだった。自転車に乗ったまま後ろに進んでしまったために気付くのが遅れたということで、ものすごく残念に思います。

5. 危険を自分で考えさせる

私どもはソフト面、使い方だけで何とかしようとするのではなく、ハード面でのチェックもする力を親子で養っていくために、「ここにはどんな危ないことがあるかな」ということを考えるチャンスを作るような授業をしています。

例えばガラスのコップを見せて、「ガラスのコップって、どんなところが危ないと思う？」という

話をすると、幼稚園の子は「落としたら割れちゃうよ」とか、「中に熱いものが入っていると、倒すとやけどしちゃうよ」ということを考えます。「だから、小さい子がいるときに近くに置いたらだめだね」「こういうカップではなくて、割れないカップがいいよね」という話をカードを見せながら話すことを週に1回重ねていって、幼児に危険を察知する力をつけていくようにしているのです。

いろいろなものには、便利な部分もあるけれども、その裏側には危ないことが隠れている。それを見つけないというように、ゲームのような感覚で想像力を高めて、危険を見つめる力をつけるようにしているのです。

4～5日前に「次は何が危ないの？」と聞かれて、特別なものではないけれど、エスカレーターだと言いました。エスカレーターの事件も以前からお話ししていたのですが、大きな事件がまだないではないかとマスコミの方があまり取り上げてくれなかったときに、産経新聞だけが取り上げてくれたのです。そのあと、兵庫で赤ちゃんが吹き抜けのエスカレーターから落ちました。それで、もう皆さん気を付けてくれているだろうと思っていたのですが、また昨日、意識不明に陥る事故が起きました。エスカレーターが交差している所に顔を突っ込んだらしいのですが、ああいう所には普通は防止板がついているはずなのです。ですから、私たちも防止板がついていないものがまだあるというのが驚きでしたし、そこまで考えなければいけないのかと思いました。

また、防止板がついていても、上が鎖でつながっていたりするので、そこに手を突っ込んだ子どもの手が折れてしまったという報告も研究所に届いています。そういうふうになにが起きるか分かりません。大きな力を持った機械は危険度が高くなるので、特にエレベーターとエスカレーターについては、私どもでは、防犯の講習でも皆さんにお話しするようにしています。

みんなに「エスカレーターに乗るときに意識して、手すりを押さえている方、手を挙げてください」と聞いて手を挙げてもらうのですが、不潔だから触りたくないという方がけっこういらっしゃいますし、全く意識していなかったという方もいらっしゃいます。皆さんはいかがですか。

ほかに、エスカレーターは、想像してみるとどんな事故が起きると思いますか。

(研究員E) こけたり、つまずいたり。

(横矢) そうですね。やはりバランスが崩れやすいので、お年寄りなどが倒れたりしやすいです。それから、大阪のある場所で見たのですが、長いエスカレーターの上に大きく「立ち止まらないで」と書いてあって、さすが大阪だなと思ったことがあります。おばあちゃんなどが降りた所で立ち止まってしまったりして、後ろの人が倒れると大変なことになるということも注意しないといけないポイントです。ほかにどんなことが起こると思いますか。

(研究員E) すき間などに引き込まれる。

(横矢) 長いマフラーなどですね。私も見ましたが、お母さんが先を歩いて幼児が後ろを歩いていたのです。そのときに洋服がデレンとなっていて引きずっていて……。そういったものが、サイドに5ミリぐらいすき間があるので、そこに引き込まれたりということも起きます。

他にどんなことがあると思いますか。どうでしょう。

(研究員F) 手すりを持つのに抵抗があります。

(横矢) でも、バランス崩して落ちるよりは……。うちの母もあんなのは不潔だから触りたくないと言うのです。将棋倒しになって落ちることになるようなきっかけを作ってしまったたり、巻き込まれたりする可能性があるのだから、そういう危険性と比べたら、手が汚れるのは後で洗えばいい、どちらの危険度が高いかというのを考えてねという話は一応しているのです。

意外とエスカレーターは急に止まることが多いのですよね。それから、上から荷物が落ちてくることがあります。また、横を通る人にぶつかられてバランスを崩すということもあります。意外なことに、50代の人が被害に遭いやすいのです。酔っぱらった人などでも50代の方が危ない。その両者の共通点は、自分の思っている体力と現実の体力がずれていることです。そして、50代は若いおばあちゃんやおじいちゃんの時期なので、小さい子を預かって、手を引いて歩いていて、子どもが急に引っ張ったのでバランスを崩して落ちてしまったとか、そういう事故が起きることもあります。

ただ、エレベーターは手すりを持って歩きなさい、黄色い縁に乗ってはいけないと言われるだけだと「へえー」ぐらいのものになってしまいますが、実際にどんなことが起きるかを想像して、そのときに自分はどうすればいいのかということを中心に頭の中で想像して理解できるように、それを一緒に話すようにしてください。「そんなことを意識する必要があったのか」と気付いてくれれば、次から考えてくれるでしょう。

エスカレーターの辺りで子どもが遊んでいて危ないと思ったことがある方、手を挙げてください。皆さんありますよね。実際に注意した方、手を挙げてください。私たちの間で今、全国おせっかいおばさんの会を作ろうかという話になっているのです。例えば、走っている子に後ろからいきなり「止まれ」と言ったら危ないですが、「ちょっとそれは危ないよ。どうしてかと言うと人を巻き込んでしまうことがあるよ。一人が転んだら後ろの人も一緒になって転ぶよ。だから危ないことはやめようね」とちゃんと注意する。大人と子どもの両方にそれを伝えていきたいと思っています。

危険にはいろいろな分野があるということで、ハード面もソフト面も両方入れて、バランスよく考えてという話を私たちはしているわけです。関心はどこから入ってもいいと思うのです。自分の問題として感じるのが大事で、今登下校のことがとても不安だということなら犯罪のところから危機管理意識を感じたらいいし、事故のことが心配なら事故から入ってもらって全部のバランスを考える。そういう形にできたらいいなと思っています。

6. 犯罪対策

しかし、今までもいろいろな分野で危険への対策を考えてきたのですが、一番難しいのが犯罪でした。事故なら、こうならないためにこうしようということが割とはっきりしているのですが、犯罪の難しいところは、相手がどういう手を使ってくるか分からないところです。相手に意志があるので、完璧に防ぐということが全くありえないということが非常に難しいのだと思いました。

私たちが最初に問題にしたのが留守番です。留守番をするときにどうすればいいかということで、いろいろな方に相談したり、皆さんはどうしているのかネットで伺ったりしました。すると、居留守を使っている人が50%いたのです。中には、3歳児に留守番をさせている人がいます。買い物に行くときに寝ていたり、雨が降っていたりしたからちょっと置いていったということなのですが、そういうときに限って、急に起きてベランダに出てしまったり、外に飛び出してしまったり、火事になってしまったりということがあるので、非常に危険が高いという話をするようにしています。

では、子どもが留守番するとき皆さんどうされるといいと思いますか。いかがでしょう。

(研究員E) 昔はお隣の人に頼むとか。恐らく、お母さんが子どもを置いて出掛けることがなかったのではないかと想像しています。

(横矢) 本当はそれが一番なのです。私もそう思うのです。できるだけ留守番させない。やはり危険性は確実に高くなりますから、留守番はさせないでという話をするのですが、それでもマスコミの方々から「留守番させる親が多いので、何とか言ってほしい」と頼まれます。最初に、他の人に頼めないのか、そういうシステムはないのか、そういうことをまず当たってねという話をするのです。ふだんは絶対に留守番をさせないから、そういう場合について子どもに何も教えなかった。すると、ある日突然、おばあちゃまなどが怪我をしたということで、家の人がみんな居なくて留守番することになったというときに、とても危険なことになってしまいます。

ですから、二つの手があると考えました。どの分野もその二つの手があると思うのですが、一つは、子どもの危険回避能力を高めるサポートをしていくことです。子どもはもともとそういう能力を持っていると思いますから、それを高めるために何ができるのかということを考えてもらいたいと思っています。皆さんはお仕事をされているそのお立場と家庭の人ということ、それから地域の人間でもあるということです、いろいろな目で何ができるかを考えていただければと思うのですが、一つは能力をつけることです。そして、もう一つは犯罪や事故に遭いにくい環境作りをすることだと考えています。

留守番について、「こうしたほうがいい」ということは言えません。居留守を使いなさいと言っているところも多いのですけれども、あるテロの専門家に、「居留守を使っていたら空き巣にねらわれますよ」と言われました。つまり、ピンポンとチャイムを鳴らして空き巣に入ることが多いので、空き巣にねらわれる可能性が出てきます。そして、入られたときに子どもがいたら、以前の空き巣だったら逃げたでしょうけれども、今は凶悪化しているのでお子さんが殺されるかもしれませんよと言われてしまったのです。それではどうしたらいいのかとすごく悩んでしまいました。そのときに今言った二つの方法を考えるのです。

まず、子どもの能力を上げていくのに何をしたらいいか。急に留守番するようなこともあるし、留守番中に、例えば火事だから急いで外に出なければいけないということも考えて、鍵の使い方をまずしっかり身に付けさせようということです。そして、そこで大事なのはまず、鍵を見せて歩かないということです。『鍵っ子』だと思われると、相手に犯罪を行いやすいと思われます。時々、お母さんがすごくかわいいネックストラップを作って鍵をつけさせているのを見ます。最近、女の

子でネックストラップがはやっていますから、そういうものにいろいろなものをつけて歩いたりしていますが、あれは首を絞められたり、引っ掛かったりして窒息する可能性がありますから、すごく危険です。

それから、子どもはあまり周囲に注意を払いませんから、後ろから誰かつけてきていないか、周りをよく見てからチャイムを鳴らすようにと言っています。チャイムを鳴らすのは、人が居るように見せかけるということもあるのですが、もう一つは、もし中にすでに人が入っていた場合に何か反応があるだろうから、ちょっと耳を澄ましてワントempo置いて、それから鍵を素早く開け、「ただいま」と言いながら入って鍵閉めるということを、お母さんも一緒にやってねと勧めているのです。何度かやると習慣としてできるようになります。それを身に着けていくことで子どもの安全度を少し上げることができます。完璧は絶対に無理ですけれども、階段を上るように一つずつ積み重ねていくという前向きな姿勢で取り組んでいくことがすごく大事だと感じています。

次に、2番目の犯罪や事故に巻き込まれにくい環境作りという面からいうと、空き巣に狙われにくい家にしろということがあるのです。防犯の基本は1ドア2ロックなので、玄関のドアの鍵を二つにしてください。皆さん、いかがですか。お宅の玄関のドアが1ドア2ロックの方、手を挙げてください。多いですね。講演のときには、そうっていない人は今日帰ったら替えてくださいなどと言うのですが、そういう形のあるところから入っていけると、今日、自分が何かやった、一つ階段を上ったという気持ちになっていけると思います。

そして、子どもは大人の姿勢を見ているから、親が本気だなということを感じることもできます。うちは高校生の息子と住んでいますが、二人で出掛けて帰るときも、必ずピンポンと押して開けながら、私が「ただいま」と言うと、息子が「お帰り」と言いながら入っています。留守がちな家と思われたくないので、電気もつけておきます。それから偶然ですが、上の息子が大阪へ行ってしまい自転車が1台多いので、二人が出掛けても、自転車が1台家の前にあり、留守にしていけないような家作りになっています。

あとはセンサーライトなどがあります。近寄ってきたときにピカッと光るライトです。群馬県で、退職された電気工事の専門家の方々が、センサーライトを実費の2000円ぐらいで安くつけるというボランティアをやっている地域もありました。そのような形で町の安全度を上げていこうということもやっていच्छいます。

それから、一戸建てだと周りに玉砂利を敷いて、誰かが入ってきたりすると音が聞こえるようにするとか、サッシに補助錠をつけるとか、さまざまな工夫ができます。そういうことをどのようにしていくかを親子で話し合いながら決めていく。そして一つずつ実行していく。せっかく補助錠を持っても、補助錠をしないのでは意味がないですから。「ちゃんとかけて閉めるんだよ」と、そういうことをルーティンワークにしていくことで、子どもの安全度がまた一歩上がったというイメージを持ってもらいたいと思います。

7. 防災対策

防犯だけではなく、一緒に考えてほしいのが防災です。防災は意識の高いところと低いところの差がものすごくあり、大阪は低いです。大阪はすでに大震災が来たからもう来ないと感じていらっ

しゃいます。一方、東京では今、小学生が防災頭巾をいすの背中にくっつけている形が100%普及しているのです。以前は座布団型になっていたのですが、座高の高さなどが変わってしまったりするので、今、背中に挟む形になっていて、美術などの移動教室に行くときもそれを持って歩いたり、あるいは持ち歩くのが大変だからと、PTAが各教室にヘルメットを用意するということまでいっているのです。

大阪で高校生の防犯グッズ開発という授業のお手伝いをさせていただいたことがあるのですが、そのときに私がそういうものを持っていったら、みんなが「何、それ？」と言って、すごく関心が高かったのでびっくりしたのです。その後、大阪に何回か来てお話を聞いても、みんなそんなものは見たことも使ったこともないとおっしゃってびっくりしました。そのくらい地域によって差が出ています。岡山の方々もご存じなかったです。やはり東京や名古屋は、大震災が来るかもしれないというので、意識が高いのかもしれません。

しかし、日本はどこにいてもいつ地震が来るか分かりませんので、防災面にはすごく気を付けてほしいです。子どもに留守番させるときは、泥棒だけではなくて、いきなり大地震が起きるという危険も多いわけです。通学路と学校で子どもを守っていればいいと思いがちですが、実際は家にいる時間のほうが長いわけで、家にいるときの子どもを守るためには、家具の転倒防止に必ず気を付けて、実行してもらいたいと思います。

先程、私の長男が大阪にいるというお話をしましたが、長男自身が、関東に居たらいつ大地震が来るかもしれない、それが嫌だからと大阪に逃げたようなものなのです。自分で家具を買ったりして配置したのですが、行ってみると、ベッドのほうには絶対に本棚が倒れてこないように、本棚は上までのものにして非常に強い突っ張りができるようにするとか、背の高い家具を置かないとか、いろいろ工夫をしていました。私がやっていることは本当に効果があるのか分からないと言って笑っていたのですが、ちゃんと継ぐところは継いでいるということを感じました。

私の母も同じように、危機管理意識というか、臆病というのがあるのかもしれません、出歩くときにアルミの毛布を持っていくのです。何かあったときに、どこかで閉じ込められたら簡単に体を保温することができるアルミのブランケットがありますよね。ご存じないですか。登山用のアルミのブランケットです。そういうものとペットボトルをいつも持っています。偶然、母と話をしていた「あら、私も持っているわよ」という話になって、びっくりしました。

あと、どこかに埋もれてしまって真っ暗なのは怖いので、私は防犯ブザーとライトを必ず身に着けています。

8. 地域安全マップを作ろう

子どもの危険回避能力については、「危険を事前に予測して、未然に防ぐこと」と言い切りたいのですが、未然に防げないこともあるのではないかとということで、もし被害を受けても子どもが「自分が悪かった」と思わないように、もしも起きてしまっても最小限に抑えることが大事だよと案内するようにしています。そしてそれには、最悪を想定した準備と訓練が重要だということです。

子どもには想像力やコミュニケーション能力が足りないといわれていますが、最近、親にもそれが足りないといわれています。それで先程お話しした二つの要点、子どもの能力を上げつつ、

犯罪や事故に巻き込まれない環境作りをする面で、「地域安全マップ作り」がいいと感じています。

小宮先生にご指導いただいて、私たちは2003年から地域安全マップについてお話をしています。本当は、小学校などでみんなで取り組むのがとても大事なことです、実際はなかなか動きが悪いんです。例えば、県を挙げてマップ作りをしようと思っているところでも、警察と県が組んで頑張っていると言っていたのに、教育委員会で止まってしまうという例もあります。その理由は、親が犯罪発生マップを作ったところだからとか、この前、交通安全のマップを作ったばかりなのでマップばかり何枚も作れないとか、この前行った三重県では、津波のマップを作ったところなので、「またマップか」という意見も出たようです。ほかにも土地柄で、用水路マップを作っていたりします。

しかし、学校ではできなくても家族みんなでやりましょうと、私たちは敷居を下げる活動をしています。できればお父さんの参加も望んでいます。お父さんは子どもがどこで遊んでいるかということが分かっていないので、いざというときに子どもたちを探し出すことができないかもしれませんから、「最近誰と遊んでいるの?」「その子の所に行くのにどの道を通ればいいのか」ということを話しながら、小宮先生のおっしゃる「入りやすく見えにくい場所」というのを探して歩く。それで「自分のことなんだね」と気付いていく。この過程で家族の輪もできるし、家族が地域になじむきっかけにもなります。

また、「この辺で子どもが犯罪に遭いそうな場所がありますか」と町の方とお話をしながら、子どもたちを守ってくれる人たちもいるのだなと安心することも大事です。私は今46歳なのですが、生まれてから23回引っ越しています。親が引っ越し好きだったというのもあるのですが、トラブルに巻き込まれて脅迫を受けて住所を変ったり、いろいろなことがありました。ただ、子どもを連れていきますから、地域にどうやってなじむかというときに、まずお肉屋さんとかパン屋さんとかクリーニング屋さんとか、夫婦でやっていらしたりして、あまり動かないで人と接する時間が長く、お客さんが来るとちょっとおしゃべりしているようなお店に子ども連れて行って、「今度越してきました。子どもは何歳と何歳がいるのでよろしくお願いします」とあいさつをします。「あら、そうなの」という話になると、そのときに「小さい子がいるので耳鼻科や小児科のいい病院を教えてくださいませんか」という入り方をすると、お店に来た人も「その病院がいいわよ」と話に加わってくれるきっかけになるのです。

その次の段階で、次の次に行ったときぐらいに、「この辺でよく子どもが事故に遭ったり、何か危ないことが起きたりする場所がありますか。注意しておきたいので」と聞くと、自然に教えてくれます。「実はそこで何回か子どもが自転車で亡くなっているのよ」とか「学校の前の飛び出しがちょっと多くて困っているのよ」ということを教えてくれるので、「そこへ行ってチェックします」と、子どもと一緒に見に行くということをやりながら、その土地に慣れていくという体験をしてきました。

ですから、そういったものをできれば写真を撮って地図にまとめるという作業を通して、子どもたちに危機回避というか危機管理能力をつけていくことはすごく大事だと思っています。ただ、私の場合とはにかく敷居を下げて柔軟にということなので、できなかったら写真を撮ってくるだけでもいいし、その場所を見にいくだけでもいいよと言っています。お母さんによっては「地図までやるのはちょっと勘弁」という人たちもいるので、「だったらそこまでいいですよ、できる範囲で

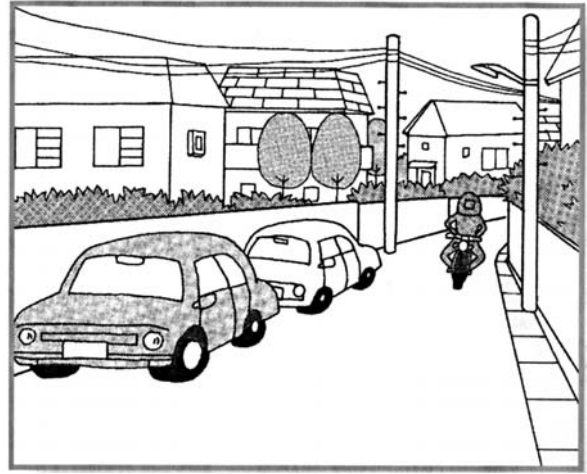
やってちょうだい。それによって少しでも意識が上がればいいので」という話をしています。

9. 危険な場所とは

次に、実際に子どもたちにどんな教え方をしているかです。「考えてみましょう『危険な場所とは?』」ということで、道路の絵を見せます。この絵も、先ほどのエレベーターの絵と同じく「危機回避・被害防止トレーニングテキスト」の10シーンのうち報告の多かった事例のひとつです。

やはり道でいろいろなことが起きるわけですので、「この道でどんな危ないことがありますか」と子どもたちに聞いてみました。Dさん、すごく熱心に見ていらっしゃるようですが、いかがでしょう。子どもたちはどんなふうに答えると思いますか。

(研究員D) 車とバイクが来ているのですが、その道の先が曲がっているので、危険があると思います。



子どもの危険回避研究所 講演資料より

(横矢) そうですね。私は一昨日、NHKの「こどもニュース」の取材で、ちょうどこれと同じ道を見つけて歩いてきたのです。それは「駐車禁止はなぜ悪い」というニュースだったのですが、子どもの視界は狭いから飛び出してしまうのだとか、車が反対側から来たらぶつかってしまうというのを1分ぐらいのニュースにしていました。こういうカーブで見えにくい所にもかかわらず車が止められてしまう道があるのです。Dさんがおっしゃった以外にこの道でどんなことが気になりますか。Bさん。

(研究員B) 電灯が暗いですね。

(横矢) そうです。子どもも意外と気が付くのです。「ここは電気が1個しかないから、夜は暗いのではないかな」というようなことに気付く子が出てきます。

Gさん、他にいかがですか。

(研究員G) この溝ですね。

(横矢) そうですね。側溝の所も「時々穴が空いているから危ないんだよ」とか「金属だとつるつる滑るんだよ」とか、子どもたちは意外にそういう細かいことにも気付きます。ほかにBさん、いかがですか。

(研究員B) 前に小宮先生に教えていただいたのですが、周りが塀になっていて見られない。

(横矢)　そういうことです。この道は人目につかない場所なので、違法駐車もされやすい場所なのです。ですから人目につかない。それにプラスして歩道と車道が分かれていないという、とても危険度が高い道です。向こうがカーブになっているので見通しも悪い。かなり悪い例です。この絵を見ながら子どもたちに「歩道と車道が分かれている道を歩こうね」とか、「止まっている車の近くを歩かないようにしようね」というお話をするようにしています。

実際に犯罪が起きやすい場所を地域安全マップの作成の前に子どもたちに教えるときには、この図を使いながら、入りやすくて見えにくい所のことを、小さい子には「この道でもし隠れんぼをするとしたら、どこに隠れる？」と聞いてみるのです。そう言うと、みんな「はい。はい」と手を挙げてすごく楽しそうに答えるのですが、「車と車の間」「車と壁の間」「壁が高いから壁の後ろ」「木の後ろは隠れやすいよ」「電信柱、隠れられるよ」「道が曲がっているから隠れられるよ」等、低学年でも一生懸命言うのです。しまいにはここにはこないものまで言い出して「ジュースの販売機も隠れやすいよ」「その裏側、隠れやすいよ」「マンションの出入り口もだよ」というふうになっていきます。そういうふうにどんどん出させて、「みんなが隠れたいと思うような場所は悪い人も隠れようと思う場所かもしれないね。だから素早く見つけて、離れて歩いてね」という話をしています。「両手を開いたくらいは離れてね。なぜかという、相手は子どもの自由を奪おうとつかまえにくるかもしれないから。そうならないように離れてね」というような形で教えるようにしています。

それから、もっと低学年には、マグネット版のパネルシアターを今、作っています。朝日小学生新聞と防犯協会で全国を回ったときに、こちらの希望通り作ってもらったのです。例えば平らなマグネットの上に遊具のマグネットが張ってあって、そこをぴりぴりとはがすと下にクマが隠れているという、クマ探しのパネルシアターを作っています。「この場合、クマが6匹隠れているけれど、どこに隠れているかなあ」というようなことを通して、隠れやすい場所、人目が届かない場所を教えるのです。これが想像以上に好評で、この土日も福島県に行って来まして、1時間半の親子向けの講演だったのですが、「1時間半、子どもたちが飽きなかったのは驚異的だ」と言われました。

私どもはクイズをやったり、ビデオを見せたり、いろいろなことをするのですが、その中でパネルシアターというのはとてもよかったので、今後、皆様にも使っていただけるようになればいいと考えています。そのようにして子どもたちに力をつけさせていくのです。

できれば、地域安全マップを作ってほしいのですが、そこまでいかない場合はほかの手も何か考えていかなければいけないと思っています。ただ敷居を下げるだけではなくて、マップ作りの時間まではないけれど研修をしたいと言われたときに考えた案が、「ご自宅の周りで3か所、危ないと子どもに伝えたいと思う場所を書いてきてください」とA4の紙で宿題を出す方法です。A4の紙に写真を張ってもらうか、イラストをかいてもらうか、自由に表現してもらうのですが、なぜ危険かということを書いてもらうようにしています。そして、それを3枚ぐらい持ち寄ってもらいます。そのとき、順番に「なぜここが危険か」ということを発表してもらうと、さまざまな危険が出てきます。人によって視点がまったく違うので、ある人は「ホームのここの部分が狭くて、子どもが落ちそうで危険だ」と駅の絵を描いてきたり、ある人は「うちの辺りはお墓が多いのでお墓が怖い。昼と夜で場所が全然変わって見える」と、昼と夜の写真を撮ってきてくれたり、さまざまな視点での危険情報が集まるので、それを話し合うということをよくやっています。

学校の先生に教えるときには、一番それが有効でした。学校の先生に地域安全マップの指導をするときに、マップの作り方をお話するだけではなくて、まず身の回りに危険はいろいろあるということを考えてもらおうと、最初に宿題をやってきてもらいます。学校の周りでそれをやってもらうと似たような所が出てきてしまうので、ご自宅の周りでやってきてほしいという話をしたところ、とても面白いものになりました。そういうふうに、ちょっと敷居を下げて、時間が取れなかったら1回休むということもしながら、先生をはじめ親も、地域で子どもたちを守っていけるといいなと思っています。

今、さまざまなニュースが本当にどんどん流れていってしまいます。あるニュースがあれば、「本当にかわいそうね」「聞きたくないわよね」で終わったり、「何であんなことになったんだ。あの人の生育歴はどうなっているのだ」ということに話がいったり。そこで、「私たちならどう対応したらいいの？ どうすれば二度と同じことが起きないようになるの？」ということのを、家族で話し合うチャンスを多く持ってもらいたいと思います。まずは家族で、力が足りない部分を学校や地域の方にお手伝いいただくという形で進めていきたいと思っています。

その時々ニュースに反応していると、いろいろな分野が出てきます。ある日は津波の話をしたり、集中豪雨があれば、「何川が埋まってしまったら大変だね」というような話をしたり、常日頃、危機管理意識というものを持った生活を子どもたちと一緒に作っていくということで、前向きに危機管理意識を育むことができると思っています。

私たちの研究所のモットーは「むやみに怖がらない、立ち向かう親子になろう」というものです。私自身のモットーは「いつでもどこでも自由研究」です。不安に思ったことがありましたら、徹底的に多方面から、ハード面もソフト面も調べていって、自分に合ったいいものを選び出していく、それをうまく使っていくということを私はやってきたわけです。そして、それを次の世代の子どもたちに伝えていきたいと思っています。

10. 危険な場所を安全な場所に変える努力をしよう

更に、マップ作りをした後で、何か具体的にちょっと変えられたりするとすごく意識が高くなりますので、そういう部分を生かしていけたらいいなと思います。また、敷居を下げるという意味で防犯の集いのようなことをやっても、なかなか保護者が出てこないのが今、問題になっています。どこに行っても防犯ボランティアの人が怒っていることが多いのです。「せっかくパトロールをやってあげているのに、親が誰も出てこないのは何事だ。けしからん」「誰のためにやってあげているのだ」とボランティアのリーダーの方がおっしゃったりして、最初はすごくびっくりしました。子どもを守りたいと思う人がいろいろなところにいるのに、意思の疎通がまだうまく取れていないので、ねじれが出てきたのかなと思っています。

ですから、できればPTAの人や学校の校長先生がメインになって、ボランティアでパトロールしてくださっている方にお礼をする感謝の場などを作って、その場で一緒に給食を食べるなどしてください。食を共にするとすごく楽しみも増えますので、防犯のことを考えながら一緒に楽しく食を取るような機会を作られるといいのではないかと思います。

今、港区では、住民が多く集まる地域の防災訓練をやっているのですが、せっかく町の大きな施

設を使って、レスキュー隊と似たようなこともさせてもらえるのに、小・中学生が全然参加していないのです。息子を連れていくと、校長先生はいらしたのですが、中学校を借りてやっているのに、中学生が誰もいないのです。ちょっとびっくりしました。チェーンソーを使わせてもらったり、コンクリートの割り方など学校では習えないことを教えてもらえる。それから、消防団のおじさんに「あと3年したら消防団に入れるね」とか声をかけてもらったり、非常にいい経験をしてきました。そういうふうに、できるだけいろいろな分野でいろいろな年齢層と一緒にできる、小・中学生がメインになって町を守れるようなことを考えて、子どもたちと一緒に育っていきたいと思っています。

私はこのようなお話をしているところを歩いているわけですが、実際に会場でもインタビューして歩いて、そのときにみんなに考えてもらうということをします。その後で、地域安全マップの有効性についてお話をして、ビデオを見てもらうという形にしていきます。子どもたちがいるときはビデオを見た後に「では、危ない場所をここで探してみよう」と、すぐにその場でパネルシアターをやってみます。

あと、私は親の要望を直接いろいろ受けます。「そうは言っても腕をつかまれたらどうするのよ」と、親がすごく心配するのです。護身術などに走ってしまう人がいるので、指を折れとか、かみつけとか、そういう危険なことを考えさせないためには、本当は被害に遭いにくい安全な状況を作るのが大事なのです。しかし、もし手をつかまれたらこういうふうにしましょうねということを、その場でするようにしています。警察庁と相談して決めたものですが、親子で、みんなで立ってやると、ワイワイキャーキャー楽しくなるのです。できるだけ怖くしないように、勇気をつけるように、「いざというときはこうやってやると力が出るからね。だけど、そこで手を外したあとで止まったままぼーっとしていたらだめよ。そこで助けてと言って逃げるんだよ」と言うのが和みます。

とにかく、相手を攻撃するのではなくて、逃げるチャンスを作るということです。大体、私の講演の流れはそういう感じで、1時間半ぐらいで終われるようになっています。

単純に子どもだけ向けということになると、1時間ぐらいで終わります。先程もお話ししましたように、できるだけ小さいうちに取り組むには、最初は『7ひきの子やぎ』や『あかずきんちゃん』などの本を読むようなところから始まると思うのですが、最近のお母さんはそういうことをやっているかどうか、ちょっと疑問なのです。考えてみれば、あれは完璧に防犯ですよ。『7ひきの子やぎ』はオオカミが手を白くしてやってきたりして、あれは子ども心に怖かったりしたのですが、もっと怖かったのが『安寿と厨子王』です。あれは今から見ると拉致ですよ。あれは子どもころ、ものすごく怖かったのです。そうやって犯罪を感じていくのかなとすごく思っています。ですから、幼児のときから生涯教育としてとらえて、ここで終わりとかいうのではなくて、ずっと危機管理意識を育む、その年代、年代におけるカリキュラムなどがあっていいと考えています。

では、小宮先生のビデオ、広島のはまだご覧になっていないと思うので見ていただきたいと思います。広島県は非常に頑張って地域安全マップにも取り組まれて、先生がご指導されていたわけですが、大学生が作っているビデオなので、とてもアットホームな感じが気に入って見せています。学生の気持ちがすごく入ったものになっています。

大学生たちが一緒にお姉さん、お兄さんとして参加して、子どもたちがとても楽しそうにやっていたのが分かっていただけだと思います。立正大のゼミの学生が行って、広島的大学生も一緒に手伝うという形がものすごく望ましいと思っています。

子どもの居場所がない時代になっていますが、ちょっと先輩のお兄ちゃん、お姉ちゃんというのは、とてもすてきなリーダーになるのです。自分の生きる見本みたいな形になっていくので、いい面で生かしてくれるといいなと思っています。

11. 防犯YES／NOクイズ

この「防犯YES／NOクイズ」も、盲点になるような部分を分かりやすく伝えるように、みんなに参加してもらえるようにということで作っています。

1番の90%という数字は、一昨年の警察庁のデータです。今は数字が動いています。ただ、とに

防犯YES／NOクイズ

Q1. 子どもの連れ去り事件・連れ去り未遂事件の約90%が一人である時に起きている。

YES・NO

Q2. 路上駐車が多い道は、人目が多いので、安全度が高い。

YES・NO

Q3. ひったくりは、ほとんどの場合、うしろから来る。

YES・NO

Q4. 自転車に乗っているときは、チカンに合う心配はない。

YES・NO

Q5. 夜道を歩くときは、どこを歩いてるか携帯電話で家族に話しながら歩くと良い。

YES・NO

Q6. 大通りを一本入ったところにある道は、犯罪が起きやすい。

YES・NO

Q7. 防犯ブザーは、すぐ鳴らせるように、ひもで首からかけておくとよい。

YES・NO

Q8. 公園のトイレは、入り口にある方が、奥にあるより安全度が高い。

YES・NO

Q9. エレベーターで怖い思いをしたら、できるだけ早く降りて上に逃げる。

YES・NO

Q10. 目的地にいつも車で送迎しているので、防犯は完璧だ。

YES・NO

かく子どもが一人でいるときに犯罪は起きやすい。しかし、油断してはいけない例として、「では、3人だったら大丈夫か」という考え方をしてしまわないように、注意することが必要です。気が大きくなってしまうのでトラブルに遭いがちです。大人が裏をかいて、「3人で写真を撮ってあげる」と言っていて、途中から一人にされるとか、そういうことがあります。

2番は、路上駐車が多い道の人が多い道もありますし、車に乗っている人がいるから安全度が高いと子どもが思っていることがあるので注意が必要です。

3番は、ほとんどの場合は後ろから来る犯罪なのですが、子どもは後ろを必要以上に見ないので、テレビでいろいろやってみましたが、子どもが歩いているのを見てみると、後ろで音がしようが全く気にしていません。ですから、後ろに注意をしようという話はします。

それから、「ひったくり防止カバーをつけるとひったくりは99%なくなるよ。親子でひったくり防止カバーをつけてね、手作りなど一緒にするといいですよ」という話はします。あと、自転車に乗っているときは痴漢に遭うと思っていないので、その辺を話すことも大事です。一緒に、「無灯火運転はしないように」とか、交通安全の話も必要です。

夜道を歩くときは「今ここにいるの」とか、ずっと携帯でしゃべりながら歩くのがいいと思っている、そういうやり方をしている人が結構多くなってしまっているの、「それはとても危ないよ、周りに注意を持つことができなくなるので、ちゃんと立ち止まって明るい所で連絡などに使いましょう」という話をしています。携帯を否定するわけではありませんが、いい面と悪い面があると必ず話しています。最初にお話ししましたが、いい面と悪い面、裏側に隠れている危険について話し合うきっかけにしてほしいと思っています。悪い例としては、誰からかかってくるか分からないので、中学生でもおびき出されるという事件が起きています。警察になりすました人におびき出されるという話がありますので、そういう場合はどう対策をとるのか。いろいろな面を考えてみて、自分の子どもに使えるのかどうなのか判断してもらいたい、責任をとるのは親ですよという話です。

それから、大通りを1本入った所にある道は犯罪が起きやすくなっています。すぐに逃げやすいからです。明るい道から暗い道に1本入ると、潜んでいる所からは来る人は見えやすいのですが、明るい所から暗い所へ行った人は目がくらんで見えにくくなりますから、狙われやすくなります。

7番ですが、防犯ブザーはひもで首からかけておく方がいいと思っている人たちがいますが、首からはかけないでというのが全防連でも言っていることです。安全工学の方でも、遊具などに引っ掛けて窒息するというようなことで非常に危険なので、子どもは首にひもはかけないでという話をされているのですが、意外とネクストラップがはやっています、「工夫してあるから大丈夫、すぐ外れるよ」と言うのですが、持ち方によっては外れないのです。それと、首を締められる可能性があるということを必ず注意するようにしています。これも、まだ大体半数ぐらいの方がかけているといいと思っています。

あと、トイレは入り口近くにある方が人目につきやすいので安心度が高いという話と、エレベーターで怖い思いをしたら、できるだけ早く降りて下に逃げるということをお話しています。上に逃げると屋上に追い詰められることが多くなるのです。それから、今はエレベーターでいろいろなことが起きているので、階段を使いなさいと教えてしまう人が出てくると思うのですが、自分の家

の階段のイメージで物を言ってしまうと、お友達の家は横の非常階段のこともあるわけです。そうすると、泥棒の通り道のように、人目がつかなくて音も聞こえない場所に子どもが自分で入ってしまうことになるので、一概に「階段を使え」という教え方かどうかと思います。

10番は、目的地まで行くのに車で送迎しているので防犯は完璧だと思っている人がいるので、防犯に完璧というのはいけませんよという話です。それから、いつも送り迎えができていても、ある日できなくなったら、子どもに何も教えていない場合は子どもの危険度が非常に高くなりますから、時々歩いて教えてねという話をしています。

これをみんなに手を挙げてもらうのですが、「YESだと思う人はパーを挙げて、NOだと思う人はグーを挙げて」と、どちらにせよ手を挙げてもらうようにして、それで周りを見渡して「どうだった？」と言うことで、かなり盛り上がります。時間を見て、選んで必要なものだけを子どもにも話したいということで盲点を教えるという方法を採用しています。

「防犯に強い3つの要素」については、小宮先生にお話を伺っていると思いますのでお話しませんが、このお話も大人の方々にはご説明するという形でやっています。

以上のような流れで、お子さんたちが事故にも犯罪にも巻き込まれず、すくすくと大きくなることをお祈りして終わりにしています。

第4回講座（平成18年7月25日実施）



テーマ：「学校の安全をいかにまもるか
－学校安全法、学校安全条例の提言－」

講 師：喜多 明人（早稲田大学文学部教授）

「学校の安全をいかにまもるか —学校安全法、学校安全条例の提言—」

早稲田大学文学部教授

喜 多 明 人

はじめに

本日参加されている皆様は、教育委員会やまちづくり関連の部署の方など、いろいろな領域の方がいらっしゃると思いますが、私はもともと基本的には教育学の人間です。教育学といっても、教育行政や教育制度、教育法制という領域に身を置いていました。それらに関連して、子どもの権利条約の日本での批准、あるいはその適用をどのようにしていくか、また最近では「子どもにやさしいまちづくり」ということで、ユニセフが提唱して、子どもの権利条約に依拠したまちをつくっていかうということにもかかわるようになり、自治体の子ども施策を支援していく仕事もやっています。この近くでは、兵庫県川西市「子どもの人権オンブズパーソン条例」や高浜市「子ども市民憲章」を作る時に、いろいろお手伝いをした経験もあります。川崎市の子どもの権利条例や、私の地元である目黒区での子どもの条例づくり、特に目黒では「安全・安心」をキーワードに、「子育てのまちづくり条例」と私たちは言っていますが、そのような条例づくりのお手伝いもししてきました。

学校の安全問題に私自身がかかわっている基本的な場は日本教育法学会という学会で、その中の学校事故問題研究特別委員会は1973年に立ち上げて、すでに三十数年経っている研究会です。その委員長をつとめております。自治体でも防犯問題などが出てきて、最近、研究し始めた場もあるでしょうけれども、学校の事故、子どもの事故問題の研究を共同研究としてやっている場は、恐らくこの教育法学会が唯一かと思います。しかも三十数年継続してやってきています。

最近、学校安全関連で安全基準に関する研究をやってきました。この3年間、私どもは「3点セット」と言っているのですが、学校安全法という法案、自治体にぜひ作ってほしい学校安全条例という自治体立法、そして学校現場にぜひ作ってほしい学校安全指針、こういう国の役割、自治体の役割、学校の役割、「三位一体改革」というわけですが、三つの主体で学校安全をカバーしていこうとしています。学校事故研のプロジェクトを中心に共同研究を進めながら、事故研総会、学会の総会に諮って、学会の案として公表させていただいています。

ポスト池田小学校事件

私が学校事故問題の研究を始めたのは1973年ですが、90年代まではそれほど大きな変化はなかったのです。しかし、2001年6月8日に起きた池田小事件が学校安全の在り方、特に学校安全政策の根本を揺るがす、ある意味では「ポスト池田小」、池田小事件の以前と以降で大きく分けることが可能な分岐点になったという実感があります。何よりも私自身の生活が変わりました。

それまでの30年近くの学校安全研究は、学校事故問題への関心を喚起し、何とか事故防止につな

げたいと、どちらかというとなががメディアに対して一生懸命訴えていましたが、メディアは相手にしてくれませんでした。これが池田小事件以降は逆になりました。何か事件があるごとに追いかけて回される。早稲田大学の本部に広報課があるのですが、そこにメディアが集中して、私の捜索が始まるのです。事あるごとに、メディアから追いかけてられてしまう。こちらはそのような事件直後のコメントはできるだけ控えたい。きちんとした情報が入ってくる前にコメントをしたくないというのが私たちの基本的なスタンスだったのです。一方で、やはり学校事故問題に対して国民的な関心が寄せられ、きちんと受け止めてもらえる機会でもあり、その注目度もはっきり違いがありましたので、私どもはどのようにメディアに対して向き合うかということを改めて問い直している時期でもあります。

分岐点というのは、あくまでも私個人の感覚ですが、もっと大きな変化でいいますと、やはり池田小事件に象徴される犯罪の予防・防止、防犯問題が学校安全の中心部分、防犯なくして学校安全が語れなくなってしまったというのが、実は池田小事件以降の大きな変化です。それ以前は、もちろん日野小などいくつか事件がありましたが、まだ防犯が学校安全全体に占める位置はそう高くはなかったのです。むしろ阪神・淡路大震災の学校防災であったり、あるいは堺市のO-157事件であったり、防災の問題や学校の衛生の問題、あるいは学校の生活安全の問題などのウエイトのほうがはるかに高かったのです。しかし、それが池田小事件以降、一気に防犯が学校安全の軸になっていく。

しかも、防犯が軸になるということは、もう少し実地的な役割でいえば、警察的な機能が大きくなり、直接入り込む。学校安全の在り方に、警察的な機能やそういう発想がもろに入ってくるような学校安全政策へ移行してきているわけです。今までは教育行政で対応していたのが、警察行政が大きな役割を果たしていくようになる。これも大変な変化です。私たちはそれをどのように受け止めるかということが問われ始めました。

もう一つ大きな変化は、寝屋川の事件で象徴的でしたが、学校現場での対応には限界があり、国や自治体は何をすべきかということが直接問われるようになってきました。今までは、手引きや通知で、「学校現場は頑張れ」という応援をしていればよかったのです。行政はただ応援団で、対応するのは全部現場でした。しかし、その限界が寝屋川の事件ではっきりとしてきました。池田小事件以降、池田小の遺族会と文部科学省との交渉の過程ではっきりしてきたのは、国の役割や自治体の役割、行政がどのような役割を果たすかということです。そこが、ポスト池田小事件の特徴ではないかと思っています。

もう5年経ちましたが、池田小事件以降、学校安全が大きく様変わりしてきたことを、特徴としてまず押さえておきたいと思います。

1. 「人間不信」と監視・閉鎖型の安全対策の進行

1) 人間・地域不信の「安全・防犯」対策と閉鎖型「学校づくり」

では、どのような変化なのか。特に防犯や警察の機能が中心を占める安全対策というのは、どうあらわれて、今一体どのような現状になっているのか。

一つは、警察の機能というのは犯罪取り締まりですから、人を信じてはいけない。防犯教室などでも、見知らぬ人が近づいたら逃げなさいと言っています。現場では、今「いかのおすし」ブーム

です。知らない人についていかないの「いか」から始まって、「の」は車にむやみに乗らない、「お」は、大声で叫びなさい、「す」はすぐ逃げる、「し」は知らせなさい。これは小学生向けの防犯教室で、警察が子どもたちに直接語りかけている言葉の象徴的なものです。いろいろなものがある中で、いちばん広まったのが「いかのおすし」だと思います。愛知県警の防犯教室から広まった、という説がありますが、いずれにしても、人を信じてはいけないという人間不信を前提とした安全対策がもろに入ってきます。それから、監視型、閉鎖型の安全対策が当たり前のように、今、全国的安全対策の中で強調され始めました。

池田小の事件や寝屋川の事件のように、最初は学校の中に「不審者」が乱入して事件を起こすといった犯罪という形で事件が表面化したことから、何とか学校を守ろう。そのために、少なくとも子どもたちが授業中は施錠して、だれも入れないようにする。だれかが外から入ってくるときには、必ずモニター付きのインターホンでチェックし、きちんと入校証を作って、監視カメラで常時学校の中も監視していく。少なくとも学校の中だけは安全にしていこう。同時に、登下校中も危なくなってきたので、車で送り迎えする、あるいは通学バス。つまり、家から自動的に学校に運ばれて、また学校から家に戻す。そのような隔離・閉鎖型の学校になってきました。

私は池田小事件が起きたときに、直接のコメントを避け、逃げ回ったのですが、ただ、コメントに対するコメントはすべきだと思い直したのです。あのような悲惨な事件が起きた直後、まだ警察情報だけしかない段階ではうかつなコメントはできないということで、現役の研究者、特に教育学の人間はみんな、メディアから逃げていた時期に、実は何人かのどちらかといえばもう引退間際の大先生がコメントをどんどん出していったのですが、そのコメントが非常に気になりました。

それは一言でいえば、開かれた学校づくりの行き過ぎ、学校を地域に開き過ぎたことが、あのような事件を起こしたのだというコメントです。それが一つの世論を形成し、文部科学省も今までは研究協力者会議で「学校施設の在り方」として、学校施設でも塀のない学校が理想だということで、地域にもっと開かれた学校を作ろうという路線だったのが、池田小事件のあとの世論を受けて急ブレーキをかけてきました。そのような開かれた学校づくりの行き過ぎ論に対して、果たして、池田小事件などは、学校を地域に開いたから起きた事件なのかということを私らは率直にコメントをしました。もう少し丁寧な対応のしかた、検討のしかたをしなければいけないのではないかと。明らかに、今回の池田小や寝屋川の事件は学校をますます閉鎖的にして、地域に開くという学校の在り方、21世紀の学校改革に急ブレーキをかけてしまったことは間違いないのです。

当時、読売新聞社に頼まれて、全国調査を調査票の作成の段階から少しアドバイスをさせていただきました。例えば、どのくらいのパーセンテージで学校が施錠しているかという調査も含まれています。事件が起きて1～2年後でしたが、近畿地方では9割を超える小中学校が施錠をしているというデータが挙がってきました。ただ、当時の全国平均を見ますと、施錠してある学校は1割以下でした。いかに近畿だけが異常かということが、逆に施錠調査で浮き彫りになったのです。その新聞社の発想でいうと、施錠していないほうがいけない、安全管理で施錠してあるほうがいいのかという前提の調査でしたが、私は必ずしもそうではないのではないと思っています。防御として施錠するのは、時期や地域性を特定した場合にはやむをえないと思いますが、日常的に学校を閉鎖してしまうのは決して良い状態ではありません。

私は毎年夏に大学院生を連れて、北海道のいくつかの小学校の調査に行きます。十勝のほうなどにも行きますが、行く小学校はどこも、塀がないです。門扉だけがあるのです。校長に「施錠調査がありましたか」と聞くと、「その時は門扉だけ閉めます」と（笑）。塀がないですから、周りは何もないのです。「どうして塀がないのですか」と言ったら、「塀なんか造っても、みんな雪で倒れてしまう」と。基本的には塀など造っても、雪国では無駄です。そういうところに、どんなに施錠調査をやっても無駄なのです。

そういう意味では、全国平均でいうと、地方の学校に行けば、大体どこからでも入ってこられる。東京でも、あまりいい通勤のルートがないところでは、小学校の校庭が通勤ルートになっている地域もけっこうありますから、校庭を閉鎖するわけにはいきません。そういう意味では、施錠が当たり前になるのではなくて、それはあくまでも緊急事態に備えた体制であって、日常的な学校のありようとは区別したほうがいい。特に近畿地方を中心とした非常に厳しい緊張関係の中で、施錠やモニターや監視カメラで対応せざるをえないような状態は、全国的な学校の安全の取り組みと比較して、やはり特別な事態だと認識することが重要だろうと思います。

それから、去年の暮れから広島、栃木で相次いで事件がありました。一昨年には奈良でもあったわけですが、通学路、登下校中の事故の問題は、この池田小事件後の流れをさらに進めたと言っていると思います。つまり、事件はもう学校の中ではなくてきているわけです。しかし、いまだに学校の管理職の学校安全に対する意識というのは、学校の中なのです。一生懸命学校の中を守ろうとするのですが、事件はもう学校の外で起きているわけです。ですから、学校の中だけを守るという学校安全管理の発想は、もう通用しない時代です。昨年暮れに文部科学省が通学路全体の安全点検の通達を出して、安全マップづくりなど、いろいろなことが行われています。つまり地域全体の安全を確保しなければ、学校の安全は守れないというのが今の時代です。ですから、学校安全に対する考え方が、ここでも大きく転換していきます。

2) 監視・人間不信の「安全・防犯」対策と監視型「安全・安心のまちづくり」

地域の安全をどう確保するかということに関して、現在、「せめぎ合い」の状況であると言えます。防犯や警察指導は、人間不信や監視型、閉鎖型の社会を作っていくことになりますから、そういう学校安全が地域に広がり、そのまま地域の人間不信や監視や閉鎖を強めていく。そのような町でいいのかという、地域づくりの根本が問われ始めてきているわけです。

その象徴が、奈良の「子どもを犯罪の被害から守る条例」だと思います。これは昨年7月1日に施行された象徴的な条例です。すべての生活安全条例がこのような条例だというわけではありませんが、今後のまちづくりの一つの象徴的な条例だと思います。私らは「声かけ禁止条例」と言っているのですが、簡単にいえば、むやみに町で子どもに声をかけてはいけません。特に引率者のいない子どもに声をかけてはいけません。もし知り合いでない子どもに大人が声をかけているのを目撃したら、県民にはまず通報義務を課す。そして警察官が飛んでくる。その大人の子どもに対する声かけが、言いがかりや立ちふさがりのような条例で禁止されている行為に当たるとなると、直ちに「30万円以下の罰金又は拘留、若しくは科料に処する」。厳罰に処すということです。奈良は観光地ですが、我々がお寺回りのときに、お寺への道を聞くこともできないのです。この条例は、事件が一昨

年であって、事件から半年後の昨年6月に条例が採択され、7月に施行されたものでした。

実際に、この前もある人権派の弁護士が、「やはり今の時代、見知らぬ子どもに声をかけないのが、私たちのエチケットですね。大人のモラルとして、見知らぬ子どもには声をかけないのが大事ですね」などということをポロッと言っているのです。今はそういう感覚なのです。子どもの側も、見知らぬ大人から声をかけられたら逃げる。大人側も、子どもをおびえさせないためには、知らない子どもには絶対に声をかけてはいけない。何かすごく寂しい社会というか、心が寒くなるような社会ではありませんか。

ちょっと前までは、「声かけ運動」というのがありました。「おはよう運動」とか、「オアシス運動」とか、いろいろな名前がついていました。地域で子どもたちを守っていこう、もっと日常的に声をかけ合いながら、お互いにあいさつをしながら、人間関係をつくっていこうではないかというのが、まちづくりの基本だったものが、今180度変わりつつあるのです。しかもそれが「安全」という名のもとにです。

朝日新聞が「子どもを守る」という連載をこの半年間やっている中で、全国の生活安全条例、安全安心のまちづくり条例を調べました。その当時、28都道府県がすでに条例化していました。その安全条例の附則というか、指針として、防犯指針が大体条例の下部法としてついているのですが、そこまで見ると、この奈良に近いような監視型の防犯対策が今進められてきているのです。

似たような指針が多いのですが、よく見られる指針の例でいいますと、警察官の校内巡回を入れている指針が増えてきています。つまり警察官が将来常駐化する流れと言いましょうか。アメリカでは学校に警察官が常駐するのは当たり前の社会になっているのですが、そのようなスクールポリス制度に近い状態に、日本も将来進んでいく可能性があります。

それから、子どもは守る側でもあります。子どもから守られる側、加害者という扱いも安全条例はするのです。つまり、非行問題、生徒が起こす問題を未然に防止するための情報交換、県警連携、学校と警察がお互いに情報交換をするような監視型の安全対策が地域で進んできています。

それから、子ども自身にはGPSやセンサー付きのIDカード、携帯電話などが配布されています。静岡県のある市が最初にやりましたが、子どもにGPSを持たせて、親と学校は子どもの位置を常に確認しています。そこまでいなくても、携帯にセンサーをつけて、通学路に反応するようなセッティングをするというのは、東京でも、いくつかの所ですでにやっています。子どもは道草も食えない。いつも親と教師に見られている。本当にそのような社会でいいのか、子どもたちがそのような生活を強いられることがいいのかどうか。

人は信じてはいけない、人を見たら泥棒と思えという、疑わなければいけない時代なのだ。あるいは、何か危害を加える人間が必ずいるから、GPSや防犯ブザーを持たせて、常に防御しなければいけないと子どもたちにも指導していく。これは大人の側から見ると、「悲しい時代だが、やむをえない」で済ます問題なのかもしれません。しかし、教育学の人間から見ると、小学生という児童期に人間不信を植えつける。あるいは、町は危険なんだという地域不信を植えつけることで、その子どもたちが成長して、その町の住民になったとき一体どのようになるのか、その想像力が問われているのではないかと思います。大人の目線から見て「やむをえない」という理由で、今、児童期の子どもたちが植えつけられている人間不信や地域不信の結果が、将来どのように出てくるのか。

昨年、たまたま栃木県で半年間仕事をしていました。場所は足利で、市民講座を半年担当していました。足利市の最後の講義は、「安全安心のまちづくり」の話をしました。そのとき、今市での事件の犯人がまだ捕まっていないということもあるのですが、子どもの防犯教室が徹底していて、とにかく見知らぬ大人が近づいてきたらすぐに逃げなさいと、先程の「いかのおすし」を徹底的にやっていたのです。しかも、地元紙を読んでいたら、非常に象徴的だったのは、小さな親切運動をスローガンにしていた小学校の校長いわく、「もう今は小さな親切運動は無理だ。安全のためには、大人を信じてはいけなと言わざるをえない」と。つまり、今、現場の教師は、安全教育の名のもとで人間不信をあおり始めたのです。

足利で講義をしたときに、「警察官が防犯教室で、警察の機能として、犯罪取り締まりの立場から、人を信じてはいけなと言ふのはやむをえない。しかし、学校教育の名において、教育者が同じことを言っているのか。防犯の問題は警察の仕事だから、防犯は全部警察にお任せという形で、子どもたちを預けているのか。それは教育の敗北ではないか。少なくとも学校という世界では、人間が信頼できるものだということが前提にならなければ、教育は成り立たないでしょう。だから、教育委員会や学校は今、踏ん張りどきではないか。教育的な機能、人間としての信頼関係が基礎になって教育が成り立つのだというところに全く無自覚なまま、安全教育の名のもとに、人間不信をあおっているはいけなではないか」という講演をしました。

その講演が終わったあとに初老の女性が近づいてきて、深刻な顔をしながら、「先生の言うとおりで、我々もその辺を非常に自覚しています」という話でした。その方は足利市の教育委員会の教育委員長をやっている女性でしたが、今は教育委員会として動けないけれども、今の状態がいいとは決して思っていないということを地元の教育界の人もおっしゃっていたわけです。そういう意味で、やはり今の防犯を軸とした安全対策の子どもに与える影響というものを、教育界は深刻に受け止めて、教育の論理がきちんと一本筋が通った防犯や安全対策への切替えを図っていかなければいけないのではないか。それが教育界にとってすごく大きな課題ではないかと思っているわけです。

2. 人権尊重（人間信頼）に基づく協働・開放型の安全対策と学校・まちづくり

1) 人権としての安全、安心と子どもの成長・発達権

私はこの「人間不信と監視・閉鎖型」の安全対策から、「人権尊重（人間信頼）と協働・開放型」の安全対策に大きく転換していく、あるいはそのような本来の学校安全の在り方に戻していくことが大事ではないかと思うわけです。立正大学の小宮さんや千葉大の中村さんなど、犯罪心理学や犯罪社会学、犯罪に関する研究をされている人たちと話し合ったり、あるいは著書を読ませていただいて、ある部分、共感するものがありました。防犯の問題で、「犯罪者がなぜ犯罪を起こすかという原因追及だけでは犯罪の予防につながらない、犯罪予防の視点から環境そのものを変えていく努力が必要だ」という今の犯罪予防の流れは、私も共感を持ちますし、やはり環境が大事だと思います。防犯のためには環境をどのように変えていくかが大事だということころまでは、学校安全をやっている人間にも共通認識があります。

ただ、防犯環境の中の一つの基本原則に死角を作らないというものがあります。この前、中村さんとも議論になったのですが、これは、学校安全の見地からは必ずしも適切とは言えないのです。

学校環境で死角を作らないというのは、子どもにとって、ものすごく窮屈な状態になるのです。子どもの居場所の基本、子どもが今いちばん欲しがっている環境は何かというと、象徴的に言えばトンネル、穴蔵です。要するに隠れ家、秘密基地。どれもが死角なのです。それが子どもがいちばん望んでいる居場所です。子どもの成長発達や、子どもの居場所、環境づくりをしていくときの原理と、一般が求めている防犯の環境原理というのは、どうしても矛盾する部分が出てきます。ここをどのように調整していくかということが、実は今後の子どもの視点に立った安全対策の一つのポイントになるのではないかと思います。

防犯の問題だけではなくて、一般的な安全の問題と子どもにとっての安全というものの視点の違いを典型的に表していると思うのは、国土交通省が出している遊具の安全指針です。「遊具の安全確保に関する指針」の「1. 子どもの遊びにおける危険性と事故」の1-2「リスクとハザード」では、子どもの発達を考えた場合のリスクのとらえ方は、一般的な危険性とは区別されているわけです。

遊びにおけるリスクとハザード、「子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくものであり、それは遊びの価値のひとつであるが、冒険や挑戦には危険性も内在している。子どもの遊びにおける安全確保にあたっては、子どもの遊びに内在する危険性が遊びの価値のひとつでもあることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードとに区別するものとする」とされ、そのあとに、遊具の安全確保に関する基本的考え方ということで、「遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする」とされている。

子どもたちにとって、やはり学校の中にもトンネル、隠れ家といった居場所が必要なわけです。しかし、そのようなもののリスクがハザードに結びつかないように、本当にそれらの場所が犯罪を誘発するような環境にならないような安全管理が重要なのです。

一般的な地域の防犯環境づくりであれば、死角を作らないということでよく分かります。犯罪を誘発するような暗がりやをできるだけ避ける、そこに防犯灯をつけるなど、死角を作らない環境づくりというのは一般論としては非常に重要です。一般の大人市民の生活の場としては重要かもしれませんが、子どもにとっては、子どもの成長発達、あるいは子どもの冒険心や子どもの居場所という視点から考えると、死角を作らないという環境原理が必ずしも一般化はできないということです。そういう子どもの人権や権利としての安全・安心、子どもの成長発達権という視点で、安全対策というものをとらえなおしていく必要があると思います。

子どもというのは成長発達途上です。特に今回問題になっているのは小学生ですから、児童期の成長発達を念頭に置いた防犯対策が必要です。教育の土台としての人間的信頼関係の再構築ということで、子どもたちを支えていく身近な人間関係を学校の中で作り出していくことによって、結果的に安全が担保されていくような仕組みが重要であると思っています。

あまりいい例ではないかもしれませんが、大学というところはものすごく盗難が多いところです。以前に教育学関係の研究室であったことですが、学会の通帳の残高が不思議なことに少しずつ減っ

ていくのです。泥棒が通帳を持ち出して、お金を出して、また元に戻しておく。気づくのに1年くらいかかるのです。そのように巧妙な泥棒もいれば、最近は大型のパソコンから何から全部持っていかれるような盗難事件もあります。ところが私の研究室は盗難がないのです。

早稲田の面白いところは、教員がいなくても、学生が研究室を利用できるシステムがありまして、自由に学生が入れるのです。私のところは完全に研究室を学生に開放して、いわゆる信頼関係で、学生の自由な拠点として研究室を利用させています。印刷機やOA機器も全部あって、自由に学生に利用させていると、ひどいときは鍵をかけ忘れて、開けっ放しであったりします。しかし、そんな状態なのに、不思議なことに泥棒は入ってこないのです。なぜ泥棒が入らないかというと、出入りが多くて、日常的にだれがいるか分からない。扉を開けて入ると、学生が寝ていたり（笑）。そのような所に泥棒は入らないのです。安全に管理されていて、絶対に入れないように施錠をしても、教員は必ず月水金しか来ないとか、あとの日は絶対にだれも入らないというような空間に泥棒は入るのです。

逆にいうと、学校でも日常的に、例えばPTAのお母さんたちがいろいろな活動をしていたり、あるいは地元の住民の生涯学習の拠点になって、いろいろな人たちの勉強会の場になっていたり、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが子どものために菜園を作ったり、校庭を子どものために庭造りをしたりして、地域でいろいろなことで学校に出入りが身近にあると、かえって事件は起きにくいのです。あるいは事件が起きても、それがエスカレートしない。どこかで歯止めがかかります。

私がいちばん恐れていることは、学校の無人化です。教員以外の職員は皆、センター化や合理化し、全部閉め切ってだれも入れないようにする、あるいは入るにしてもネームプレートをつけさせられるなどの居心地の悪い学校にして、だれも来たがらないような学校を作ってしまうのは、かえって危険です。むしろ、身近な人たちによって、人間の信頼関係を基礎にした学校づくりを進めていくことで、結果的に安全が担保されていくような環境を、協働・開放型の安全対策、安全運動として提案してきたわけです。

ただ、そうはいっても、やはり子どもの生命の安全は、絶対的な人権として非常に重要だと思っています。日本教育新聞の5月29日付け一面トップに、私たちの学会案、防犯指針案に新聞記者がいちばん注目したこととして『学校安全管理者』に緊急時の一次判断権」というものがあります。

実は学校の中の安全管理システムは、残念ながら子どもの生命の安全が最優先ではないのです。極端な言い方をしますと、子どもの生命の安全よりも管理を優先するのです。いちばん象徴的なのが救急車の問題で、読売新聞で10年前に記事になったのですが、私たちが学会で調査した中で、子どもがけがをしても救急車が呼ばれないケースが非常に多くて、特に管理職がオーケーしないために救急車が呼ばれないこともかなりあるわけです。救急車を呼ぶ判断は校長がするので、校長の判断がなければ子どもの命が救えないという状態なのです。これに対し、子どもの命を最優先するためということで、私たちが提案しているのが学校安全の専門職員（学校安全管理者）に、緊急時には校長の判断をおおぐ以前に、第一次的な判断権を与えてもいいのではないかということです。

学校というのは非常に複雑な問題を抱えています。今、私が相談に乗っている事件だけで、救急車が呼ばれないで子どもが死んだ事件が2件あります。学校の安全管理責任、過失責任が問われているものです。一つは神奈川県の高校で、体育で陸上をやっていた生徒が倒れて、そのまま3時間

保健室で寝かされっぱなしで、タクシーで家に帰ったけれども、意識不明になって亡くなってしまったという事件の裁判と、ある大学の付属高校で、新潟に合宿に行った生徒が、何回か倒れて意識不明にもなったけれども、救急車が呼ばれないで、結局亡くなったという事件が、今、提訴の直前です。

私たちの安全指針には、子どもが意識を失うような状態になったら、必ず救急車を呼ぶことということを入れました。それを入れないと、救急車を呼ばないからです。安全法や条例にも、やはり子どもが緊急事態、これは健康上問題だと思ったら、校長の指示を仰がなくても、とにかく教職員はすぐに救急車を呼ぶことができるという条項を入れました。つまり子どもの命が最優先で、校長に判断を仰ぐのは二の次でいい。まず子どもの命が先ではないかというのが、安全法や条例、あるいは安全指針の基本です。しかし、残念ながら学校というのはそのように動かないのです。一般社会では、人が倒れていたら救急車を呼ぶのは当たり前前の社会的通念ですが、学校では呼べないのです。それが日本の学校の非常におかしなところで、そのためにこのような第一次的な判断権を安全の専門家に任せるべきだという提案をしています。

2) 協働と開放型の学校安全観に立脚する

二つ目には、協働・開放型の学校安全観に立脚するということです。一つは、人間的な信頼関係に基づいたシステムとして、学校安全委員会という子どもも含めた協議会を学校や地域に作っていく。学校安全協議機関を当事者で構成していこうという提案と、もう一つは防犯指針のモデルを提案しました。監視型や閉鎖型の安全対策について、私たちはそれ自体をすべて問題だとはしていないのです。例えば、危険性の高い地域や時期においては、監視型をやらざるをえないし、閉鎖型にならざるをえない。これは私たちもやむをえないと思っています。ただそれは、時間と地域を限定しなければいけないのではないかと。つまり、監視型や閉鎖型を続けてしまうことは、子どもの成長発達権にとって大変大きな影響を及ぼしてしまう。どこかで歯止めをかけたいということです。

資料中に、「学校安全管理指針モデル案の提案」というのが入っていると思います。安全管理指針でいちばん苦労したのは、ある時期、ある地域で監視や閉鎖・隔離的な安全対策はやむをえない。それは子どもの生命の絶対的な保障、確保から考えて、やむをえない部分はあるのですが、それをずっと続けるわけにはいかない。では、どのような歯止めのかけ方があるか。

私たちが考えているモデルはどのようなやり方かというと、警報方式というのが大事かと思いました。今、各自治体は集中豪雨や台風の対策で大変ですが、我々でいうと、暴風波浪警報などが東京に出ますと、自動的に大学は休校になります。この警報発令したときには、国民の生活がかなり制限されます。もちろん学生は、交通機関も止まる可能性があるわけですから、自宅待機で学校に来なくていい。そのように警報のときには安全を優先して、日常的な市民生活が規制されるのはやむをえない。この警報方式を防犯にも使えないかと思うのです。

ですから、不審者による未遂事件が相次いでいるとか、危険な状態だというときには「警戒時」、事件が起きたときには「緊急時」というのを作ります。これは防犯管理指針の第5条にあります。「学校防犯の対応および対策」ということで、「平常時」と「警戒時」と「緊急時」に分けて、暴風警報ではないですが、警報が鳴っているのが「警戒時」です。「警戒時」までを発令したときには、

監視型・閉鎖型でやらざるをえない。監視カメラも作動するし、集団登下校には必ず引率者を伴って、「緊急・警戒時」の対応をしていく。しかし、「警戒時」が解けたとき、つまり警報が解除されたときには、「平常時」の防犯対策に戻す。このような区別をつけて、子どもの成長発達を何とか確保していく。そして、防犯対策の三つの枠組みを使いながら、もう一つ「監視カメラの設置運用に関する細則モデル」を作りました。これで監視カメラを作動させる時期は限定していこうとしています。東京の場合ですと、監視カメラは東京都の青少年治安対策本部が小学校全校に配置しようとしています。ですから、監視カメラをつけるかつかないかという議論はもう遅いので、それを起動させるかどうかのところを、第3条の2項の第1と2で、「平常時」と「警戒時」に区別をつけています。この峻別を監視カメラの使用基準として一つ提案をさせていただいています。

学会では「監視カメラ」という言い方を統一的に使っています。世間では「防犯カメラ」が一般的に使われますが、防犯のためならすべてオーケーみたいな印象を与えてしまいます。實際上、機能は監視ですので、この細則も「防犯の目的に限定した監視カメラ」としました。監視カメラはいろいろな機能があるわけで、子どもたちの非行問題、生活指導にも利用することが可能です。あるいは先生たちの監視にも使えます。このように、かなり人権とか、子どもの権利にかかわってくるので、監視カメラの機能、目的を限定していくような細則を作っています。杉並区が作ったまちづくりの条例に、監視カメラの制限条例があります。この細則は、それを参考にしながら、学校にも当てはめてみました。

協働・開放型の安全観に立脚して、できるだけ監視・閉鎖型の安全対策は限定的にしていこうという努力を私どもはしております。

3) 国、自治体、学校の三者の調和の取れた学校安全体制の確立

子どもの安全は、学校現場任せではなくて、国や自治体の役割をもっと重視していかなければならないと思います。国レベルでいえば、特に学校現場依存主義に基づく「手引き」「通達」行政の見直しが必要です。

池田小事件は、たまたま池田小が国立の小学校だったので、その責任が国の責任という形でもろに問われた異例中の異例であって、その合意書はもう少し性格をはっきりとさせれば和解文書です。合意できなければ、裁判になっていました。

国がもっと本気になって、国の役割として安全対策を講じていくような、政策的な意思表示だけでもしてほしいということで、当時、垣添さんという方が代表で弁護士グループを組んで和解交渉をやっていたのですが、弁護士の依頼を受けて私が学校安全基本法の要綱案を委員長試案ということでメモ的に作りまして、文部科学省との交渉に当たってもらいました。これはどちらかというと政策意思を表明する法律で、国は国としての安全政策をきちんととりますという意思表示する、それほどお金をかけない法律の要綱案を作ったのです。しかし残念ながら、拒否されました。最終的に文部科学省の再発防止策の最後の数行に「このような学校安全施策については、対症療法的な一時的対策にとどまらず、組織的、継続的に対応する」という文章が入ります。

実はこの文章は私のメモがもとになっています。これを垣添さんにFAXで送って、やはり国自身がきちんと対応することが大事ではないかということで、最後にこの一文を入れさせました。読

売新聞は「苦渋の選択」という見出しをつけて、文部科学大臣と遺族会が合意したと書きました。池田小事件の三回忌に当たる2003年6月8日に合意書を交わしたわけです。本当はもっと国の役割を期待していたわけですが、遺族会としてはこれ以上はしんどいからということで和解をしました。が、事実上はやはり非常に不満が残る国の対応でした。

私たちは、そのような遺族会の意向を受けて、本格的に学校安全について国の責任を明記する「学校安全法」の提案をしていくことになります。それが「学校安全法要綱案」です。これにいちばん関心を持ってくれたのが議員の小宮山洋子さん、林久美子さんで、民主党の児童政策調査会という彼女らが中心になっている勉強会に何度か呼ばれて、学校安全法の説明をしました。そして、今回の国会で学校安全対策基本法案が上程されたのですが、未審議のまま廃案になりました。必ずしも安全基準とか原因究明という、私たちが安全法で予定していた部分の全体が入っているものではないのですが、少なくとも国の責任をきちんと明記した法律案が提案されたのは、画期的だったのではないかと思います。

3. 教育行政がなすべき安全条件整備の役割・責務

1) 「子どもを守る」学校安全から「学校環境を守る」学校安全へ

もう一つは、第二の寝屋川事件をつくるなということからの自治体レベルの学校安全条例の提案です。寝屋川事件では、教職員一人が亡くなり、二人が重症、しかもその先生たちは行政が用意したマニュアルに沿って対応した結果、あのような事件になってしまいました。寝屋川の事件は、現場の限界を示している典型例だったと思います。

ただ、一つ注目する動きとして、大阪府が、7億円近い予算を計上して、大阪市を除く府下の全公立小学校に警備員を配置するという対応をとりました。

今までの学校安全対策の枠組みは、『教職員や保護者は子どもをどう守るか』という学校安全対策に終始していて、手引きやマニュアルもみんなそうになっています。教職員がどのように子どもを守るか、保護者や地域住民がどのように子どもを守るかという安全の手引き、マニュアルでは限界がきています。そうではなくて、『子どもや教職員、保護者が、安全に教育活動、学校生活を送れるようにするためには、どのように教育行政が学校環境を用意するか。』つまり、教職員も守られる側、保護者も守られる側なのです。子どもだけを守るのではなくて、学校を守るのです。今日、私が頂いたテーマは、「学校の安全をいかに守るか」、つまり学校を守るということです。子どもを守ることをだけを考えてしまうと、現場依存になってしまう。正常な学校活動が行えるように環境を整備するのは行政の仕事ですから、このような発想転換が必要なのです。

現実に、2004年度の学校災害給付件数は205万2626件でした。1960年からこの給付事業が始まっているのですが、ほとんど右肩上がりです。これは、日本スポーツ振興センターから月額5000円以上の医療費が支給された給付件数で、軽いねんざとか、ちょっとしたけがは含まれません。親が呼び出されるぐらいのけがと言ってもいいのでしょうか。そのような件数が毎年増えて、ついに200万件を超えてしまいました。その内訳は、障害だけで528件、死亡が92件です。

このような学校災害の多発については、やはり環境問題に対する視点が弱かったからでしょう。残念ながら、日本の学校安全というのは、子どもの行動管理、安全教育に重点を置いた安全対策が

ずっと中心を占めていて、環境面での安全対策の視点が弱かった点が問われているのだと思います。

一つは、子どもの事故を誘発する環境の改善で、例えばプールの排水口に子どもの足が引き込まれて死亡する事件が相次いでいるわけですが、通常プールの排水口のそばで遊ぶというのは、大人では考えられない。子ども特有の事故に備えた施設の安全管理が必要なわけです。現実には、排水口のふたが重さのみで固定されている。ちゃんとした安全措置がとられていない場合に、ふたが外れて、子どもの足など身体の一部が引き込まれて水死するという事件が非常に多かったわけです。そういう子ども特有の事故の誘発を防いでいくことが、環境の安全の一つのポイントです。

もう一つは、子どもが少しミスを犯しても、それが大きな災害にならないような安全措置。その典型が防火シャッターだと思います。この5月、6月にエレベーターの事故が注目されましたが、同じ時期に新潟で、防火シャッターの誤作動で小学生が間に挟まれて重症を負う事件がありました。防火シャッターが誤作動で下りることはあるわけです。普通、大人の世界だったら、そこをくぐろうとはしませんが、子どもはくぐるのです。しかもランドセルを背負っているから、それで挟まれて。実は、埼玉県でも防火シャッターでの死亡事故が2件ありました。

学校の防火シャッターはほとんどが電動式ではないのです。重さだけで下りていきます。通常の電動式ですと、物が挟まった段階で止まるのが普通です。ところが、学校の防火シャッターは古いタイプが多くて、止まらないのです。子どもたちが挟まれても、そのまま下り続けてしまう。それで圧死してしまうという事件が相次いでいて、ようやく建築基準法の施行令で防火シャッターを作る基準を改定しようという動きがあって、子どもが挟まれたら、防火シャッターが自動的に止まるような装置をつけさせようということを今ごろやっているわけです。

いずれにしても、環境で安全の問題を担保していくような仕組みを作っていくことが、学校災害が多発していることに歯止めをかけていく非常に重要なポイントになっていると思います。

2) 学校安全法、学校安全条例の提案

①学校安全職員制度の創設

寝屋川の事件もそうですが、教職員が防犯にかかわるのは限界があると思います。大阪もそうだと思いますが、東京もさすまたブームです。今、さすまたの生産が足りないぐらい、各学校でさすまたを置いて、トレーニングをしています。私はいくつかの小学校の学校評議員をしていますから、立ち会ったことも何回かあるのですが、あんな江戸時代の武器で何の役に立つのかと思うようなことをやっているわけです。

さすまたトレーニング、つまり防犯や危機管理は、教職員に課せられた本務なのかということをつくづく感じました。私は立正大学で20年近く教職課程をやり、早稲田でも一応お手伝いで30年近く教職課程をやっていますが、教員免許の科目の中に「防犯」や「危機管理」などありません。それこそ、さすまた訓練などないわけです。つまり、防犯は教職員の本務外であり、もう少し安全や防犯に対する専門性を持った職員を置くべきだと思います。

何でも教職員に肩代わりさせるということで、今の学校の教育行政として何か問題があると全部教職員が無定量で背負ってしまうのです。役所はそういうことはありません。それぞれの係や課で、部局で、職務範囲は決まっています。でも、教師は何でもやるのです。何か問題があると、「それは

全部教師がやれ」という話になります。防犯も、何かそういう問題が起これば、それも、「先生たちがトレーニングして全部やれと」という話になってしまうのです。そこにはやはり歯止めが必要です。逆に、教師は教育活動に伴う安全配慮にもっと対応してもらわなければいけない問題がたくさんあるわけです。

最近、落雷事件で最高裁の判決が出ました。落雷は自然災害だとほうっておいて、サッカーの試合をずっと続けさせて、高槻で事件になりました。生徒は怖がっていながらも、試合ですから逃げられない。そして雷が落ちて、半身不随で一生車いす生活です。それを自然災害で済ませないというのが最高裁の判決で、今差し戻しになっています。部活など、特に体育、スポーツでの教育活動に伴う安全配慮に対しては、もっと教師は真剣になってもらいたいわけです。意識不明になっても救急車を呼ばない体育の先生がまだまだいるのですが、教育活動の中での安全配慮はもっと問われていいと思いますので、そのための安全指針を学会で提案しています。

②学校安全基準の立法化

学校の安全管理についての法制度は、基本的に学校保健法で担保されているのですが、学校保健法の中に重大な欠点が二つあります。一つは安全点検や安全管理を学校に義務づけたのはいいけれども、だれが安全管理について責任を負うかは明記しなかったのです。それは、学校安全に責任を負う職種がないからです。とどのつまり、暇な人間がやる。大体、教頭や、あるいはちょっと自覚的な事務職員や養護教諭がやる。安全についての責任者が学校の中にいないということです。

それからもう一つは、安全基準を定めなかったことです。安全管理や点検の義務づけはしたけれども、どういう目安で点検するべきかという基準についても不明なまま、ただ安全管理だけを学校に求めたというのが、今の安全法制です。

それらに対し、学校安全法、あるいは安全条例では、安全職員を新たに制度化することと、安全基準の立法化を提案する条例案を作ったわけです。しかし、これは行政にとっては非常に厳しいです。安全法も文部科学省が逃げ腰ですし、学校安全条例もいまだにどこの自治体も飛びついてくれない。やはり財政的な問題でしょうか。確かに今の地方財政は非常に厳しいだろうと思います。

その点では、私は大阪府の警備員制度の導入はそれなりに評価しているのですが、いつも思うのは、事件が起きなければ予算化されないという体質です。子どもや教職員の命を代償にしか予算が出ないという、この体質を変えないかぎり、どうしても後手後手の安全対策になってしまうのではないか。だから、事前の予防にお金をかけられるかどうか。特にこの安全職員や安全基準、それに基づく法律や条例を作るかどうかというのは、財政問題がかんでいるから確かに厳しいです。

行政のずっと長い伝統的な体質である、「事件が起きなければ対応しない」という体質を何とか変えられないかと常に思いながらも、「しかしなかなかそうは言っても」という状況は理解しているつもりです。

③教育的な学校安全管理の推進

それから、「手引き」「通達」行政が問題だと申し上げました。しかし、それは「手引き」「通達」しかやらない、つまり学校に何かやらせるための「手引き」「通達」にとどまっている行政ではだめ

だということを言っているのであって、「手引き」「通達」そのものは大事なのです。行政指導は大事です。教育的な安全管理を推進していく行政指導は大いにやってほしい。特に救急車を呼ばないで平然としている学校に対しては、やはり子どもの命を最優先にしてほしい。そのために、だれだって救急車を呼べるような救護体制を求めるような行政指導はぜひやってほしいのです。

あるいは防災についても、これは耐震偽装事件以降、耐震構造については全国調査を文部科学省はやりました。そうしたら、地震に耐えられないぼろぼろの校舎がたくさん出てきたわけです。でも、そのままなのです。地震が起きて、どこから倒れていくか。このような問題も含めて、そろそろ対応が必要かと思いますが、そういう防災についての指導的な行政の対応も求められています。

④個別事件の相談・調査と原因究明による再発防止

最後に、学校で子どもの事故が減らない理由は、極端な言い方をしますと、原因究明をしないからです。子どものけがに対して原因をきちんと調査して、再発防止策につなげていないからです。これに尽きます。なぜ原因究明ができないのか。それは責任が追及されるからです。子どものけがというのは、ほとんどが子どもの自己過失で済ませようとされます。けがした子どもが悪いとすれば、原因究明をしなくていいし、原因は子どもにあり、周りの人間はだれも責任を負わなくて済む。

では、なぜ責任追及を学校側が恐れるのか。これは今の国家賠償の賠償法制の中で、「過失なければ賠償なし」という過失責任主義の法制度があって、公務員の過失が立証されたときに損害賠償されるという今の法制度の枠の中で、原因究明がイコール過失責任の証拠となります。だから、原因はあいまいにしたい。

事故研で一緒にやっている民法学者の橋本さんがよく言うのは、航空機事故のような仕組みが学校裁判にもあっていいのではないかということです。航空機事故のときの原因究明は徹底します。乗客の命を全てあずかっていますから、原因究明をあいまいにできないわけです。もちろん、乗務員にとっては過失責任が追及されるから原因をあいまいにしたいのです。だから、航空機の調査委員会は、まず免責をするわけです。航空機の乗務員に対しては過失は問わない。免責をしたうえで、原因を徹底的に追及するというやり方をとります。私は学校裁判もそれをしないとだめだと思います。教職員個々には責任を追及しないから、原因究明をきちんとやってくれということにしないと、子どもの事故がまた繰り返される。そういう努力が非常に重要で、原因究明責任を自治体がもっと本気になって取り組んでいくことがない限り、子どもの事故は減らないのではないかと考えています。

もう2年前ですが、突風が吹いて、サッカーのゴールポストが倒れて、中学生が亡くなる事件がありました。そこまでは一般的にありうる事故ですが、その責任をとって校長が自殺したというところが異例だったわけです。校長が一人で責任を背負って、その事件を終わらせた。「死んでおわびをします」というのが日本的な戦前からの体質なのかもしれませんが、それでは困るのです。原因究明の前に責任をとって終わらせるという日本の教育界の体質に、どこかで歯止めをかけていかなければいけません。そういう原因究明のシステムを、典型的な調査機関として私たちが念頭に置いていたのが、先程申し上げた川西市の子どものオンブズパーソンの仕組みです。このような公的第三者機関による調査によって、原因をきちんと明らかにしていくことも重要ではないかと考えてい

ます。これについては救済条例として、学校災害苦情等審査会という条例案を学会として提案させていただいています。

おわりに―地域に開かれた学校安全への道

最後に「地域に開かれた学校安全への道」ということで、条例の第7の「保護者・市民および地域の関係団体の役割と協働」というところです。今、地域の安全を担保する仕組みとしては、ボランティア団体、あるいは住民や保護者がみんなで「ワンワンパトロール」など、いろいろなパトロールの形式があります。地域を回っているいろいろな人たちがみんな安全パトロールとか、服を着て頑張っておられます。どこの地域でもそのようなものを見かけるのですが、ボランティアや地域連携というものの限界をきちんとわきまえるべきだと思っています。第二の寝屋川事件というのは、学校内だけではないのです。第二の寝屋川事件の被害者は、地域住民になるか、保護者になるか。パトロールしている最中に不審者と遭遇してけがをしたりというのは今の時代ありうるのです。そういう意味では、安全の問題というのは、一般的な地域連携やボランティアの枠組とは区別する必要があるということで、条例案の中の第7に「市は保護者・市民および地域の関係団体の構成員が、前項のような協力支援活動に伴って被害を受けた場合には、その相当範囲において補償するものとする」としています。

つまり現場任せではなくて、行政の役割を常に意識して対応するのが、安全対策として、今求められてきているのではないかと。何でも現場依存で済ませる時代ではないということです。しかし、そういうことを努力しながら、ぜひ地域に開かれた学校を守っていきたいし、本当に子どもたちが元気に生き生きと生活できるような町、地域をどう復活させていくかというようなことを我々も考えてきましたし、この研究会でぜひ深めていっていただければと思っています。

「学校安全法」要綱案
2004年5月30日
日本教育法学会
学校事故問題研究特別委員会

全体構成

第1章 総 則

- 1 この法律の目的
- 2 基本理念
- 3 定義、対象の範囲
- 4 国、地方公共団体の学校安全基準制定義務
- 5 学校設置者、学校の安全管理義務
- 6 学校安全職員の配置、安全点検
- 7 安全教育、安全研修の機会
- 8 国の財政上の措置

第2章 学校安全基本計画

- 9 国の学校安全基本計画策定義務
- 10 学校安全基本計画の内容
- 11 学校安全基本計画審議会の設置
- 12 学校安全基本計画の策定、公表の手続
- 13 地方公共団体の地域学校安全計画策定義務

第3章 学校安全基準

- 14 学校施設設備の安全基準
- 15 学校環境衛生の安全基準、安全管理
- 16 危険度の高い環境下での活動にともなう安全規模・配置基準
- 17 安全な通学条件の整備と適正配置
- 18 学校安全職員等の配置基準

第4章 学校安全の管理体制

- 19 国、地方公共団体の学校安全管理
- 20 学校、学校設置者の学校安全管理
- 21 学校防災・保全対策
- 22 学校防犯対策
- 23 教育活動における安全配慮義務
- 24 学校災害発生時の救護体制、通報・報告義務
- 25 学校災害の原因究明責任と相談・調査
- 26 日本学校安全センター

総 則

第 1（この法律の目的）

この法律は、教育基本法の趣旨に則り、学校の管理下における児童等及び教職員の災害を防止するための学校環境の最低基準及び学校安全に関する責任体制の確立を図り、かつ学校における安全管理に関し必要な事項を定め、安全な教育活動の促進の措置を講ずる等、総合的計画的な対策を推進することにより、学校における児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保することを目的とする。

第 2（基本理念）

- 1 児童等は、児童等の最善の利益の原則に基づき、安全に教育をうける権利を有する。この権利を保障するために、国及び地方公共団体は、学校の安全を確保する責務を果たすよう努めなければならない。
- 2 校教育においては、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全が最優先に確保されなければならない。
- 3 学校教育においては、学校の自主的創造的な教育活動を妨げることなく、また児童等及び教職員のプライバシー等の人権の尊重に基づき、安全な学校環境を維持・管理するように努めなければならない。
- 4 学校環境の整備にあたっては、この法律で定める学校災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適で創造的な学校環境の実現と教育条件の改善を通じて児童等及び教職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。
- 5 児童等及び保護者、教職員は、1、2、3、4の趣旨をふまえて、豊かな学校環境の創造のために、学校設置者に対して安全かつ快適な学校環境整備を求める権利を有する。

第 3（定義、対象の範囲）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1）学校 設置者のいかなを問わず、大学を除き、学校教育法第1条に定める学校をいう。
- 2）児童等 学校に在学するすべての児童、生徒及び幼児をいう。
- 3）教職員 学校における所定の職員その他臨時任用の職員など必要な職員をいう。
- 4）学校災害 学校の管理下における児童等又は教職員の負傷、疾病、障害及び死亡をいう。
- 5）学校安全 学校災害の直接的防止のほか、学校環境の保全・衛生条件の確保、学校における防災、防犯等の外来的危険の防止、学校救急体制の確保などを含み、学校における安全教育および安全管理の総体をいう。
- 6）学校環境 学校施設設備、教具・遊具等の物的条件、学校安全管理職員等の人的・運営的条件及び学校周辺の地域的条件をいう。

- 7) 学校における安全管理 国、学校設置者、学校による学校災害の防止のための学校環境の維持管理、点検・評価、修繕等を行う業務の総称をいう。
- 8) 最低基準 人的、物的、運営的に最低限度遵守すべき学校環境の基準をいう。

第4（国、地方公共団体の学校安全基準制定義務）

- 1 国は、児童等の安全に教育を受ける権利を十全に保障し、学校の安全確保をはかるために、この法律に定めるもののほか、文部科学大臣の定めるところにより、学校安全最低基準を制定しなければならない。
- 2 国は、第9に定める学校安全基本計画に基づいて、学校安全を促進していくための機構の整備をはかり、学校安全最低基準の遵守状況を調査し、その効果を検証するとともに最低基準の見直しを図らなければならない。
- 3 地方公共団体は、国が定める最低基準をふまえて、より安全かつ快適な学校環境を整備するために、学校安全適正基準を制定し、かつ第13に定める地域学校安全計画に基づく施策を実施しなければならない。
- 4 地方公共団体は、学校による安全点検を促進するために、学校安全点検基準を作成するとともに、必要な調査・検証を行わなければならない。

第5（学校設置者、学校の安全管理義務）

- 1 学校を設置する者は、国が定める学校安全最低基準及び地方公共団体が定める学校安全適正基準に従い、安全かつ快適な学校環境を整備し、点検・評価等により維持管理に努め、日常的に改善していかなければならない。
- 2 学校は、地域や家庭との信頼・協力関係を確立し、安全かつ快適な学校環境を整えるよう努めなければならない。

第6（学校安全職員の配置、安全点検）

- 1 学校には、学校安全を総括する学校安全管理者その他の必要な学校安全職員を置かなければならない。
- 2 学校は、第20第2項に定める学校安全計画をふまえ、児童等及び保護者などの協力の下で、定期的に学校環境の安全点検を行うものとする。

第7（安全教育、安全研修の機会）

- 1 学校においては、あらゆる機会を通じて、安全教育を行うとともに、児童等が安全についての学習を行うための機会が保障されるものとする。
- 2 教職員は、救急処置などを含む安全研修を受ける機会が保障されるものとする。

第8（国の財政上の措置）

国は、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全確保に欠かせない教育条件整備の促進のため

に、国が定める学校安全最低基準及び学校安全基本計画の実施に要する財源措置等をとらなければならない。

第2章 学校安全基本計画

第9（国の学校安全基本計画策定義務）

国は、児童等の安全に教育を受ける権利を保障するために、学校災害の防止のための主要な対策に関する事項その他学校安全に関する重要な事項を定めた学校安全基本計画を策定し、かつこれを実施し及び評価・検証しなければならない。

第10（学校安全基本計画の内容）

国は、学校安全基本計画を策定する際には、児童等の安全に教育を受ける権利を保障するために、以下の項目を含めるものとする。

- 1）学校災害の防止のための環境整備など主要な対策
- 2）児童等が自ら危険を回避する能力をつけるための安全学習の促進
- 3）学校安全に関する広報、研修のための措置
- 4）学校安全に関する地域啓発、普及のために行うNGO・NPO活動の奨励・支援及び連携・協働

第11（学校安全基本計画審議会の設置）

国は、学校安全最低基準の制定、学校安全基本計画の策定、教育財政その他本法の目的達成に必要な事項を調査審議し、勧告、建議する諮問機関として、文部科学大臣の定めるところにより、学校安全基本計画審議会を設置する。

第12（学校安全基本計画の策定、公表の手続）

- 1 国は、学校安全基本計画を策定するにあたって、教職員、児童等、保護者をはじめ国民の意見を反映するために、公聴会の開催その他の適当な方法により、広く国民の意見を聴く機会を設けるように努めなければならない。
- 2 国は、学校安全基本計画の策定後は、速やかにこれを公表しなければならない。

第13（地方公共団体の地域学校安全計画策定義務）

地方公共団体は、地域において学校安全を促進していくために、第9、第10、第11、第12に準じて地域学校安全計画を策定し、かつこれを実施及び評価・検証しなければならない。

第3章 学校安全基準

第14（学校施設設備の安全基準）

- 1 国は、児童等の特性をふまえて、その生命、身体、健康の安全を確保し、重大事故の防止を図るために、以下の事項に留意して、学校施設設備に関する安全最低基準を定めるものとする。
 - 1) 校舎、体育館等においては、転落、墜落事故等の防止のために、その設置に際しては教室等の階数を三階までに計画するなどの適切な安全措置をとる。
 - 2) 三階以上に教室を配置する際には、窓等についてテラス設置等の転落防止措置をとるとともに、転落、墜落による重大事故の発生を未然に防ぐために、その教室のある校舎周りを植え込みにするなど安全措置をとる。
 - 3) 校庭においては、衝突、転倒事故等の防止のために、相当の広さを確保するとともに、学校災害を誘発する硬質の表層、障害物、地面の凹凸等が除去され、子どもが安心して活動できるよう安全措置をとる。
 - 4) 体育館、廊下等においては、転倒、衝突、倒壊事故等の防止のために、床面・側壁面について硬質の表層を避け、木質化をはかるなど、適切な安全措置をとる。
 - 5) 学校プールにおいては、水底衝突事故、溺死事故等の防止のために、子どもの体格に配慮するとともに、浮具等の整備のほか、プールの水深、水温、透明度等について安全配慮するとともに、排水口の蓋の固定等の安全措置をとる。
 - 6) 学校の教具・遊具等は、材質、構造、耐用年数などについて安全管理上、保健衛生上適切なものでなければならず、それに応じた適切な安全措置をとる。
 - 7) 学校の施設設備は、地震等による災害防止、不審者侵入等による災害防止、集団食中毒等の防止のために、安全管理上、保健衛生上の適切な安全措置をとる。
 - 8) 学校の施設設備は、障害のある児童等の安全上、その利用に支障のないように適切な安全措置をとる。
- 2 国は、学校施設設備に関する安全最低基準の制定のために、学校安全基本計画審議会に諮らなければならない。

第15（学校環境衛生の安全基準、安全管理）

- 1 国は、学校安全基本計画審議会に諮り、学校の換気、採光、照明及び保温、清潔等について、学校環境衛生に関する安全最低基準を定めるものとする。
- 2 学校設置者及び学校は、学校保健法及び別に定める学校環境衛生基準に基づく安全点検及び衛生検査を每学期定期に行い、前項の安全最低基準の遵守に努め、必要に応じて改善、修繕し、安全かつ衛生的な環境の維持を図らなければならない。
- 3 学校は、第20第2項に定める学校安全計画に基づいて、学校給食の衛生検査の促進に努め、食品衛生の管理、食中毒・アレルギー等の予防及び危険食器の除去等の学校給食の安全衛生管理に努めなければならない。

第16（危険度の高い環境下の活動にともなう安全規模・配置基準）

国は、海、山、川、プールなど危険度の高い環境及び休日・宿泊行事等の校外における教育活動に関して、児童等の安全の確保のための児童数の制限、安全規模や監視要員、救急処置等の随行者の配置等に関する安全最低基準を制定するものとする。

第17（安全な通学条件の整備と適正配置）

地方公共団体は、学校の設置にあたって安全かつ適正な配置を行うように努めるとともに、地域学校安全計画に基き、交通事故、誘拐、通り魔等の防犯など安全な通学路及び地域環境のもとで、児童等が安心して通学できる条件を整えなければならない。

第18（学校安全職員の職務と配置基準）

- 1 学校には、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、学校安全を本務とする学校安全管理者、安全監視員、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校栄養職員その他必要な学校安全職員を置かなければならない。
- 2 学校安全管理者は、文部科学大臣の定めるところにより学校設置者によって任命され、学校安全に関する講習を受けて、学校における安全組織体制を統括するとともに、学校安全計画の遂行等総括的な学校安全確保のための業務に従事する。
- 3 安全監視員は、学校安全に関する必要な研修を受け、学校の防犯等の安全監視のための業務に従事する。
- 4 国は、学校安全の確保のため、学校安全職員の配置に関する最低基準を定めなければならない。

第4章 学校安全の管理体制

第19（国、地方公共団体の学校安全管理）

- 1 国は、本法第3章に定めた学校安全基準の水準維持、向上を図ることなど、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全確保に必要な学校の安全条件の整備に努めるとともに、学校の安全管理に関する各種手引き等の作成、配布等及び防犯教室等の講習会の開催等の普及活動の促進に努めなければならない。
- 2 は、本法第3章に定めた学校安全基準の遵守に努めるとともに、学校の安全管理をさらに促進するために、学校安全管理に関する指針及び学校環境の安全点検基準、点検要領その他の安全管理の手引き等の作成、配布に努め、又、学校安全職員の整備、研修等の人的条件の確保に努めなければならない。

第20（学校及び学校設置者の学校安全管理）

- 1 学校及び学校を設置する者は、学校の自主的創造的な教育活動の発展をはかるとともに、児童等及び教職員のプライバシー等の人権の尊重に基づき、学校、地域の事情を考慮して児童等

及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保しなければならない。

- 2 学校は、前項の趣旨をふまえ学校安全の重要性について研鑽をつむとともに、教職員のほか児童等、保護者及び地域住民から構成される学校安全組織を整えて、学校安全基本計画及び地域学校安全計画をふまえた学校安全計画を策定し、かつこれを実施及び評価・検証しなければならない。
- 3 学校は、地方公共団体が定める学校安全点検基準をふまえて、学校環境に関し組織的、定期的に安全点検を行い、必要に応じ学校設置者に対して学校環境の改善要望、意見等を提出することができる。
- 4 学校を設置する者は、学校における学校環境の安全点検等の評価結果、改善要望等をふまえ、かつ本法第3章に定める学校安全基準の維持・向上を図り、安全な学校環境を確保していくために、必要な修繕等危険を防止するための措置をとらなければならない。
- 5 学校を設置する者は、前項の措置をとるとともに、そこで得た事故事例、安全対策等に関する情報を整理し、学校安全基準及び学校安全計画の改善に必要な情報を関係機関等に提供しなければならない。

第21（学校防災・保全対策）

- 1 国及び地方公共団体は、学校安全基本計画及び地域学校安全計画を実施するとともに、法令で定める耐力度調査に基く改修のほか、学校施設の耐震性の強化を図るために適切な措置をとる等、学校環境の保安全管理に努め、又、学校防災・保全に関する諸基準の整備、手引きの作成、配布等に努めなければならない。
- 2 学校及び学校を設置する者は、防災教育の充実をはかるとともに、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、防火施設設備、器具及び避難施設・用具など学校災害に備えた学校環境の整備、避難誘導計画の実施等の防災・安全管理に努めなければならない。

第22（学校防犯対策）

- 1 国及び地方公共団体は、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために必要な学校防犯に関する学校安全基本計画及び地域学校安全計画を策定し、これを実施するとともに、学校防犯に関する法令等の整備、人的・物的条件の確保を行い、又、基準・手引き等の作成、配布、研修体制の整備等、学校防犯に関する研修・広報、普及に努めなければならない。
- 2 学校を設置する者は、地域学校安全計画をふまえて、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、以下の事項を含む学校防犯マニュアルを作成し、これを実施しなければならない。
 - （1）防犯教育の充実・徹底
 - （2）安全監視員等による安全監視システムの確立
 - （3）防犯ライト等の防犯設備・器具の整備
 - （4）通報、警報設備・装置、警備連絡システム等の確立
- 3 学校は、前項の学校防犯マニュアルをふまえ、日常的に不審者侵入に備えた防犯教育の徹底、

学校警備の強化、学校防犯環境の改善等を図るなど学校の防犯管理に努めなければならない。

- 4 学校は、児童等の生命、身体に危険があると判断される場合、不審者侵入の際の防護用具、応急手当用具等の整備、避難経路等の確保をはかり、安全監視員体制の強化もしくは地方公共団体が定める設置・使用基準に従い学校防犯に必要な監視設備を設けるなど、緊急の学校防犯管理に努めなければならない。

第23（教育活動における安全配慮義務）

教員は、授業、学校行事、学校給食等の教育活動中及びこれらと密接に関連する活動において、児童等の人権を尊重するとともに、児童等の教育をつかさどる立場から、その生命、身体、健康の安全に配慮する義務を有する。

第24（学校災害発生時の救護体制、通報・報告義務）

- 1 学校を設置する者は、学校災害の発生に備えて、救急体制の確立に努めるとともに、すべての教職員が、救急手当等救急対応ができるよう研修体制の整備に努めるものとする。
- 2 教職員は、児童等に係る学校災害が発生した際には、直ちに適切な救急措置を行い、保護者に連絡するとともに、明らかに軽度で医療行為を要しないと判断される場合を除き、救急車の手配を含め学校医など地域の医療機関等関係機関に通報・連絡しなければならない。
- 3 学校は、学校災害の発生後においては、関係機関に報告するとともに、被災児童等・保護者に対して災害の発生原因、事実経過等について速やかに情報提供しなければならない。
- 4 学校は、上記の報告書等の作成にあたっては、被災者・保護者の意見を適正に反映するように努めるとともに、学校災害の再発防止のために必要な情報を関係機関に提供するものとする。

第25（学校災害の原因究明責任と相談・調査）

- 1 国及び地方公共団体は、その所轄する学校に係る学校災害の原因究明に責任を果たさなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校災害の原因究明及び救済・予防に関して生じた苦情等について、適切かつ迅速に対応し、被災児童等・保護者家族が安心して相談に応じることができる体制の整備等に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、被災児童・保護者家族から原因究明について申立てがあった際は、速やかに調査し、その結果を申立人に報告しなければならない。
- 4 上記の苦情処理等の相談・調査に当たる組織は、被災児童等・保護者家族が不当に不利益を受けることを防止し、児童等の最善の利益の原則に則って、中立かつ公正な判断に努めなければならない。
- 5 被災児童・保護者家族は、原因究明のためにさらに調査が必要と判断した場合、その調査を日本学校安全センターに依頼することができる。

第26（日本学校安全センター）

- 1 国が定める学校安全最低基準の維持・向上、重大事故の発生等にもなう必要な調査及び調査結果に基く指導、勧告及び調査結果の公表、学校災害共済給付事業、学校安全普及事業等の救済、広報等を行う第三者機関として、独立行政法人日本学校安全センターを設置する。
- 2 日本学校安全センターは、学校安全基準の水準維持・向上を図るため、適宜国及び地方公共団体に対して勧告を行うものとする。国及び地方公共団体は、日本学校安全センターの勧告にもとづき適切な安全措置をとるものとする。
- 3 日本学校安全センターの組織及び運営に関する事項は別に定める。

「〇〇市学校安全条例」要綱案
(略称「総合条例」)
2005年5月28日
日本教育法学会
学校事故問題研究特別委員会

◆ 構 成 ◆

第1章 総 則

- 第1 この条例の目的
- 第2 基本理念
- 第3 定義、対象の範囲
- 第4 市の学校安全義務
- 第5 学校の責務
- 第6 教職員の安全配慮義務
- 第7 保護者・市民・非営利市民活動団体の役割と協働
- 第8 市の財政上の措置

第2章 学校安全施策を推進する組織と構成

- 第9 地域学校安全計画審議会の設置
- 第10 地域学校安全計画審議会の構成
- 第11 学校安全に関する校内組織

第3章 地域学校安全計画

- 第12 地域学校安全計画の策定と公開
- 第13 地域学校安全計画の基本事項
- 第14 地域学校安全計画に基づく学校安全管理の施策

第4章 学校安全職員の設置と学校施設安全基準

- 第15 学校安全職員の設置
- 第16 学校安全適正基準の制定
- 第17 安全な通学条件の整備と適正配置・安全管理
- 第18 危険度の高い環境下での活動にともなう安全規模・配置基準
- 第19 学校環境衛生の安全基準、安全管理
- 第20 学校施設設備の安全基準
- 第21 学校施設・環境の安全点検基準の作成

第5章 学校安全計画と安全管理

- 第22 学校安全計画の策定、公開及び評価
- 第23 学校安全計画の基本事項

- 第24 学校施設設備の安全管理と点検
- 第25 学校防災・保全対策
- 第26 学校防犯対策
- 第27 学校及び市の通報・報告義務
- 第28 安全学習及び安全研修の機会

第6章 学校災害苦情等審査会

- 第29 学校災害苦情等審査会の設置
- 第30 苦情等の申立て
- 第31 調査
- 第32 勧告・意見の表明

◆ 全 文 ◆

第1章 総則

第1 この条例の目的

この条例は、学校安全法（平成〇〇年法律第〇〇号）の趣旨及び地域に開かれた学校づくりの理念に基づき、学校安全に関する適正基準及び学校安全計画を策定し、学校安全施策の推進、安全点検・評価体制の整備等に努めるなど学校安全管理体制の確立を図るとともに、学校災害の苦情等の解決に必要な事項を定め、被災者の救済及び災害防止の施策を推進し、もって児童等及び教職員等の生命、身体、健康の安全を確保することを目的とする。

第2 基本理念

- 1 児童等は、児童等の最善の利益の原則に基づき、安全に教育をうける権利（地域の中で安心して通学する権利を含む）を保障される。この権利を保障するために、市は、地域において学校の安全を確保する最低基準を遵守すると共に、これを上回る教育活動の最適な水準の維持・向上に努めなければならない。
- 2 学校においては、家庭、地域と連携し、一体となって学校安全の取り組みに万全を期するなど、児童等及び教職員等の生命、身体及び健康の安全が最優先に確保されるものとする。
- 3 学校においては、地域に開かれた学校づくりの理念、その諸活動およびその他の自主的創造的な教育活動を妨げることなく、また児童等、教職員等、保護者及び地域住民のプライバシー等の人権の尊重に基づき、安全な学校環境を維持・管理するように努めなければならない。
- 4 市が学校安全施策をすすめるに当たっては、児童等、教職員、保護者及び地域住民の意見表明・参加の権利、安全かつ快適な学校環境の整備を求める権利、災害防止・危険回避などに必要な情報提供及び教育と研修を受ける権利が尊重され、保障されるものとする
- 5 市が学校災害対策をすすめるに当たっては、その原因の究明、被災者の救済及び災害の防止に努めるとともに、学校災害に関する被災者の相談、苦情又は救済（以下「苦情等」という。）

の申立てに対して、中立かつ公正な判断を確保するとともに、適切かつ迅速に対応することができる組織運営体制を整備するものとする。

第3 定義、対象の範囲

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 学校 設置者のいかなを問わず、大学を除き、学校教育法（昭和22年法律第26号）の1条に定める学校をいう。
- 2) 児童等 学校に在学するすべての児童、生徒及び幼児をいう。
- 3) 教職員等 学校における所定の職員その他臨時任用の職員など必要な職員（以下「教職員」という）、及びその他の学校教育補助者（学校に協力する保護者・住民等を含む）をいう。
- 4) 関係行政機関 警察署及び消防署等の行政機関をいう。
- 5) 地域の関係団体 自治会及び特定非営利市民活動団体等をいう。
- 6) 学校災害 学校等の管理下における児童等又は教職員等の負傷、疾病、障害及び死亡をいう。
- 7) 学校安全 学校災害の直接的防止のほか、学校環境の保全・衛生条件の確保、学校等における防災、防犯等の外来的危険の防止、学校等の救急体制の確保などを含み、学校等における安全教育および安全管理の総体をいう。
- 8) 学校環境 学校等の施設設備、教具・遊具等の物的条件、学校等の安全管理職員等の人的・運営的条件及び学校周辺の地域的条件をいう。
- 9) 学校安全管理 国、市、学校等による学校災害の防止と安全のための学校環境の維持管理、点検・評価、修繕等を行う業務の総称をいう。
- 10) 最低基準 人的、物的、運営的に最低限度遵守すべき学校環境の基準をいう。
- 11) 適正基準 人的、物的、運営的に最低限度遵守すべき水準を維持し、さらに安全かつ快適な学校環境の基準をいう。

第4 市の学校安全義務

- 1 市は、地域及び学校における児童等、教職員等が安全で、安心して過ごす環境を享受できるようにするために、地域住民及び保護者に対し理解と協力を得るよう努め、地域住民及び保護者と関係行政機関との相互連携を積極的に支援しなければならない。
- 2 市は、国が定める学校安全の最低基準をふまえて、より安全かつ快適な学校環境を整備するために、第12、113に基づき地域学校安全計画を策定し、かつ学校安全の適正基準及び点検基準を制定し、それに基づく学校安全施策を実施していかなければならない。
- 3 市は、学校の安全管理について第一次的な義務を負う。

市は、この自覚のもとで、学校安全管理者及び安全監視員その他の学校安全職員を配置するとともに、国が定める学校安全の最低基準及び地域学校安全計画及び学校安全適正基準に従い、教育の自主性、創造性及びプライバシー等の人権を配慮しつつ、より安全かつ快適な学校環境を整備し、安全点検・評価等により維持管理を促進するなど学校の安全管理に努め、かつ日常的に改善していかなければならない。

- 4 市は、地域及び学校における児童等の安全の確保のために、必要な学校安全、災害防止等に関する手引の作成・配布など情報の提供及び技術的な助言を行う。

第5 学校の責務

- 1 学校は、地域及び家庭との信頼・協力関係を確立し、地域学校安全計画をふまえて、地域に開かれた安全かつ快適な学校環境を整えるよう努めなければならない。
- 2 学校は、保護者、住民及び児童等との協力・連携の下で、学校安全計画を立て、より安全で快適な学校環境の確保のために学校の安全管理に努め、学校施設設備の安全点検を行うものとする。

第6 教職員の安全配慮義務

- 1 教員は、地域学校安全計画及び当該校の学校安全計画をふまえて、学校における授業、行事、学校給食等の教育活動中及びこれらと密接に関連する諸活動において、児童等の人権を尊重するとともに、児童等の教育をつかさどる者として、その生命、身体及び健康の安全に配慮する義務を有する。
- 2 教職員は、救急手当等救急対応ができるよう研修に努め、児童等に係る学校災害が発生した際には、直ちに適切な救急措置を行い、保護者に連絡するとともに、明らかに軽度で医療行為を要しないと判断される場合を除き、救急車の手配を含め学校医など地域の医療機関等に通報・連絡しなければならない。

第7 保護者、市民及び地域の関係団体の役割と協働

- 1 保護者、市民及び地域の関係団体は、安全かつ安心して生活できるまちづくりに貢献する立場から、市と連携、協働して学校災害の防止を促進し、地域の通学路などの安全確保、地域の安全情報の提供など、地域に開かれた安全な学校づくりの発展に協力・支援する役割を果たせるように努める。
- 2 市は、保護者、市民及び地域の関係団体の構成員が前項のような協力・支援活動に伴って被害を受けた場合は、その相当範囲において、補償するものとする。

第8 市の財政上の措置

市は、児童等及び教職員等の生命、身体、健康の安全確保に欠かせない教育条件整備の促進のために、国の支援等を受けて、学校安全の適正基準及び地域学校安全計画の実施に要する財源措置等を講じなければならない。

第2章 学校安全施策を推進する組織と構成

第9 地域学校安全計画審議会の設置

市は、地域学校安全計画の策定及び点検・評価、学校安全適正基準の制定等、この条例の目的の

達成に必要な事項を調査、審議し、かつ勧告、建議するために、教育委員会の附属機関として地域学校安全計画審議会を設置する。

第10 地域学校安全計画審議会の構成

- 1 地域学校安全計画審議会は、委員〇人以内で組織する。
- 2 委員は、教職員、児童等の保護者、市民、児童等、関係する市の機関及び地域の関係団体職員、その他学識経験のある者のなかから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員には公募によって選ばれる者を置くことができる。

第11 学校安全に関する校内組織

- 1 学校には、学校環境の状況をふまえて学校安全計画を策定し、かつこれを実施及び点検・評価するために、学校安全に関する校内組織を設置する。
- 2 学校安全に関する校内組織は、学校安全に関する施策を計画的かつ効果的に推進するために、地域学校安全計画審議会と連携・協力を図るように努めなければならない。
- 3 学校安全に関する校内組織は、学校安全管理者を責任者とし、安全監視員を含む教職員、保護者、市民及び児童等をもって組織する。

第3章 地域学校安全計画

第12 地域学校安全計画の策定、公開及び評価

- 1 市は、国が定める学校安全基本計画および学校安全最低基準をふまえるとともに、より安全かつ快適な学校環境を整備し、かつ学校等の児童等及び教職員等の安全確保の施策を地域が一体となって総合的かつ計画的に推進していくために、学校災害の防止に必要な施策に関する事項その他学校安全に関する重要事項を定める地域学校安全計画を策定し、かつこれを実施及び点検・評価しなければならない。
- 2 市は、地域学校安全計画の策定及び見直しにあたって、市民の意見を広く聴く機会を設けるものとする。
- 3 市は、地域学校安全計画の策定及び見直しの後は、地域社会に対し周知・徹底を図るため、速やかにこれを公表するものとする。

第13 地域学校安全計画の基本事項

地域学校安全計画には、以下に掲げる事項に関する施策を含むものとし、かつ地域及び学校等の状況をふまえて、必要な見直しを行うものとする。

- 1) 学校安全・地域安全宣言
- 2) 学校災害の防止に必要な安全管理・点検体制
- 3) 学校安全に関する組織体制
- 4) 災害発生時の対応及びマニュアル等の作成

- 5) 緊急連絡体制
- 6) 児童等の危険回避能力を育てる安全学習の促進
- 7) 災害時の児童等及び教職員の心のケア
- 8) 学校安全に関する情報提供
- 9) 学校安全に関する教職員研修・訓練
- 10) 市民及び保護者に対する学校安全情報の提供・啓発及び研修・訓練
- 11) 学校間の連携・協力体制
- 12) 市民、関係行政機関及び地域の関係団体との連携・協力及び支援活動の奨励
- 13) 地域学校安全計画の点検・評価

第14 地域学校安全計画に基づく学校安全管理の施策

- 1 市は、国が定める学校安全最低基準及び市（町）が定める学校安全適正基準の遵守に努めるとともに、地域学校安全計画に基づき学校安全管理をさらに促進するために、学校安全管理に関する指針及び学校環境の安全点検基準、点検要領その他の安全管理の手引き等の作成、配布に努め、又、学校安全職員の整備、研修等の人的条件の確保に努めるものとする。
- 2 市は、学校等及び学校設置者の学校安全管理に関する施策の推進状況をふまえて、必要な調査・検証を行うものとする。

第4章 学校安全職員の設置と学校施設安全基準

第15 学校安全職員の設置

- 1 市は、学校安全法および地域学校安全計画に基づき、かつ地域の安全状況、学校の実情をふまえて、所管する学区ごとに学校安全職員の配置計画を立てなければならない。
- 2 市は、市の学校安全職員の配置計画およびそれに対応した財政計画をふまえて、児童等及び教職員等の生命、身体、健康の安全を確保するために、学校安全を本務とする学校安全管理者、安全監視員その他必要な学校安全職員を置かなければならない。
- 3 学校安全管理者は、学校における安全組織体制を統括するとともに、学校安全計画の遂行等総括的な学校安全確保のための業務に従事する。そのために学校安全管理者は、学校安全に関する系統的なカリキュラムのもとで相当期間の講習会に出席し、学校安全管理者としての認定を受け、市より任命されるものとする。認定の手続きは別に定める。
- 4 安全監視員は、学校安全に関する総合的な研修、訓練を受け、安全監視員としての認定を受け、学校防犯等の安全監視に関する業務に従事する。認定の手続きは別に定める。

第16 学校安全適正基準の制定

市は、児童等の安全に教育を受ける権利を十全に保障するために、学校の安全最低基準を維持するとともに、学校教育の自主的、創造的な発展に貢献しうる、より質の高い安全性を求め、地域及び学校の実情に即した安全かつ快適な学校環境を確保していくための学校安全適正基準を定めな

ればならない。

第17 安全な通学条件の整備と適正配置・安全管理

- 1 市は、地域学校安全計画及び学校安全計画に基づき、交通事故、誘拐、通り魔等による災害を防止するため、通学路等における児童等の安全を確保するために必要な施策を講じなければならない。
- 2 市は、通学路等における児童等の安全確保のために、学校等及び地域の状況をふまえて、保護者、市民、教育委員会及び関係行政機関及び地域の関係団体の連携・協力を図り、必要な施策を講じるものとする。
- 3 市は、地域学校安全計画に基づき、学校の設置にあたって安全かつ適正な配置を行うとともに、交通事故、誘拐、通り魔等の防犯など地域における通学路及び学校周辺の安全な環境づくりに努め、児童等が安心して通学できるための学校安全職員等の適正配置など安全条件を整えなければならない。
- 4 学校においては、地域の防犯、安全についての情報を収集し、児童等及び教職員等に周知すると共に、適切な学校通学安全計画を含む学校安全計画を立案し、安全点検、評価に努めなければならない。

第18 危険度の高い環境下での活動にともなう安全規模・配置基準

市は、海、山、川、プールなど危険度の高い環境及び休日・宿泊行事等の校外における教育活動に関して、児童等の衝突、転落等の防止など安全の確保のための児童数の制限、安全規模や監視要員、救急処置等の随行者の配置等に関する安全基準を制定し、その実施計画、評価等について地域学校安全計画に組み入れるものとする。

第19 学校環境衛生の安全基準、安全管理

- 1 市は、地域学校安全計画審議会に諮り、学校の換気、採光、照明及び保温、清潔等について、国が定めた学校環境衛生に関する最低基準をふまえてより安全かつ快適な学校環境衛生の確保のために、適正点検者、点検手続きなどを含む学校環境衛生・安全についての適正基準を定めるものとする。
- 2 市及び学校、事業者は、学校安全計画に基づいて、安全点検及び衛生検査を每学期定期に行うとともに学校給食の衛生検査の促進に努め、食品衛生の管理、食中毒・アレルギー等の予防及び危険食器の除去等の学校給食の安全衛生管理に努めなければならない。

第20 学校施設設備の安全基準

市は、学校安全法及び国が定める学校安全最低基準に基づき、かつ児童等の特性をふまえて、その生命、身体、健康の安全を確保し、以下に示すような死亡、障害など重大な事故をもたらす災害要因の除去と予防を図るため、校舎、教室、廊下・階段・昇降口・ベランダ、体育・遊戯施設、校庭、プール、通学路等の安全に関する適正基準および安全点検基準を作成しなければならない。

- 1) 学校の防犯に関すること
- 2) 学校の防災・保全に関すること
- 3) 学校の環境衛生に関すること
- 4) 学校における転落・墜落防止に関すること
- 5) 学校における転倒・衝突防止に関すること
- 6) 学校における倒壊物防止、はさまれる事故防止等に関すること
- 7) 学校プール等における溺水事故、衝突事故、水底頭部打ちつけ防止の安全基準
- 8) その他の学校施設設備の危険除去に関すること

第21 学校施設・環境の安全点検基準の作成

市は、国が定める学校安全の最低基準及び市（町村・区）が定めた学校安全の適正基準を満たすために、学校施設・環境の安全点検を推進するとともに、学校における安全管理の第一次義務を負う立場から、市として必要な安全点検を行うとともに各学校における有効な安全点検を推進していく学校安全点検基準を作成しなければならない。学校安全点検基準は、定期的に見直され、改訂していくために必要な調査・検証を行わなければならない。

第5章 学校安全に関する計画と安全管理

第22 学校安全に関する計画の策定、公開、評価

- 1 学校は、児童等及び教職員等の生命、身体、健康の安全を確保するために、市が策定する地域学校安全計画をふまえて学校安全に関する計画を策定しなければならない。
- 2 学校は、学校安全に関する計画の策定及び見直しを行った時は、保護者及び市民に公表するものとする。
- 3 学校は、学校の自己評価の一環として、学校安全に関する計画の実施について、これを点検、評価、検証するよう努める。

第23 学校安全に関する計画の基本事項

学校安全に関する計画には、以下の事項を含むものとする。ただし、学校等及び地域の状況をふまえて必要な事項を付け加えることができる。

- 1) 学校安全の組織・体制及び活動
- 2) 施設・設備の安全点検体制
- 3) 学校衛生・学校防犯・学校防災の対策
- 4) 交通安全
- 5) 通学路等の防犯対策
- 6) 救急体制
- 7) 災害発生時の対応
- 8) 避難誘導・訓練

- 9) 緊急連絡体制
- 10) 安全学習の推進
- 11) 学校安全に関する教職員研修・訓練
- 12) P T A、関係行政機関及び地域の関係団体の連携・協力体制
- 13) 学校安全計画の点検・評価・検証

第24 学校施設・設備の安全管理と点検

- 1 市及び学校は、児童等の安全を確保するために、学校施設・設備について、設置した事業者等の協力を得て、定期的かつ適宜の点検を行い、もしくは必要な場合は点検委託を行うものとする。
- 2 学校は、学校安全に関する計画に基づき、児童等の特性や教育活動の状況をふまえて、児童等の安全確保のために学校施設・設備の安全管理を行うものとする。学校施設・設備の安全管理に関しては、学校安全管理者の主導のもとで学校安全に関する校内組織が統括する。
- 3 学校安全に関する校内組織は、地方学校安全計画、学校安全点検基準に基づき、教職員、保護者、児童等の意見をふまえつつ、当該学校独自の学校安全点検表を作成するよう努める。点検表は定期的に改訂されるものとする。
- 4 学校安全点検の結果は速やかに公開されるとともに、市は、学校施設設備の安全点検結果に基づく改善、改修、修繕などの要請に対し迅速かつ適切に行い安全かつ衛生的な環境の維持を図らなければならない。

第25 学校防災・保全対策

- 1 市は、学校防災計画を含む地域学校安全計画を実施するとともに、法令で定める耐久度調査に基づく改修計画を立て、その緊急性の程度に応じて、かつ速やかに実施するほか、学校施設の耐震性の強化を図るために適切な措置をとる等、十全な学校環境の保全管理を行わなければならない。
- 2 市は、防災教育の充実を図るとともに、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、防災に関する情報の速やかな提供、防火等の防災施設設備、器具及び避難施設・用具など学校災害に備えた学校環境の整備、避難誘導計画の実施等の十全な防災・安全管理を行わなければならない。
- 3 学校は、関係行政機関や地域の関係団体との連携・協力のもとで、校内防災システム、学校外活動の防災システム及び登下校中の防災システムの整備など学校防災管理システムの整備を行い、学校防災計画を含む学校安全計画及び防災対応マニュアルを作成し、防災訓練等の実施などを行わなければならない。

第26 学校防犯対策

- 1 市は、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために必要な学校防犯に関する地域学校安全計画を策定し、かつこれを実施するとともに、人的・物的条件を整備し、又、

基準・手引きの作成、配布、研修体制の整備等、学校防犯に関する研修・広報、普及に努めなければならない。

2 市は、地域学校安全計画に基づき、児童等及び教職員の生命、身体、健康の安全を確保するために、以下の事項を含む学校防犯マニュアルを作成し、これを実施しなければならない。

- 1) 防犯教育の充実・徹底
- 2) 安全監視員等による安全監視システムの確立
- 3) 防犯ライト等の防犯設備・器具の整備
- 4) 通報、警報設備・装置、警備連絡システム等の確立

3 学校は、日常の学校防犯管理においては、前項に定める学校防犯マニュアルをふまえ、不審者侵入に備えた防犯教育の徹底、学校警備・学校防犯環境の改善等を図るなど計画的、継続的な防犯管理を行わなければならない。

4 学校は、児童等の生命、身体に危険があると判断されるような緊急の学校防犯管理を求められる場合、不審者侵入の際の防護用具、応急手当用具等の整備、避難経路等の確保を図るとともに、安全監視員体制の強化もしくは市が定める設置・使用基準に従い学校防犯に必要な監視設備を設けるなど、学校の防犯管理を強化しなければならない。

第27 学校の通報・報告義務

- 1 学校は、学校災害の発生後においては、関係する市の機関に報告するとともに、被災児童等・保護者に対して災害の発生原因、事実経過等について速やかに情報提供しなければならない。
- 2 学校は、学校災害に関する報告書等の作成にあたって被災者・保護者の意見を適正に反映するように努めるとともに、学校災害の再発防止のために必要な情報を関係する市の機関に提供するものとする。

第28 安全学習及び安全研修の機会

- 1 学校においては、あらゆる機会を通じて、児童等が安全について学習する機会が保障されるものとする。
- 2 教職員等は、救急処置、危機管理などを含む安全研修及び訓練を受ける機会が保障されるものとする。

第6章 学校災害苦情等審査会

第29 学校災害苦情等審査会の設置

- 1 本条例第2の5に基づき、被災者からの苦情等の申立てを的確かつ公正に処理することを目的とする〇〇市学校災害苦情等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会の職務を補助し、必要な調査を行わせるため、専門調査員を置く。
- 3 審査会の組織及び運営については、別に定める規則による。

第30 苦情等の申立て

学校災害の被災児童等及びその保護者は、市が設置する学校に係る学校災害の原因究明、救済又は予防に関して、審査会に苦情等を申し立てることができる。

第31 調 査

- 1 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、申立人、市の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係する学校について実地に調査を行うことができる。
- 3 審査会は、学校災害の原因を究明するため必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、独立行政法人日本学校安全センターその他災害の原因究明に関して専門的又は技術的な能力を有する機関に対し、調査を依頼することができる。

第32 勧告及び意見表明

- 1 審査会は、審査の結果必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 審査会は、審査の結果必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、学校災害の防止に関する施策、学校安全に関する基準又はその他の制度の改善について意見を表明することができる。

「学校安全管理指針」モデル案の提案

2006年5月27日

日本教育法学会 学校事故問題研究特別委員会

①「公立〇〇小学校における防犯に関する指針」モデル案

第1（目的）

この指針は、公立〇〇小学校の防犯に関する対応及び対策について必要な事項を定めることにより、当該学校における児童の安心して、安全に教育を受ける権利の保障及び教職員、保護者等の安全、安心を確保することを目的とする。

第2（基本理念）

当該学校の防犯に関する対応及び対策は、「開かれた学校づくり」を尊重すると共に、児童、保護者及び教職員等のプライバシー等の権利を侵害しないように努めるものとする。

第3（学校防犯の責務と責任者）

- 1 学校安全管理者は、当該学校における児童の生命、身体の安全及び安心を確保することを最優先の課題として、学校安全に関する第一次的な判断権を有するものとし、この指針に則って、当該学校の安全管理及び防犯のために取り組まなければならない。当該学校の校長は、この判断権を尊重し、その最終的的代表権者として対外的な責任を負うものとする。
- 2 学校安全管理者は、教職員、保護者、地域住民、児童の四者の関係者で構成された学校安全委員会を主宰し、そこにおいて次の各号に掲げる事項について協議し、実施にあたるものとする。
 - 1）学校安全に関する実施計画、その他安全管理に関する事項
 - 2）学校防犯の対応及び対策に関する事項
 - 3）その他、この防犯指針の実施に必要な事項
- 3 学校安全管理者が事故等により不在の場合は、校長がその職務を代理する。

第4（学校防犯の対応及び対策とその判断基準）

- 1 学校安全管理者は、次項各号に掲げる通り、当該学校及び当該学校区等の情報の収集にたえず努めなければならない。
- 2 学校安全管理者は、教育委員会や警察等の通告があった場合の他、学校の安全管理及び教育の専門性に立って、次に掲げる各号にもとづいて、当該学校及び当該学校区（地域）等の状況

を判断し、第5に定める通り必要な防犯の対応、対策をとらなければならない。

1) 平常時

当該学校及び当該学校の校区（地域）において、当該学校及び児童に対して危害を及ぼすような犯罪等がなく、児童及び保護者からもそれらに対する不安等が訴えられることがない場合をいう。

2) 警戒（注意）時

当該学校及び当該学校の校区（地域）、隣接学校区において、児童及び学校に対して危害を及ぼすような事件・事案（略取・誘拐未遂、恐喝未遂等）があり、その事件・事案が未解決で当該学校及び児童に対する安全が脅かされる可能性がある場合をいう。

3) 緊急時

当該学校及び当該学校の校区（地域）、隣接学校区において、児童及び学校に危害をくわえる事件等が発生した場合や、その事件が解決した後でも模倣事件の発生のおそれ等がある場合をいう。

4) 上記の状況の他に、児童及び保護者、教職員等からの不安が明らかである場合は、第7にもとづくものとする。

第5（学校防犯の対応及び対策）

1 学校安全管理者は、第4にもとづき状況を判断した場合は、次の各号に掲げる通り、必要な防犯の対応及び対策をとらなければならない。

1) 平常時の防犯対応・対策について

次の通り、実施するものとする。

a. 情報の収集と提供

「開かれた学校づくり」をふまえつつ、教育委員会等と連携をとりつつ、学校及び児童へ危害をくわえる事件及び事案についての情報を収集し、児童及び保護者等に提供すること。

b. 安全監視員による校内巡視を行うこと。

c. 当該学校安全計画等の実施及び評価。

d. 学校安全委員会を原則として月1回開催する。

2) 警戒（注意）時の防犯対応・対策について

次の通り、実施するものとする。

a. 前号に掲げる対策を継続して行うと共に、保護者等の団体（PTA、育成会などを含む）その他の地域関係団体に対して緊急連絡を行い、明確かつ十分に説明すると共に、情報収集等の協力を要請すること。

b. 児童の集団登下校を実施すること。

c. 教職員間における状況及び対応・対策についての周知・徹底を行うこと。

3) 緊急時の防犯対応・対策について

次の通り、即時に実施するものとする。

- a. 前号に掲げる対策を行うこと。
 - b. 当該学校において事件が発生した場合は速やかに警察へ通報連絡すると共に、児童の安全確保を最優先とし、避難誘導すること。
 - c. 当該学校区を管轄する警察署に当該学校区（地域）の巡回と情報提供について強化するよう要請すること。
 - d. 休校及び授業時刻繰上げ等の措置
 - e. 教職員及び保護者等の引率による集団登下校の実施
 - f. 児童への防犯ブザー、GPS機能を備えた機器等の貸与・配布。
- 4) 監視カメラ等の監視設備については、2)、3)に際して設置、運用、起動の検討などを行うが、その詳細は「公立〇〇小学校における監視カメラ等の設置・運用に関する細則モデル案」に定める通り設置、運用する。
- 2 前項各号に定める防犯のための対応及び対策の実施にあたっては、第6に定める通り、所定の手続きをふまえないといけない。

第6（学校防犯の対応及び対策のために必要な手続き）

- 1 学校安全管理者は、第5に掲げる防犯のための対応及び対策の実施にあたり、過度な対応及び対策が「開かれた学校づくり」の妨げや、児童等のプライバシー等の権利を侵害する可能性もあることをふまえつつ、次の各号に掲げる通り、手続きを行うものとする。
- 1) 平常時における手続き
- a. 学校安全管理者は、学校及び児童の安全の確保を目的として、児童及び保護者、市民、教職員等の代表で構成される学校安全委員会に、必要な情報提供と説明を行い、協議すること。
 - b. 校長及び教頭は、必要に応じて、学校安全委員会に同席するものとする。
- 2) 警戒（注意）時における手続き
- a. 学校安全管理者は、学校安全委員会等を緊急に招集し、情報の提供と説明を行い、承認を求めること。
 - b. 学校安全管理者は、すべての児童及び保護者等に対して緊急連絡と情報の提供と説明を行うこと。
 - c. 学校安全管理者は、教育委員会へ報告すると共に、防犯の対応及び対策の実施にあたり必要な措置等について要請すること。
- 3) 緊急時における手続き
- a. 学校安全管理者は、速やかに対応、対策を行った後、学校安全委員会等に緊急連絡を行い、情報の提供と説明を行うこと。
 - b. 学校安全管理者は、すべての児童、教職員及び保護者等に対して緊急連絡と情報の提供と説明を行うこと。
 - c. 学校安全管理者は、教育委員会へ報告すると共に、対応及び対策の実施にあたり必要な

措置等について要請すること。

- 2 学校安全管理者は、前項の手続きについて、必要に応じて、当該学校長及び職員会議に適宜報告しなければならない。

第7（学校防犯の対応及び対策に係る児童・保護者等からの要望・苦情等の処理）

- 1 学校安全管理者は、第3、第4、第5にもとづいて実施した防犯の対応及び対策について、当該学校の児童及び保護者、教職員等から要望や苦情等の申し立てがあった場合は、学校安全委員会等に諮り、協議すること。
- 2 学校安全管理者は、前項の協議結果について、要望・苦情等の申し立て者に対して、説明を行うと共に、協議結果をふまえて、防犯の対応及び対策の改善に努めるものとする。

第8（雑則）

この指針の目的達成のために必要な事項については、別途規則等で定める。

付則

- 1 この指針は平成〇〇年〇月〇日から実施する。
- 2 この指針の改正等については、学校安全委員会等で協議し行うものとする。

② 公立〇〇小学校における監視カメラ等の設置・運用に関する細則モデル案

第1（目的）

この細則は、「公立〇〇小学校における防犯に関する指針」にもとづき、かつ監視カメラ等の設置の有用性と有害性をふまえて必要な事項を定めることにより、当該学校における児童の安心して安全に教育を受ける権利、児童、教職員及び保護者、市民等学校に関わる者のプライバシー等の権利を保障することを目的とする。

第2（定義）

この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1）監視カメラ等

当該学校及びその児童、教職員、当該学校に来校する者に対する外部者からの犯罪被害を防ぐ目的で設置・利用されるカメラ装置で、画像表示装置（モニター）及び画像記録装置を備えるものをいう。

2）画像

監視カメラ等により記録されたもので、当該記録から個人を識別できるものをいう。

第3（基本理念・原則）

- 1 当該学校は、監視カメラ等の設置・利用が、児童の自主的かつ自由な学習活動及び教職員の自律的な教育活動等の妨げや、「開かれた学校づくり」の妨げにならないように、「公立〇〇小学校における防犯に関する指針」にもとづきつつ、適正な措置をとらなければならない。
- 2 学校は、「公立〇〇小学校における防犯に関する指針」第4にしたがい、当該学校及び当該学校の校区等における状況を判断し、次号を参考にしながら、監視カメラ等の設置を検討しなければならない。
 - 1）平常時
監視カメラ等は設置しない。但し、既に設置してある場合は、起動しないことが望ましい。
 - 2）警戒（注意）時
監視カメラ等の新規設置及び既に設置してある場合は起動を検討することが望ましい。
 - 3）緊急時
監視カメラ等を新規設置及び既に設置してある場合は速やかに起動する。
- 3 学校は監視カメラ等の設置、運用にあたっては、学校安全委員会で協議すると共に、職員会議で同意を得なければならない。

第4（設置・運用細則の公開）

当該学校の学校安全管理者は、当該学校に監視カメラ等を設置、利用する場合は、この細則について広く公開すると共に、児童及び保護者、教職員等に説明、報告しなければならない。

第5（監視カメラ等の管理責任者とその義務等）

- 1 学校安全管理者は、監視カメラ等を設置する場合、その管理責任者となり、監視カメラ等を適切に設置・利用しなければならない。
- 2 学校安全管理者は、管理責任者として、監視カメラ等を設置する際には、見やすいところに、管理者氏名及び連絡先、監視カメラ等の設置趣旨等を表示しておかななければならない。
- 3 学校安全管理者は、監視カメラ等の設置にあたって、画像が表示されるモニター等を設置すると共に、安全監視員等にそれを常時監視させ、外部者の侵入等緊急事態が起こった場合、通報・連絡させなければならない。

第6（監視カメラ等の運用に関する注意事項）

- 1 学校安全管理者は、監視カメラ等の画像により知りえた情報は漏らしてはならない。
- 2 学校安全管理者は、監視カメラ等の画像について、次に掲げる場合を除いては利用もしくは提供、開示してはならない。

- 1) 学校、児童、教職員及び来校者に対して、学校の外部者が危険を及ぼすおそれのあり、その危険を回避するためにやむをえない場合
- 2) 監視カメラ等の画像から特定される個人の同意がある場合
- 3 学校安全管理者は、監視カメラ等の画像の提供、開示に際しては、前項各号に定める場合であっても、校長及び学校安全委員会等と協議すると共に、その旨を児童、教職員等に告知しなければならない。
- 4 学校安全管理者は、画像について漏洩、滅失、毀損しないよう努めなければならない。
- 5 学校安全管理者は、画像を加工、編集してはならない。
- 6 学校安全管理者は、監視カメラ等の設置、運用に対する児童、教職員及び保護者等その他来校者からの苦情等の処理に努めなければならない。

第7 要望、苦情の申し立て

- 1 児童及び保護者、教職員等は、監視カメラ等の設置、運用について、要望及び苦情等のある場合は、安全管理者に対して申し立てることができる。
- 2 学校安全管理者は、前項にもとづく申し立てを受けた場合は、校長及び学校安全委員会等に報告し協議しなければならない。
- 3 学校安全管理者は、前項の協議結果について、申し立て者に説明、通告すると共に、監視カメラ等の設置、運用について改善するよう努めなければならない。

付 則

- 1 この指針は、当該学校に監視カメラ等を設置した日より施行する。
- 2 この指針に関する改正は、学校安全委員会等で行うものとする。

第5回講座（平成18年12月1日実施）



テーマ：「春日井市における安全なまちづくりの取り組み」

講師：吉岡 利高（春日井市総務部市民安全課）



テーマ：「マスコミからみた安全・安心なまちづくり

～成功の秘訣・失敗の理由～」

講師：黒川 敬（NHK ディレクター）

1. 春日井市の概要

春日井市は、昭和18年、戦争のさなかに四つの町村が合併し、市として施行されました。40年代に入ると人口が毎年1万人以上増加し、昨年には30万人を超えました。中堅都市という位置づけになっています。広さとしては東西16km、南北13.5km、92.71km²の面積で、細長い形です。

交通の便では、春日井市を縦断する形で岐阜県に抜けるJR中央線があり、名鉄小牧線、城北線、それから春日井市から三河のほう、豊田、岡崎へ抜ける愛知環状鉄道があります。また、道路の面では春日井インターがあり、東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道が春日井市内に走っています。ほかの県に行くのに大変都合のいい、交通の便がいい都市であるといえます。生活するうえで大変便利がいいということは、逆に犯罪者、特に組織的な広域的な犯罪者から言えば入りやすい市でもあるのかと思います。愛知県は特に自動車盗難が昨年まで全国ナンバー1でした。春日井市は中でもナンバー3に入っていますが、それはこのような交通事情も一つの要因かと感じています。

春日井市は名古屋市に隣接する形で北東にあり、電車で20～30分で名古屋市内に入れるということで、名古屋市のベッドタウンとして人口が大変急増し、現在、約30万3000人となっているわけです。

2. 春日井市安全なまちづくり協議会

(1) 設立の背景・目的・組織

春日井市安全なまちづくり協議会設立の背景としては、急激な人口増加に伴って開発されてきている都市化傾向が挙げられます。隣の人がどのような人か分からない状態、お互いに干渉しない状態、それから地元意識が薄いといったことで、コミュニティとしてのつながりが非常に弱いのです。弱ければ当然、犯罪や災害に対する抵抗力が大変低くなります。そういうことが一つ背景にあります。

では、まず自治体としてはどうするのかということで、前任の鵜飼一郎市長が、市民生活の安心安全を守るのは自治体の最たる責務だ、自治体が何かしなければならないという強いリーダーシップを発揮し、安全なまちづくり協議会を設立したわけです。

設立は平成5年6月で、今から14年ぐらい前になります。当時からの目的として「犯罪や災害に強い都市基盤の整備」というハード面の部分が一つとしてあります。ただ、このハード面の整備は、行政だけが一方的にするのではなくて、飽くまで行政と市民が一体となってやっていこうというのが一つの目的です。それから、連帯の中で、「安全のネットワークづくり」、コミュニティづくりを

やっていこうということがもう一つの目的です。

この協議会は市内の商店街組合、ライオンズクラブ、PTA協議会など、市内の主だった団体の方々に会員として加わってもらっています。参加型事業だけではなく、市民が主導する事業、あるいは協働してやっていく事業ということが特徴といってもいいかと思います。

活動に当たっての基本理念、目的は、市民一人一人、自分たちの町は自分たちで守るという意識を養うということが一つ、それから、市の行う施策・行事に対して市民も参加して一緒にやりましょうというのが一つ、そして、地域の安全リーダーを育成していこうというのがもう一つで、さまざまな活動がなされています。

協議会の組織としては、安全なまちづくり協議会（事務局）が真ん中に位置し、安全に関する調査・研究事業を行う安全都市研究部会をはじめ、五つの部会で構成されています。そして、参加113団体はこの五つの部会の中のどれかに振り分けられて、それぞれの部会活動に参画していくという形になっています。それから、協議会推進員というものがあります。春日井市には小学校が38校あり、各小学校から5名、合計で190名の方が推進員としてまちづくり協議会会長の委嘱を受けて、地域の意見の提言や情報提供をするという形で参画しています。

それから、ボランティア団体が二つあります。発足当時はまだこの中には入っていなかったのですが、現在は安全安心まちづくりボニターとしてこのボランティアの方が251名、それから女性フォーラム実行委員会という女性ばかりのボランティア団体が30名入っています。これだけの方たちが安全なまちづくり協議会を構成しています。

この協議会を束ねているのが事務局ということで、総務部市民安全課の職員9名のうちの4名が担当しています。市民安全課自体は防災と安全なまちづくりが主管業務で、そのうち4名がまちづくりを担当しています。この4名だけで活動をすべて賄うことはできないので、部会事務局ということで、五つの部会のそれぞれの活動について事務局を設けています。その事務局員は市民安全課に限らず、建築指導課、市民税課など、安全なまちづくりとは特に関係のない課の方々も集めて市全体で取り組もうということで、57名に市長が辞令交付をして、まちづくり協議会の活動を推進しています。

（２）各部会の活動内容

安全都市研究部会は、シンクタンク的な部会と考えてもらってけっこうです。都市環境、あるいは安全に対する調査研究事業がこの部会の主な活動目的です。具体的には、平成15年から情報の共有化に対する研究、平成17年からは学校・子どもの安全ということで、特に学校のハード面の部分で、防犯カメラは必要なのか、インターホンが必要なのか、学校に死角はないかという調査研究をしており、今年度は学校・子どもの安全のソフト面の部分で調査研究をしています。各小学校に行って、ボランティアのさまざまな活動を小学生がどれぐらい認知しているのか、不審者に対する対応をどのように考えているのかといったことの実演をしながらアンケートを取る形で調査研究を進めています。

それから、安全活動推進部会は、地域における安全活動の推進ということで、この活動が地域にいちばん密着した活動といえると思います。協議会は平成5年から立ち上がりましたが、具体的な

活動としては、平成6年から「くらがり診断」ということで、市内15の中学校区を分け、くらがりに起因する犯罪を防止しようと、夜間にくらがり診断を実施し、町を明るくしようという活動をしています。平成16年からは、安全・安心まちづくり診断ということで、くらがり診断を含めて、もう少し幅を広げたコミュニティ防犯診断や公園防犯診断を実施しています。

啓発活動推進部会は、市民に対する安全意識の普及啓発を目的に活動しています。具体的には、春日井安全アカデミーの開校で、平成7年から行っているアカデミーは現在、安全学部と共育学部という二つの学部があるのですが、安全学部の防災コース、生活安全コースを担当しています。また、年1回の「協議会だより」発行を担当しています。

青少年問題調整部会は、青少年問題に取り組む関係機関、団体との連携活動の推進ということで活動を行っています。キャンペーンを実施したり、公開講座を開催したりしています。また、先ほどの春日井安全アカデミーの「子育てコース」を担当しています。それから、子ども安全アカデミーを事業として担当しています。

暴力追放推進部会は、暴力追放運動の推進ということで、不当要求防止責任者講習会を企画したり、暴力追放セミナーに参加したり、暴力追放愛知県民大会への参画といった活動をして、暴力追放の気運・意識の醸成をしています。

それから、協議会推進員について少しお話ししますと、先ほど各小学校区5名、38小学校、合計190名と説明しましたが、内訳としては区長町内会から2名、民生委員、老人クラブ、PTA協議会から1名ずつ、年代もさまざまところで委嘱という形で行っています。実際にやっていただいているのは協議会活動への参加です。くらがり診断の活動への参加や地域の安全に関する情報の提供、提言などをお願いしています。

(3) まちづくり協議会の事業

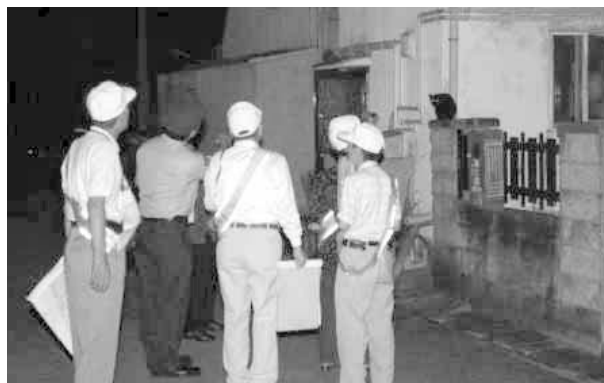
まちづくり協議会の事業としては、まず、安全・安心まちづくり診断があります。これはくらがり診断、コミュニティ防犯診断、公園防犯診断と、平成16年から三つに分けてやっています。くらがり診断は、くらがりに起因する犯罪、ひったくり、痴漢などを防止するために始めた事業です。コミュニティ防犯診断とは、町全体をもう少し広い視点で見て犯罪の要因を排除していこうというものです。例えば、町内の掲示板に落書きがしてある、町内の看板が古びて半分落ちているといったことは、犯罪者から見れば町全体として安全に対して関心がないということになるので、そういう要因を排除していこうということでやっています。公園防犯診断とは、公園やその周辺の危険要因の解消ということで、公園を外から見たときに、木々が密集していて公園の中で何をやっているか分からないような死角などを点検します。

この三つの診断に共通しているのは、地域の再確認とコミュニティの再生です。この事業を進めるに当たっては、必ず地域住民、警察、市、ボランティア、皆さんが参加して活動をしながらか一緒に考えよう、そしてコミュニティを再生するきっかけづくりをしようということを目的にやっています。

これはくらがり診断の写真ですが、警察官、ボランティアの方々、地域住民の方々が一緒になって夜間に町を回り、こういったコミュニティの防犯診断をやっています。一方、コミュニティ防犯

診断、公園防犯診断では、昼間にそういった要因を排除していこうと活動しています。

それから、啓発活動と青少年が担当して、平成7年から春日井安全アカデミーを始めています。目的はボランティアのボニターの育成です。ボニターとは、ボランティア活動をする「ボランティア」と、いろいろな意見を提言していただく「モニター」を掛け合わせた造語です。平成7年から始まって、昨年度で1605人の卒業生がいます。2課程5コースで、一つのコースには7講座あります。7講座のうち4講座、過半数の講座を受けた方が卒業生ということです。受講者の中には、仕事や家庭の都合でどうしても1回しか受講できなかったという方もたくさんいらっしゃいます。そのような方も含めればもっと多い数になると思います。



アカデミーは基礎教養課程と専門課程に分かれています。基礎教養課程には防災、生活安全、子育て、専門課程には防災、生活安全があります。子育てコースは今のところ、専門課程はありません。ですから、子育てコースを受けていただいても、アカデミーの目的であるボニターの育成には基本的にはつながりません。防災、生活安全のいずれかを受けた方が、ゆくゆくはボニターを目指すという形になっています。基礎教養課程を受けた方が、翌年、専門課程を受けますが、基礎で防災を受けた人は、専門も防災しか受けられず、防災を受けて、翌年に生活安全という形でクロスできません。それぞれの専門のコースを翌年ステップアップする形で進めています。

それから、同じ「安全アカデミー」とつくのですが、子ども安全アカデミーを昨年から始めました。先ほどの春日井安全アカデミーは、大学の先生や弁護士、有識者の方々にご講演いただいています。それに対して子ども安全アカデミーの講師はボランティアの方です。アカデミーを卒業してボニターになった方や、女性フォーラムの方々が中心になって講師、運営を賄っている点が大きな違いといえると思います。

子ども安全アカデミーを立ち上げた目的は、自分の身は自分で守るという意識の醸成を図るのは当然ですが、子ども自身に安全に対するかかわりを持ってもらおうというのが一つのねらいです。昨年、実施しましたが、本年も12月23日に行う予定で今進めています。子どもはものすごい発想力があるというか、鋭い指摘をしたりします。そういったものを生かしていこうということと、そのようなものを引き出すためのワークショップをしながら、自分たちのできることは何かあるのかということを子どもたちにいろいろと考えさせようということを進めています。ボランティアの方々が、子どもたちを指導しながらこのアカデミーを運営しています。

3. 市民ボランティアの活動

(1) 安全・安心まちづくりボニター

ボニターの役割は、自分たちが地域安全を行うこともそうですが、地域の中核となって地域の安全リーダーとして引っ張ることです。この役割、目的で、ボニターを育成しています。ボニターとなるためには、アカデミーの基礎教養課程を1年目に受け、翌年に専門課程を受け、ボニター養成

講座を7回受ける必要があります。ボニターの実際の活動は、総合防災訓練への参加、災害図上訓練の指導、生活安全の部分では児童見守り隊活動、「安・安診断」です。アカデミーの卒業生が1605名で、その中で実際にボニターになった人は現在、まだ251名です。

ボニターになるためには、アカデミーを6～7月ぐらいから12月ぐらいまでの間に7講座受けます。初年度は基礎教養課程ということで、防災か生活安全のいずれかのコースを取り、4講座以上を受けて、まず卒業生になります。次年度は、その卒業生の中から専門課程ということで、防災コースを選んだ方には防災の専門課程、生活安全の方には生活安全の専門課程を受けていただきます。そして、翌年の2月か3月ぐらいにボニター養成講座を7講座受けてもらいます。これは防犯と防災の両面の講座です。ですから、年度でいえば2年度、年でいえばあしかけ3年かかります。そして、まちづくり協議会の会長である春日井市長から委嘱を受けてボニターになれます。

これがボニターの活動の写真です。防災訓練への参加ということで、三角巾の使い方、ひもの結び方、非常食の作り方などを指導しています。あるいは、災害図上訓練ということで、図上での訓練に対して地域の方々に指導していきます。生活安全コースでは、児童見守り隊ということで、これは週1回ですが、それぞれの小学校で子どもの下校時間に一緒に歩いて、最後の子が家に帰るまで付き添ってやります。平成15年から全国的にも子どもを対象に犯罪が増え、自分たちが何かをやらなければならないということで始めたのがこの児童見守り隊です。

それから、「安・安診断」とは簡易防犯診断で、先ほどの安心安全まちづくり診断とはまた違い、個々の住宅について診断チェック表を作って各町内に配ります。そして、このうちはワンドア、ツーロックになっているとか、ガードプレートがついているとか、防犯フィルムなり防犯ガラスがついているとか、家に踏み台になるものはないとか、個々の家に行って指導しています。



(2) 春日井安全・安全なまちづくり女性フォーラム実行委員会

これは平成10年度に設立されたのですが、設立の経緯はまた別のところにあります。旧建設省で女性フォーラム実行委員会という3年間の事業があり、その活動が終わった後もそれぞれ継続していくということで、この名前をずっと使っています。当時はボニターではない方もいましたが、それぞれが防犯



意識などを高めようということで、アカデミーを受講してボニターになり、今はボニターがほとんどです。女性ばかりのグループなので、女性や生活者の視点によってまちづくりに参画していこうというのが女性フォーラム実行委員会の活動の内容です。

具体的には、平成13年から、当時は37小学校しかなかったのですが、安全マップといって防災、交通、防犯、それぞれの分野で危険箇所をチェックし、学校ごとの安全マップを作りました。安全マップも防災部分、交通、防犯、それぞれを分けた形で作ったのですが、その翌年からは、作った安全マップを利用して小学校の総合学習の中で安全啓発活動を実施しています。どちらかというと、教えるだけの総合学習での防犯教室だったのですが、小学校高学年については、自分たちで安全なまちづくりについて考えようということで、昨年からワークショップを取り入れてやっています。小学校低学年には紙芝居や寸劇をして、防犯ブザーの使い方や不審者への対応方法を生徒さんに実演してもらいながら、「こういうことは危ないんだよ」と教えています。これが活動内容の写真ですが、実際に自分たちで車の模型を作ったり、着替えたりして、実際に小学生に声をかけて、どのような対応をするのか、「その対応はだめだよ、こういうようにしたほうがいいよ」という形で進めている授業風景です。

ボニターさんも女性フォーラム実行委員会の皆さんもそうですが、活動に当たってはすべて無償で、謝金などは一切ありません。あくまで、すべて自分たちで企画して、自分たちで「こういうことをやろう」「こういうのはどうなんだ」と考えながら進めています。市のほうからは当然、こういう方法をすればいいのではないかという指導はしますが、基本的に自分たちで考えていることを実行しているというのがこのボランティア活動です。ですから、やらされてやっているのではなくて、市民主導型の活動といえるのではないかと思います。ただ、市としては、この人たちのボランティア保険や、実際に活動をするための道具、検討をする場所の提供といった面で支援を行っています。

4. 春日井市安全安心情報ネットワーク

春日井市安全安心情報ネットワークは、安全都市研究部会が平成15年から進めている事業です。コミュニティの弱体化、犯罪の増加、それから自然災害、地震などが起きた場合に大きな被害が想定されるということで、地域住民の中に不安感がある。それは情報不足が一つの要因ではないかということで検討され、安全情報を共有化していくことが大事ではないか、喫緊の課題ではないかということで始めたのです。

安全都市研究部会では、実際に市民がどのようなことを求めているかを調査しました。防犯においては犯罪の実態や不審者情報、悪質商法の情報、防災面では避難所の場所、危険箇所といった情報を求めているということが明らかになってきました。そして、15年、16年に研究をして一つ形づくってきた中で、ちょうど総務省のほうで、地域安全情報ネットワークの実証実験が始まり、こちらの意図するところと総務省が考えているネットワークの構築が合致し、助成金をもらいながらやろうという形で進めました。そしてこれを構築して、16年度から始まりました。そのときに、全国20都市が実証実験に入り、大阪府などでも16年度に豊中市さんが参画されています。17年度は29の市町村が入っていますが、このとき、大阪府では枚方市も同じような構築をしていると思います。市が中心となって、市民、警察、学校、消防が持つそれぞれの情報を共有していこうというのがこ

のネットワークの構築です。

警察が持っている犯罪情報、不審者情報を把握して、流したいものは市のほうへ情報が集約され、消防からの火災情報も市のほうへ集約されます。それから、登録された市民の方からの情報も、学校で把握した不審者情報も市へ集約されます。集約されたものは、情報が入り次第、警察と協議して、インターネット等で、あらかじめ登録されている地域住民の方に配信していきます。

具体的にどのような情報が入るのかというと、例えば、今日入った情報ですと、「昨日11月30日午後4時40分ごろ、春日井市高蔵寺町北4丁目地内で、小学生女児が塾から自転車で帰宅途中に、男に無言で50mぐらい後をつけられた。男は身長170cmぐらいで若い感じ、黒のプーマのジャンパーにジーパンだった」というような具体的な内容です。犯罪はいろいろ起こると思いますが、特に重要犯罪の場合にはいろいろな前兆事案が絶対にあります。小さな不審者情報からどんどん流していった地域の人たちに注意喚起を行い、地域の人たちは、それを受けたら自分の子どもや周りの子どもに目を向けてもらう。そういう意味で、今、情報を流しています。

5. 全国都市との連携

全国安全都市市民サミットは平成14年に、ボニター発足5周年記念事業として行いました。また、15年には全国安全都市首長サミットを、まちづくり協議会設立10周年記念事業として行いました。本年度も第2回の全国安全都市首長サミットということで、11月18日に東京の世田谷区で八つの首長に集まっていただいて、首長サミットを行いました。この母体となっているのは全国安全都市会議です。これは東京大学名誉教授の伊藤滋先生の提唱によって、安全問題を抱える自治体の安全ネットワークを図るということで行っています。大阪府では、前年はどこの自治体も入っていないのですが、ここが母体となって行いました。

6. まとめ

市民、行政、警察の連携を言いますと、協議会の中で、113の各種団体、そして推進員は、協議会から情報提供をして、推進員たちには事業に参加・協力をしていただくという関係になります。また、市としてアカデミーによってボランティアの方々を育成し、育成されたボランティアの方々が今度は協働や自主事業として安全なまちづくりに参画していく形になります。警察のほうは、こういった活動の支援や、犯罪情報の提供、警察官の派遣という形でかわりを持ち、まちづくり協議会のほうからは、提言や要望を警察に出します。安全なまちづくり協議会はこのように形づくられており、警察、行政、市民が三位一体となってやっていかなければ犯罪は防げないという形で行われています。

まちづくり協議会もそうですが、犯罪抑止、安全なまちづくりには、警察にも自治体にも限りがあり、住民パワーがいちばんです。その中で連携していくことが大事です。その一つの形が春日井の安全なまちづくり協議会だということでご紹介させていただきました。また何かの参考になればと思います。

事例報告②

「マスコミからみた安全・安心まちづくり

～成功の秘訣・失敗の理由～」

NHK「難問解決！ご近所の底力」ディレクター

黒川 敬

1. 「難問解決！ご近所の底力」とは

私が担当しているのは「難問解決！ご近所の底力」という番組で、去年までは毎週木曜日夜9時15分から45分間の放送だったのですが、今年度は月1回、月曜日の夜10時から11時まで、スペシャル番組という形で放送しています。今、4年目になりました。「難問解決！ご近所の底力」をご存じない方のために、まずどのような番組かをご紹介しますと思います。

番組の主演は、「私の町にはこんな悩み事があります」と言って、ご町内会単位で番組に来てもらう20～30名ぐらいの人です。「私の町はひったくりが多くて困っています」「私の町は犬のふんをされて困っています」「私の町はごみの分別ができない人が多くて困っています」、何でもいいです。「うちの町はこんなことで困っています」という人が並びます。

そして僕たちは、実は同じ問題で悩んでいて解決した町、もしくは解決するアイデアを持っている町を番組の中で探してきます。その人たちを探してくれるのが、清水圭さん、松居直美さん、Take2の東さん・深沢さんの3組です。その探してきたアイデアを持っている人にもスタジオに来てもらいます。そして、困っている人たちを「お困りご近所さん」、一方、アイデアを持っている人を「妙案者」とお呼びしています。司会は、おとし紅白の司会をした堀尾正明アナウンサーです。

皆さんがもし「難問解決！ご近所の底力」に出るとすると、どちらで出たいですか。お困りご近所がいいですか、それとも妙案者がいいですか。どちらかという、「困っています」というのは肩身が狭い感じですね。出るのであれば妙案者のほうで出たいという人が多いかと思います。実は、この構図の中に、僕たちの番組が4年も続いた秘密が隠されています。お分かりになる方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので、答えを言います。実は、今言いましたように、お困りご近所で出ると、何となく「うちの町はこんなに悩みが多いです」と困っているような感じがして、妙案者は「アイデアを授けます」と立派な感じがします。ところが、4年続くといろいろなことがありまして、かつて「うちの町は困っていました」と言っていた町の皆さんに、逆に妙案者になって出たいただいたことが何度もあります。つまり、両方とも普通のおじちゃん、おばちゃん、その差は紙一重で、ちょっとしたことで構図がダイナミックに変わるのです。それで、「私もやれるかもしれない」という希望を、このおじさん、おばさんたちが持ってくれるので、4年間も続いたのではないかと考えています。

番組を始めたときは、いまだに、地域のお悩み事をみんなで協力して解決するというコンセプト

は古い、ありえないと言われました。自分の悩みなど、自分のことには関心はあるけれども、周りの人と一緒に協力して何かをする、他人と協力するというコンセプトは失敗しますよと、調査でもさんざん言われました。僕も少し不安なまま始めたのですが、いい意味で裏切られました。つまり、自分のことだけというよりも、周りのみんなで意識を共有して何かを解決しようという人が、僕たちが思った以上に多かったということです。

140の町の皆さんが出てくださったのですが、僕たちの番組は、1回出ただけではなくて、「その後、うまくいきましたか」と追跡取材をして、「その後編」として放送しているのですが、140のうち10個ぐらいは解決したと言っています。それは「殿堂入り」といいます。このように、たくさんの町が番組に出てくれて、僕たちが思った以上にご近所の底力があるということを、この4年間で教わってきました。今日はその成功の秘訣みたいなものをおすそ分けできたら、皆さんと共有できたらと思ってやってまいりました。

ただ、平日の午後3時というと本当に眠い時間で、今日、ぜひこのような話を聞きたいと思った人もいれば、上司に「おまえ、出てこい」と言われて無理やり来た人もいるのではないかなと思うので、クイズ形式で進めたいと思います。主催者の人に名簿をもらってきましたので、全員当たる可能性があります。寝ているような人がいれば集中的に当てますので、ぜひ緊張感を持って参加してください。

2. クイズ1ー渋谷区本町編

それでは、クイズの第1問目です。東京の渋谷区本町という、新宿から近い町で、戸建ての家がたくさんある町内です。小さな戸建てが多いので、おじいちゃん、おばあちゃんがすごく多い町ですが、3年前にたくさん事件が起きました。その事件とは、今は「振り込め詐欺」、当時は「オレオレ詐欺」と呼んでいた事件です。30名の皆さんが何とか自分たちの地域の振り込め詐欺をなくそうということで番組に出てくれました。ところが、取材を始めてから4か月後、会ってお話をすると、「活動、止まっちゃっているんです。うまくいかないんです」と言われました。渋谷区本町が失敗した理由は何でしょうか。それと、もし自分が渋谷本町の住人であれば、こうやって解決しますという二つを答えてください。

*** V T R 上映 ***

(ナレーター) 突然ですが、皆さん、7000万円をためるのに何年かかるといいますか。今、そんな大金が、たった1日の間にだまし取られている犯罪があるのです。それは「振り込め詐欺」です。最近、手口はますます巧妙化しています。警察や弁護士に加えて、保険会社や医師まで登場します。さらに、ねらわれるのはお年寄りばかりではありません。夫が会社に出掛けた後の主婦もターゲットです。

振り込め詐欺には、他人に成り済まして電話するオレオレ詐欺、身に覚えのない請求書を送りつける架空請求などがあり、それを合わせた被害額は去年1月から10月までの間だけで、全国で222億円に上っています。

去年8月、この犯罪を町から一掃しようと立ち上がった渋谷区本町の皆さん。「ミツバチのように町を飛び回り、注意を呼びかける活動を始める」と宣言しました。それから4か月、さぞ効果が上がったと思いきや……。

(レポーター) 口コミミツバチ隊というのをご存じですか。

(住民A) 知らない。

(住民B) 知らない。

(住民C) 聞いたことない。

(レポーター) みんな聞いたことないって言っているけど、どうなってるんや、この町。

(ナレーター) なんと、番組初のプロジェクト崩壊？ 活動を立て直すすべはあるのか。

(レポーター) こちらは去年の8月にこの番組に登場されてオレオレ詐欺に立ち向かったはずの渋谷区本町の皆さんだったのですけれども。

(住民D) 申し訳ございません。全然活動できておりません。私はこの番組をおととしからほとんど欠かさず見ているのです。楽しみにしているのですが、8月以降は見るたびに、「ああ…」となります。

(レポーター) なぜ崩壊しているのか、うまくいかないのか。

(ナレーター) 渋谷区本町を飛び回っているはずの口コミミツバチ隊に一体何が起きたのでしょうか。ミツバチ隊のメンバーは、どうしているのでしょうか。

(ナレーター) 被害者としてスタジオに登場したTさんです。

(レポーター) どうもこんにちは。お母さん、お話を聞かせてよ。うまいことってないでしょう。

(T) あの後、何にも動きがないから……。

(レポーター) えーっ！

(T) せっかく、あそこまでのいい企画をして、「ミツバチ隊」なんて組んだ割には、ガにもチョウ

にもなっていない。

(レポーター) 中心はだれなのですか。リーダーは決めなかったのですか。

(T) それが失敗のもとだった。

(レポーター) だめだ、そりゃ。

(ナレーター) でも、活動に乗り気だった人もいたはずですよ。

(レポーター) 「架空請求、オレオレ詐欺、悪質商法の注意」、あそこで笑顔で待っていらっしゃるのは、オギハラさんかな。

(ナレーター) 薬局を営むOさんです。女性です。

(レポーター) 「やるぞ」という意気込みを感じたのですが、そこから先、何がじゃまをしているのですか。

(オギハラ) 私のような者が差し出がましいし、若輩者がかってにいろいろしても、皆さんのそれぞれのお考えがあるでしょうから、どうしたものかなという感じですね。

(ナレーター) 実はOさんは こちらの女性はケアマネジャーの仕事をしています。お年寄りの家を訪ねると、いつも話題になるのはオレオレ詐欺への不安です。お年寄りの声を聞くたびに、何かしてあげねばと思うのですが、どこから手をつけていいのか分かりません。

(O) 私たちがこういった運動を呼びかけて、多くの方が被害に遭わないようにできるようになるといいですね。

(ナレーター) やる気のある人はいるが、それをまとめるリーダーがいない。ミツバチ隊が再び飛び立つことはできるのでしょうか。

*** V T R 終了 ***

(黒川) では、答えていただけますか。簡単ですね。そんな悩むような問題でもないと思います。そちらの方、どうでしょうか。

(参加者A) 失敗は、多分、思いつきで発想したと思うのです。

(黒川) では、もし自分がこの思いつきの町に住んでいたという場合、どうやって解決しますか。

(参加者A) 個人で解決できませんので、団体を利用しますね。

(黒川) どのように利用しましょうか。

(参加者A) その区にどのような団体があるか分かりませんが、今の話でいくならば、自治会がありましたね。その自治会を利用して宣伝していくのも一つの方法だと思います。

(黒川) はい、ありがとうございます。自治会を利用するということですね。

では、ほかに言いたい人はいますか。皆さん、謙虚ですので、Bさん、いらっしゃいますか。Bさんは、なぜ渋谷区本町が失敗したと思いますか。

(参加者B) リーダーがいない。

(黒川) もし、Bさんだったらどうしますか。

(参加者B) リーダーになってほしい人を担ぎ上げます。

(黒川) どうやって担ぎ上げますか。

(参加者B) おだてる。

(黒川) おだてて担ぎ上げる。さすがは大阪、面白い意見が出ます。

では、Cさん、いらっしゃいますか。渋谷区本町の失敗の理由は何だと思いますか。

(参加者C) 今の方と同じく、リーダー不在です。

(黒川) Cさんだったら、どうしますか。

(参加者C) まず老人会に入っていきます。結局、既存の団体の利用ということになると思います。

(黒川) 先ほどの方と一緒にですね。

では、Dさんは、なぜ渋谷区本町が失敗したと思いますか。

(参加者D) 失敗の理由は、リーダー不足もあるのですが、一部の方だけの活動になっていたことです。

(黒川) なるほど。つまり、町全体に広がらなかったということですね。Dさんだったら、どうしますか。

(参加者D) その活動を地域ぐるみで取り組んでいくために、ミツバチ隊の活動を多くの団体や地域にPRして、一人ずつでも、少しでも手伝ってもらえませんかと言っていきます。まず活動を知っていただきます。

(黒川) 実は、番組に出たときに、老人会の人も一緒にいたし、町内会の人も一緒にいたのです。みんな活動は知っていたのですが、広がらなかったのです。そういう場合、どうしたらいいですか。

(参加者D) だれかがやるだろうという意識がみんなにあったと思うので、最後はやはり引っ張っていくリーダーを担ぎ上げないといけませんね(笑)。リーダーを決めて、組織を作るなり、みんなで盛り上げていくとか・・・。

(黒川) 特に答えはこれだというのはないのですが、確かに皆さん、VTRをごらんになったとおり、リーダーがなかなかいなかったのです。裏話をしますと、あの番組に出たときには、あるおじさんが「私がリーダーをやります」と言って、番組の最後に「ミツバチ隊、頑張ります」と宣言まですたのですが、その人がいろいろほかの会長もやっているのので、「やっぱりできません」と言ってしまったのです。リーダーをやるはずだった人がなくなったものですから、もう前に進まないということになってしまったわけです。志を持っている人はたくさんいたのです。何とかしたいとみんなが思っていたのに、結局、会は消えゆくという感じになっていたのです。そういうときに、どうしたらよいのでしょうか。

こんな例があります。実は、空き巣を何とかしたいという、東京の杉並のHという町がありました。その町は会長さんがいたのです。その町内会長さんは「やります。NHK『難問解決!ご近所の底力』で空き巣をなくす、大賛成」と言ってくれて、僕たちもロケの準備も全部しました。ところが、ロケの1週間前に、「やっぱりやめます」と急に言われたのです。「どうしてですか」とお聞きしましたら、連合町会に行って、そこで「難問解決!ご近所の底力」に出るのだと自慢したら、皆さんに「ばかじゃないの。恥をかくよ。あんたの町は空き巣が多いということを全国に放送したうえに、うまくいかなかったらどうするの」と言われて、会長はすごく不安になったらしいのです。そして、「やっぱりやめます」ということになったのです。

番組は作らなければいけないですから、非常に困りました。それで、その地域はみんな空き巣が多い地域だったので、隣のMという町に行って、M町の会長さんに「どうしましょうか」とご相談しました。そうしますと、M町の会長さんは「私がやりますよ」とおっしゃってくださったのです。「いいんですか、結果を出せないと恥をかくよと連合町会で反対されたんでしょう。会長、大丈夫ですか」と言ったら、「黒川さん、番組に出て空き巣が全部なくなることは全く期待していません。この活動をやって、活動のおかげで一人でも助かる人がいれば、いいじゃないですか」とおっしゃったのです。僕は、なるほどなと思いました。つまり、結果を求めると、うまくやらなければいけな

い、活動の成果を出さないといけないと思って、すごく重荷です。ところがそのM町の会長さんは、そもそも会の目的自体は、空き巣がなくなって被害が1件でも減ればいいというところに舞い戻って考えていたのです。そうすれば、何ら結果を出さなくてもそれをやる意味はあるということで、その人は番組に出てくれて、空き巣をなくすリーダーとなって進んでくれました。

ですから、渋谷区本町の場合も、志がある人はいたのですが、きちんとやらなければいけない、みんなをまとめなければいけないと思ったために、志がある人がリーダーになってくれなかったということです。そのあと、先ほどのVTRで「私のような者が差し出がましい」と言っていたお母さんがいらっしゃいましたが、あの人が結局、僕たちと一緒に空き巣の話などもして、「じゃあ、私やってみようかな」ということで、3～4人で始めました。確かに活動の広がりはないかもしれませんが、そのおかげでおばあちゃんたちが、オレオレ詐欺の新しい手口が来たら、すぐに分かるわけです。どのように気をつけたらいいかが分かります。そういう活動が静かに広がっていきました。

実は今、韓国でオレオレ詐欺がはやっているらしいのです。韓国でも「難問解決！ご近所の底力」を放送しているのですが、それを見た韓国のテレビ局と幾つかの大学が渋谷区本町に「オレオレ詐欺を住宅地域からなくす方法を教えてほしい」と来まして、その差し出がましいと言っていたおばちゃんが、どのようにして自分たちの被害のことを地域に広めているかということを教えるような活動をされているのです。ですから、結果を期待せずに、やれる人がやれることをやるというのが成功の秘訣かと思います。

3. クイズ2ー江戸川区西葛西編

では、二つめのクイズにいきたいと思います。大阪もそうだと思いますが、最近、マンションが多いですね。戸建てばかりの住宅地ですと防犯パトロールなどで空き巣やひったくりの被害を防ぐということもできるのですが、マンションが多いとなかなか活動が難しいです。番組に出てくれたのは東京の江戸川区西葛西という町で、ほとんどがマンションという町です。そこはすごく空き巣が多くて、空き巣をなくそうということで番組に出てくれました。自分のマンションと一緒に住んでいる人すら知らず、なかなか防犯の地域活動をするのは難しいということだったのですが、西葛西はある突破口を見つけて、被害をものすごく減らすことに成功しました。それは何だと思えますか。これはビデオの先に聞きましょう。Eさん。マンションだらけの町に住んでいて、地域で防犯活動をやりたいが、隣の人の顔もよく分からないとしたらどうしますか。

(参加者E) あいさつ運動を進める。あいさつをすることによって、顔等が分かってくるのではないかと思います。

(黒川) なるほど。お互いに「こんにちは」と声をかけ合う。

では、Fさん。

(参加者F) 郵便物等を残さない。家族のどなたかが受け取るようにします。

(黒川) 個々の家でそれはできますね。地域としてはどうでしょうか。

(参加者F) 分かりません。

(黒川) では、Gさん。もしマンションばかりの町に住んで、地域で防犯活動をしたいとしたら、どうでしょうか。

(参加者G) 定期的に何らかの会合を持って、全体的に顔見知りになったりするということをします。

(黒川) でもマンションの人たちは、そういうのに参加しないのです。定期的に会合に来てくださいと言っても、めんどくさくて行きたがらないのです。どうでしょうか。でも、空き巣はなくしたいのです。

(参加者G) 何かの形で組織を作って、どうしても参加してもらうようにします。

(黒川) 強制的にですか。

(参加者G) 強制というか、だれかが中心になって、参加してもらうような方法を探ります。

(黒川) だれか、Gさんを助けてくれる人はいませんか。こうやって人を集めればいいのというアイデアがある人、いませんか。

では、Hさん。どうでしょうか。お幾つですか。

(参加者H) 30歳です。

(黒川) ちょうどそのぐらいの世代はマンションの人が多そうですね。会合に行きますか。

(参加者H) 行かないです。

(黒川) でも地域で防犯活動を進めたい。どうでしょうか。みんなマンションです。

(参加者H) 難しいですね。僕もマンションに住んでいるのですが、上の人と会いたくないし、下の人とも会いたくないです。

(黒川) だからマンションなのですよ。でも、そうやっていると、空き巣にねらわれやすいのです。そういうのがつけねられるのです。どうでしょうか。

(参加者H) どうでしょうね。自分なりに、かぎを2個つけるとか、できますが。ちょっと分からないですね。

(黒川) やはり西葛西の皆さんも分からなかったのです。でも、一生懸命に知恵を絞りました。では、どうしたかというのをVTRでごらんください。

*** V T R 上映 ***

(ナレーター) 10月2日に登場したお困りご近所は、江戸川区西葛西、開発が進む東京湾岸の一角です。都心にほど近い地の利から、最近、マンションの建設ラッシュが続いています。町のお悩みは、そのマンションをねらった空き巣。このお宅ではドアに穴を空ける手口で45万円が奪われました。犯人は続けてお隣にも侵入。こちらで盗まれたのは、なぜかご主人のひげそりでした。西葛西周辺のマンションの空き巣被害は、去年およそ100件。実に4日に1度のペースで起きています。

(住民E) 子どもと3人でいるときに、かぎが開いたことがあるのです。合いかぎを持たれているのか、どういう理由なのか分からないのですが。

(レポーター) その空き巣って、かぎを持っているの？

(住民F) はじめまして。

(レポーター) 同じマンションなのに、お互いに知らないの？

(住民F) はい。今日初めてお会いします。

(ナレーター) マンションの住民の付き合いの薄さも空き巣につけ込まれる原因でした。そんなお困りご近所が目にしたのが、広島の妙案。警察と住民が空き巣の最新情報を共有します。事件が発生するたびに、各家庭に警察から速報が届きます。載っているのは手口とその防御策。これを基に、住民が直ちに対策を講じます。この妙案に、お困りご近所、大興奮。Nさんも大いに乗り気です。

(レポーター) ご近所の決断は。

(N) 我々は空き巣撃退ネットワークを作ります。

(ナレーター) 満場一致でこの妙案に取り組むことに決定。

10月末、お困りご近所が動き出しました。地元警察の担当者を訪ね、広島の取り組みを説明し、

同じように最新の空き巣情報を提供してほしいと交渉しました。すると、警察の答えは、なんとOK。住民の防犯意識向上に役立つならと協力を約束してくれました。問題は、その情報をどれだけ多くのマンションに流せるか。勧誘をかけて出たのが、熱血漢、Nさんです。こちらの男性です。まずは近所のマンションを一軒一軒回り、空き巣撃退のネットワークへの参加を呼びかけることにしました。

しかし、マンションの住民に説明したいのですが、まず、だれと話せばいいのかが分からないのです。

(N) 男性　例えば、下に大家さんでも何でもいれば、そこに行って話をして、説明もできるのですが、どういう人がいるか分からないということになると、いきなりドアを開けて行くというもの、ちょっと自信がないですね。

(ナレーター)　それでも何とかしようとしたNさん。ついには、こんな作戦に出てしまいました。

(N)　お父さんか、お母さんか、だれかいる？

(子ども)　いるか分からない。

(ナレーター)　小学生に怪しまれてしまいました。オートロックに監視カメラ。マンションの町では、ご近所に声をかけることすら難しいのが現実でした。

ピンチを救ったのは、1枚のファックスでした。お困りご近所のOさんのもとにもとに、うわさを聞きつけた住民からネットワークに加わりたいと申し出があったのです。「自分のマンションには管理組合はないので、個人で参加したい」。これが大きなヒントになりました。

(O)　やはりインターネットを使わない手はないのではないかと思ったのです。

(ナレーター)　早速、Oさんが動き始めました。警察から聞き取る空き巣情報をインターネット上で公開しようと考えたのです。Oさんは、得た情報をまとめたホームページを立ち上げました。内容は週替わりです。事件の日付や発生場所、そして出口などが分かりやすくまとめられています。これを見れば一目りょう然。対策を立てやすくなっています。

しかし、せっかくのホームページも見てもらえないと始まりません。どうアピールするかが勝負です。ここで強力なメンバーが登場。お困りご近所の一人、Yさんのこちらの男性の仕事はグラフィックデザイナー。ホームページをPRするポスターをプロが作ってくれることになりました。

(Y)　空き巣バスターズという感じで作ってみたのです。

(ナレーター)　実はこのマークにはモデルがいるそうです。それは、どろぼう姿の東さん。妙に板

についていましたね。

いよいよポスターが完成しました。早速、PR開始です。ここでまたまた頼りになる助っ人が現れました。同じマンションでもつき合いがないと言っていたSさんです。しかし、Sさんのお宅には、なぜかご近所の女性がたくさん集まっていました。

(O) Yさんが、こういったポスターを作ってくださいました。

(住民たち) すごーい！

(ナレーター) Sさんに仲のいいご近所さんがなぜこんなに増えたのか。実は、番組でご紹介したもう一つの妙案の成果だったのです。

八王子市のフラワー作戦。マンションじゅうに花を飾り、道行く人の注目を集めて空き巣を防ぎます。さらに、花と一緒に育てることで、住民どうしのつき合いも深まります。すっかり感心したSさん、同じマンションの女性たちを誘い、フラワー作戦を始めていたのです。

ホームページのPRを彼女たちは快諾。武器は強力な口コミです。花がはぐくんだ女性たちの輪、インターネットを通じた目には見えない人のつながり。マンションの町に、新しいご近所の絆が生まれつつあります。

VTR終了

(黒川) このように、ネットをうまく使って、横につながるのをあきらめずに考えたのですね。

この江戸川の場合、三つぐらい成功のポイントがあったと思います。一つは、共通しているのですが、「難問解決！ご近所の底力」の場合、実は困っている町ほど成果が上がる人が多いのです。つまり、ピンチはチャンスという法則があります。例えば馬橋という杉並の町は、1年間で空き巣が100件入るような、日本一空き巣が多かった町なのですが、そこも初期のころに番組に出てくれて、あいさつパトロールというものを始めて、空き巣をゼロ件にまでしたという町なのです。やはり、ひどい町ほど危機感を共有しやすいです。それは、空き巣が多いというのは、みんな困るので、そのような思いを共通に持ちやすいのです。ですから、逆にいえば、いちばん空き巣が多いというのはチャンスだと考えられる人たちがいるのです。そのように考えることさえできれば、むしろそれはチャンスであるというのが、僕たちが取材して思っていることです。

この町もまさにそうでした。皆さんもなかなかどうしたらいいのかアイデアが出なかったように、マンションはハンデが大きいです。だからこそ、どうしたらいいのか考えました。そしてアイデアが出れば、それがすごく広がっていきます。実際、ネットで空き巣情報を出すということは、警察も最近よくやっていますが、このように地域の住民が、住民にとって分かりやすい情報を広げるといことは、まだやっている地域がなかなかありません。彼らは「空き巣撃退ネットワーク」と呼んでいるのですが、広めるために空き巣撃退コンサートというものをやりました。歌が好きなものですから、ときどき、40～50歳ぐらいの世代で、歌が好きな皆さんたちが集まって、地域でコンサ

ートをします。そのときに、見ている人に空き巣撃退ネットワークのチラシを配るわけです。そして、「一緒にメンバーをやりませんか」と言って、今は500の人会員がいます。最近では地域FMでラジオの番組まで始めて、どんどん好循環が生まれているらしいのです。要するに、ピンチであることは、むしろチャンスだと発想できれば、それはすごい財産、むしろ武器になるということです。

例えば、僕たちが取材に行きます。最初がいちばんドキドキする瞬間で、「すみません、皆さんの町でご近所の底力をやりませんか」と言うと、「なぜ、うちの町なんですか」と言われます。「空き巣がとっても多いからです」と、これはなかなか言いづらいのですが、実際、そうなのです。そのときに、リアクションが二つあります。「そんな恥ずかしいことはやめてください。世間に恥をさらせということですか」と言う町と、「番組に出て、少しでも被害を減らせる可能性があるのですか。だったらやりましょう」と言う町と、二つがあります。皆さん、自分の目の前の恥とか、人様にみっともないとか、そのような思いのほうに先に来ますから最初のリアクションのほうが多いのですが、そのような発想をしない立派な人たちも実はいるのです。そういうところを育てていくことが大切だと思っています。

もう一つ、この町がうまくいった理由は、全員賛成主義をやめてしまったことです。最初、番組には30名ぐらい集まって、町内会長さんや、ずっと永年防犯をやってきた人がいたのです。その人たちはもちろん警察とも強いパイプを持っていますから、「わしらが主導になってやるんだ」という思いが強いわけです。ネットで中心になってやったオダさんは、おやじの会に入っている普通のお父さんです。すると、ずっとやっている町内会長さんは、それが気に入らないのです。「おまえら、今まで何をやってきた。何もしていないくせに、急に始めるな」と言い出したのです。

オダさんはすごいプレッシャーだったものですから、やめようと思いました。ところが、お母さんたちから個々に、「マンションの町に引っ越してきたのだけれど、すごく防犯の情報も入ってこなくて怖い、心細い」という声がたくさんあったのです。そのような声を受けたものですから、プレッシャーもあるけれど、とりあえず見切り発車しようと思ったのです。僕はそれが正解だったと思います。なぜかという、全員賛成は絶対に無理だからです。例えば10人ぐらいが集まって何かをやるとういうときに、必ず反対するおじさんはいますし、必ず裏で悪口を言うおばちゃんもいます。そのようなものを全部まとめないと前に進まないといったら、何も前に進まないわけです。ですからオダさんは、とりあえず見切り発車しました。それがむしろ、成功につながったということです。全員賛成主義を採らなかったというのが、成功の二つ目の理由だと思いました。

もう一つ、空き巣の似顔絵を書いたグラフィックデザイナーのお父さんがいましたね。僕たちはいつも取材に行くと、「皆さんの町で何とかしたいという思いを持っている人はいますか」と言うと、大抵、会長さんは「いません、いません。せいぜい5人ぐらいでしょうか」という感じが多いです。実は、地域の中心になって活動している人の世界は、思いのほか狭いのです。毎回いつも同じ人たちと会っています。僕たちは「難問解決！ご近所の底力」ですから、メンバーを30名集めなければいけないのです。町を変えてくれるベストメンバーを探すわけですから、会長さんの知り合い以外にも、20名探すのに100人以上にどんどん会うのです。そうすると、すごい人たちが必ずいます。その人たちと、ずっと永年やっていた人たちは、なかなか結びついていないだけの話だなと思うことがほとんどです。

ですから、実は人材はいて、それをきちんとつないであげれば活動は広がるのです。たまたま僕たちの場合は、「難問解決！ご近所の底力」で、グラフィックデザイナーのお父さんは絵をかく、お母さんたちは口コミで広げるという、つながらなかったものをつなぐことができたのです。ですから、「私の町には人材がない」というのは絶対にうそだということです。

4. クイズ3ー東京都小金井市編

地域活動をする基本みたいなものが何となくこの二つで分かってきたので、次は応用編に行きたいと思います。小金井市という、東京の西の郊外にある町です。二つの大きな幹線道路に挟まれた、小金井市東町5丁目という町です。車は二つの幹線道路を多く走りますが、その間を行き来する車も当然あるわけです。その道をつなぐ大きめの道路が二つあるのですが、一方は信号が七つあります。もう一方は踏切があります。どちらも通りたくないということで、1日に1000台を超える車が4mの生活道路に入ってくることになりました。朝夕は子どもたちが学校へ行くための通学路なので、条例で通ってはいけないことになっています。しかし、それを無視して通ります。もし皆さんの町がこのような状況になったとしたら、どうやってこの車の問題を解決しますか。

アイデアがある人はいませんか。では、Iさん。何かアイデアはないですか。

(参加者I) 特にアイデアはないですが、地区の方にボランティアとして街頭指導をしていただいて、たくさんの人を集めて、できるだけここを通らないでくれというアピールをしてはどうでしょうか。

(黒川) なるほど。人海戦術ですね。

では、Jさん、いらっしゃいますか。もしこのような状況になったら、どうされますか。

(参加者J) 警察に通報します。通ったらだめと決まっているのですね。ですから、その時間帯だけでも通らないように、警察の人に来てもらいます。

(黒川) 当然、警察に言いました。でも、小金井市はこのような道が六つも七つもあり、「おたくの町だけ行けません」と言われたそうです。どうしますか。

(参加者J) 信号もないのですか。

(黒川) 信号がないのです。信号がないから、みんなここを通るのです。

(参加者J) 看板などを立てて、通ってはいけないということをアピールします。

(黒川) なるほど。看板ですね。

それでは、Kさん。どうしましょう。

(参加者K) 今の方と同じで、警察に言って、進入したら罰金を取ります。

(黒川) 金を取るというのは大阪らしいですね。

では、Iさん。このような状況になったらどうされますか。

(参加者L) 交差点では、街頭立ちということではしゃるのですが、そういった人の協力も得ながら、まずは看板で告知周知し、警察の了解を得て、そこに入りにくいようにカラーコーン等を立てます。街頭立ちの人がいてくれますので、そういった方の協力も得ながら、警察の一定の理解を得て、そういった形に持っていくというのが一つのやり方です。今、住んでいる所でも、学校の取り組みとしてその時間帯だけバリケードを築いてやっています。

(黒川) 実際になさっているのですか。

(参加者L) はい。それをもう一歩進めるのであれば、市の行政のほうで、コミュニティ道路とか、今いろいろとありますね。その辺までいけば、お金をつぎ込んだ話になりますので、市のほうも財政難でなかなかしてくれないということもあります。できるところから、バリケードを築くみたいな形でやる。それも、許可を得たうえでないと、お互いにけんかになってめちゃくちゃになります。

(黒川) なるほど。

前の若い男性の方、いかがでしょうか。

(参加者M) 先ほどの方と同じような意見で、強引にバリケードを作って、完全に封鎖してしまいます。

(黒川) では、小金井市の方が実際にどうしたのでしょうか。僕たちは1年半かけて取材してVTRを作りましたので、見てください。

*** V T R 上映 ***

(ナレーター) 1月に放送のお困りご近所、小金井市東町5丁目。抜け道暴走車が悩みの種です。幹線道路に挟まれた住宅地の狭い道に、1日1000台もの車が押し寄せます。これでは、住民はまともに歩くこともできません。実はこの道、子どもの登下校の時間は通行禁止。でも、車は規制を無視して次々と進入してくるのです。

そんなお困りご近所が注目したのは、武蔵野市の妙案。住民自身が見張りに立ち、通行禁止であることを直接アピール。違法進入車をブロックします。早速、小金井市の皆さんも抜け道の入り口に立つことにしました。怖がらずにアピールすれば、車は次々と迂回。作戦は大成功です。

しかし、メンバーの一人、Iさんは不安そうな表情を浮かべています。突然、持ち場を離れ、猛

然と走り出しました。実は、住民たちがブロックした結果、車はさらなる抜け道を探して隣町に流れていったのです。悪いことに、そこも子どもたちの通学路でした。

(I) 向こうに行ってしまう車を見たときは、もう「行かないで！」という感じでした。すごく苦しかったです。

(ナレーター) お困りご近所、大きな壁にぶつかってしまいました。

それから半年。Iさんたちは、見張りの方法を改良していました。車がよそに行かないよう、無理に追い返すのはやめ、次は通らないでと注意することにしました。こうして、週に1回立つことで違法進入車は3分の1にまで減りました。

(I) 子どもたちが、「車、来なくなったね」と言ってくれるのです。

(ナレーター) しかし中には、制止を振り切る車もあります。猛スピードで通過する車は後を絶たず、数は減っても危険な状態は変わりません。

何かいい手はないものか。メンバーの一人、Sさんがひらめきました。それは、番組でご紹介したもう一つの妙案。道路につけた緩やかなこぶ、ハンプです。一見、緩やかでも、スピードを上げて通ると大きな衝撃があり、車は速度を落とさざるを得ないのです。ヨーロッパでは車のスピードを落とす手段として、住宅内を中心に広く普及しています。かつてロンドンで暮らしたことがあるサトウさんは、その効果を実感していました。

(S) 通るなどとは言わないから、スピードを落としてくれればいいなと、もうそれしかないですよ。

(ナレーター) 町内会長のTを誘って、Sさんは、ハンプを実際に見てみることにしました。ハンプを置いたこの道では、車の速度が10km遅くなったことで、事故も半分に減っています。

しかし、ハンプのわきに住む人を訪ねてみると、思いがけない現実にぶつかりました。

(住民G) うちの中に震動があります。うちがだんだん崩れていきますよね。

(ナレーター) 車がハンプを乗り越えるときの震動で、家の壁にひびが入ったというのです。これで決まりと思ったハンプ作戦は、思わぬところでブレーキです。

しかし、ここであきらめないのが小金井の皆さん。相談に訪れたのは、番組でアドバイザーを務めた埼玉大学の久保田先生です。久保田先生は、ハンプが震動を引き起こすかどうかは、その形で決まるといいます。Sさんたちが見たハンプは、台の形をしていて、車が乗り上げるときにどうしてもぶつかる部分が出てきます。しかし最近では、震動を吸収するなめらかな形が開発されているというのです。

(久保田) 最近の新しいハンプであれば、震動が周辺の住宅に及ぶことは、まず考えられないです。

(S) 問題点は、最新型ではないということですね。

(久保田) 多分、そうです。

(ナレーター) 胸をなで下ろしたSさんたちに、久保田さんから思わぬ提案がありました。

(久保田) やはり、自分で体験してみないと、住民の方は分からないと思います。そういう意味では、置いてみるというのが最大の説得材料ではないかと思います。

(S) ぜひやりたいですけども、お金がかかりますね(笑)。

(久保田) 共同研究というようにやらせていただくのであれば、費用は全部、私が持ちます。

(S) 全部? こんないい話はないですね。これを断ったら、もう、バチが当たりますね。

(ナレーター) 早速、ハンプを置いて、その効果や問題点を洗い出すことになりました。

実験にうってつけの場所を発見。道が広く、車のスピードが出やすいところです。しかし、周辺の住民は実験に協力してくれるのでしょうか。

(住民H) やってみたいと分からないから。

(S) やった! その言葉を待っていました。私だけ空回りしていたらまずいなと思っていたのです。

(ナレーター) 自信を高めたお困りご近所。市や警察からの許可が下りれば、ハンプ実験を始める予定です。

(レポーター) ハンプ実験はいつごろから始められそうなのですか。

(S) 小金井市役所のほうが迅速に行動してくださいまして、もうすぐ、5月の末にも始められることになりました。

*** V T R 終了 ***

(黒川) 小金井市はけっこう頑張っていらっしゃいましたね。今の人たちの何がよかったと思った

か、ちょっと聞いてみましょうか。枚方のLさん、いらっしゃいますか。小金井の人たちは何がよかったと思われましたか。

(参加者L) 皆さん、チームワークがよかったということと、地域でやるにも、費用などの面も、いろいろな相談に行かれて協力を得たので成功したかなと思いました。

(黒川) ありがとうございます。

では、交野市のMさん。今の小金井の皆さんの活動は何がよかったと思われましたか。

(参加者M) 話が違うかもしれないですが、番組でコメンテーターというか、大学の先生が来られていて、その方のところへも相談に行けたという環境で、運がよかったと言ったら変ですが、出会いもよかったのではないかなと思いました。

(黒川) 恵まれていたということですね。

では、Nさん、いらっしゃいますか。今、見ていらして、小金井のどこがよかったと思われましたか。

(参加者N) 失敗を恐れずに、小さなチャンスにも食いついていくことです。

(黒川) 気持ちの部分ですね。ありがとうございます。

どうでしたか。今の小金井はどこがよかったと思われましたか。

(参加者O) チームワークがすごくよかったし、周りの町の人に迷惑をかけたらいけないと、パッと走って行った女の人がいたのですが、すごくいい人だなと思いました。みんな、子どものためにという思いが共通しているのが、見ていてすごく分かりました。それがすごくよかったと思いました。

(黒川) ありがとうございます。確かに今、皆さんおっしゃったとおり、小金井の皆さんは、すごくチームワークもよく頑張っていたのですが、ちょっと裏話をしますと、実はこの問題を30年間、ほったらかしだったのです。たまたま「難問解決!ご近所の底力」に出た3年前に、このように動き出して、それでぐっと一気に進んだのです。それまでも、昔は交通量はそこまで多くなくても、どんどんと抜け道を通っていました。けがをした子どももいたし、それを不満に思っている人もたくさんいたのです。そして、春と秋の安全運動週間のときは、テントを立ててみんなで座ってやっていたにもかかわらず、ずっとほったらかしだったのです。でも、この番組に出たら、こんなに頑張っているらしいです。ですから、気持ちはあったのですが、ずっとそのままだったということです。

これは、実は特別なことではなくて、すごくよくあることです。問題というものは、意識しない

と見えないのです。身の回りにもあるのです。けれども、それを自分で見ようと思わないと見えてきません。人間というのは慣れてしまうのです。例えば、自分の身の回りに幾つか問題があると思います。でも、それが毎日の日常だとすると、「そういうものだ」といつの間にか思ってしまうと、それを変えることも忘れてしまいます。「皆さんの町には問題はないですか」とアンケートなどをすると、「うちの町には問題はないです」と言うのですが、実際に聞いてみると、意識しないから、その問題が見えないということがあります。ですから皆さんも、「今、割と順調で安心な状況なので」と思わずに、ぜひ意識して問題を見ようとしていただけたらと思います。そうすると、意外にできることがたくさんあります。

そして、この人たちは、とにかくあきらめなかったということがよかったと僕は思います。30年間ほったらかしなわけですから、いつあきらめてもいいわけです。「隣の町に車が行く、迷惑がかかるでしょう、やめましょう、こんな人前に立つのは」。それから、ハンプを作ったら家が崩れるという恐ろしいことが分かりました。「そんな危ないことはやめましょう」。いつ、やめてもよかったのです。けれども、やめませんでした。むしろ、そこで知恵を出して考えました。よくあるのですが、人間はピンチになると考えることをサボるのです。逃げようとするのです。けれども、この人たちは逃げませんでした。難しくなったら、どうしたらいいのか、そこで止まって考えました。そうすると、その結果、ちょっと考えて、ちょっと動いたことが、ものすごい差になったわけです。もしあそこでやめて、30年来のほったらかしのままにしておけば、いまだに1000台の車が通っているままでした。しかし、やめずにそこで知恵を絞って、考えることをサボらなかったのです。そうすると、次に進めました。これは大切だと思います。

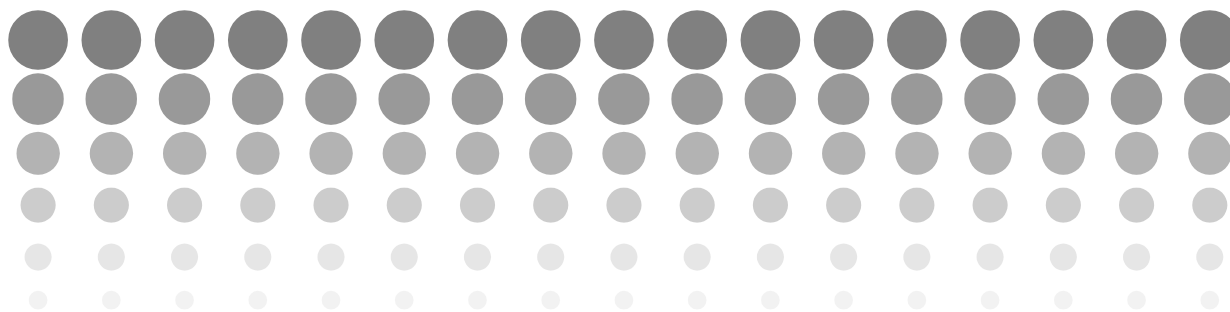
大学の先生がお金を出してくれました。先ほど、ラッキーだったとおっしゃいました。一見、ラッキーに見えるのですが、実はラッキーではないのです。この先生はハンプをいろいろな地域で勧めたいと思っていました。しかし、全額ただでやるというほどお人好しではありません。では、なぜ先生が全額ただで共同研究という形でやろうと思っていたかということ、この人たちがこういうことをしてきたということ知っていたのです。毎朝、子どもたちのために立ったこと、それからハンプがないかどうかいろいろな場所に行って調べたこと、先生に全部伝わっていたのです。先生は心を動かされたわけです。「あそこまで頑張ってきた人たちなのか。だったら私も何かをしたい」というように、小金井の人たちはうまく味方を作ったのです。

特に、皆さんは行政の方ですから予算がないという壁は常にあるのですが、その中でも、このようにブレイクスルーした町は幾つもあります。そのような場合、大概、行政の人たちはストップの言葉をかけることが多いです。今までは何とか公平に、どの町もやっていかないとはいけませんでした。例えば小金井の東町5丁目だけハンプをつけたというと、ほかの町から文句が出るのではないかと思う部分もあるのですが、ほかの町がもしハンプをつけてほしいといたら、「どうぞ、東町5丁目のように頑張ってください。同じようにやっていれば、我々も同じようにサポートします」と小金井の人は言うと言っていました。ですから、公平の原則よりも、最近は頑張っているところをぜひサポートしたいという形でブレイクスルーをして行政を動かした町も、「難問解決！ご近所の底力」に出た町で実際にあります。ですから、そのような町をぜひ皆さんにもサポートしていただければと、心から思います。

5. まとめ

「難問解決！ご近所の底力」で僕たちがいろいろと教わったことを少しお伝えしました。皆さんもいろいろな地域の人々とこれからも一緒に何かをすることがあった場合、その町の皆さんとなかなかうまくいかない、その町の皆さんが、地域活動がなかなかうまくいかないと困ったときに、一つ、最良の妙案があるので、よく覚えておいてほしいのです。これはぜひメモをしておいてほしい妙案なのですが、お授けします。

それは、「難問解決！ご近所の底力」に出ることです（笑）。これは本当です。なぜかという、きっかけなのです。どの町にも志を持った人はいます。その志について、うまくきっかけを作ってあげるとというのが僕たちの番組の役割です。もちろん伴走者としてもサポートしますが、それができれば、いろいろな不可能なことが可能になっていきます。ちょっとした努力がものすごく大きな差を生みます。冗談ではなくて、本当に困ったら、ぜひ我々にご一報ください。立候補する町は極めて多いので競争率は激しいですが、できる限り協力したいと思います。

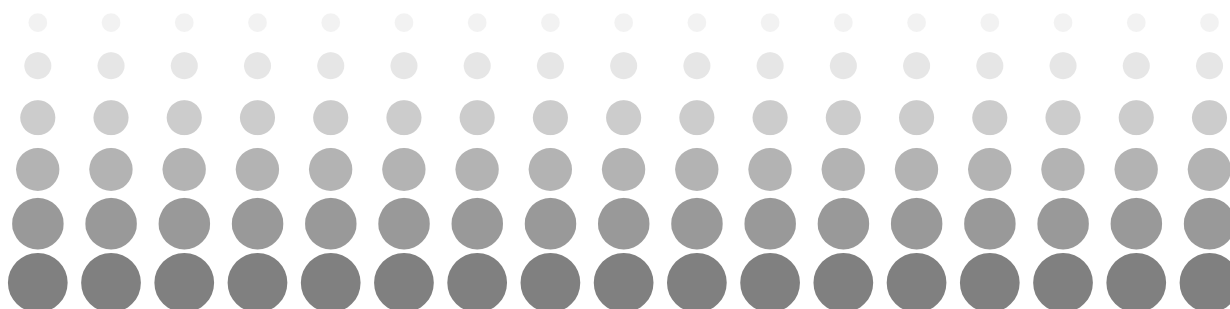


第 2 部

先 進 事 例 視 察 報 告

赤坂子ども中高生プラザ（なんで〜も）

三鷹市生活環境部安全安心課



地域ネットワークが支える子どもの居場所づくり ～赤坂子ども中高生プラザ(なんで～も)～

視 察 日 時	平成18年 9 月28日（木） 午後 2 時～午後 5 時まで
視 察 先	視察場所：赤坂子ども中高生プラザ（なんで～も） 住 所：港区赤坂 6 - 6 - 14 最 寄 駅：東京メトロ千代田線 赤坂駅 対 応 者：中村 修子氏（館長）
視 察 者	馬場 博（摂津市教育総務部総務課） 滝 靖彦（摂津市生涯学習部青少年課） 古賀 順也（摂津市保健福祉部こども育成課） 加藤 拓（茨木市人権教育課） 山本 浩嗣（東大阪市危機管理室） 網中 孝幸（八尾市教育総務部教育政策課） 久保 信哉（八尾市企画財政部自治推進課） 鴨 都弥世（岸和田市市民生活部保険年金課）

【視察目的】

少子高齢化が進む中、安全・安心な子どもたちの居場所づくりにおいて、子どもたちに身近な公共施設が地域で果たすべき役割を、複合型福祉施設である赤坂子ども中高生プラザの取り組みを通じて考える。

【視察内容及び質問事項】

1. 施設の概要について
2. 特徴的な取り組みについて

【視察結果】

1. 施設の概要について

赤坂子ども中高生プラザ（なんで～も）は、「子どもと家庭の支援」を目的に、平成15年 4 月に東京都子育て推進課により設置された。このプラザは、小学校の統廃合により空いた施設を再利用し、特別養護老人ホーム「サン・サン赤坂」とともに児童厚生・高齢者福祉の複合施設として建てられた（写真 1 及び 2）。公設民営の施設で、運営は社会福祉法人東京聖労院に委託されている。プラザ

のスタッフは、常勤職員10名、非常勤職員5名。2ローテーションを各7名程度で運営している。

0歳から18歳までの子どもなら、居住地の制限なく誰でも利用可能。開館時間は9時30分から20時まで。休館日は年末年始及び祝日。学童クラブが併設されている（開室日、利用時間はプラザと異なる）。初めての来館時に個人利用カードを作成し、以降の来館時にカードを提示してもらう。利用料は無料である（講座等の材料費は自費）。

プラザには、色々なスポーツができるアリーナ、パソコンやプロジェクターを設置するメディアルーム、工作や陶芸ができるクラフトルーム、本を読んだり、親子でお弁当が食べたりできるラウンジなどがあり、中でもスタジオでの高校生のバンド活動が盛んである。

毎月の活動は、ホームページやメール、お知らせチラシや広報誌により子どもたちや保護者に知らせている。

写真1



赤坂子ども中高生プラザ（なんでも）外観
「なんでも」の愛称は子どもたちから公募

写真2



ふれあい広場
既存の学校を改築した部分（左側）と増設された部分（右側）

2. 特徴的な取り組みについて

(1) 「なんでも委員会」

このプラザが子どもたちの人気を集めているのは、子どもたちの自主性を尊重した活動を行っているからだという。そのひとつが中高生による「なんでも委員会」である。この委員会は「中高生の自主的な活動を目指すための組織」で、「中高生向けのイベントや自分たちがやりたいと思ったことを計画、実施してみる」ことができるのである（「なんでもステーション10月号」より）。委員会では、プラザの行事や各種の中高生向けの講座が企画される。各種の行事では、さらに子どもたちによる実行委員会も結成される。他にも、児童館の交流行事のバンド大会を開催するためのバンド会議やフットサルなどのサークルの結成など、子どもたちにより企画、運営されている。行事や講座の実施にあたっては、予算を立てたり、危険（ケガ）を伴うものは事前に下見を行ったりするなど、職員が子どもたちの活動をサポートしている。

なお、職員が保護者ともかわりを持てるように、「本音会議」を開催し、忌憚のない意見を交換する場も設けられている。

(2) 世代間交流、地域交流

プラザは高齢者福祉施設との複合施設であり、世代間交流、地域交流が活発である。併設の老人

ホームに入所されているお年寄りとの納涼祭をはじめ、地域の祭り、文化祭、フリーマーケットなど、たくさん子どもたちがプラザを通して地域の行事に参加している。また、地域文化を子どもたちに受け継いでいく方法のひとつとして、氷川神社の宮司に指導員（ボランティアとして）となってもらって、神楽・三味線・おどりの講座を開設している。講座で練習を積んだ子どもたちは、地域のお祭りに参加できるようにしている。

（３）学校や関係機関との連携

プラザには毎日たくさん子どもたちが訪れる。放課後、午後４時頃にはどの部屋も子どもたちでいっぱいである。時には、学校に行っているはずの平日の午前中に子どもが遊びに来たり、子どもから心配事の相談を受けたりすることもあるという。施設の職員が、不登校・いじめなど一人で解決困難な問題を抱える子どもを発見したときには、学校、保護者、子育て支援センターなどの関係機関とケース会議を開き、連携しながらそれぞれの子どもにあった対応をしている。

また、学校及び地域との連携を図るため、学校行事や民生委員、学校、警察、区担当課、ボランティアセンター等の関係職員による「地域懇談会」等にも積極的に参画するよう努めている。

（４）子どもたちの安全確保

子どもの安全環境の悪化を受け、プラザに通う子どもたちの安全には常に注意を払っている。地元の警察や区のパトロールに施設周辺のパトロールを協力要請したり、子どもや保護者に施設の掲示板を使い不審者情報等を知らせしたりしている。また、子どもたちの安全意識を高めるために、「地域安全マップ」を作成した（写真３）。赤坂警察署のスクールカウンセラーから都主催の地域安全マップコンクールに応募することを勧められ、子どもたちと職員が手作りで作成し、「地域安全マップ作成部門」でデザイン賞を受賞した。スクールカウンセラーの方に、基本的な安全マップの作り方を指導してもらった後、職員と子どもたち、保護者とで作成した。その際、作成過程のビデオを作成しており、現在、館のラウンジで見ることができる。作成したマップは、子どもたちや保護者等に配布しており、新たに寄せられた情報は随時マップに追加するようになっている。

写真 3



コンクールで入選した後も加筆されている地域安全マップ

【所 感】

いま、中学・高校生の居場所不足が全国的に問題となっている。物理的な場所としてだけでなく、心理的にも気軽に寄りつけないところがないという子どもが増えている。原因はいろいろあろうが、背景には、少子化・核家族化が進む現代で、地域に住む人同士のコミュニケーションが希薄になっていることがあるのではないだろうか。また、行政からも、青少年といわれる中高生世代への施策

が抜け落ちているのではないかと懸念もある。

そこで、今回、子どもたちが地域の中に身近にある公共施設が子どもたちの居心地のよい居場所になり、さらに、地域コミュニケーションの拠点になることで、地域の安全・安心を広げていくことができないか考え、子どもたちの自主性を尊重した活動と充実した地域との連携活動を行っていることで注目される赤坂子ども中高生プラザを訪問した。

視察結果に記したプラザの特徴的な取り組みを、それぞれの事業の位置づけと事業が果たす機能との関係で捉えてみる。プラザの中心事業になる日常部屋活動と児童の自主活動によって子どもの居場所づくりが行われている。そして、子育て支援活動や地域組織等との連携活動によって地域コミュニケーションの促進が図られている。また、児童の相談活動は、学校や友達、家庭とは別のつながりができることでセーフティネットの役割も期待できる。同施設のそれぞれの事業は全体として有機的に展開されていると確認できる。

このような施設の事業展開の力を借り、地域での子どもの居場所づくりを行うとすれば、ひとつは、児童・生徒中高生を地域コミュニケーションの主体に引き込むことが有効であろう。施設が地域と連携して行ういろいろな活動に子どもたちを地域のジュニアリーダーとして活躍させたり、子どもたちが企画した催しを地域で開催したりするなど、主体的に子どもが地域の中で活動する機会があふれることで、子どもたちは地域の異年齢の人たちとふれあい、コミュニケーションを図りながら、地域の中で成長していくことができる。施設という場所だけでなく、地域との行事や活動を通して、子どもが地域の人たちに関わる機会を増やすことで、子どもが地域での役割を意識したり、社会のルールを学んだりする機会も増える。これは地域そのものが子どもが健全に成長できる良好な居場所となる基礎にもなる。子どもの居場所には、地域の安全確保が欠かせないが、地域コミュニケーションが活発になることで地域力が高まり、地域で子どもを見守っていく雰囲気も一層醸成され安全安心のまちづくりにも寄与するのではないだろうか。

今回視察させていただいた子ども中高生プラザがある赤坂地区には大使館が多いため、外国人の子ども利用も多いという。プラザを見学させていただいたときも、子どもたちは、年齢・国籍を問わず遊んでいた。自分たち以外の文化や考え方を持つ子どもたちと接することで、子どもたちはお互い自然にコミュニケーション能力を高めることができる場としても有効であると感じた。

同プラザは、今後も公設民営施設のメリットを活かし、地域コミュニケーションの拠点となり、さらに、学校、家庭、地域と行政を結ぶネットワークの役割を果たしていくことで、地域に支えられ、子どもたちに支持される安全安心な居場所としての児童厚生施設であり続けるであろう。

安全・安心なまちづくりは、自治体として、それぞれの地域の特性にあった形で地域コミュニケーションを高め、地域ネットワークを築いていくことでも実現されていくものだと考えさせられた。

協働の力が進める安全・安心のまちづくり ～三鷹市役所 生活環境部 安全安心課～

視 察 日 時	平成18年 9 月29日（金） 午前10時～正午まで
視 察 先	視察場所：三鷹市役所 生活環境部 安全安心課 住 所：東京都三鷹市野崎 1 - 1 - 1 最 寄 駅：J R 三鷹駅 対 応 者：三鷹市役所 生活環境部調整担当部長 玉木 博氏 生活環境部安全安心課課長 福島 照雄氏 生活環境部安全安心課生活安全推進担当課長 鎌田 順也氏
視 察 者	馬場 博（摂津市教育総務部総務課） 滝 靖彦（摂津市生涯学習部青少年課） 古賀 順也（摂津市保健福祉部こども育成課） 加藤 拓（茨木市人権教育課） 山本 浩嗣（東大阪市危機管理室） 網中 孝幸（八尾市教育総務部教育政策課） 久保 信哉（八尾市企画財政部自治推進課） 鴨 都弥世（岸和田市市民生活部保険年金課）

【視察目的】

市民との協働を尊重した安全安心のまちづくりを推進している三鷹市の安全安心課が行っている地域防犯や子どもの安全に係る先進的な取り組みについて、事業の内容及び実施の方法を調査することで、今後、同種の事業を効果的に実施するための参考とする。

【視察内容及び質問事項】

1. 地域や庁内及び関係機関との連携した地域防犯活動について
2. 地域安全マップの作成及び小学生によるまちの安全診断について

【視察結果】

1. 地域や庁内及び関係機関との連携した地域防犯活動について

犯罪の少ないまち、三鷹市に安全安心課が設置されたのは、平成16年 4 月、前年秋に駅前で発生

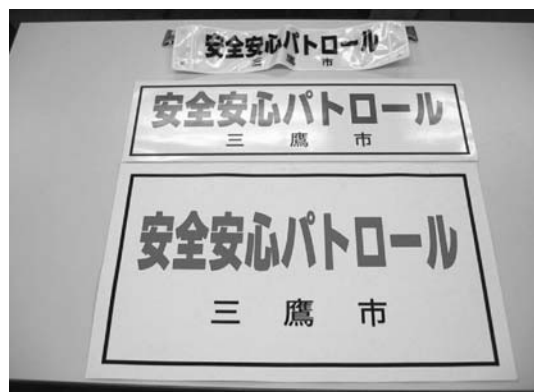
した強盗殺人事件がきっかけであったという。それまで、市の機構として地域安全の担当者はなく、新しく設置されたばかりの安全安心課であったが、約2年半の間にさまざまな市民協働の先進的な取り組みを進めてきた。その代表的なもののひとつに、安全安心・市民協働パトロールがある。

安全・安心なまちづくりは、自治体として、それぞれの地域の特性にあった形で地域コミュニケーションを高め、地域ネットワークを築いていくことでも実現されていくものだと考えさせられた。

当初、市職員だけで始めた安全安心パトロールは、市民等との協働のまちづくりを行うという観点から、平成16年9月に市民等にも参加を呼びかけ、町会・自治会が中心となり現在では26団体900人となった。消防団や地元企業まで巻き込み、事業所の登録は71事業所、約300台もの車にマグネットパネル（写真1）が取り付けられ、走る広告塔となっている。さらに驚くべきことには、消防署や消防団の協力をも取り付けている。市商工会やシルバー人材センターなどにも働きかけ、10月には、三鷹市米穀小売商組合が新たに参加するなど、協働の輪はさらなる広がりを見せている（三鷹市ホームページによる）。参加者は必ず市が主催する講習会（三鷹警察署の協力を得る）を受講しなければならず、修了者にはパトロール員証が発行される。

一方で、市職員による安全安心パトロールも規模の拡充が重ねられ、現在では、2台の安全安心

（写真1）安全安心パトロール車パネル板等



（写真2）安全安心パトロール車



パトロール車（青色回転灯付＝写真2）に警察官OBが2人ずつ乗車し、専門家の目からきめ細かいパトロールを実施している。なんと午後9時30分までパトロールを続けるという。

こうした市民や市職員によるパトロールを中心にしたさまざまな取り組みが、市民、行政、警察の連携という礎の上で、上手く回転している。防犯の先進自治体「三鷹市」ならではの、簡単そうでなかなかできない取り組みである。

2. 三鷹市の地域安全マップを活用した小学生によるまちの安全診断

（1）地域安全マップとは

近年、子どもを巻き込む事件の増加や子どもを狙う不審者の多発を受け、学校や地域では、子どもの安全確保をめぐり、安全パトロールをはじめとしていろいろな取り組みが行われている。現在、子どもの安全確保は地域の大きな関心事として、PTAをはじめ自治会、老人会など多くの大人たちが子どもの見守り活動に参加している。一方、子どもたちにも犯罪の被害者にならないよう、被害防止教育の必要性が訴えられるようになり、学校では防犯教室が行われたり、地域安全マップを

作成して子どもや保護者等に配布されたりしている。とくに、地域安全マップは、被害防止教育での有用性が認められ、現在では、全国各地の学校や地域でマップづくりがおこなわれるようになっている。

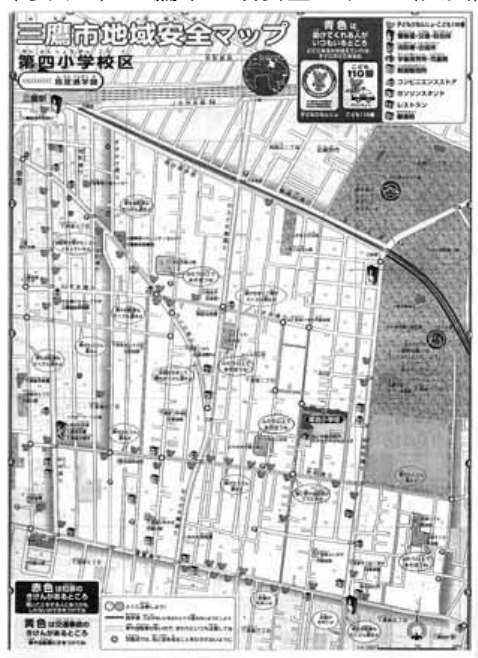
地域安全マップとは、犯罪機会論から導かれる「犯罪に強い3要素（抵抗性、領域性、監視性）」をもとに、子どもにも分かりやすい「入りやすい場所」と「見えにくい場所」という基準で犯罪が起こりやすい場所を示した地図である。子どもたちが自分で街歩きをして、地域の安全箇所や危険箇所を確かめ、マップづくりを体験することで、被害防止能力、コミュニケーション、地域への愛着心、非行防止能力、大人の防犯意識の向上が期待されるとして、立正大学の小宮信夫教授が提唱している。

このマップづくりに行政として、いち早く取り組み活用しているのが、三鷹市である。

（2）三鷹市地域安全マップ

三鷹市では、子どもの安全対策のひとつとして三鷹市生活安全推進協議会で、地域安全マップの作製が協議され、安全安心課が緊急地域雇用創出特別交付金を活用し、民間企業に委託して現地調査を行うとともに、学校や自治会、PTA等にヒアリング、アンケート調査を行った。調査内容は

（写真3）三鷹市地域安全マップ（表面）



（写真4）三鷹市地域安全マップ（裏面）



小宮教授の監修で取りまとめられ、平成16年12月に「三鷹市地域安全マップ」（写真3）が、市内の児童・生徒、パトロールを行うボランティア等に配布された。

マップは、小学校4年生の児童が理解できる内容とし、次の6つの視点に留意し、市内15小学校区ごとに記述内容が精査された。6つの視点とは、①禁止句を避ける ②安全な所、危険な所、交通事故の情報をどの程度載せるか ③表現方法 ④私的領域やプライバシー ⑤公共施設以外の施設 ⑥色合い、である。

マップは、「入りやすく、見えにくい」の基準で、安全箇所と危険箇所が示され、「青色は助けてくれる人がいつもいるところ」、「赤色は犯罪のきけんがあるところ」、「黄色は交通事故のきけんがあるところ」と色分けされており、子どもが直感的に安全箇所と危険箇所を確認できるように工夫されている。マップの裏には、抵抗性、領域性、監視性の視点から「地域のあぶないところ」を知る視点を子ども向けにやさしく説明したり、「イカのおすし（行かない、乗らない、大声でさけぶ、すぐに逃げる、知らせる）」を載せたりして、この1枚のマップで子どもの防犯の啓発も行っている（写真4）。安全安心課では、子どもたちがこのマップを効果的に利用できるように、最初にこの説明をよく理解してもらうように訴えているとのことである。

（3）三鷹市の地域安全マップを活用した小学生によるまちの安全診断

平成16年度に地域安全マップを作製した三鷹市は、子どもがマップを活用できるよう、17年12月に「地域安全マップシール」（写真5）を作製し、小学校の児童に配布して、「子どもによるまち診断」の実施を呼びかけた。

まち診断は、子どもが「入りやすく、見えにくい」の基準で、自分自身の判断で、地域の危険箇所、注意箇所を確認しながら、マップにシールを貼って、自分自身のマップを作製することで、体験学習を行うことをねらっている。シールは、自分の家、友だちの家、警察、子どもひなんじょ等安全な所は青色、あぶないところは赤色、交通事故の危険があるところは黄色というようにマップに対応して色分けされている。友だちの家やコンビニやレストランなどもアイコン化されていて、マップにシールを貼り付けていくうちに、子どもが自分の行動範囲での危険箇所や注意箇所を遊び心をもって意識できるよう工夫されている。

（4）三鷹市地域安全マップ、まちの安全診断の意義

小宮教授いわく、地域安全マップは「地域住民自ら作製する地図であって」、「警察や自治体が地域安全マップを作製して、地域住民に配布するだけでは、住民一人ひとりの被害防止能力は育たず、コミュニティの縄張意識と当事者意識も向上しない。」（小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』光文社 p.157）

学校で子どもを対象にマップづくりを行う際の標準的な手順は、まず、指導者が子どもたちに「入りやすく、見えにくい」の基準を例示して説明した後、子どもを5人から7人のグループに班分けして、班長、記録係、インタビュー係など役割分担を行い、まち歩きをして危険箇所等を確認していく。子どもはまち歩きをして自分たちで集めた情報をもとに模造紙にマップをつくり、グルー

（写真5）三鷹市地域安全マップシール



プごとにみんなの前で発表する。地域安全マップづくりでは、この体験学習の過程が大切なのである。

この方法でマップづくりを初めて行う場合、学校で事前に指導者研修を行ったり、子どもがまち歩きをする際の見守りを保護者や地域の方の協力を得たりしておく効果的に実施できる。しかし、学校の事情や、地域安全マップづくりへの関心に温度差があったりして、お手本どおりの取り組みがまだまだ行われていないのが現状である。

そのような状況で、三鷹市が自治体の立場で大人の視点で地域安全マップを作製し、子どもによるまちの安全診断の浸透に努めている。その意義は、地域安全マップとして内容が妥当なマップとシールというツールを先に子どもに配布しておくことで、子どもたちはそれらを使って「いつでも、どこでも、だれとでも」地域安全マップづくりを楽しみながら体験し、安全な場所や危険な場所に対する判断力を養う機会を提供できるところにあると考えられる。実際、三鷹市では、地域安全マップの普及と行政と市民とで行う「安全安心パトロール」の充実とによって、犯罪発生件数の減少が見られるようになったとのことである。

もちろん、マップづくりの効果を最大限に期待するならば、先のお手本の方法に習うのがよい。三鷹市のように行政が地域安全マップを作製して、子どもたちや地域の方々に配布して、実際にまちを歩いてもらうことで子どもも大人も地域の安全に関心を持つようになるのではないだろうか。

三鷹市のマップづくりでは、学校と連携した子どものグループによるまちの安全診断の実施、指導者の養成に課題があるが、子どもだけでなく、高齢者などにも広く地域安全マップを浸透させていきたいとのことである。

今後、地域安全マップの普及には、学校の協力だけに頼るのではなく、地元の学生や高齢者に指導員になってもらい、自治会や公益団体などが地域の美化運動としてよく行っているクリーンウォークなどのような、地域イベントとして住民の協力を得て地域安全マップづくりを行うなどしてみてもどうか。

大阪府においても、すでに地域安全マップ共有システムが稼働している。子どもの安全確保に係る各校区の情報管理は多くは学校が行っている。地域安全マップづくりを通して、子ども、保護者のみならず、地域防犯に取り組む地域の方々とともに有効なツールとして活用していきたいものである。

【所 感】

三鷹市は協働に強いとよく言われる。市内にある市民協働センターやコミュニティセンターも活況を呈しているという。子どもの身守り活動は「安全安心・市民協働パトロール」と、市民との協働を意識したものとなっている。協働には自治体の安全安心の政策にどのような影響があるのだろうか。

協働は、相手方と対等な関係をもって共同で事業を行うことが基本である。市民の安心安全、地域防犯を目的とする場合でも、市民と行政とが協働で活動を行うにあたっては、同じ公的セクターの主体としての信頼関係が確立されていないと、継続するうちに活動に市民と行政の間に意識のず

れや上下関係が生じたりしかねない。

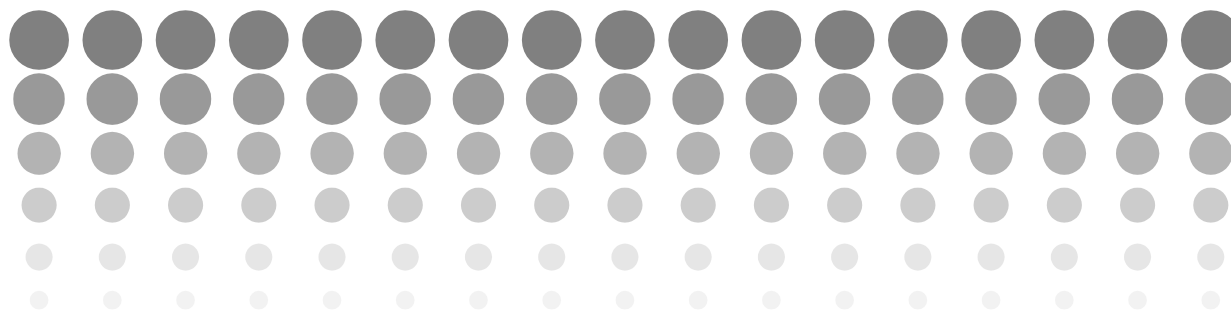
三鷹市では、平成14年に三鷹市生活安全条例が制定され、翌15年に三鷹市生活安全推進協議会が設置された。平成16年には生活環境部に安全安心課が設置され、三鷹市生活安全推進協議会の事務局を所管している。協議会では、公募市民や自治会、PTA等の団体からの16名の委員が、地域防犯や地域の安全安心に係る施策を関係機関や専門家とともに審議、検討し、市に諮問している。協議会では、これまで、安心安全情報ネットワークシステムの構築、地域安全マップの作製、「三鷹市生活安全ガイドライン」の制定等について検討され、市が実施している。

三鷹市の安全安心課が行う施策は、三鷹市生活安全推進協議会において検討され、計画段階から行政と市民とが協議をつくり、事業の方向性や活動の概要等が決められている。関係者合意の決定であるため、その事業や活動の実施はスムーズとなる。事業や活動を通じて、市民と行政の間に信頼関係が生まれ、その信頼関係をもとに、次の事業や活動につながっていく。事業や活動の充実、実施の効果を高め、結果的に三鷹市での犯罪の発生件数を減少させ、市民の地域への安心感も増す。この好循環を行政が支えていくことで、市は次々と施策を打ち出しながらも、事業や活動は効果的に継続される。三鷹市は、協働型の政策形成により、「安全安心のまちづくり」を推進していると見ることができるのではないだろうか。三鷹市は、対策として必要な事業の整備が終了し、これからの取り組みを総合的な安全安心体制の確立による推進の段階としている。

世情から、事件や事故が起こるたびに繰り返されるマスコミ報道等を受け、住民や議会は行政に対策を求める。事業によっては、行政の力だけでは十分な効果が見込めないため、住民に協力を求めることになる。その協力要請の内容や方法によっては、時に市民にとって「押し付け」と感じられてしまうこともある。三鷹市における安全安心関連の取り組みの仕組みは、そのような状況を生じさせず、自治体が市民と協働しながら「安全安心のまちづくり」を推進していける仕組みづくりの一例として参考となるものであった。

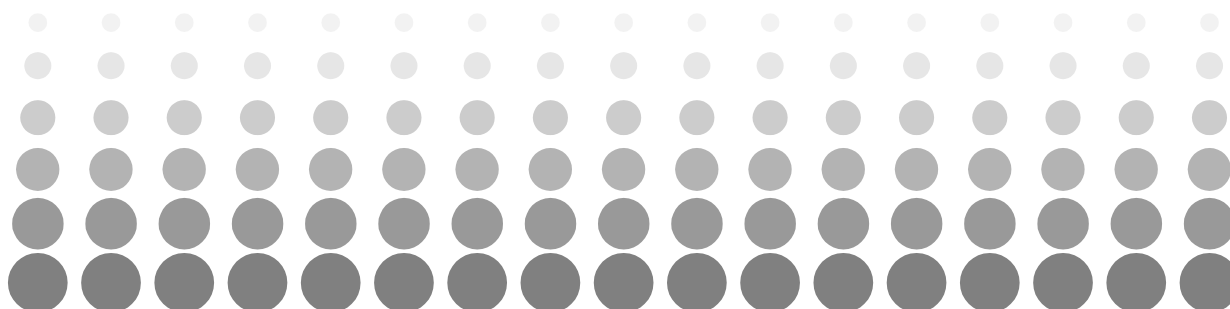
三鷹市では、教育委員会をはじめとする庁内関係課との連絡調整や警察など関係機関との連携がすばらしく理想的なものに思えた。「緊急情報連絡会」と称する課長レベルの会議を毎月開催し、緊急時を想定した話し合いが持たれている。

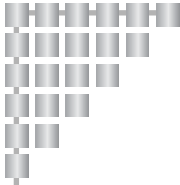
また、地域安全マップの指導者養成講座を独自で開催するなど、東京都のバックアップも素晴らしいものを感じられた。



第 3 部

安全・安心施策に関する 府内市町村アンケート

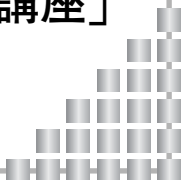




特別研究

「住民生活における安全・安心政策研究一連続講座」

アンケート調査結果報告



このアンケート調査は、子どもを巻き込む事件の増加をはじめ、地域の安全性に関して様々な課題が生じている現状から、地域での子どもの見守り活動及び地域安全マップの作成、地域や学校周辺の安全環境の整備並びに安全、防犯の行政の担当部署等を府下市町村に調査することで、行政、市民、地域での地域の安全性を高める取り組み状況を確認したものです。アンケートにご協力いただきました府内市町村の関係各位に感謝いたしますとともに、集計結果をご報告いたします。今後の住民の安全安心及びこどもの安全確保関係施策の検討、展開に参考いただければ幸いです。

1. アンケート調査について

平成18年9月に府内41市町村に対して、下記の内容に関するアンケート調査を実施し、40市町村から回答をいただきました。（調査票項目A「地域防犯」には39市町村から、B「子どもの安全確保」には40市町村から回答をいただきました。）

2. 調査内容（調査票については180ページに掲載）

A「地域防犯」

- （1）防犯・安全なまちづくりについて
- （2）地域安全情報について
- （3）地域安全情報の発信情報について
- （4）防犯に係る協議会について
- （5）防犯・安全なまちづくりのためのハード整備について
- （6）防犯灯について

B「子どもの安全確保」

- （1）子どもの安全確保について（担当部署）
- （2）子どもの安全確保について（事業実施体制）
- （3）地域安全マップについて
- （4）見守りボランティアについて
- （5）通学園路の安全確保について

3. アンケート集計結果

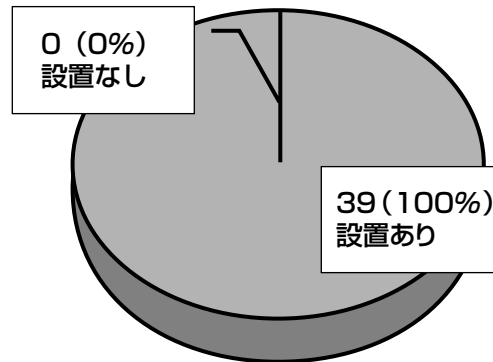
A [地域防犯]

回答39市町村

(1-1) 防犯・安全なまちづくりに関する担当部署の設置の有無について

(回答39市町村)

- ☐ 設置あり 39 市町村
- ☐ 設置なし 0 市町村

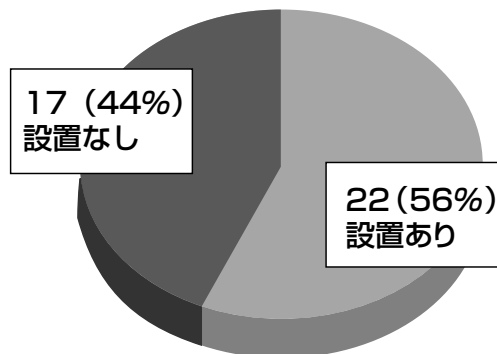


「設置あり」に回答した39市町村のうち、担当部署の記載があった37市町村について、安全安心または危機管理を担当する部署を設置しているのは9市町村（24%）、住民自治や住民協働に関する部署で対応しているのが17市町村（46%）、総務担当が3市町村（8%）、防災担当が3市町村（8%）、その他の部署・機関で対応しているのが5市町村（14%）であった。

(1-2) 防犯・安全なまちづくりに関する庁内連携・推進体制の整備の有無について

(回答39市町村)

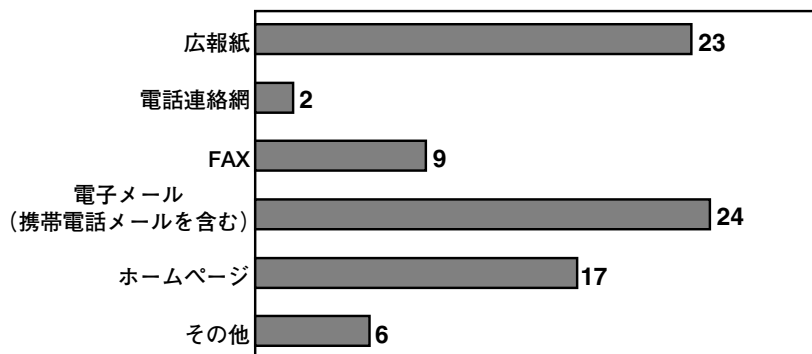
- ☐ 設置あり 22 市町村
- ☐ 設置なし 17 市町村



「設置あり」の22市町村のうち、体制・組織名の記載があった18市町村について、「安全なまちづくり」に係る推進協議会または推進本部を設置しているのが12市町村（67%）、地域の安全推進・安全対策の協議会・会議・連絡会を設置するのが、3市町村（17%）、実行委員会を設置するのが1市町村（5%）、その他（庁内外の関係部署・機関との連携）が2市町村（11%）であった。

(2) 地域安全情報を提供している媒体について（回答35市町村、複数回答あり）

☐ 広報紙	23 市町村
☐ 電話連絡網	2 市町村
☐ F A X	2 市町村
☐ 電子メール（携帯電話メールを含む）	24 市町村
☐ ホームページ	17 市町村
☐ その他	6 市町村

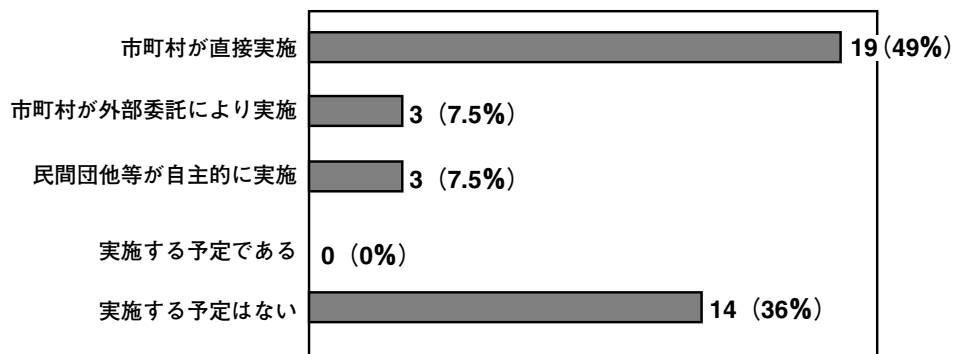


回答35市町村のうち、複数の媒体を使用しているのは28市町村（80％）であった。

広報紙など紙媒体のみ使用しているのが3市町村（9％）、一方、電子メール（ホームページを含む）など電子媒体のみ使用しているのが6市町村（17％）、両者を併用しているのが19市町村（54％）、電話、FAX、訪問等もあわせて使用するのが7市町村（20％）あった。「その他」には、文書（2件）、CATV、回覧、広報板、訪問による情報提供であった。

(3-1) 電子メール（携帯電話メールを含む）を用いた地域安全情報の発信について
（回答39市町村）

☐ 市町村が直接実施	19 市町村
☐ 市町村が外部委託により実施	3 市町村
☐ 民間団体等が自主的に実施	3 市町村
☐ 実施する予定である	0 市町村
☐ 実施する予定はない	14 市町村



市町村が直接実施する担当部署は、首長部局で実施が13市町村（安全・危機管理担当課が6市町村、その他7市町村）、教育委員会で実施は4市町村、市町村部局と教育委員会が合同で実施するのが、2市町村であった。

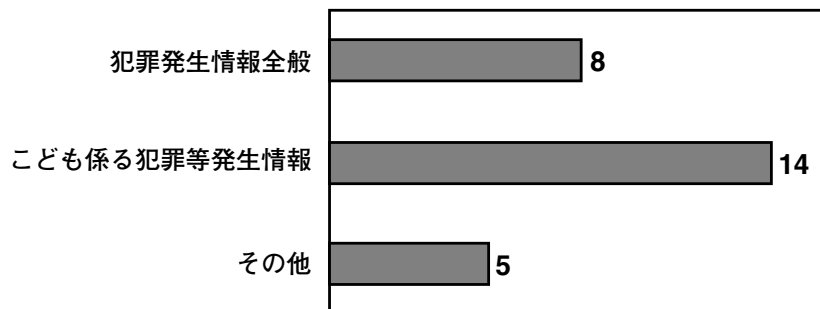
外部委託の委託先はNPO、財団法人、その他の団体、また、自主的に実施している民間団体は、PTA、その他の団体であった。

実施する予定はない14市町村の理由は、安まちメールの推進が7市町村（50%）、その他の理由が2市町村（14%）、5市町村は理由が不明（36%）であった。

（３－２）発信情報の内容について

（回答22市町村、複数回答あり）

- | | |
|--|--------|
| ☐ 犯罪発生情報全般 | 8 市町村 |
| ☐ こどもに係る犯罪等発生情報 | 14 市町村 |
| ☐ その他 | 5 市町村 |

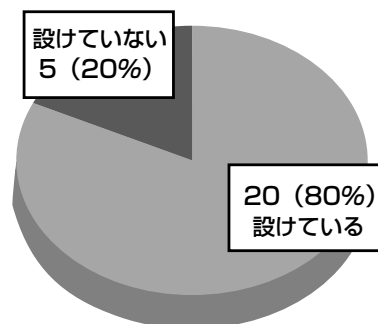


「その他」には、不審者、光化学スモッグ、有害鳥獣、気象等防災・災害に関する情報、防犯啓発が挙げられていた。

（３－３）情報発信の基準について

（回答25市町村）

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ☐ 設けている | 20 市町村 |
| ☐ 設けていない | 5 市町村 |



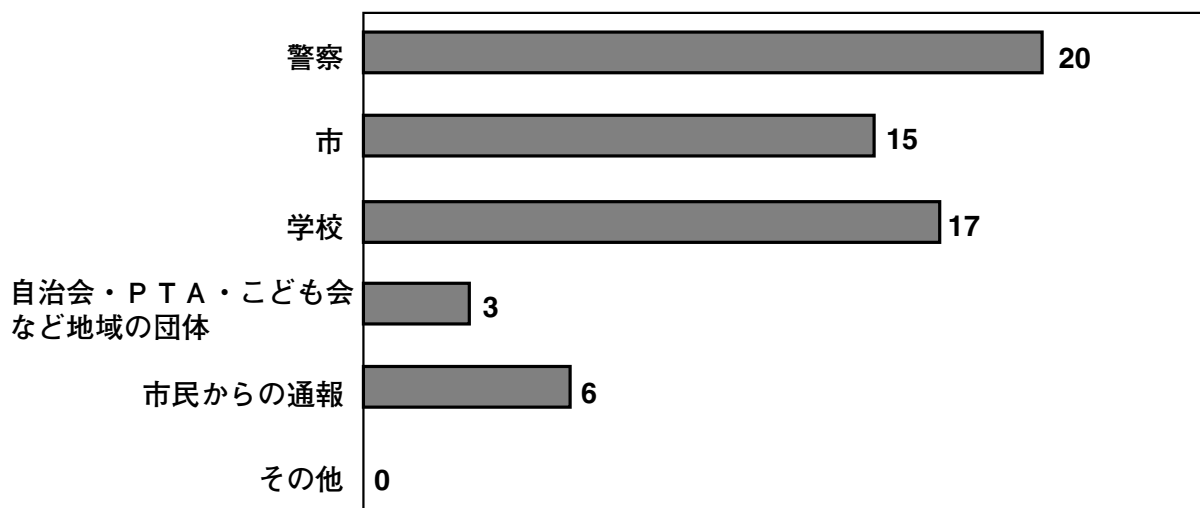
発信の基準を設けている市町村の内容（重複内容一部省略）

- ・警察や教育委員会等の公的機関から住民や子どもたちへ注意喚起が必要とされる事案
- ・不審者情報など子どもたちをはじめ住民の安心・安全に関する情報
- ・警察、公的機関、住民等からの不審者情報を事実確認が行われた事案で注意喚起が必要とされるもの
- ・子どもの安全を脅かす事象のうち、本人・保護者が承諾を得た事案
- ・府下又は近隣市で発生した事象のうち、本市に影響があると考えられる情報
- ・災害又は武力攻撃事態等に対する住民の避難等のために緊急と認められるもの

（３－４）発信情報の情報源について

（回答25市町村、複数回答あり）

☐ 警察	20 市町村
☐ 市町村	15 市町村
☐ 学校	17 市町村
☐ 自治会・PTA・こども会など地域の団体	3 市町村
☐ 市町村民からの通報	3 市町村
☐ その他	0 市町村

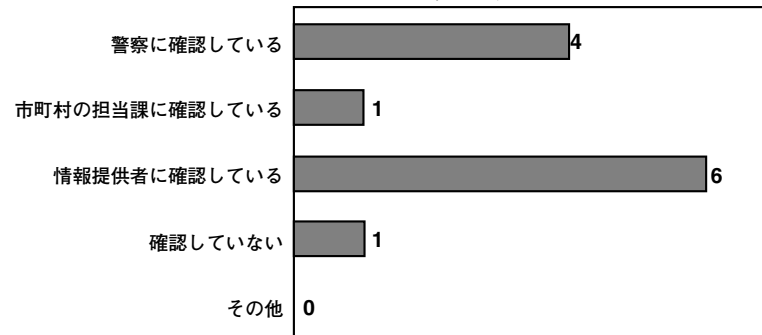


情報源が市町村で担当部局の記載があった15市町村における内訳（複数回答あり）は、教育委員会 8 市町村、地域防犯・危機管理関係部署 8 市町村、その他の部署（庁内各部局連携を含む） 2 市町村であった。

(3-5) 情報源が公的機関でない場合、寄せられた情報の事実確認について

(回答7市町村、複数回答あり)

- | | |
|---|------|
| ☐ 警察に確認している | 4市町村 |
| ☐ 市町村の担当課に確認している | 1市町村 |
| ☐ 情報提供者に確認している | 6市町村 |
| ☐ 確認していない | 1市町村 |
| ☐ その他 | 0市町村 |



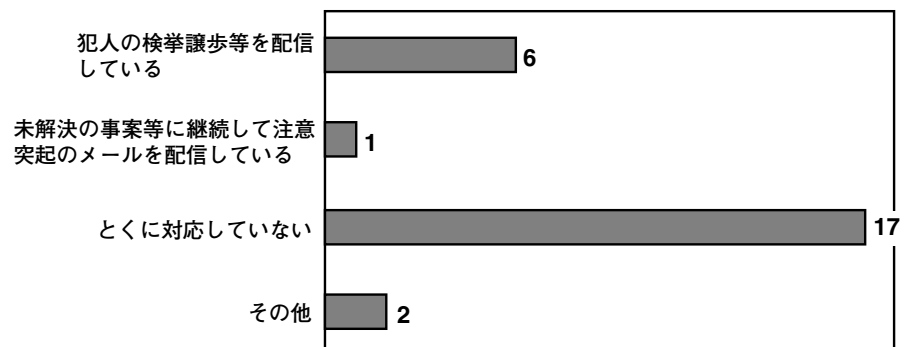
回答があった市町村のうち、4市町村が複数回答していることから、事案により対応していることが察せられる。

また、回答から「情報提供者に確認している」6市町村のうち3市町村は、情報提供者のみに確認している。

(3-6) 発信した犯罪発生・未遂情報のフォローについて

(回答25市町村、複数回答あり)

- | | |
|--|-------|
| ☐ 犯人の検挙情報等を配信している | 6市町村 |
| ☐ 未解決の事案等に継続して注意喚起のメールを配信している | 1市町村 |
| ☐ とくに対応していない | 17市町村 |
| ☐ その他 | 2市町村 |

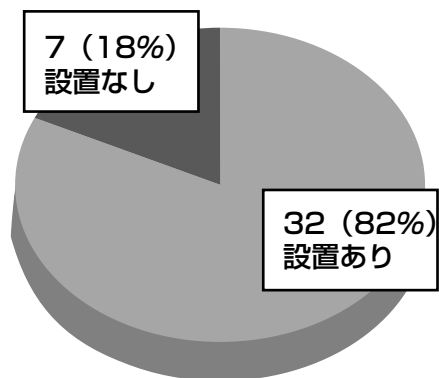


「その他」には、「発信した情報の解消情報等を配信」、「警察パトロールの強化を依頼」があった。

(4) 防犯に係る協議会の事務局について

(回答39市町村)

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ☐ 設置あり | 32 市町村 |
| ☐ 設置なし | 7 市町村 |

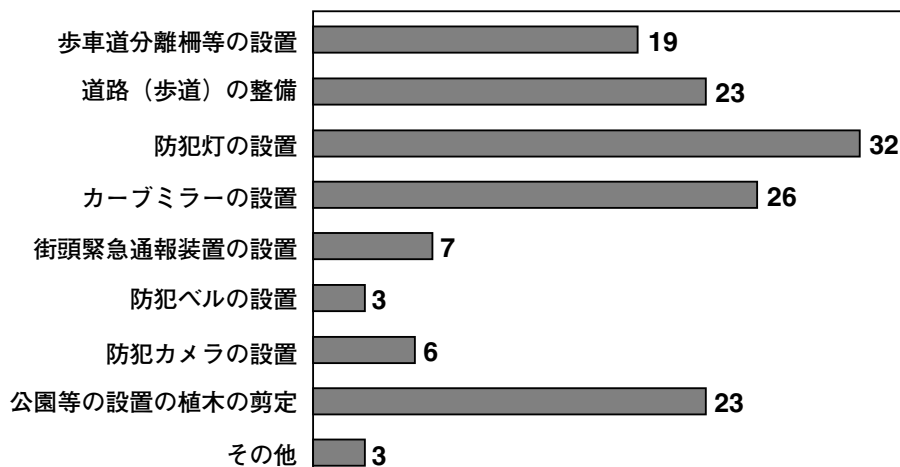


「設置あり」の32市町村の担当部局について、首長部局が19市町村、警察署所管が6市町村、記載なし及び記載内容だけでは判断できなかったものが7市町村であった。

(5) 防犯・安全なまちづくりのためのハード整備実施状況について

(回答36市町村、複数回答あり)

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| ☐ 歩車道分離柵等の設置 | 19 市町村 |
| ☐ 道路（歩道）の整備 | 23 市町村 |
| ☐ 防犯灯の設置 | 32 市町村 |
| ☐ カーブミラーの設置 | 26 市町村 |
| ☐ 街頭緊急通報装置の設置 | 7 市町村 |
| ☐ 防犯ベルの設置 | 3 市町村 |
| ☐ 防犯カメラの設置 | 6 市町村 |
| ☐ 公園等の施設の植木の剪定 | 23 市町村 |
| ☐ その他 | 3 市町村 |

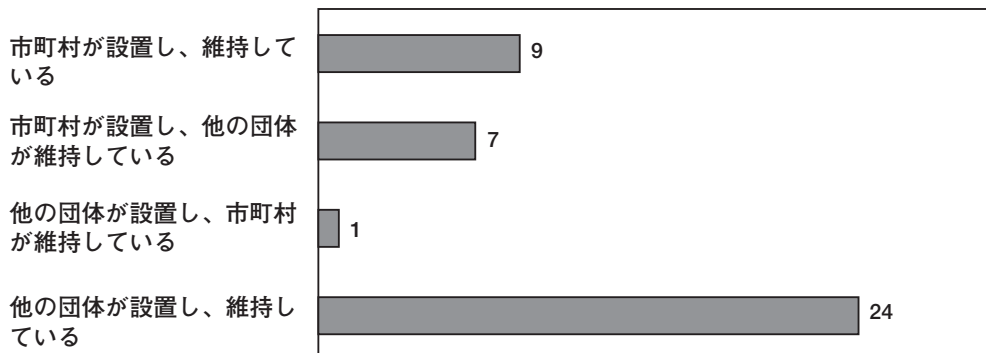


「その他」として、市営住宅における錠前の取替え、公園周囲の生垣をフェンスに変更、小学校内の緊急通報装置の設置、消火器の配布（町会・自治会に1本／5戸）があった。

(6 - 1) 防犯灯の設置及び維持管理について

(回答38市町村、複数回答あり)

- | | |
|--|--------|
| ☐ 市町村が設置し、維持している | 9 市町村 |
| ☐ 市町村が設置し、他の団体が維持している | 7 市町村 |
| ☐ 他の団体が設置し、市町村が維持している | 1 市町村 |
| ☐ 他の団体が設置し、維持している | 24 市町村 |



「市町村が設置し、他の団体が維持している」7市町村の「他の団体」は、自治会5市町村、町会2市町村、商店街1市町村、自治振興協議会1市町村であった。

「他の団体が設置し、市町村が維持している」1市町村の「他の団体」は、自治会1市町村であった。

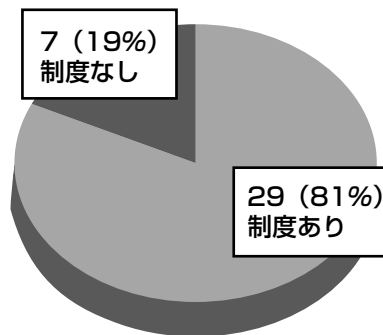
「他の団体が設置し、維持している」24市町村の「他の団体」は、自治会18市町村、町会9市町村、防犯協議会2市町村、防犯委員会1市町村、管理組合1市町村であった。

(上記3項目、いずれも複数回答あり)

(6 - 2) 防犯灯の設置又は維持管理を行っている団体への補助制度の有無について

(回答36市町村)

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ☐ 制度あり | 29 市町村 |
| ☐ 制度なし | 7 市町村 |

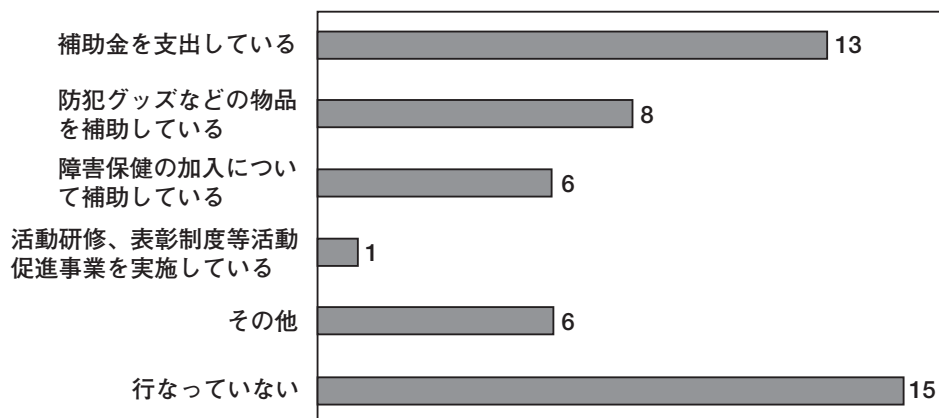


「制度あり」のうち1市町村の補助内容は、電気代1／2補助であった。

(7) ボランティア団体や町会の自主防犯イベントに対する行政の補助について

(回答38市町村)

☐ 補助金を支出している	13 市町村
☐ 防犯グッズなどの物品を補助している	8 市町村
☐ 障害保険の加入について補助している	6 市町村
☐ 活動研修、表彰制度等活動促進事業を実施している	1 市町村
☐ その他	6 市町村
☐ 行っていない	15 市町村



■「補助金を支出している」13市町村の補助内容について

- ・青色回転灯パトロールカーの活動助成金
- ・防犯委員会に対する補助金（4市町村）
- ・防犯協会に対する補助金
- ・自治振興連絡協議会に対する補助金
- ・各種防犯イベントを実施している防犯協議会へ活動費として補助金を支出
- ・地域活性化事業補助金
- ・①防犯協議会各支部に対して活動補助費 ②歳末特別警戒活動補助費
- ・防犯協会の各班に対し歳末激励金
- ・①防犯事業の補助 ②防犯機材整備事業補助 ③感知式防犯灯設置事業補助 ④防犯委員会に対する補助

■「防犯グッズなどの物品を補助している」8市町村の補助内容について

- ・ポケットティッシュ、防犯ネット等
- ・腕章、タスキ等
- ・旗、腕章、プレート等の購入
- ・ひったくり防止カバー、啓発用洗剤、ティッシュ等
- ・啓発冊子、啓発物品の作成
- ・府からの提供品

■「その他」 6 市町村の内容について

- ・ 防犯協会から各支部へ防犯グッズを配布
- ・ 地域安全安心のまちづくり基金により助成
- ・ 防犯委員会に補助金を支出し、委員会が防犯グッズなどを提供
- ・ 要請があればパネル等を展示するためのブースを設置
- ・ 自主防犯ボランティア団体の育成にむけて助成事業を検討中
- ・ 防犯グッズの貸与（懐中電灯、腕章、ベスト等）

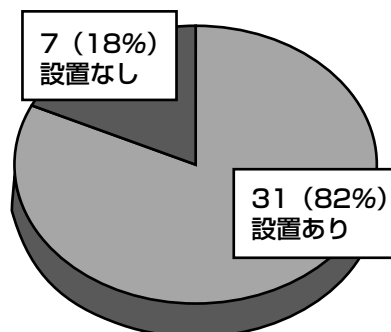
B [子どもの安全確保] 回答40市町村

(1-1) 子どもの安全確保に関する担当部署の設置の有無について

(回答37市町村)

☐ 設置あり 31 市町村

☐ 設置なし 7 市町村



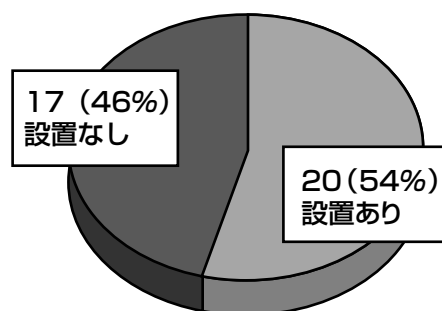
「設置あり」の31市町村における担当部署の設置状況について、学校教育主管課（指導課、人権指導課）が10市町村、各部局（学校教育、青少年、社会教育、危機管理関係課等）の連携により対応しているのが10市町村、青少年関係課が4市町村、教育委員会各課によるプロジェクト会議を設けているのが1市町村、危機管理・安全関係課2市町村、その他（青少年補導センター、子ども支援課）が4市町村であった。

(1-2) 子どもの安全確保に関する庁内連携・推進体制の整備の有無について

(回答37市町村)

☐ 設置あり 20 市町村

☐ 設置なし 17 市町村

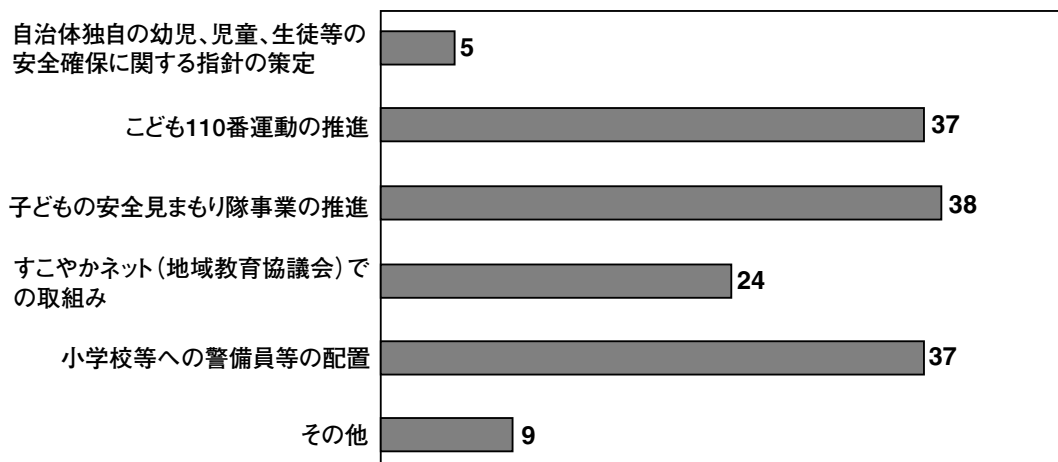


「設置あり」の20市町村のうち、こども・学校の安全に関する会議、委員会、協議会等を設置するのが8市町村、パトロールやメール配信等での連携が6市町村、地域防犯関係会議等で対応するのが3市町村、その他（詳細不明）が3市町村であった。

(2) 子どもの安全確保のための事業等実施状況について

(回答39市町村、複数回答あり)

☐ 自治体独自の幼児、児童、生徒等の安全確保に関する指針の策定	5 市町村
☐ こども110番運動の推進	37 市町村
☐ 子どもの安全見まもり隊事業の推進	38 市町村
☐ すこやかネット（地域教育協議会）での取組み	24 市町村
☐ 小学校等への警備員等の配置	37 市町村
☐ その他	9 市町村



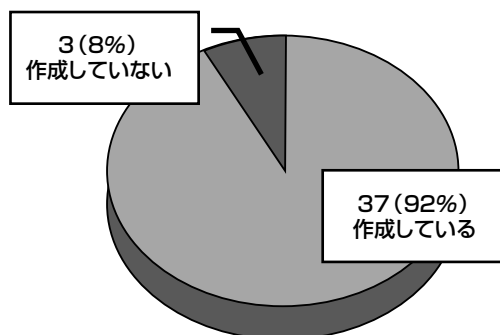
「その他」の事業として以下のものが挙げられていた。

- ・セーフティメイト「下校中を中心とした警察官OBによる見守り活動」
- ・①学校園安全推進モデル事業、小学校全児童への防犯ブザー貸与など…危機管理課、②公立保育所に非常通報警備と携帯電話の設置、私立保育所に安全対策補助金として補助…保育課、③子ども見守り隊の設置・登録…子育て政策課
- ・青色パトロールカー、地域パトロールカーによる見守り活動
- ・市職員による青色防犯パトロール
- ・公用車へスピーカーを設置し、子どもや地域への啓発活動、警備会社へ委託しての下校時の見守り
- ・不審者情報配信システムの運用
- ・通学路点検業務、通学路整備業務、見守りマップ事業、青色パトロール事業、見守り活動支援事業、スクールガードリーダー事業、チャイルドディフェンス事業、防犯ブザー配布事業、啓発広報発刊事業、市Pによる安全施策拡大事業
- ・安心、安全情報「こども99番」の配信、通学路巡回パトロール

(3-1) 地域安全マップについて

(回答40市町村)

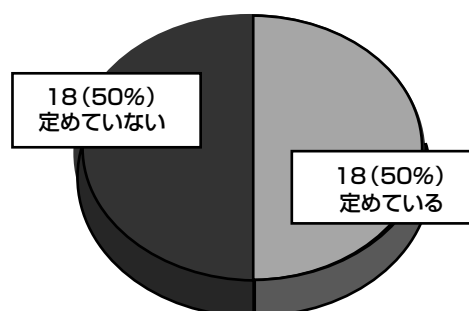
- ☐ 作成している 37 市町村
☐ 作成していない 3 市町村



(3-2) 地域安全マップ作成の基準について

(回答40市町村)

- ☐ 定めている 18 市町村
☐ 定めていない 18 市町村



地域安全マップ作成の基準として以下のものが挙げられていた。

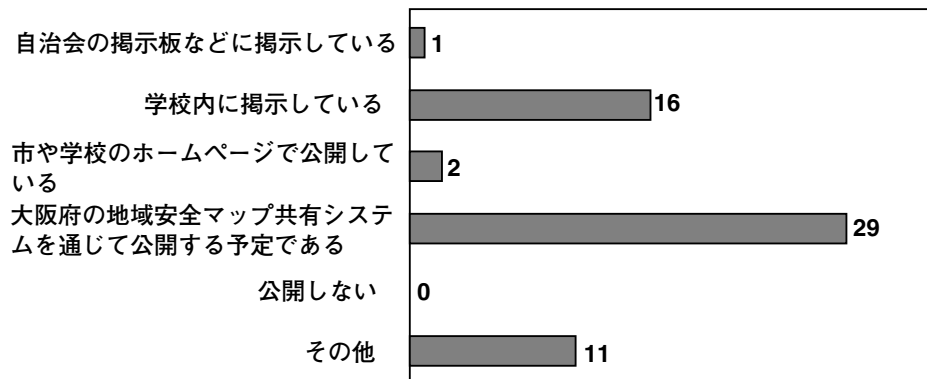
- ・子どもと一緒に危ないポイントを探し、作成する。また、「子ども110番の家」も書き込んで作成する。
- ・大阪府地域安全マップ共有システムの基準に従い作成する。
- ・通学路における大人の目の届きにくい場所、交通の注意場所を基準に作成する。
- ・防犯危険箇所・交通危険箇所・子ども110番の家を校区マップに記入し作成する。
- ・立正大学小宮教授の指導の下「入りやすくて見えにくい場所」に注目し、作成する。
- ・「人通りが少ない」「交通量多い」「飛び出し注意」「池がある」「川（用水路）がある」等に注目し、作成する。
- ・「大阪府安全マップ共有システム事業への協力に関する要項」を下に、関係各課と連携して協議を行い、作成する。
- ・交通量の多いところ、人通りの少ないところについて着目し、作成する。

- ・学校の位置、児童の通学路、公共の施設、登下校の時刻、事故・事件の起こりやすいと考えられる場所・理由、「110番の家」に係る注意喚起文、ボランティアの方に見守って欲しいところ等を記入し、作成する。
- ・防犯上の危険箇所と交通安全上の危険場所のみに着目し、作成する。
- ・校区内の危険箇所、こども110番の家、複数人数や単独での登下校路を明記し、作成する。
- ・校区地図に写真等を貼り付けて、視覚的によくわかるように作成する。
- ・通学路かどうか、危険箇所かどうか（不審者・交通）に着目し、作成する。

（３－３）地域安全マップの公開について

（回答36市町村、複数回答あり）

☐ 自治会の掲示板などに掲示している	1 市町村
☐ 学校内に掲示している	16 市町村
☐ 市や学校のホームページで公開している	2 市町村
☐ 大阪府の地域安全マップ共有システムを通じて公開する予定である	29 市町村
☐ 公開しない	0 市町村
☐ その他	11 市町村



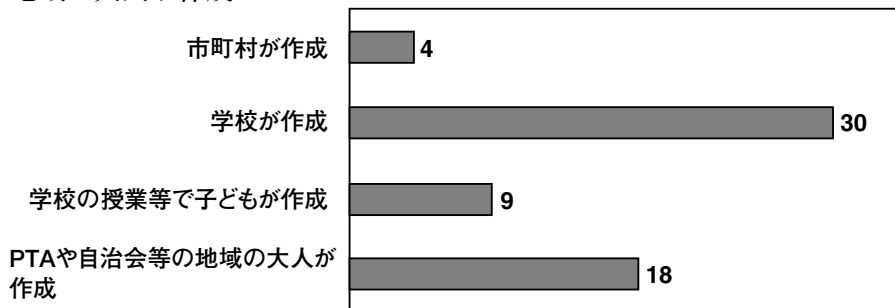
公開方法を大きく分けると、掲示が16市町村、インターネット経由（地域安全マップ共有システム、ホームページ）29市町村、配布 9 市町村となった。（複数回答あり。対象違いなど、1つの各市町村内での方法の重複は1つにまとめた。）

「その他」11市町村の公開方法として、以下のとおりであった。（重複内容一部省略）

- ・各小学校区の判断で活用している。
- ・「全国地域安全運動市民大会」にて展示している。
- ・市は希望者には公開している。学校はそれぞれの方法で児童・生徒および保護者に配布している。
- ・各学校において子どもを通じて全家庭への配布している。
- ・一部の地域で、全戸配布している。
- ・各小学校単位で保護者及び自治会に配布している。
- ・学校通信として配布している。
- ・子ども安全大会で配布している。

(3-4) 作成の主体について (回答36市町村、複数回答あり)

- ☐ 市町村が作成 4 市町村
- ☐ 学校が作成 30 市町村
- ☐ 学校の授業等で子どもが作成 9 市町村
- ☐ P T Aや自治会等の地域の大人が作成 18 市町村

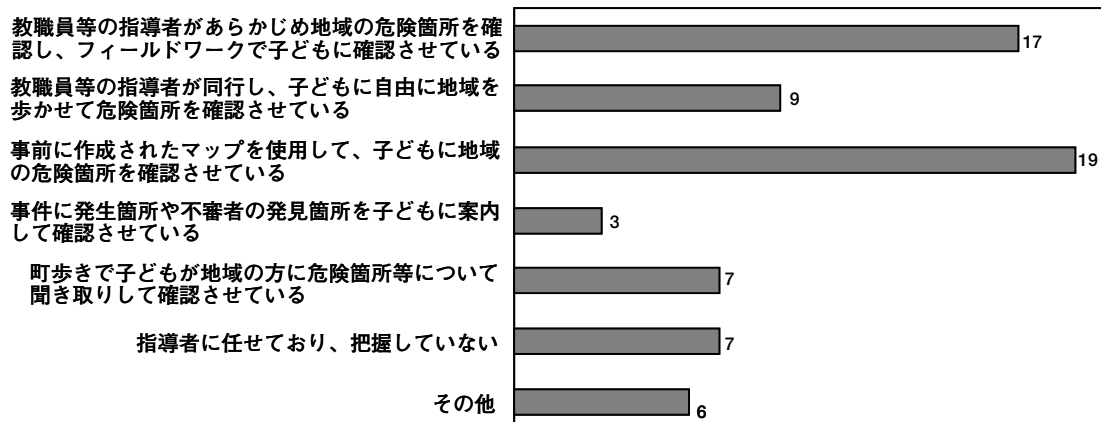


「市町村が作成」する4市町村の担当課は、教育委員会青少年センター、教育推進課、指導か、その他（不明）であった。

(3-5) 地域安全マップ作成時のフィールドワーク（町歩き）の実施方法について

(回答35市町村、複数回答あり)

- ☐ 教職員等の指導者があらかじめ地域の危険箇所を確認し、フィールドワークで子どもに確認させている 17 市町村
- ☐ 教職員等の指導者が同行し、子どもに自由に地域を歩かせ危険箇所を確認させている 9 市町村
- ☐ 事前に作成されたマップを使用して、子どもに地域の危険箇所を確認させている 19 市町村
- ☐ 事件の発生箇所や不審者の発見箇所を子どもに案内して確認させている 3 市町村
- ☐ 町歩きで子どもが地域の方に危険箇所等について聞き取りして確認させている 7 市町村
- ☐ 指導者に任せており、把握していない 7 市町村
- ☐ その他 6 市町村

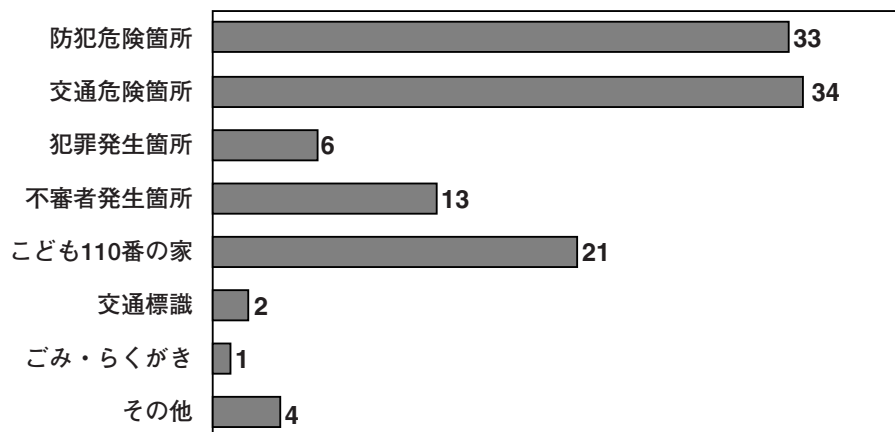


「その他」6市町村の実施方法は、以下のとおりであった。

- ・各小学校区の実態に応じた指導をしている。主に教職員の指導が中心である。
- ・小学校の総合学習の時間に、地域めぐりを行うときにマップを使用して、教員が子どもに地域の交通の危険箇所等を確認させている。
- ・集団下校時にマップを活用して、危険箇所等の確認を実施している。
- ・①全小学校の授業の一環でフィールドワークを実施。方法は各校による。
- ・②①を元に「マップ作成委員」が確認のフィールドワークを行う。
- ・地域教育協議会とPTAで行なった校区歩きイベントで全校区一斉に地域の大人と子どもが通学路を歩き、安全点検を行なったものをまとめて地図にした。
- ・子どものフィールドワークは行わず、教職員が把握している危険箇所等を確認し作成している。

(3-6) 地域安全マップの掲載情報について (回答35市町村、複数回答あり)

☐ 防犯危険箇所	33 市町村
☐ 交通危険箇所	34 市町村
☐ 犯罪発生箇所	6 市町村
☐ 不審者発生箇所	13 市町村
☐ こども110番の家	21 市町村
☐ 交通標識	2 市町村
☐ ごみ・らくがき	1 市町村
☐ その他	4 市町村



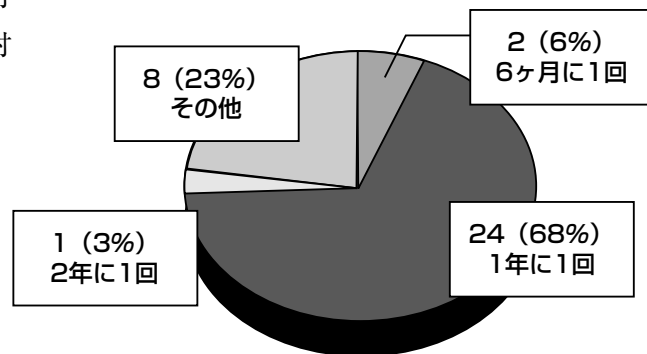
回答の多かった防犯危険箇所、交通危険箇所、こども110番の家をすべて含むマップを作成しているのは、18市町村であった。

「その他」4市町村の内容は以下のとおりであった。

- ・各小学校の判断で項目内容を掲載している。
- ・児童の家
- ・登校時刻、下校時刻
- ・子どものあそび場

(3-7) 地域安全マップの作成頻度について（予定を含む）

	(回答35市町村)
☐ 6ヶ月に1回程度	2 市町村
☐ 1年に1回程度	24 市町村
☐ 2年に1回程度	1 市町村
☐ その他	8 市町村

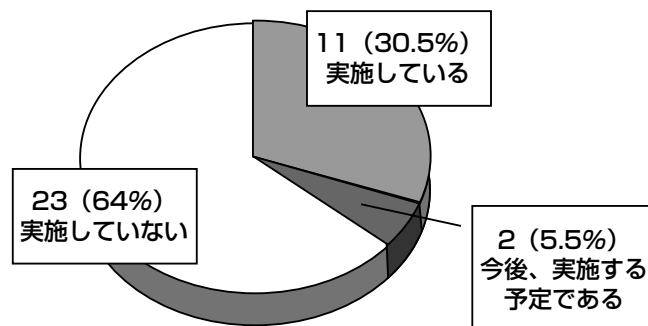


「その他」8市町村の作成頻度は下記のとおりであった。（重複内容一部省略）

- ・必要に応じて作成、更新
- ・1年に1回～2回程度で見直し・点検作業を行っている。
- ・各小学校区の事情による
- ・随時更新予定であるが、頻度については各小学校において検討中
- ・未定

(3-8) 地域安全マップ作成の指導者研修について

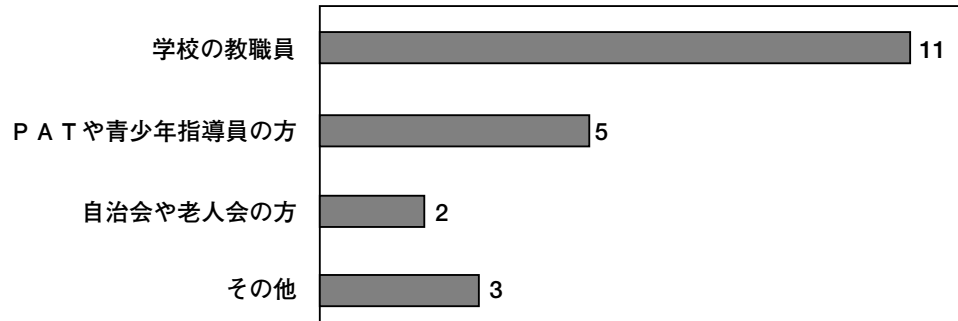
	(回答36市町村)
☐ 実施している	11 市町村
☐ 今後、実施する予定である	2 市町村
☐ 実施していない	23 市町村



(3-9) 指導者研修の対象について

(回答13市町村、複数回答あり)

- | | |
|---|--------|
| ☐ 学校の教職員 | 11 市町村 |
| ☐ P T Aや青少年指導員の方 | 5 市町村 |
| ☐ 自治会や老人会の方 | 2 市町村 |
| ☐ その他 | 3 市町村 |

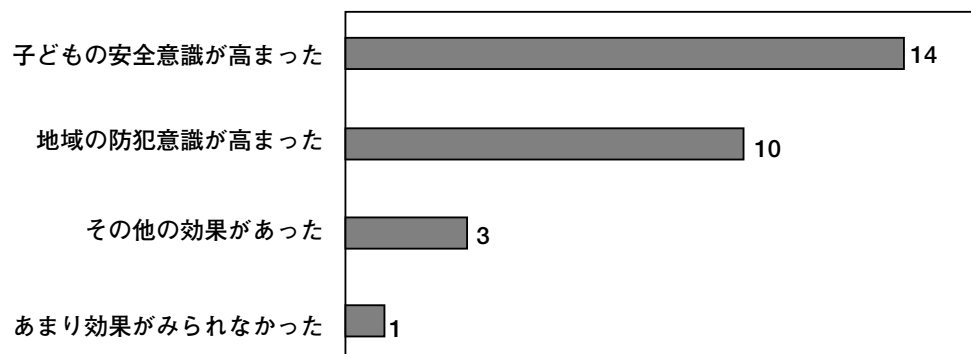


「その他」3市町村の対象は、民生児童委員、P T A協議会で組織された「マップづくり委員」、対象者の限定なしであった。

(3-10) 地域安全マップ作成の効果について

(回答18市町村、複数回答あり)

- | | |
|--|--------|
| ☐ 子どもの安全意識が高まった | 14 市町村 |
| ☐ 地域の防犯意識が高まった | 10 市町村 |
| ☐ その他の効果があった | 3 市町村 |
| ☐ あまり効果がみられなかった | 1 市町村 |



回答18市町村のうち、1市町村を除き、何らかの効果があったとしている。

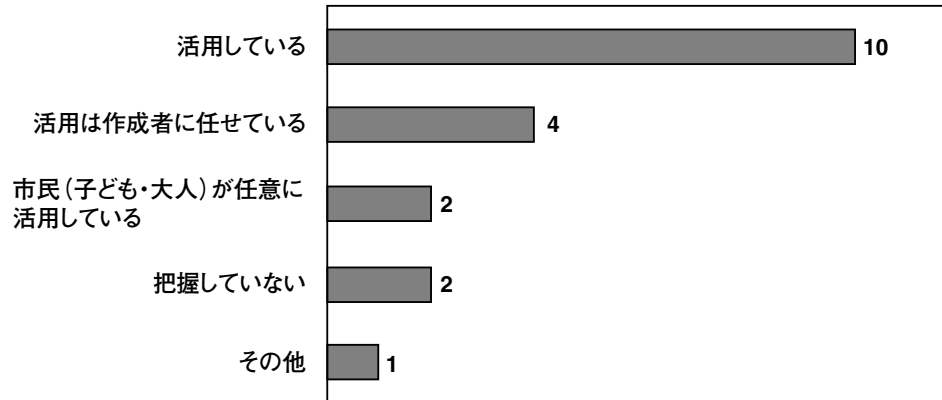
「その他の効果があった」3市町村の内容は下記のとおりであった。

- ・子どもの安全見まもりが地域の防犯に繋がって、犯罪が減っている。
- ・防犯灯の設置、木の伐採など、危険箇所の改善がみられた。
- ・地域による事前・事後の自主的な会合が始まったところが出てきた。

(3-11) 作成した地域安全マップについて

(回答17市町村、複数回答あり)

☐ 活用している	10 市町村
☐ 活用は作成者に任せている	4 市町村
☐ 市民（子ども・大人）が任意に活用している	2 市町村
☐ 把握していない	2 市町村
☐ その他	1 市町村



「活用している」10市町村の活用例は、以下のとおりであった。（重複内容一部省略）

- ・校内での掲示、全児童、全保護者への配布
- ・下校時に複数で変える部分と一人になる部分を色分けして記入させる。
- ・小学校での集団下校時に、児童に危険箇所の確認をしている。
- ・各自治会の公民館等で地域の大人のの人に危険な箇所等の説明をした。その後、大人と子どもと一緒に地域に出て行き、落書きを消したり、地域の大人が知らなかった空き家を確認した。
- ・紙媒体での全世帯配付、パソコンデータへの変換等
- ・新小学校1年生に配布して、危険箇所等を確認し、登下校に活用してもらう。
- ・登下校時における見守り活動ポイントの参考
- ・安全マップを元に一部の小学校区版や地域版などの作成につながっている。

(3-12) 地域安全マップ作成の課題について

(回答19市町村)

■防犯マップの完成品を作るための課題

- ・ワークショップ形式で作成していくのが理想であるが、なかなか実施が困難である。
- ・校区面積が広大であることから、都市部のようなイメージのマップを作成しても地域の実態に合わないきらいがある。地域の実情に合せたマップの考案が課題。
- ・今までは見直し後のマップ改定に多くの時間や労力が費やされたが、今後、大阪府の地域安全マップ共有システムの稼動によりその時間や労力が削減されだろうと期待している。

- ・児童と保護者、地域の方が共に実際に歩いて危険箇所を確認しながらマップを作成していく取り組みが必要。
- ・成果物ではなく、作製の過程に意味がある地域安全マップは、一人でも多くの子どもたちに自らの足で、まちの危険箇所等を点検させる必要があり、そのためには、その指導にあたる大人の養成、及び地域内での連携が必要。
- ・情報をどの程度、言葉にして載せるかが課題。
- ・平成16年に通学路マップを市で作成したが、現在では、各学校ごとに安全マップを独自に作成している。子どもと保護者が通学路を一緒に歩きながら危険箇所を確認し作成している学校もあるし、市の通学路マップだけのところもある。
- ・特に防犯上の危険箇所については、単に不審者出没箇所というだけにとらわれるのではなく、環境全体を通しての認識が必要である。
- ・情報の更新等をリアルタイムに行う必要がある。

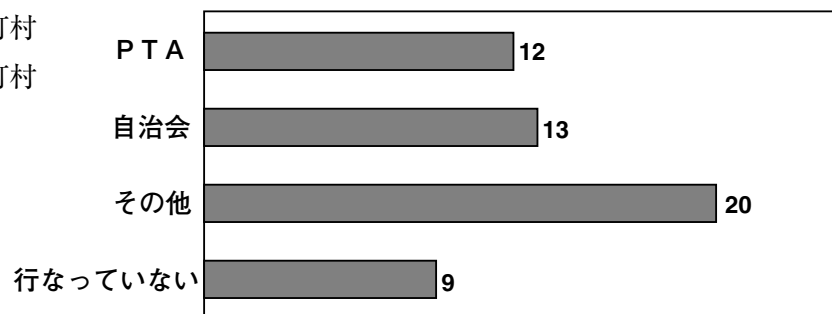
■子どもたちや地域住民への意識啓発のための課題

- ・学校が防犯上注意すべき箇所等を公開した場合、地域への説明等が非常に難しい。
学校がそうした点まで責任を負うことについては、負担が大きいと思われる。
- ・最も被害に遭いやすい低学年児童が指導者とともにフィールドワークを行い、作成することが望ましいが、現状としては高学年児童の作成が妥当であり、作成主体の学年児童が低学年児童に対し、「安全マップ」を活用した注意喚起の機会をもつ必要がある。
- ・どこが（学校、教育委員会、地域防犯担当課、青少年指導員、その他地域の方）主導して、子どもに地域安全マップづくりを行う呼びかけを行うかが決まっていない。安全対策としてだけでなく、子どもたちがより地域のことを知るためにも、行政と地域が協力しながら、子どもたちにマップづくりをすすめたい。
- ・児童生徒が自分自身を守る力をつけるためにも、マップ作製にもっと参画していく必要がある。
- ・安全マップの作成も大変だが、それを子どもたちの意識の中に常駐させる作業の方が更に難しいと思われる。その作業を誰がするのか（学校？）を考える必要がある。
- ・現在のマップは教職員が作成した物であるが、作成過程で子どもに関わりを持たせることにより、危機管理意識を高揚させることが重要と考える。今後の具体的な取組手法等について、現在検討中である。
- ・課題としては、どこまで情報公開すればよいのかということがあげられる。
- ・公開の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ・インターネット（限られた環境条件）での公開のため、利用頻度等が乏しいと思われる。最新の情報等を利用者に知らせる体制整備が重要と考える。
- ・各校区で作成するにあたっては、校区の状況を把握する上で、重要である。また、子どもたちとともに校区を回ることで、子どもたちにも意識づけができる。ただ、公開するにあたっては、さまざまな面で十分な配慮を要する。

(４－１) 各小学校区の「子どもの安全見まもり隊」以外に、見守りボランティア活動が実施されている場合、その推進母体は

(回答35市町村、複数回答あり)

- ☐ P T A 12 市町村
- ☐ 自治会 13 市町村
- ☐ その他 20 市町村
- ☐ 行っていない 9 市町村



「その他」の団体として、民生委員、保護司会、老人会、老人クラブ、青指、民児協、婦人会、タぐれ防犯隊、シルバー人材センター、シルバーパトロール、ワンワンパトロール隊、ボランティア団体、地域の有志による団体、地域協議会、各小学校区の校区青少年健全育成連絡協議会、防犯委員会、ライオンズクラブ、郵便局等が挙げた。

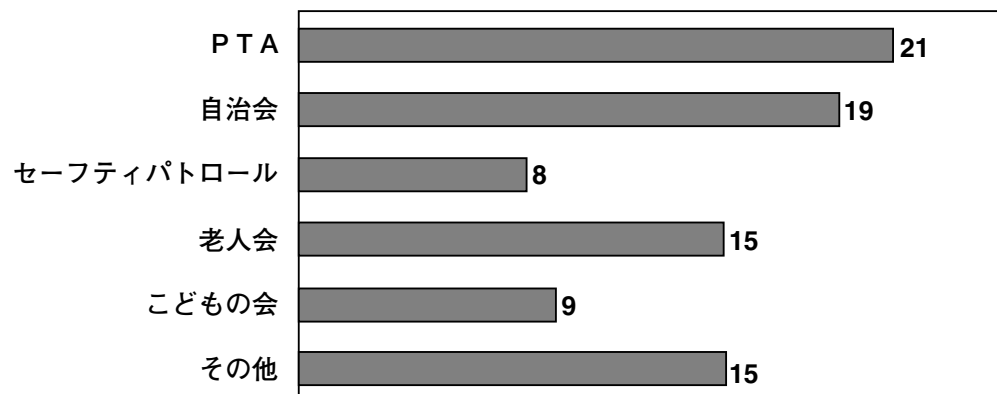
「行っていない」9市町村のうち6市町村がその理由として、見守り活動を「子どもの安全見まもり隊」に集約していることを挙げている。

(４－２) 見守りボランティア活動の連携について

参加団体

(回答26市町村、複数回答あり)

- ☐ P T A 21 市町村
- ☐ 自治会 19 市町村
- ☐ セーフティパトロール隊 8 市町村
- ☐ 老人会 15 市町村
- ☐ こども会 9 市町村
- ☐ その他 14 市町村

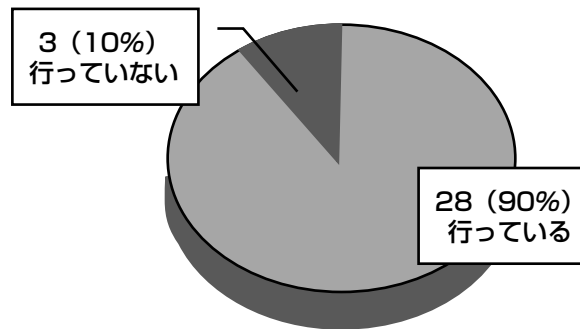


「その他」の連携団体として、青少年育成団体、地域の有志による団体、おやじの会、各小学校区の校区青少年健全育成連絡協議会、ワーキングパトロール隊、青色防犯パトロール隊、健全育成会、福祉委員会、青少年指導員、シルバー人材センター、ライオンズクラブ、郵便局、防犯委員会、すこやかネット関係団体、民児協、婦人会、体育協会、公民館利用者連絡協、個人ボランティア等があった。

(4-3) 見守りボランティア活動への支援について

(回答31市町村)

- ☐ 行っている 28 市町村
☐ 行っていない 3 市町村



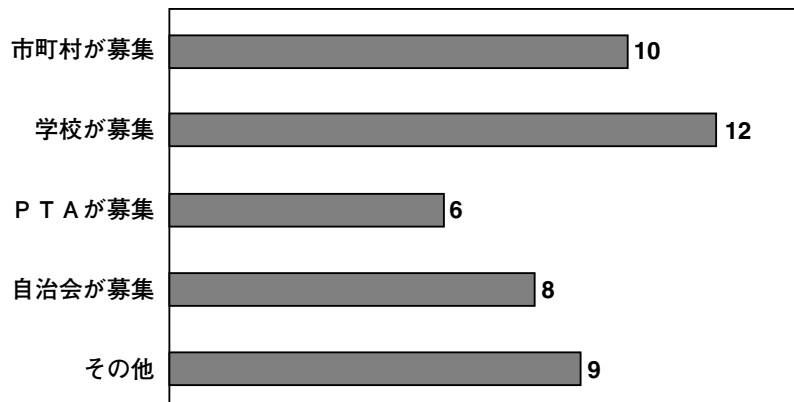
「行っている」28市町村の支援内容は以下のとおりであった。(重複内容一部省略)

- ・活動グッズ(腕章、たすき、旗、帽子、ジャンパー、ベスト、車両用プレート及びステッカー、バスケース、保冷剤等)の配布
- ・ボランティア活動保険の加入、登録証の発行
- ・全国市長会市民総合賠償補償保険の加入
- ・マニュアルの配布、交付金の支給
- ・子どもの安全見まもり隊の方に黄色の帽子を配布
- ・こども110番の旗、ステッカー等の購入助成
- ・見守り活動交流会の実施
- ・民間団体が自主的に活動補助を実施

(4-4) 見守りボランティアの募集について

(回答29市町村、複数回答あり)

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ☐ 市町村が募集 | 10 市町村 |
| ☐ 学校が募集 | 12 市町村 |
| ☐ P T Aが募集 | 6 市町村 |
| ☐ 自治会が募集 | 8 市町村 |
| ☐ その他 | 9 市町村 |



「市町村が募集」10市町村の募集は、概ね以下の方法によるものであった。

- ・ 広報、チラシ、ホームページによる募集
- ・ 市町村が募集ポスターを作製し、学校を通じて配付
- ・ 警察と合同で防犯講習会を開催、修了証を発行

「その他」の募集方法の主なものは以下のとおりであった。

- ・ すこやかネットが募集
- ・ 青年会議所が募集
- ・ 各小学校区の青少年を守る会を通じて募集
- ・ 主にP T Aが中心とする地域諸団体による募集
- ・ 各小学校区の校区青少年健全育成連絡協議会で募集

(4-5) 見守りボランティア活動継続の課題について

(回答14市町村)

- ・ ボランティア活動の連携をどうしていくか、また登録者の増員を図ること。
- ・ 見守りボランティア活動に伴う責任、範囲を超えての活動に対する規制ができない。(保険の関係)
- ・ 個人情報保護の観点から、連絡網の作成が困難である。
- ・ ボランティアに従事者の高齢化で活動人数が減少ぎみ。子どもの保護者への参加の呼びかけを行っていききたい。

- ・ボランティアとは言え、続けていくうちに、他の人に対する不満が出てくる。たとえば、ボランティアと児童のコミュニケーション、地域内でのコミュニケーションが重要である。
- ・無理のないよう、活動に携わる人お互いが気持ちよく取組むことができる環境作りが大切である。
- ・地域により活動の温度差がある。また、PTAの協力が得られにくいなどの課題がある。
- ・児童数が少ない上送迎する家庭もあるので、見まもり活動をしていても時間帯によって児童がいない場合がある。
- ・長期継続の推進が必要である。
- ・各学校により地域差がある。また、見守り隊の登録者は多くても、実際に活動している方が少なかったりする。また、地域の方からはP T A・保護者の見守り活動が少ないとの声もあがっている。
- ・今後、市民協働を進める中で、地域住民が自ら「子どもを守る」意識をもち、自主的に活動してもらい、それに対し、行政が情報提供、助言を行いサポートしなければならない。
- ・長く、無理せずに続けられる方法や見まもり隊ボランティアの事故防止、見守り活動への指導・助言体制の整備が必要である。
- ・地域の方々の理解を得て、無理なく続けていける体制づくりが必要である。
- ・個人では長続きしないのでという声をよく耳にする。

（５－１）通学園路の安全点検について
現在どのような安全点検を行っていますか。
（回答36市町村）

■主に学校・教育委員会で行っているもの

- ・教育委員会を通して各校区別に安全点検を行い、建設部管理課が街路灯、カーブミラー等の要望に対し対処している。
- ・通学路を設定する際、安全確保に配慮して設定する。定期的に、職員による安全点検を実施している。
- ・学校との連携を密に行い、常に安全確保に留意している。
- ・教職員のための安全点検、登校班別の児童の集団下校時において、児童の意見等を聞きながらの安全点検を行っている。
- ・学校が中心になり、スクールゾーン等の標示の確認などを行っている。
- ・各学校、園で通学園路の危険箇所を確認している。
- ・教職員による通学路安全点検を行っている。（危険箇所等の把握や通学路の指定）
- ・市内一斉下校において、全小学校区で点検を行っている。
- ・登下校指導のときに点検

■学校・教育委員会が中心となり、PTA等と協力して行っているもの

- ・教員や児童生徒自身による安全確認、生徒指導担当教員による定期的な安全点検、保護者による安全点検等を行っている。
- ・通学路の安全点検については、子どもの安全確保推進月間である6月を中心に、学校、保護者が連携し、校区の安全マップの作成と、児童、生徒への周知、危険箇所・要注意箇所の点検などを行い、子どもの安全対策について取り組みを推進している。
- ・既設街路灯の照度点検。集団下校の際、教師・保護者の目で確認する。「地区児童会」等で子どもが報告する。
- ・各小中学校ごとに、教育現場とPTAが協力して、危険箇所のチェックや安全確保の確認に取り組んでいる。
- ・市内の各小・中学校で、学校・保護者が、随時、通学路における防犯・交通の危険箇所の確認を行っている。
- ・定期的に学校がPTA・地域（安全ボランティア等）と合同で点検活動を行っている。
- ・毎学期の地区別集団下校時に教員引率のもと、児童が共に安全点検を行う。PTA等が通学路をパトロールし、危険箇所等の把握に努めている
- ・各学校において、集団下校や校区探検の授業を活用して、教職員と子どもで安全点検を実施している。あわせて、PTA活動の一環として毎年安全点検を実施している。
- ・本市では、2004年度にPTA母親代表委員会の取り組みとして、安全マップが作成された。現在は、それぞれの小学校区ごとに通学園路の交通や防犯上の安全点検を行い、安全マップの更新を毎年行っている。
- ・学校では、安全マップの作成、教職員、PTAでの安全点検の実施、集団下校時、教員と子どもとで危険箇所の確認をし、安全指導の実施。教育委員会では危険箇所等を記入した通学路地図を学校より提出を受け、把握を行っている。改善の要望については、関係部局と連携して実施している。
- ・年2回、交通安全運動期間中に学校関係者、警察、PTA代表者、教育委員会及び道路課職員等により巡回して点検している。
- ・毎年度初めに、学校・PTAを主体として校区内の安全点検を行っている。また、フィールドワークをする中で、子どもたちが校区内の危険箇所を確認させている。
- ・登下校時の教職員による児童引率の際に、随時安全点検を行っている。PTA活動の一環として、親子で校区のウォークラリーなどを実施して、安全点検を行っている学校もある。
- ・教職員による定期的な点検（毎月）。保護者と教職員による学期1回程度の点検を行っている。
- ・各小学校に対し、通学路の確認を行っている。また、通学路の課題箇所について、児童・生徒・保護者や地域の人の声が集まる各小中学校に対し、年に一度調査を実施している。
- ・交通専従員の配置（安全点検含む）、学校園要請による現地確認、PTAの要望による現地確認を行っている。
- ・集団下校の際に引率教師が校区通学路を定期的に確認、子ども安全見まもり隊からの情報収集を

行っている。

- ・職員、PTA、地域が、交通面や防犯面において随時危険箇所の点検を行なっている。
- ・各学校によって異なるが、学校とPTAと一緒に各町会を巡り点検している。道路公園課、環境交通課、警察、学校人権教育課で年2回小学校区を1校ずつ点検している。
- ・各学校園で教職員や見まもり隊を中心に、定期的に安全点検を実施している。

■PTAや青少年指導員等が行うもの

- ・PTAによる巡回点検、防犯委員による防犯灯の点検を行っている。
- ・青少年指導員による危険箇所点検（年1回）、子どもの安全見まもり隊による報告（随時）を行っている。
- ・夏休み前にPTA更生補導委員会が警察官、市職員とともに校区内の安全点検のための巡視を行い、その結果をもとに安全の懇談会を開催している。また、長期休暇の期間を利用し、保護者と児童がともに通学路を歩いて安全点検を行っている。
- ・毎年1学期に、各小学校通学路安全対策協議会（PTA）が通学路安全点検を実施し、要望書として教育委員会に提出する。教育委員会は、要望を集約し、市・府・警察に要望する。

■その他

- ・町職員青色回転灯防犯パトロールを行っている。
- ・すこやかネットによる挨拶運動、青色パトロールを行っている。
- ・交通安全総点検を行っている。（市・警察・府土木事務所が主催。町会等地域と連携し小学校区別に安全点検を行なう。）

（5－2）点検の結果、改善が必要であった箇所について、安全対策をした事例があればご記入ください。

（回答14市町村、複数回答あり、重複内容一部省略）

■通学路のハード整備に関するもの

- ・カーブミラーの設置
- ・ガードレールの設置、補修
- ・見通しの悪い公園、市有地、通学路の樹木の剪定
- ・街路灯（防犯灯）の照度アップ、修繕
- ・通学路安全看板の設置
- ・信号機の整備、信号の点灯時間の変更
- ・フェンスの設置
- ・歩車道分離柵（線）の設置、補修
- ・スクールゾーンの整備（柱巻きつけ交通安全標示板、道路上の標示補修）
- ・停止線「止まれ」の表示補修

- ・交通標識等の交通安全施設の整備
- ・町会及び自治会への防犯灯設置・修繕費の助成
- ・学校の門扉を嵩上げ

■通学路のソフト整備に関するもの

- ・通学路の変更
- ・交通・防犯面などを関係各課に情報提供
- ・交通専従員の配置

参 考 「住民生活における安全・安心政策研究」アンケート調査票

市町村名（ ）

下記について、該当する項目に■印を入れ、必要事項をご記入ください。

A [地域防犯]

(1 - 1) 防犯・安全なまちづくりに関する担当部署の設置の有無について

- ☐ 設置あり (担当部署名：)
- ☐ 設置なし

(1 - 2) 防犯・安全なまちづくりに関する庁内連携・推進体制の整備の有無について

- ☐ 設置あり (体制・組織名：)
- ☐ 設置なし

(2) 地域安全情報を提供している媒体について

- ☐ 広報紙
- ☐ 電話連絡網
- ☐ F A X
- ☐ 電子メール (携帯電話メールを含む)
- ☐ ホームページ
- ☐ その他 ()

(3 - 1) 電子メール (携帯電話メールを含む) を用いた地域安全情報の発信について

- ☐ 市町村が直接実施 (担当部局：)
- ☐ 市町村が外部委託により実施 (委託先：)
- ☐ 民間団体等が自主的に実施 (団体名：)
- ☐ 実施する予定である (実施主体： 、実施時期： 年 月頃)
- ☐ 実施する予定はない (理由：) → (4) へ

(3 - 2) 発信情報の内容について

- ☐ 犯罪発生情報全般
- ☐ こどもに係る犯罪等発生情報
- ☐ その他 ()

(3-3) 情報発信の基準について

- ☐ 設けている (例：警察から市民へ注意喚起が必要とされる事案 等)

内容：

- ☐ 設けていない

(3-4) 発信情報の情報源について

(複数選択可)

- | | | |
|--|---|---------|
| ☐ 警察 | } | (3-6) へ |
| ☐ 市 (担当部局：) | | |
| ☐ 学校 | | |
| ☐ 自治会・PTA・こども会など地域の団体 | } | (3-5) へ |
| ☐ 市民からの通報 | | |
| ☐ その他 () | | |

(3-5) 情報源が公的機関でない場合、寄せられた情報の事実確認について

- ☐ 警察に確認している
- ☐ 市の担当課に確認している
- ☐ 情報提供者に確認している
- ☐ 確認していない
- ☐ その他 ()

(3-6) 発信した犯罪発生・未遂情報のフォローについて

- ☐ 犯人の検挙情報等を配信している
- ☐ 未解決の事案等に継続して注意喚起のメールを配信している
- (配信頻度： 日・週・月に1回)
- ☐ とくに対応していない
- ☐ その他 ()

(4) 防犯に係る協議会の事務局について

- ☐ 設置あり (担当部局：)

※防犯に係る協議会の活動内容がわかる資料を添付してください。

- ☐ 設置なし

- ☐ 歩車道分離柵等の設置
- ☐ 道路（歩道）の整備
- ☐ 防犯灯の設置
- ☐ カーブミラーの設置
- ☐ 街頭緊急通報装置の設置
- ☐ 防犯ベルの設置
- ☐ 防犯カメラの設置
- ☐ 公園等の施設の植木の剪定
- ☐ その他（ ）

☐ 市が設置し、維持している → (7) へ

☐ 市が設置し、他の団体が維持している (団体名:)

☐ 他の団体が設置し、市が維持している (団体名:)

☐ 他の団体が設置し、維持している (団体名:)

☐ 制度あり ※補助制度の内容がわかる資料を添付してください

☐ 制度なし

☐ 補助金を支出している

☐ 防犯グッズなどの物品を補助している（例： ）

☐ 障害保険の加入について補助している

☐ 活動研修、表彰制度等活動促進事業を実施している

※活動促進事業の内容がわかる資料を添付してください

☐ その他（ ）

☐ 行っていない

B [子どもの安全確保]

(1-1) 子どもの安全確保に関する担当部署の設置の有無について

- ☐ 設置あり (担当部署名:)
- ☐ 設置なし

(1-2) 子どもの安全確保に関する庁内連携・推進体制の整備の有無について

- ☐ 設置あり (体制・組織名:)
- ☐ 設置なし

(2) 子どもの安全確保のための事業等実施状況について

- ☐ 自治体独自の幼児、児童、生徒等の安全確保に関する指針の策定

※指針の内容がわかる資料を添付してください

- ☐ こども110番運動の推進
- ☐ 子どもの安全見まもり隊事業の推進
- ☐ すこやかネット（地域教育協議会）での取組み
- ☐ 小学校等への警備員等の配置
- ☐ その他 ()

(3-1) 地域安全マップについて

- ☐ 作成している

※作成した安全マップの写しがあれば添付をお願いします

- ☐ 作成していない → (3-12) へ

(3-2) 地域安全マップ作成の基準について

- ☐ 定めている

内容:

- ☐ 定めていない

(3 - 3) 地域安全マップの公開について

- ☐ 自治会の掲示板などに掲示している
- ☐ 学校内に掲示している
- ☐ 市や学校のホームページで公開している
- ☐ 大阪府の地域安全マップ共有システムを通じて公開する予定である
- ☐ 公開しない（理由： _____ ）
- ☐ その他（ _____ ）

(3 - 4) 作成の主体について

- ☐ 市町村が作成（担当課： _____ ）
- ☐ 学校が作成
- ☐ 学校の授業等で子どもが作成
- ☐ P T Aや自治会等の地域の大人が作成

(3 - 5) 地域安全マップ作成時のフィールドワーク（町歩き）の実施方法について
(複数選択可)

- ☐ 教職員等の指導者があらかじめ地域の危険箇所を確認し、フィールドワークで子どもに確認させている
- ☐ 教職員等の指導者が同行し、子どもに自由に地域を歩かせ危険箇所を確認させている
- ☐ 事前に作成されたマップを使用して、子どもに地域の危険箇所を確認させている
- ☐ 事件の発生箇所や不審者の発見箇所を子どもに案内して確認させている
- ☐ 町歩きで子どもが地域の方に危険箇所等について聞き取りして確認させている
- ☐ 指導者に任せており、把握していない
- ☐ その他 { _____ }

(3 - 6) 地域安全マップの掲載情報について

(複数選択可)

- ☐ 防犯危険箇所 ☐ 交通危険箇所 ☐ 犯罪発生箇所 ☐ 不審者発生箇所
- ☐ こども110番の家 ☐ 交通標識 ☐ ごみ・らくがき
- ☐ その他（ _____ ）

(3 - 7) 地域安全マップの作成頻度について（予定を含む）

- ☐ （ _____ ）ヶ月に1回程度
- ☐ （ _____ ）年に1回程度
- ☐ その他（ _____ ）

(3 - 8) 地域安全マップ作成の指導者研修について

- ☐ 実施している
- ☐ 今後、実施する予定である
- ☐ 実施していない → (3 - 12) へ

(3 - 9) 指導者研修の対象について

- ☐ 学校の教職員
- ☐ P T Aや青少年指導員の方
- ☐ 自治会や老人会の方
- ☐ その他 ()

(3 - 10) 地域安全マップ作成の効果について

- ☐ 子どもの安全意識が高まった
- ☐ 地域の防犯意識が高まった
- ☐ その他の効果があった
()
- ☐ あまり効果がみられなかった
(原因：)

(3 - 11) 作成した地域安全マップについて

- ☐ 活用している
(例：)
- ☐ 活用は作成者に任せている
- ☐ 市民（子ども・大人）が任意に活用している
- ☐ 把握していない
- ☐ その他 ()

(3 - 12) 地域安全マップ作成の課題について

※実施、未実施にかかわらず、ご意見がございましたらご記入ください。

(4-1) 各小学校区の「子どもの安全見まもり隊」以外に、見守りボランティア活動が実施されている場合、その推進母体は

- ☐ P T A
- ☐ 自治会
- ☐ その他 ()
- ☐ 行っていない (理由:) → (5-1) へ

(4-2) 見守りボランティア活動の連携について

参加団体

- ☐ P T A ☐ 自治会 ☐ セーフティパトロール隊 ☐ 老人会 ☐ こども会
- ☐ その他 ()

(4-3) 見守りボランティア活動への支援について

- ☐ 行っている

例：活動グッズの配布、傷害保険の加入等

- ☐ 行っていない → (5-1) へ

(4-4) 見守りボランティアの募集について

- ☐ 市が募集 (募集方法:)
- ☐ 学校が募集
- ☐ P T Aが募集
- ☐ 自治会が募集
- ☐ その他 ()

(4-5) 見守りボランティア活動継続の課題について

※ご意見がございましたらご記入ください。

(5-1) 通学園路の安全点検について

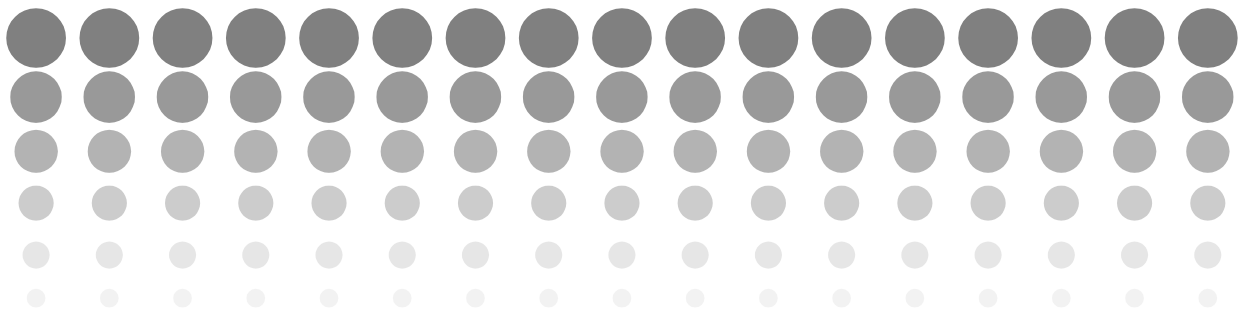
現在どのような安全点検を行っていますか。

--

(5-2) 点検の結果、改善が必要であった箇所について、安全対策をした事例があれば
ご記入ください。

1	事例：	
	担当部署	予算 円
2	事例：	
	担当部署	予算 円
3	事例：	
	担当部署	予算 円

***** ご協力ありがとうございました *****



第4部

大阪府内における安全・安心施策の事例

子ども条例と子ども安全・安心のまちづくり(池田市) 「地域安全マップ」から「地域ぐるみの安全マップ」(寝屋川市)

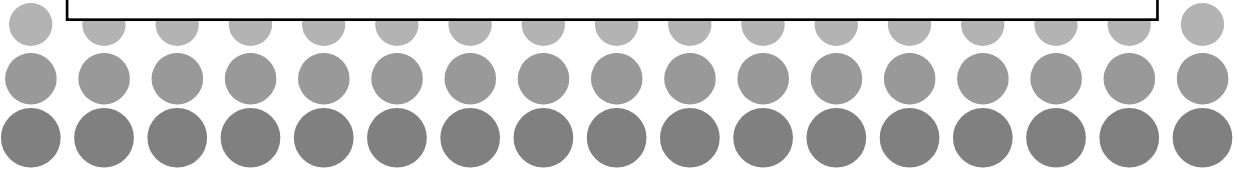
大阪府内では、2001年に大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件、そして2005年には寝屋川市立中央小学校・教職員殺傷事件と、ふたつの大きな痛ましい事件が起きました。

これらの事件は、従来の「地域に開かれた学校」から安全対策重視の「閉ざされた学校」に方針転換するきっかけとなりました。

事件以前の小学校は、地域のコミュニティに重要な役割を果たし、校庭は子供たちの遊び場にもなっていましたが、これらの事件後は、学校に監視カメラを設置したり、部外者の立ち入りを禁止したり、小学校への警備員配置、集団登下校も行われるようになりました。

多くの自治体では現在、「こども110番」「学校安全ボランティア」「学校安全対策委員会」などのさまざまな対策を試みています。また、多くの学校がそれまで日中開放していた門扉を登下校時以外は閉ざし、部外者の立ち入りを厳しく警戒するようになりました。

ここでは、それぞれの自治体において、現在、どのような取り組みをされているのかについて、自治大阪などに投稿された原稿を再掲いたします。



子ども条例と子どもの安全・安心のまちづくり

池田市子育て・人権部
友武 一生

池田市は、大阪の西北部に位置する面積22.11km²の小さな市で、市域の約半分が市街地調整区域となっている。1939（昭和14）年に大阪府内で6番目に市制を施行し、1975（昭和50）年の国勢調査で人口10万人になり、現在でも101,042人（2006（平成18）年4月1日現在）と人口の変化が余り見られない状況である。

1997（平成9）年度から池田市流の行財政改革を着実に進めており、さらに、2006（平成18）年度には、スリムでより効率的な行財政基盤の確立をめざす「池田市行財政システム改革プラン」を定め、直面する財政危機を回避するだけでなく人口減少時代に対応できる安定的な行政組織の基礎を確立するため、新たな行財政改革に乗り出したところであり、「小さくとも世界に誇れる池田」をめざして、「安全・安心のまち」はもとより、「福祉のまち」「教育のまち」、そして「子育て支援のまち」池田として各般の施策に取り組んでいる。

1 「池田市子ども条例」の制定

2005（平成17）年4月1日、『池田市子ども条例』を施行し、「子育て支援のまち・池田」を内外に宣言した。

これは、子育てに関する基本理念を定め、保護者、地域住民等、学校等、事業者および市の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与するため、制定したものである。

子どもの権利条例は、多くの自治体にみられるが、子育て支援を目的とし、かつ、子どもを主体とする意味から、子育て支援条例ではなく、名称を子ども条例とした。

既に、1999（平成11）年12月に乳幼児から小学6年生までを対象とした、児童育成計画『いけだ子ども未来夢プラン』が策定され、全ての子どもが健康で文化的な生活が営まれる環境づくり、全ての子どもが自ら未来に大きな可能性と夢を持ち続けることができる社会づくりに向けて、子育て支援を推進してきた。

しかし、近年、少子高齢化の進展に伴い、2003（平成15）年6月に「少子化対策基本法」が制定され、その法を具体化すべく「次世代育成支援対策推進法」が制定された。

それに伴い、本市においても2004（平成16）年1月に就学前児童・小学校児童の保護者、中学校生徒（本人）の2,000世帯を対象としてニーズ調査を実施し、その調査結果に基づき、市民等により構成された「地域協議会」において審議の後、市民意見を求めて、2005（平成17）年3月に池田市

次世代育成支援行動計画『新・いけだ子ども未来夢プラン』を策定し、同年4月より実施した。

そして、その行動計画の重点推進施策（12項目）の一つに謳われている「『池田市子ども条例』制定の促進」を具体化するため、同年3月に同条例を制定した。

本市においては、『池田市子ども条例』にのっとり、池田市次世代育成支援行動計画『新・いけだ子ども未来夢プラン』を推進していくことが「子育て支援のまち・池田」を実現することと考えている。

「池田市子ども条例」は、その前文のなかで「他の施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があること。」そして、「このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。」ことを謳い、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、制定した。

基本理念（3条）では、子どもの権利が尊重、保護されること、保護者、地域住民等、学校等、事業者と市が、連携および協力の下で取り組むこと、あらゆる分野において、総合的に取り組むことと規定している。

第2章責務（4～8条）では、まず、保護者の責務を規定している。①子どもを育てる第一義的責任を自覚し、家庭が生活習慣や社会的きまりを身に付ける場であることや安らぎ、くつろげる場であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む家庭づくりに努めなければならない。②子どもに教育を受けさせる義務があることを自覚し・集団生活を通して子どもの社会性が育まれることを認識し、地域社会や学校等との連携に努めなければならない。というのがその内容である。

次に、地域住民等の責務では、①地域社会が子どもの豊かな人間性を育む場であることや社会的きまりを守り、社会の一員としての役割を自覚するための場でもあることを認識し、子どもの健全な育成や環境づくりに取り組まなければならない。②子育てに関する知識や経験の提供、地域社会による見守りなど、保護者に対する支援や子育ての補完の機能を発揮しなければならない。と規定している。

学校等（学校、幼稚園、保育所など）の責務では、①集団生活を通して、社会性、基礎学力、自ら学び、考える力など、生きる力を子どもが身に付ける場としての機能を発揮しなければならない。②地域におけるつながり拠点のひとつとして、積極的に場を提供しなければならない。と規定している。

事業者の責務では、①事業活動が子どもの育成や社会の与える影響を自覚し、安全で良好な環境の創出および維持に常に配慮しなければならない。②事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めるよう配慮し、地域住民等や学校がおこなう子どもの育成に関する活動に協力しなければならない。と規定している。

最後に、市の責務では、①子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出および維持に努める。②保護者、地域住民等及び学校等の責務が全うされるよう、あらゆる分野において、必要な支援および総合調整を積極的におこなう。内容となっている。

第3章市の施策（9～15条）では、まず、基本目標を規定し、子どもの育成について、（1）子育て・親育ちを応援する環境づくり、（2）子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり、

(3) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり、(4) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり、(5) 子どもの人権を守る環境づくり、という5つの基本目標を定めている。また、本市独自の施策として、保護者が生み育てる子どもの数や発育段階、家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援をおこなうという規定もあり、次項で詳しく説明する。

子育てをする保護者の負担の軽減では、(1) 子育てに関する相談・指導、情報提供、講座の開催など、(2) 延長保育、預かり保育、一時保育など、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実、(3) 子育てに関する地域のネットワークづくり、(4) 子育てに関するNPO、地域ボランティア等による子どもの健全育成の支援、(5) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など、を規定している。

子どもや母親の健康の確保および増進では、子どもや母親の健康の確保のための母子保健施策等の充実、乳幼児期からの望ましい食習慣に関する情報提供、小児医療の充実、思春期保健対策など、を規定している。

子育てをしやすい生活環境の整備では子育てを担う世代に良質な住宅確保の情報提供等をおこなうとともに、安全な道路交通環境の整備および公共施設等のバリアフリー化など、を規定している。

子育てと仕事の両立の推進では、家庭生活との均衡のとれた働き方等の啓発や支援をおこなうとともに、放課後児童健全育成事業やファミリー・サポート・センター事業の充実など、を規定している。

関係機関と連携した子どもの安全確保では、子どもを交通事故、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害から未然に守る活動を推進するとともに、被害に遭った子どもを支援するためのカウンセリングおよび保護者に対する助言をおこなうなど、を規定している。

第4章推進体制(16・17条)では、まず、行動計画を規定し、行動計画を策定する内容になっているが、この条例が次世代育成支援行動計画の12項目の重点推進施策の1つとして掲げられている事を先に述べたが、その次世代育成支援行動計画と条例の整合性を図る意味から、子ども条例の基本理念をはじめ基本目標等は、同じ内容となっている。そのことから、あえて行動計画は策定せずに、次世代育成支援行動計画を子ども条例の行動計画としている。

最後に、地域協議会が次世代育成支援行動計画の審議後に解散していることから、条例で池田市子ども見守り委員会を設置し、子どもの育成に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べたり必要な措置を講じるよう勧告することができる。と規定している。

この条例の運用により、この条例の目的とする「安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現」をめざすものである。

2 エンゼル補助金等

池田市子ども条例第9条第2項において、「市は、基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階および子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援をおこなうよう努めるものとする。」と規定している。

池田市流の子育て支援として、子どもの人数が多くなると支援の内容が手厚くなるシステムとなっている。まず、「エンゼル祝金」制度では、1997(平成9)年度から10年間の時限法で、その内容は、第三子出産の場合は2万円、第四子出産の場合は20万円、第五子以上の出産の場合は1人につ

き30万円となっている。2005（平成17）年度決算は4,820千円で、第三子が71名、第四子が14名、第五子以上が2名の計87名である。

このエンゼル祝金制度を一躍有名にしたのが、地元の自動車メーカーであるダイハツ工業の協力によるもので、第四子以上の出産の場合、軽自動車を3年間無償貸付するという、文字通り、官民一体の支援策である。2005（平成17）年度実績は5台（累計63台）である。

「保育所児童エンゼル補助金」は、市立および私立保育所に通う第四子以上の児童を対象に、納入した保育料の同額を補助するもので、2005（平成17）年度決算は4,175千円で20人が対象となっている。

「幼稚園児エンゼル補助金」は、市立および私立幼稚園に通園する第四子以上の4・5歳児を対象とし、上限96,000円までの補助となっている。2005（平成17）年度決算は815千円で、12人が対象となっている。

「乳幼児医療費エンゼル助成」は、大阪府の制度が入院は6歳になった年度末まで、通院が3歳になった月末までとなっているが、2005（平成17）年7月より、市独自に、第二子の通院は6歳になった年度末まで、第三子以上の入院・通院を9歳になった年度末まで拡大し、さらに、2006（平成18）年7月より、第四子以上は小学校6年生まで助成対象を拡大した。

その他の給付型の子育て支援として、先ず、「ハッピーバース支援事業」がある。これは、2003（平成15）年7月より不妊治療費の助成をおこなうもので、15万円を限度に自己負担の2分の1を助成するもので、3年間で4回以内の適用が可能である。2005（平成17）年度決算は6,018千円で、56件となっている。

次に、「父親準備教室」では、初めて父親になる方を対象に、2005（平成17）年度は、3回開催し、延べ142人の参加があった。

マタニティークラス（妊婦教室では、妊婦やその配偶者を対象に実施し、2005（平成17）年度決算は504千円で、32回開催し、延べ330人の参加となっている。

私立幼稚園保護者補助金は、私立幼稚園に通園する3・4・5歳児を対象に、年額96,000円以内の補助を行っており、2005（平成17）年度決算は44,717千円で、1,054人が対象となっている。

ひとり親家庭医療費助成(母子・父子家庭)は、2005（平成17）年度決算は50,554千円で、1,760人が対象となっている。

小・中学校入学児童保護者奨励金（母子・父子家庭）は、2005（平成17）年度決算は440千円で、小学校が3,000円×30人、中学校が7,000円×50人、計80人が対象となっている。

3 新たな子育て支援について

平成18年6月1日、厚生労働省は2005（平成17）年の人口動態統計を発表し、合計特殊出生率が1.25で過去最低を更新したと発表。また、戦時中など特殊な期間を除き1899（明治32）年以来、初めて年間の人口が減少に転じた年として、国においても従来の対策のみでは少子化の流れを変えることができなかったことから、子育てを支援する税制などの新たな少子化対策の具体的検討に入った。

急激な人口減少は国の活力や福祉制度にも重大な影響を与える市民の生活と直結する問題であるとし、本市では昨年に池田市子ども条例を施行するなど、地域をあげての子育て支援に取り組んで

きたことは、前述のとおりであるが、2006（平成18）年度からのサービスについて、さらに以下の新設又は拡充を行った。

まず、池田市子ども条例の施行により、子育てに関する提言や調査を行う池田市子ども見守り委員会の下部組織として、新たに「子ども見守り隊」を設置。見守り隊は、地域で子どもの見守りを行い、安心して子育てできる環境を整備するため、市に対して自主的な報告や提言等を行う登録制の組織で2006（平成18）年6月から募集し、登録の受付を行っている。

次に、第1子を出産した保護者を対象に、ファミリー・サポート・センター利用券（3時間×2回）を配布する「若葉ママ応援事業」を実施。利用券の配布によって、初めての育児に対する保護者の負担の軽減を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の周知度を高めるのがねらい。利用券は、2006（平成18）年8月から4か月児健診時に保護者に対して配布する。

次に、つどいの広場は、子育て親子を対象に、①交流のための「集いの場の提供」、②育児相談・援助の実施、③子育て関連情報の提供、④子育てに関する講習・講演会の実施、を行う常設型の事業。まず、新設の大規模マンション「ザ・ライオンズ池田」内には、送迎保育ステーションや一時保育の機能を併せ持つ週6日制の「もりもりKIDS」が、また、五月山児童文化センター内には週3日制の「ポンポコクラブ」が、いずれも民間委託方式により2006（平成18）年4月から開設し、在宅で乳幼児（0～3歳）の子育てを行う親と子が気軽に立ち寄り、子育て情報の交流や保育士との育児相談等を通じて育児不安の軽減など地域の子育て支援機能の充実を図っている。

なお、「ザ・ライオンズ池田」内に開設した送迎保育ステーションについては、池田駅周辺地区での待機児童対策として、2000（平成12）年度から既に駅前保育ステーション「カルガモ」をスタートし、定員に余裕のある市域北部の保育所への児童の搬送を行ってきたが、駅前周辺地区にさらに2箇所の大規模マンション（合計で約1,000戸）が建設されることに伴い、2006（平成18）年度から、市域南部の保育所への搬送も必要となり新たに開設したものである。

次に、小学生以下の子ども連れ家族が、市内6か所の公衆浴場を利用して、親子や地域のふれあいを促進するため、入場料金を助成する「親子ふれあいDAY助成事業」を、2006（平成18）年6月から毎月2回（第2・第4土曜日）実施している。親子ふれあいDAYに子ども連れで公衆浴場を利用すると、小学生の場合520円（幼児の場合は450円）の入場料金が300円で利用でき、浴場組合と市が、それぞれ割引料の2分の1ずつを負担する。

次に、乳幼児連れの来庁者が安心して手続き等が行えるように、子育て関連の窓口が集中している庁舎2階にキッズコーナー（約20㎡）を、5月5日（こどもの日）に設置し、ゴールデンウィーク明けの5月8日から供用開始した。

その他には、多様化するサービスに関する窓口や連絡先が保護者にわかりやすくするため、子育て支援に関する情報を1つにまとめた子育て支援パンフレットを作成し、子育て家庭の常備用に配布したり、また、母子自立支援施策として、新たに技能取得経費の助成など自立に向けた支援を行うことなどがあげられる。

幼保一元化については、隣接するなかよし幼稚園と石橋南保育所が幼保一元化のモデル園として指定され、2000（平成12）年から庁内検討委員会を設置し、2002（平成14）年には、4・5歳児の交流保育の実践に向けた検討を始め、2004（平成16）年度からは具体的に共通カリキュラムによる

合同保育を、また、2005（平成17）年からは合同給食を実施してきた経過がある。また、2006（平成18）年度には、市長部局に子育て・人権部に教育委員会職員と市長部局職員からなる「準備室」を設け、設置条例案等を6月議会に提出し可決された。これにより、2007（平成19）年4月には本市初の幼保一元化施設「池田市立なかよしこども園」がオープンすることとなっている。なお、就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律が2006（平成18）年6月15日に公布、10月1日から施行されるが、同法の規定による「認定こども園」の要件である幼稚園、保育所及び地域の子育て支援の拠点の3つの機能については、当然、池田市立なかよしこども園においても全て備えることができるものと考えているが、それだけでなく、池田市こども条例の基本理念に沿った池田市流のこども園をめざすことが期待されている。

4 子どもの安全・安心なまちづくり

本市においては、2001（平成13）年6月8日に大阪教育大学附属池田小学校児童等殺傷事件が発生し、そのニュースが世界を駆け巡ったことは、ご存知のとおりである。

事件発生までの保育所では、門扉は保育所の児童が外へ出ないようにするためのものであり、外部の人間を遮断するものではなかった。そして、附属池田小学校児童等殺傷事件が発生するまでは、不審者が、公共施設に侵入することを全く想定してなかった。「危機管理意識を持つこと」、「備えあれば憂いなし」などと言われるが、常に危機管理の意識を持って、あらゆる災害に備えるという状況ではなかったのではないと思われる。

池田市は、事件発生直後（6月8日午後1時）に、市民安全委員会を開催した。この委員会は、これまで、個々の部局で取り組んでいた平和安全協議会、青少年問題協議会、社会を明るくする運動などを一元化するため、2001（平成13）年3月議会で可決された市民安全条例に基づくものである。

「他所で起こることは、池田でも起こり得る、そのための準備を…」という市長の考えから、事件直後の6月議会で、市民安全基金条例を追加提案した。夏の風物詩であり、隣接する兵庫県川西

「セーフティーキーパー構想」

大阪教育大学附属池田小学校児童等殺傷事件を踏まえ、池田市における犯罪等の防止に努めるとともに、非常事態に際しての初動体制を充実強化するもので、以下の内容となっているが、発足当時から比べると、民間協力団体が増加している。

（1）「安全パトロール隊」による安全監視

以下の巡回車両に乗車する市職員に安全監視の業務を担わせる。各車両において統一マニュアルを持ち、警察・消防等非常時の連絡先を把握しておく。非常事態の発生時には、市長公室危機管理課において情報を集約する。

発隊式 2001（平成13）年10月12日

① 安全パトロール車（危機管理課）

危機管理課所管の車両3台により学校園など53施設・利用度の高い26公園を巡回し・安全確認業務をおこなう。特に、小学校下校時は重点パトロールとする。

乗車する市職員は制服・制帽を着用し、4月7日より広報アナウンス、5月30日より青色防犯

灯点灯開始

② 消火栓等点検車（消防本部）

消防ポンプ車が、消火栓等点検業務にあたる際に、近隣の小学校の安全パトロールをおこなう。

（２）小学校・幼稚園、保育所における安全監視

① ボランティアによる市立小学校・幼稚園、保育所の巡視

② 警備員による市立小学校の巡視（常駐１名）

（３）民間協力による安全監視

① 阪急タクシー乗務員による通常業務時の監視

2002（平成14）年２月開始100台

2005（平成17）年３月１日より全844台「子ども110番タクシー」として運行

② 池田郵便局局員による集配時の監視、（2001（平成13）年10月開始）

単車100台 軽自動車配達車 7 台

③ 池田市消防団による夜間巡回時の監視 7 分団 7 台

④ 池田タクシー乗務員による通常業務時の監視

2004（平成16）年 6 月開始45台

⑤ 大阪府トラック協同組合乗務員による通常業務時の監視 2005（平成17）年 4 月開始 1台

⑥ 青年会議所有志及びボランティア等による青色防犯パトロール発隊式（2006年(平成18年) 7 月 8 日）

市との共催の「猪名川花火大会」を中止し、その財源を基金に繰り出す・とともに、市民にも寄付を呼びかけた。さらに、9 月議会で「セーフティーキーパー構想」を提案した。

保育所の安全対策は、2001（平成13）年10月より実施し、①「保育所内への侵入者に対する危機管理対応マニュアル」の作成および配布、②非常警報装置の設置、③モニター付きインターホンの設置、④携帯電話、携帯防犯ブザーの配備、⑤地域ボランティアによる巡視、⑥警察官のパトロー

A N S I N メールシステム（Active News From Safety Information Net）

1. 構築目的

子どもたちの安全に関する情報を希望者の携帯電話等にメールで提供し、子どもたちの安全監視と見守り体制の強化を図る。

2. システム

2004（平成16）年 6 月 1 日

希望者からの登録申請受付作業開始、開始時期

2004（平成16）年 6 月 8 日

A N S I N メールシステム運用開始

3. 情報内容

・不審者情報や子どもに被害の及ぶ恐れのあるものなど、子どもの安全にかかわる情報

4. 情報配信

- ・市内の小中学校・幼稚園、保育所等に通う生徒や児童の保護者など対象者でメール配信を希望するもの（その他希望者も登録可能）
- ・関係職員およびセーフティーキーパー等

5. 情報配信方法

- ・入手した情報の事実確認とプライバシー確保作業を行った後、配信
- ・希望者が事前に登録したメールアドレスあてに配信する。

6. 登録方法

- ・登録申請の受付専用サイトをあらかじめ設置、配信希望者が携帯電話やパソコンから専用サイトにアクセスし、配信希望先メールアドレス等の必要情報を入力するとシステム上で自動登録される。

7. システム周知方法

- ・広報いけだ5～6月号に記事掲載
- ・市内小中学校・幼稚園・保育所等にて周知ビラ配布
- ・地元CATVニュースにて放映

8. システム構築経費 1,050,000円

9. システム運用経費 1,083,390円（103,180／月×1.05×10月）

10. その他

- ・6月8日サービス開始時に、テストメール配信
- ・7月8日市民安全大会に併せて、ANSINメールによる模擬訓練実施

11 送信件数等2004（平成16）年度＝19件

2005（平成17）年度＝22件、計41件

登録者数 2006（平成18）年8月現在＝2,267人

※なお、平成18年1月23日に大阪府警察本部が同様のサービスである「安まちメール」の配信を始めたことに伴い、平成19年3月31日をもってANSINメールは終了した。

ル強化、⑦各種訓練の実施などをおこなった。

2004（平成16）年6月には「ANSINメール」制度が発足した。

2005（平成17）年3月議会に安全対策費を追加提案した。

大阪府が学校安全対策（警備員）費用として2分の1を補助するものであるが、保育所などは対象外のため、市単独で安全対策を実施した。

その内容は、公立保育所（6ヵ所）、民間保育所（7ヵ所）、認可外保育所1ヵ所、私立幼稚園（10ヵ所）、留守家庭児童会（11ヵ所）が対象で、公立施設は、警備会社と直結のホットラインを設置し、民間施設は、ハード、ソフトいずれの警備にも使用できるよう補助するものである。

最 後 に

池田市は、これまで様々な施策を行い、子どもの安全対策を行ってきたが、これで安心ということではないと思っている。保育所を例にあげると、①塀やフェンス・鍵などの設置は抑止力がある

が、入ろうと思えば・・・、②女性が多い職場である、③朝夕は、変則勤務体制のため、職員が少ないなどの状況にある。

次に、マニュアルのチェックは、常に危機管理意識を持っておこない、所外保育の場合などは、事前にマニュアルを確認する必要がある。

また、各種訓練の実施も必要である。危機に直面した場合、①普段やっていることしかできない、②普段やっていることもできない、③普段やっていないことは絶対できないということを肝に銘じておく必要がある。そして、訓練の実施日や時間帯等も考慮しておく必要がある。保育所では、曜日や時間により、勤務する人が違うことやあらゆる事態を想定した訓練を行う必要がある。

さらに、附属池田小学校の事件を契機として、ボランティアによる市立小学校・幼稚園・保育所の巡視を実施したことから、①地域の人々が保育所の所在を知るようになったこと、②運動会、納涼保育等の行事が地域住民の参加のもとで実施できるようになったこと、③地域の協力のもとでの安全対策が講じられていることなど、地域とのつながりの必要性を痛感している。

今後とも、常に危機管理の意識を持って、施策の充実をおこない、子どもの安全を守ってまいりたいと考えている。

「地域安全マップ」から「地域ぐるみの安全マップ」へ

寝屋川市教育委員会社会教育部地域教育振興室地域教育課

1. はじめに

本市では、平成12年4月の地域教育協議会（すこやかネット）の市内12中学校区一斉立ち上げ以来、学校・家庭・地域の協働による子どもたちの健やかな成長を見守る地域ネットワークの構築に努めてきました。子どもの事件が多発する中の平成13年度からは、「子どもを守ろう大人の目と心で」をスローガンに、地域の方々による見守り活動をお願いし、各小学校区における「子どもの安全見守り隊」の結成など、それぞれの地域で子どもを守るためのさまざまな取り組みがすすめられてきました。さらに、平成17年3月、各学校園への防犯カメラやオートロックの設置、4月に全小学校への警備員の配置、8月には改訂版危機管理マニュアル「校門で守るみんなの命」を作成するなど、学校における子どもの安全に取り組んできました。

2. より強固な子どもを見守る地域ネットワークの構築

また、本市では、文部科学省の平成17年度地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の地域指定を受け、子どもの安全確保のための取り組みを推進しました。

本事業は、子どもの安全が脅かされる事件、事故が多発する状況を踏まえ、学校の安全管理に関する取り組みを一層充実するうえで、特に地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用するなど地域全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校を確立するため、①スクールガード（地域のボランティア）の養成、②スクールガードリーダー（防犯の専門家や元警察官など）による学校の巡回指導と評価の実施、③モデル校区による先進的な取り組みの実施を有機的に絡めて行うこととしています。

地域指定を受けるにあたっては、これまで地域のさまざまな関係諸団体やボランティアで行われていた子どもたちの安全を守る取り組みを各小学校区ごとに「子どもの安全見守り隊」として再編成し、それぞれに「子どもの安全連絡協議会」を設け、地域ネットワークの充実を図ると共に、市立中央小学校区、市立和光小学校区の2つの小学校区をモデル校区として先進的取り組みをすすめ、全市に広めていくための啓発活動を行うこととしました。また、より効果的な取り組みをすすめるため、スクールガードリーダーの活用や子ども自身の危険回避能力を高めていくため安全教育の専門家の指導を受けることとしました。



見まもり隊帽子



見まもり隊腕章



子どもの安全見まもり隊

3. 「地域安全マップ」づくりを通した安全教育

子どもは学校、家庭、地域社会であたたかく見守られながら育っていかなければなりません。子ども自身が危険認知力、危険回避能力を高めていくことも必要です。モデル校区の市立中央小学校区ではCAP教室、市立和光小学校区では地域安全マップ作りを実施し、安全教育に取り組みました。ここでは、本市で初めて取り組みました市立和光小学校区の「地域安全マップ」づくりを紹介します。

(1) 市立和光小学校の規模及び地域環境

市立和光小学校（校長 丸山涼子 学級数22学級 児童数636名）は、本市の西南端に位置し、昔ながらの古い居住区と、住宅密集地や府営住宅が混在しており、平成16年度には、学校、PTA役員、地区委員会、自治会長、校区福祉委員会役員で構成する「子どもの安全確保協議会」が組織され、子どもの安全確保についての取り組みがなされるなど、さまざまな形で地域、保護者による学校支援の厚い校区です。

(2) 地域安全マップ授業の位置づけ

- ◆校内における安全管理・・・・・・・・①
- ◆地域連携による校区の安全確保・・・・②
- ◆児童自身の危険認知力の育成・・・・③



(3) 専門家の指導

4年生(3学級 85名)対象に「地域安全マップ」づくりを実施することとし、作成指導に小宮信夫先生(立正大学文学部教授)をお願いすることとしました。

学習のポイントは、①危険な場所を学習する。「入りやすく、見えにくい場所」②人ではなく場所に着目する。「不審者、犯罪発生マップではない」③係を決めてフィールドワークにでる。「班長・副班長・地図係・写真係・インタビュー係」の3点です。

(4) 学習計画

- ・小宮先生による事前学習会(平成17年10月22日)
(参加者) 市教委・学校教職員・PTA役員・学年保護者・自治会・地域住民
- ・地域への趣旨説明と協力依頼(平成17年11月)
(学校評議員会・自治会長・校区福祉委員会・子どもの安全確保協議会・民生児童委員会・PTA実行委員会・学校だより・学年だより等)
- ・地域安全マップ作りの授業(平成17年12月1日)
 - ①時限 オリエンテーション(体育館)
 - ②時限 フィールドワーク(21班)
 - ③時限 フィールドワーク(21班)
 - ④時限 マップづくりの作業(体育館)
 - ⑤時限 マップづくりの作業(体育館)
 - ⑥時限 アピールタイム(体育館)
- ・実施体制
 - ◆4年生3学級85名で21班編成 1班4～5名×7地区×3学級
 - ◆指導者各班1名以上 市教委11名、教職員7名、PTA関係者7名、中学校教員1名
 - ◆保護者による安全確保係 21名



①オリエンテーション



②③フィールドワーク



④⑤マップづくり



⑥アピールタイム

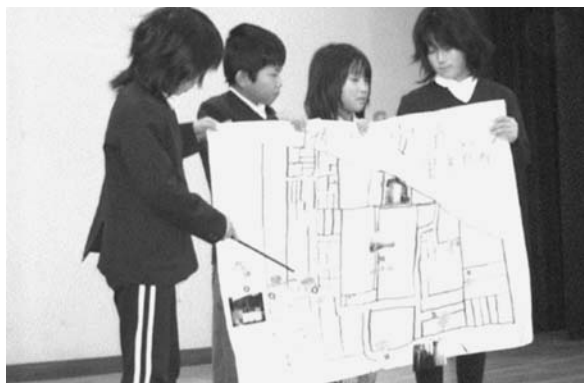


出来上がったマップ

4. 「地域ぐるみの安全マップ」への展開

(1) 全校児童に広げるために

小宮先生にご指導をいただいた4年生の子どもたちは、地域安全マップづくりから危険な場所への認識を高めることができました。学習したことを全校集会で発表すると共に、1～3年生を対象に地区ごとのミニ集会を行い、繰り返し「入りやすく、見えにくい場所」への注意をよびかけました。



全校集会で発表

(2) 保護者による安全マップづくりへ

子どもだけでなく保護者にも危険認知を高めてもらう必要があります。そこで、学習の後、我が子と共に通学路の危険箇所点検や一人下校となる地点の確認をしてもらいました。

(3) 地域ぐるみの安全マップへ

地域の安全は、地域の人とのつながりの中にあります。子どもの安全を守るために地域の大人が活動することは、とりもなおさず地域の安全を築くことです。この学習を、単にマップを作るだけに終わらせるのではなく、作ったマップをもとに、7つの自治会集会所で地域の人たちとの交流をもちました。子どもたちの小さな声をきちんと受け止め、地域の安全に積極的に生かしていただきました。自治会のすばらしい支援があって、始めてこの学習は「地域安全マップ」から「地域ぐるみの安全マップ」となり得ました。



集会所での地域安全マップ交流会の様子

5. 取り組みの成果

(1) 危険認知力の育成

教わって、歩いて、見て、尋ねて、書いて、話し合っ、発表して、友達の発表を聞いて…こうして、多様な角度から何度も何度も「危険な場所はどんな所？」と自分に問いかける学習を通じて、子どもたちの心に危険認知力が培われていきました。

(2) 総合的な学習としての力

- ① 班ではっきりとした役割分担をしてフィールドワークに出かけることで【責任感】

② 協力してマップを作り上げる作業を通して【協調性と創意工夫】

③ アピールタイムで発表することを通して【表現力と達成感】

が培われていきました。

（３）地域の人との親近感

地域の人たちにインタビューすることで「うちの地域の子ども」という意識を持ってもらうことができ、互いに親近感が増しました。学習の後、子どもたちのあいさつがぐんと増えましたという声が地域から届いています。

（４）地域ぐるみの安全への貢献

7つの集会所で行った「発展的学習」では、子どもたちの安全マップで調べた発表を受け、自治会の人たちが早速改善に取り組んでいただきました。暗かったところに街灯が設置され、放置自転車やガスコンロなどの粗大ゴミが処分され、地域の安全についての意識が高まりました。

（５）地域参画の喜びを体験

地域の人たちと一緒に落書きを消したり、ゴミ拾いなどの作業に取り組むことで、子どもたちは協働の姿勢を学ぶとともに、地域参画の喜びを体験することができました。



地域の人たちと一緒に地域改善に

6. 「地域安全マップ授業」実施後の子どもの意識変化

一連の授業実施後、4年生の総合的な学習ではポートフォリオとして「振り返りノート」を書き、また、「学習アンケート」を実施して、意識の変化を追いました。

その結果どの子どもにとっても「地域安全マップ授業」は、「フィールドワークによって次々危険箇所が確かめられた」「グループでマップづくりができた」という点で楽しい授業だったとしています。

この学習が「危険な場所とは入りやすく見えにくい場所」を探すというきわめて明確な学習主題を、それぞれの役割分担を明確にしたフィールドワークや地図づくりというグループ活動によって明らかにしていく学習手法が、まさに子どもたちの興味と関心に合致し、学習への意欲につながったと考えられます。

また、「取り組んでよかったこと」として、①危険認知に関すること、②地域の人との触れ合いに関することが高い数値を示し、「危険認知」に関する目的は達成されたと考えられます。

子どもたちが気を付けるようになったこととして「危険な場所に行かないようにしている」「暗い

場所には行かないようになった」「一人で遊ばないようにしている」「注意してくれる人にあいさつするようになった」「ポイ捨てをしないようになった」など、フィールドワークから学んだことを実生活にも取り入れようとしています。

子ども達がポートフォリオに残した足跡には、「私も一所懸命発表しました。みんなで今度落書きを消そうか、という話し合いになったことがうれしかった。あんなに人が来てくれるなんて、思ってもみませんでした」「空き家がならんでいる所を地域の人と点検に行ったら、2カ所鍵のかかっていない家が見つかって、自治会の人は見に来てよかったと言ってくれました」など、地域の人たちがまじめに自分たちの声に耳を傾けてくれたことへの喜びが地域への参画意識・愛着心・達成感を生んだことが伺われました。そういうかわりの中にこそ子どもの安全を守るまちづくりへのカギがあるように思われます。

また、平成18年度には、地域の校区福祉委員会に「児童生徒部」ができ、「子どもの安全」「健全な子どもの育成」に向けた「子どもをはぐくむ環境づくりネットワーク」が広がっています

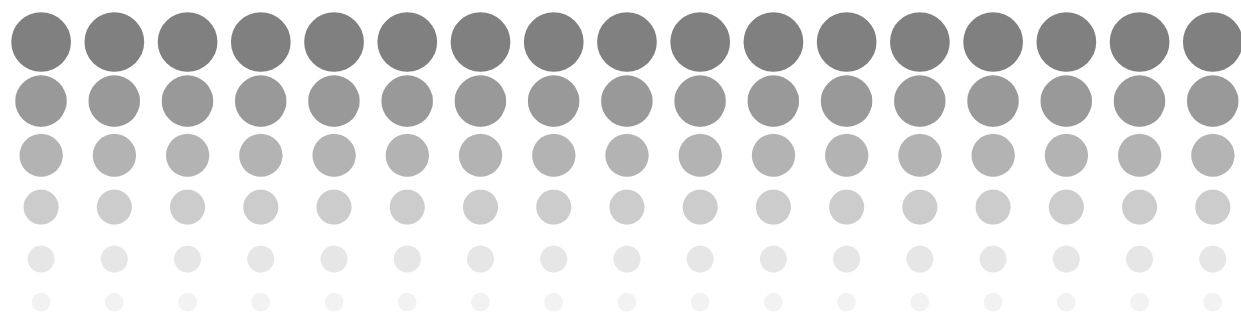
〈問い合わせ〉

寝屋川市教育委員会 社会教育部

地域教育振興室 地域教育課

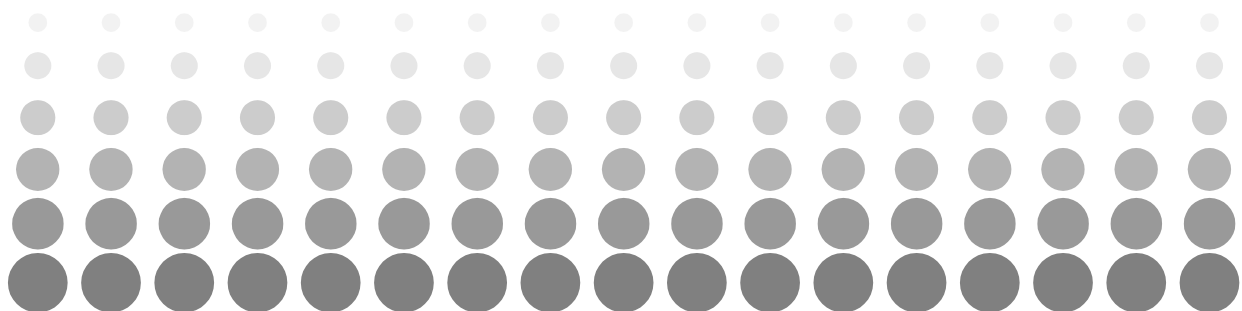
TEL：072-838-2018

Mail：chiiki@city.neyagawa.osaka.jp



第5部

受講者レポート



地域安全情報の配信に関する課題と改善方策について

茨木市教育委員会学校人権教育課

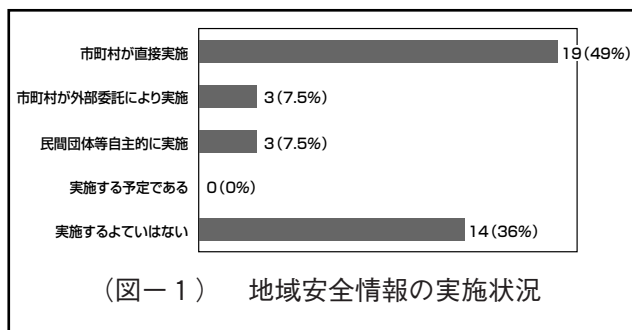
加 藤 拓

全国各地で、子どもの安全を脅かす事案が多数発生している。茨木市でも、重大な事象は生起していないものの、声かけ等の事案は多く発生している。

そのような状況の中、各市で様々な取組が実施されているが、ここでは、「住民生活における安全・安心政策研究」アンケートをもとに、「地域安全情報の配信」について考察したい。

今回のアンケート結果をみると、64%にあたる25市町村が何らかの形で電子メールによる地域安全情報を配信している。（図－１）

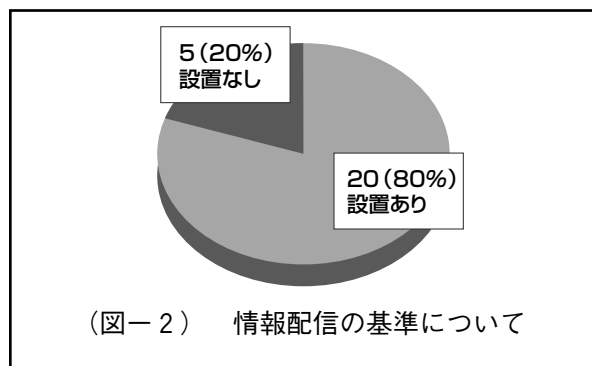
茨木市でも、「茨木っ子見守りメール」という名称で実施している。



（１）情報配信の重複

アンケートでは、回答のあった25市町村のうち、80%にあたる20市町村が配信の基準を設けていると回答している。（図－２）

基準の多くが、「公的機関からの提供」ということや、「警察と確認した情報である」というものであり、情報の正確性を確保するには、必要な措置であると思われる。



本市でも、配信基準を「子どもの安全を脅かす情報のうち、本人・保護者が承諾し、警察と確認できた事案」と定めているが、そこで、課題となってくるのが、大阪府警が実施している「安まちメール」との重複である。警察と確認した後に情報配信を行っているので、ほとんどの場合「安まちメール」と「茨木っ子見守りメール」が同じ情報を配信し、しかも「安まちメール」の方が早い段階で流れるということになってしまっている。情報を受ける側からすると、同じ情報を二度受け取ることになり、しかも、市からの情報が遅れて送られてくるという状況となるため、市町村が実施する意味が問われている。

同アンケートで、情報配信を実施する予定のない14市町村のうち50%にあたる7市町村が、その理由に「安まちメールの推進」をあげているのもうなずける結果である。

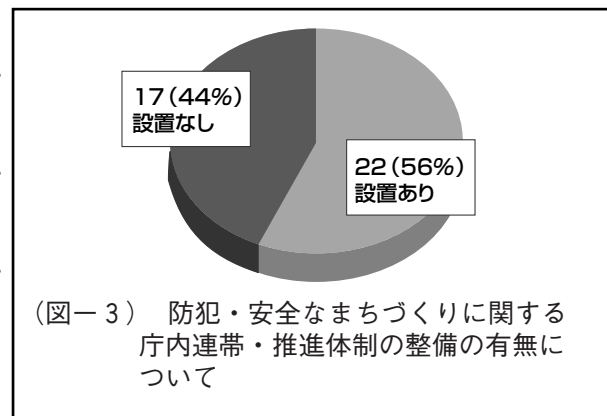
(2) 市町村ならではの情報配信

そのため、市町村が実施している情報配信に別のねらい（付加価値）を持たせることが必要になってくると考える。

付加価値の一例として、「より地域に密着したきめの細かい情報を配信する」ということが考えられる。茨木市では、メールによる情報配信を平成17年度より実施しているが、平成18年度より、学校別情報を配信できるシステムに作り直した。昨年度までの登録をいったん廃棄し、新たに登録する際に情報提供を希望する小・中学校名を選択してもらうようにした。そうすることで、例えば校区で緊急事態が発生した場合に、『緊急一斉下校を行います。可能な方は、〇時に小学校前に集合してください。』といった情報を流すことが可能となった。

現状では、子どもの安全に関する情報のみに限定しており、幸いにも緊急事態が発生していないこともあって、緊急下校の訓練時に学校別配信を使っただけであるが、例えば、「下校時間の変更」や「参観・懇談会の案内」などにも活用範囲を広げることも可能である。

一方、情報配信を子どもの安全に関するものだけではなく、より広範囲の情報提供という付加価値も考えられる。今回のアンケートでは、5市町村が「不審者、光化学スモッグ、有害鳥獣、気象情報、防災・災害に関する情報、防犯啓発等の情報を配信している」と回答している。そのように情報配信を、市民サービスの一環と位置づけることにより広範囲の情報を提供することも可能となるが、そのためには、今回のアンケートで56%にあたる22市町村が設置していると回答している「庁内連携・推進体制の整備」が重要になってくる。(図－3)



子どもの安全を守る取組に大きな関心が寄せられるようになったのは、ここ数年のことである。そのため、定番の取組だけではなく、各市町村でそれぞれ創意工夫しながら取組を進めていることが今回のアンケートにも現れている。茨木市でも、取組を進めながら出てきた課題について他市町村を参考にさせてもらいながら改善していこうと考えており、今後も、今回のアンケートのように市町村間で情報交換をしていくことが重要であると考えている。

地域の「安全力」をいかに高めるか

摂津市教育委員会総務課

馬 場 博

平成13年に大阪府内小学校で起こった児童殺傷事件以後、子どもたちが安心して学び、生活し、育つ場所であるはずの学校の安全が揺らいでいる。そこで、この政策研究において、学校の安全施策として本市が市民参画により取り組んでいる「学校受付員制度」の効果について考察した。

学校で児童に危害が及ぶ事件は13年の事件が初めてではなかった。11年に京都府内小学校で児童殺害事件が起きたが、当時は「開かれた学校」との考えから校門が開け放たれており、誰でも学校に入れる状態だった。13年の大阪の事件でも、開いていた門から侵入されたが、この事件はあまりにも衝撃的であったため、緊急対策として門扉の改善や通報装置の導入など、設備の改善が大阪府内の多くの学校で行われた。しかし、15年には再び京都府内小学校で児童に傷害を負わせる事件が起こった。同校には防犯カメラや侵入報知器が整備されていたが、その設備を活用する体制が十分ではなかった。翌日にも、兵庫県内小学校で侵入事件が発生した。更に17年には大阪府内小学校で教員が殺害される事件があった。学校で一定の対策を講じているにも関わらず、侵入事件が発生しその都度、対策を迫られた。本市でも15年の事件を受け校長会や保護者会から学校の安全確保に強い要望が出された。その対策を協議する中で①侵入されてからでは遅すぎる、②地域に開かれた学校との両立を図る、③そのためソフトな対策が望ましく、いわゆる学校の「要塞化」は避ける、ことを基準とした。検討の結果、校門に受付室を設置し、地域住民がボランティアとして受付をする「学校受付員制度」を16年度に創設した。この施策は、防犯カメラや警報装置など機械による監視ではなく人と人の対応により、また専門の警備会社ではなく住民参画を募ることで学校の安全に地域の関心が高まることも期待した。

今回の連続講座では指導教官である立正大学小宮教授から基調講演の中で、犯罪機会を除去する視点から領域性（入りにくく）、監視性（見えやすい）を高めるまちづくりのための「地域安全マップ」の概念の指導をいただいた。その有用性は作成過程に児童、教師、保護者、地域住民が関わることで①児童の危険予知能力の向上と、②参画者の地域への安全意識が向上すること、にあった。次に、先進市視察した三鷹市では、安全対策の中心にある「安全推進協議会」に多くの市民が施策の計画段階から参画し、提言と実践活動を行っているとのことであった。また公開セミナーでは、春日井市からは「安全アカデミー講座」を通して地域の安全リーダーを養成し、市民による自主的な安全活動を促しているとの発表があった。同じくNHK「難問解決！ご近所の底力」の番組ディレクターからは、地域にはキッカケさえあれば自主的な住民活動に取り組む人材がいるという報告があった。これら指導教官の問題提起や先進市の取り組み、マスコミの事例などが示唆するのは、地域での安全力を高めるための政策では、①地域の住民活動がカギとなること、②その住民活動を促し支

援していく施策が重要である、と言える。

この視点から本市の「学校受付員制度」を見ると、施策が目指したものは住民の参画による地域に根ざした活動にあり、学校の安全という「点」で始まった施策が、住民が関わることで地域全体の安全力を高める「面」での効果も期待できる仕組みを持つものであるといえる。したがって、この制度は今後とも住民の参画がカギであり、折に触れて参画者や地元住民、保護者に制度の趣旨を説明し理解を求めるなど、継続的な住民参画が図れる方策が今後の課題と考えている。

住民生活における安全・安心政策研究—連続講座」を受講して

摂津市生涯学習部青少年課

滝 靖 彦

連続講座を終えるにあたって、この1年を振り返ってみる。耐震強度の偽装問題対策、公営プールでの子どもの事故死、飲酒運転による交通事故の増加、そして、ノロウイルスの蔓延など、住民の安全安心に関わる様々な事件、事故があった。また、最近では子どもの安全の脅威は、不審者による犯罪だけでなく、自殺にまで追い詰める深刻ないじめや親による子どもの虐待も社会問題化している。これだけ市民生活を脅かす事故や事象が起きますと、誰もが自分たちの生活に安全安心を求めるのは当然のことであろう。

この講座では、住民生活における安全・安心の問題のうち、昨今の子どもの安全環境の急激な変化から、子どもの安全確保が大きなテーマになった。そこで、研究会での先進事例の視察や府下の自治体へのアンケートも、地域防犯と子どもの安全確保に重点を置いたものとした。小さな子どもが安全に生活できるまちは、老若男女誰にとっても安全であるのではないかとの思いもあった。視察とアンケートを通じて感じたことは、それぞれの自治体で、地域の実情に応じて工夫しながら、子どもの安全確保や地域防犯を行っているが、取り組まれている活動や対策自体は、どの自治体もそれほど変わりはないということであった。その中で、うまくいっているもの（ところ）と、そうでないもの（ところ）があるとすれば、違いはやり方に差があるのではないかと思う。我々、自治体の職員としては、対策や活動に人的、物的コストをかける限りは、客観的な安全度を高めると同時に住民の安心感を高めることを目指したいところである。講座の締めくくりにあらためて安全安心について考えたいと思う。

そもそも、安全安心とはどういうことであろうか。例えば、住民生活を脅かす事件や事故が何か起こるとする。自治体では、その原因の究明とともに、安全性の強化策や安全基準の設置など対策が図られる。それによって住民が体感する安全度も高まるかどうかが問題となる。最近では、安全と安心は並べて使われることが多い。辞書によると、安全は「安らかで危険のないこと」と物事に主体があるのに対して、安心は「心配・不安がなく、心が安らぐこと」と人に主体がある（広辞苑第5版）。安全の基準を満たしていても、安心であるかどうかは、個々の主観にもよると言えよう。よって、住民生活の「安心・安全」の両方を高めていくには、行政の取り組みに合わせて、住民の関与が有効であり、そこで有効なしくみが協働であると思う。住民にとっても、行政と協働することで、当事者意識が強まったり、住民としてのニーズを反映させたりすることで、安全対策の取り組みがより実感され、市民が体感する安心度が増すのではないだろうか。対等な関係を土台とする協働では、行政も市民も依存関係に陥ることなく、お互い当事者意識を持って問題にあたることが大切である。協働型のまちづくりでは、市民のやる気をバックアップできる仕組みを行政が提供し、

双方が本気で取り組むことで、安全・安心のまちづくりを推進していくことができるのではないだろうか。

最近では、地域で自治会や行政等による防犯パトロール等が広く行われるようになり、子どもが地域で犯罪に巻き込まれる状況も少し改善が見られてきているという。まさに「継続は力なり」といえる。子どもの見まもり活動やパトロール活動を通じて、これまであまり関わりのなかった地域の団体同士が同じ目的の下、連携して活動する機会が以前より増えた地域も多いという。今後は、子どもたちが安全に学び成長できる居場所づくり、親の“子育て”が“孤育て”にならない環境づくり、さらには、老若男女がいきいきと生活できるコミュニティづくり、すなわち、地域での住民同士が“つながれる”場所づくりが「住民生活における安全安心なまちづくり」の次の課題であると私は思っている。自己の担当する青少年関係の事業を通して、少しでも実現できるならばこの研修の成果である。

最後に、無事講座を終了するにあたり、連続講座で講義いただいた講師の方々、この連続講座に参加された研究員の方々、視察先、フィールドワーク、アンケート調査でお世話になった自治体の方々、そして、マッセOSAKAの事務局の方々に感謝したいと思う。

住民生活における安全・安心政策研究—連続講座」を受講して

摂津市保健福祉部こども育成課

古賀 順也

子どもたちが犯罪の犠牲になる痛ましい事件が後を絶たないため、行政、警察、学校、地域が連携し、パトロール活動や不審者情報発信による啓発活動など、子どもを守る取組みが全国各地で行われている。本市においても、小学校や幼稚園の正門横に受付員の配置やPTAや自治会などによる下校時の見守り活動、青パトでのパトロール等を実施し、地域全体で子どもを守る取組みを行っているが、子どもの安全を脅かす事象が止むことがない。このような状況のもとで子どもたちをどのようにして守っていくのかを研究し、その成果を本市の子どもの安全安心施策のさらなる充実に生かせればと思い、今回この連続講座に参加させていただいた。

学校や通学路、公園といったいわゆる子どもたちの生活圏において、大きな犯罪事件が起きているが、これまでの学校や地域の安全対策は、大人たちだけが思考錯誤し、子どもたち自らが考えて行動し、自分の身を守る教育があまりなされていなかったと言える。子どもたちが犯罪に遭わないためには、子どもたち自らが行動し、犯罪に遭わない力や判断力をつけることが何よりも重要であり、その最も有効な手段は小宮先生が考案した「地域安全マップ作り」と言える。多くの犯罪が「入りやすい場所、見えにくい場所」で起きており、子どもたちが、自ら通学路やまちを歩き、このような危険な場所をマップにまとめることで、子どもたちはどのような場所で犯罪が起こりやすいのか見極める力がつくとともに、危険管理の意識も高まってくる。

ただし、マップ作りが目標ではなく、子どもたち自ら作成する過程に意義があるため、より多くの子どもたちがまちを歩き危険な場所を点検する必要がある。多くの子どもたちが、地域安全マップ作りに関われるようにそれを教える指導者の育成が不可欠である。今回の連続講座において、私も小学校の「地域安全マップ作り」に参加させていただき、フィールドワークにも同行させていただいたが、「地域安全マップ作り」は、子どもたちを引率する指導者の力量が必要であると強く感じた。子どもたちは、フィールドワークの間に、目的を見失う場面が多々あり、肝心な「入りやすい、見えにくい場所」を見落としがちな点があったことは否めない。これを引率の教員さえも、子どもたちを適正に指導することなく、結果的に「地域安全マップ」の作成が目的となってしまうといったグループがあったのが残念である。そのため、「地域安全マップ作り」の指導者やリーダーの育成が緊喫の課題と考える。また、学校関係者だけでなく、行政や地域住民も参加することで、「入りやすい場所、見えにくい場所」を認識し、物理的にそれらを「入りにくい、見えやすい場所」へと改善できれば、子どもたちのさらなる安全性の確保にもつながると言えよう。

以上のように、安全で安心なまちづくりを進めるには、「地域安全マップ作り」を通して、子どもたち自らが危険性を認識し、犯罪被害から回避する能力を高めながら、これを継続的に再点検して

いくことが重要であると考え。また、これに合わせて、行政及び警察、学校、地域住民が一体となり、大人たちが責任をもって持続的に子どもたちを見守る仕組みも構築していかなければならない。そのためにも、各々の活動が義務感にとどまらず、地域住民が自発的に子どもたちを守り、外に出て生活を楽しむまちづくりを進めることが重要であると考え。

犯罪に強い街づくりのため施策について

東大阪市 危機管理室

山 本 浩 嗣

序論 近年、様々な事件や事故が大きな社会的問題となっています。それらの事象に対して、被害発生防止のための対策が求められ、そして実施されているところですが、被害の発生抑止にはなかなか繋がっていないのが現状であります。「住民生活における安全・安心政策研究」を通して、被害発生防止施策の手がかりとなる何を模索できればと思い、今回参加をさせていただきました。

1 ハード面での対策

- (1) 安全・安心施策を考えるにあたり、まずハード的な部分として都市計画が挙げられます。これは小宮信夫先生や瀬渡章子先生のお話いただきました「犯罪機会論」からのアプローチです。これまで犯罪に対しては「犯罪原因論」からのアプローチで対策がなされてきておりました。犯罪原因論とは、犯罪者（人）の異常性を人格や環境から見出して人格改造や環境改善により構成させる遠いものです。しかし、犯罪原因論的対策では事件発生後の対応であり、かつ個人ごとの対策であるため、犯罪発生数はなかなか減少しておりません。欧米では現在、より効果の高い「犯罪機会論」からのアプローチによる対策が採られているそうです。これは誰もが少なからず犯罪者になりえるものとして、その犯罪を起こす機会（環境）を減少させようとするものであります。
- (2) 犯罪機会論的対策のキーワードは「入りやすい（逃げやすい）」「見えにくい（管理されていない）」という環境面における2点。これら環境面の責務を担うのは地方自治体であり、このことから欧米では防犯は警察の所轄ではなく地方自治体が担っており、そして地方自治体の施策に防犯的配慮がなされていなかった場合、それによる被害を被った住民から訴えられるそうです。日本においては、未だ防犯は警察の所管であるという意識が根強く、警察内部においても犯罪原因論的な対策が主流であるため、犯罪発生件数の減少が見られておりません。犯罪機会論的対策を実践できるのは、やはり地方自治体なのです。

2 ソフト面での対策

- (1) 犯罪機会論的対策としての区画性と無死角性を有した街づくりを推進することは重要ですが、しかしながら全てに対してハード整備を行うのは容易ではなく、住民一人一人に対する「当事者意識を持ってもらう」といったソフト面での対策も平行して必要となります。ソフト面的なアプローチの一つとして小宮信夫先生が推進されております「防犯マップ作り」が挙げられます。

(2) これは地域における「入りやすい（逃げやすい）」「見えにくい（管理されていない）」場所を住民自らが実地調査し、地図を作成するものです。このような地図を作成する事により、街における危険な場所を見分けるためのスキルが培われ、被害者を減少させる事に繋がります。また、地域ネットワーク作りも重要なポイントです。住民同士が繋がりを持つことで、「監視」という形ではない「見守り」が生まれ、それがその地域の防犯力となるからです。

結び 安全・安心というものはハード面の整備とソフト面の補完によって成り立つものです。ハード面の整備レベルが高ければ、ソフト面の負担は軽くなり実施しやすくなります。逆にハード面の整備レベルが低ければ、それを補うためにソフト面の負担が大きくなります。ただし「住民生活における安全・安心」におけるハード面は非常に範囲が広く、その充実には莫大な時間や費用がかかるため計画的に進める必要があります。同時に、自治体職員のみならず、住民一人一人が「安全・安心を人任せにしない」という意識を持てるような施策を進める事が重要であり、そのためには人に教えられるのではなく「自ら気付き、判断する」ための体験型施策の充実がポイントになってくると考えます。

「住民生活における安全・安心政策研究一連続講座」を受講して

八尾市教育委員会事務局 教育総務部教育政策課

網 中 孝 幸

最近、全国で子どもたちが事件や事故に巻き込まれるケースが相次いでいます。本市の安全・安心のまちづくり、とりわけ未来を担う子どもたちを犯罪から守るための取り組みを進めるにあたり、今後どのような視点が重要であるかを講座に参加した学識経験者や各市の自治体職員から意見交換及び情報収集を行いながら学びたいと考え、今回の連続講座に参加しました。

はじめに、本市も導入に力を入れている「地域安全マップ」については、今回の連続講座の指導助言者である立正大学の小宮信夫教授が提唱するように犯罪の“原因”に注目するのではなく、予防に力点を置いて犯罪の多い“場所”に注目する「機会なければ犯罪なし」という考えに立って進める必要があります。また、留意する点としては、従来の不審者情報や犯罪発生箇所が掲載された誤った地図に見られるような「知らない大人は犯罪者だと思え」的な考えではなく、「地域安全マップ」は、“入りやすい場所”・“見えにくい場所”をキーワードに子どもたち自らが危険と安全に気づき・学ぶ力をつける中で、「人を信じなさい」という教育の基本に立ち、安全・安心の感覚を培うことが重要であります。

そして、「地域安全マップ」に見られる取り組みは、子どもたちや地域の人々、行政関係者等が関わり、実際の参加体験を通じて、落書きや放置自転車をはじめ近隣・行政が無関心の場所である、まちのほころびに気づき、行動することで、地域の安全・安心の免疫力、ひいては地域で自治を担う地域力を高めるための具体的なまちづくり手法の一つとして有効であると考えます。また、「地域安全マップ」は一度地図を作ると終わりというものではなく、まちを歩き、模造紙にワイワイガヤガヤと手書きで作るプロセスが大切であり、かつ「自分たちが作った地図」という愛着が生まれ、繰り返しマップを作ることで危険を事前に予測して未然に防ぎ、もし防ぎきれなかった場合は被害を最低限におさえることのできる危険回避能力が高まります。

一方、このような中、大阪府では、開発経費や今後の維持負担を要する、地図をデータ化してシステムに入力し、各自治体や学校での自主的な運用という方向で事業を進められていますが、事業の導く将来像や成果が十分に検証されないまま、府内市町村が府にお付き合いをさせられている。このような事業は、市民の真のニーズではなく、逆に市民の安全・安心のまちづくりに対する当事者意識を希薄化すること等につながることから、本事業の見直しを行い、例えば、学生の社会貢献、青年の居場所づくりや地域のボランティア活動の活性化という点にも着目しながら「地域安全マップリーダー養成講座」や「道くさ（通学随行員）ボランティア養成講座」の募集を行い、受講後の人材の登録、登録者への派遣の斡旋など、フィールドワークや参加体験型のメニューを中心に人と人とが緩やかにつながる仕掛けの取り組みや事業の充実に再考することを提案いたします。

最後に、地域の人々が、暖かい眼差しで、通学する子どもたちの道くさを見守ることができるように、疑いではなく、信頼に基づく地域社会の実現に向けて、今後も、様々な手法を組み合わせながら地道な取り組みを長く続けることが重要であることから、市民や地域、関係機関との連携・協力を努め、住民生活における安全・安心の施策の展開に今回の連続講座で学習したヒントを活かしながら、知恵を絞り、実践していきたいと思います。

(参考文献)

小宮 信夫 『子どもの安全をどう守るか』 都市問題研究 平成18年2月号 2006年

水月 昭道 『子どもの道くさ』 日本居住福祉学会居住福祉ブックレット 東信堂 2006年

「見習うべき先進自治体の共通点」

八尾市企画財政部自治推進課

久保信哉

全国で、子どもを狙った凶悪な事件があいつぐなかで、「安全・安心のまちづくり」は、いずれの自治体にとっても緊急の課題であり、実際にさまざまな施策が各地で展開されている。

しかし、「まちづくり」という行政の永遠かつ究極の課題は、そう簡単なものではない。

今日、「市民協働のまちづくり」が叫ばれる中であって、全ての市民の総意で行う「まちづくり」は、不可能と言える。大多数の賛成があっても、一人の反対は必ずあると言ってよい。だが、「安全なまち」づくりとなれば話は違う。「安全なまち」は全ての市民の願いであり、「物騒なまち」を望む者は一人としてない。

このような「安全・安心のまちづくり」に、行政ができることは、いったい何であろうか。

今回の「研究」では、立正大学の小宮信夫先生の「犯罪機会論」をベースに、さまざまな視点から、「安全・安心のまちづくり」の事例などを学ぶことができた。70年代まで主流であった「犯罪原因論」は、犯罪者自身に原因があるとする考え方で、その動機の大部分は犯罪者の人格や置かれている境遇などに左右されるため、行政の入り込める余地は少ない。その一方で、近年注目されている「犯罪機会論」は、「入りやすく見えにくい場所」で犯罪が起こりやすいとするもので、さまざまな手法で行政などが入り込むことができる。例えば、公園や道路の改修、木の伐採、街灯の整備、落書き消しなど、行政や地域住民の手でできることが多い。

また、視察やシンポジウムを通じて、先進都市の事例も参考にさせていただいた。

市民の関心が高いと言われる東京都三鷹市の場合は、「安全安心・市民協働パトロール」に代表されるように、市民との協働を安全安心のまちづくりに上手く取り入れている。ここ数年の間に、生活安全条例を制定し、生活安全推進協議会を設置したほか、市役所には安全安心課が生まれた。また、警察官OBが青色パトロール車で、夜間まで市内の巡回を行っている。

愛知県春日井市もまた然り、今回の研修で講師としてお話いただいたのは、愛知県警から市に出向する現職の警察官であった。同市でも、前市長の強力なリーダーシップのもと、市民安全課が、そして安全なまちづくり協議会が発足し、現職の警察官を防犯の担当の一人として招いている。さらに驚くべきは、ともすれば業務の縦割りが揶揄される行政において、その各部会の事務局を安全の担当でない職員（建築、税など）が受け持ち、全庁をあげて安全なまちづくりを推進しているところだ。

こうして見ると、先進都市といわれる自治体には共通点がある。一つは、首長の強力なリーダーシップ、もう一つは、市民・行政・警察、三者の円滑な関係である。もちろん、警察の取り締まり、行政の啓発活動など地道な取り組みも必要だが、それらはしっかりとした基盤の上でこそ効果が上

がるものであり、「下手な鉄砲は、数を撃っても当たらない」ものである。その基盤を構築することが、行政がなすべき第一歩ではないだろうか。犯罪の少ない三鷹市で、もともと市民の関心が特に高いはずもなく、そのようなしっかりした基盤（テーブル）の上に、行政が上手くリードをしながら三者の関係を築いているように思える。

犯罪件数に地域差はあっても、犯罪のない社会を願い、子どもたちの安全を思う気持ちに地域差はないはずである。

「住民生活における安全・安心政策研究一連続講座」を受講して

岸和田市市民生活部保険年金課

鴨 都弥世

自治体によって、安全・安心なまちづくりに対する考え方はさまざまである。近年、増加傾向にある子どもへの犯罪被害・犯罪の低年齢化に対する政策については、模索中の自治体も多いのではないだろうか。

今回の連続講座では、特に子どもに対する安全・安心に照準を絞られていたように思う。子どもを守ろうとする大人の力を、防犯活動を高める手段にするのもひとつの方法だと考えさせられた。

講座を受講し、安全・安心なまちをつくるための政策を打ち出す際に、注目する点が2つあった。

まず、1つ目は、「地域力」を高めることである。

土地柄により地域性は変わってくるので、政策を打ち出す際は、それも考慮しないといけないだろうが、犯罪に強いまちは、「地域力」の強いまちであるということだ。住民自身が、防犯に関心をもたないことには、どんなに高性能の機械を導入しても、自治体がガイドラインを作っても効果はないのである。使いこなすのも運用するのも「ひと」なのである。それも、ただの「ひと」ではなく、地域でコミュニケーションをとり、防犯意識を高めていくことができる「ひと」である。先進といわれる自治体は、住民ひとりひとりが問題意識をもって活動している。まず防犯意識をもったひとが、ひとと関わることによって、「地域力」が高まっていく。それによって培われた地域力は、防犯だけでなく、すべての行政活動においても関わりをもつことができるという好循環を生みだしていけるのではないだろうか。

次に注目したのは、自治体の「統率力」である。

市民協働、市民参加型の事業が注目されているが、そのリーダーとなるのは、やはり自治体である。リーダーの能力次第で、政策は成功すれば失敗もする。住民だけでなく自治体職員の防犯に対する関心を高めることが必要である。

本市では、「行政課題研究」という、自分が担当している仕事以外で、これからの行政問題についてチームで研究・発表する研修がある。私自身、その研修を受けるまでは防犯に対し、どう対処したらいいかわからなかったが、研修を進めていくうちに、問題意識を持つことができた。

犯罪に強いまちづくり事業においては、担当課だけで対応するには限界がある。自治体という大きな枠の中でひとりひとりが防犯意識を高め、協力しあわなければ、施策は成り立たないということを、職員が自覚をもって取り組まなければいけない。安全・安心のまちを作るために自治体がまずおこなうべきなのは、職員の防犯への意識を高めること。そして、市民のリーダーとなるひとづくりであると思った。

自治体が施策をつくる際に、その効果を早急に求めがちであるが、安全で安心なまちをつくるの

は、一朝一夕でできるものではなく、時間がかかるものである。公・民それぞれが問題意識を持って小さなことでも、できることから取り組んでいくことが重要なのだと感じた。

「住民生活における安全・安心政策研究」

(内 容)

住民の生活を脅かす事件や事故、災害が多発する昨今、住民の生命および安全・安心を守ることが、自治体の使命であり、もっとも重要であり緊急の課題となっています。

しかし、各自治体は限られた予算のなか、いかに効果的な施策を実施するのか苦慮しているのが現状です。

この連続講座では、各分野のゲストスピーカーの講演および先進地視察、府内市町村へのアンケートの実施と分析を通して、住民、とりわけ子どもの安全を守るには、どのような方法があるのかを研究し、最後には各参加者がレポートにまとめました。

(期 間)

平成18年 5 月～平成18年12月

(指導助言者)

立正大学文学部教授 小宮 信夫

(参 加 者)

所 属	氏 名
茨木市教育委員会学校人権教育課	加 藤 拓
摂津市教育委員会教育総務部総務課	馬 場 博
摂津市生涯学習部青少年課	滝 靖 彦
摂津市保健福祉部こども育成課	古 賀 順 也
東大阪市危機管理課	山 本 浩 嗣
八尾市教育総務部教育政策課	網 中 孝 幸
八尾市企画財政部自治推進課	久 保 信 哉
岸和田市市民生活部保険年金課	鴨 都弥世

(スケジュール)

・連続講座

第1回 平成18年5月23日(火) 基調講義

「犯罪につよいまちをどう構築するか ～子どもを犯罪から守るために～」

講師：小宮 信夫 氏

第2回 平成18年6月26日(月)

「住宅の安全」

講師：瀬渡 章子 氏

第3回 平成18年7月5日(水)

「こどもの安全」

講師：横矢 真理 氏

第4回 平成18年7月25日(火)

「学校の安全をいかに守るか」

講師：喜多 明人 氏

第5回 平成18年12月1日(金) 公開セミナー

「春日井市における安全なまちづくりの取り組み」

講師：吉岡 利高 氏

「マスコミからみた安全・安心まちづくり ～成功の秘訣・失敗の理由～」

講師：黒川 敬 氏

・自主研究会

平成18年9月11日(月) 視察及び市町村アンケート内容についての打合せ

・先進地視察

平成18年9月28日(木) 赤坂子ども中高生プラザ(なんで～も)

平成18年9月29日(金) 三鷹市生活環境部安全安心課

特別研究－連続講座
住民生活における安全・安心政策研究
講演録

2007年（平成19年）3月

発行 財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

〒540-0008

大阪府中央区大手前 3－1－43

大阪府新別館南館 6 階

TEL 06－6920－4565

FAX 06－6920－4561